

令和元年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

令和元年11月29日（開会）

令和元年12月23日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和元年第四回定例会会議録

(令和元年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（1 1 月 2 9 日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 8 号 上程	9
報告	
1. 議案第 6 8 号～議案第 7 6 号 一括上程	1 0
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 7 7 号 上程	1 3
説明	
1. 議案第 7 8 号～議案第 8 3 号 一括上程	1 7
説明、質疑	
議案第 7 8 号～議案第 8 0 号・議案第 8 2 号・議案第 8 3 号 総務文教委員 会付託	
議案第 8 1 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 8 4 号 上程	2 2
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第 8 5 号 上程	2 3
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 8 6 号 上程	2 3
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 8 7 号 上程	2 5
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 請願第 2 号・陳情第 5 号 一括上程	2 7
総務文教委員会付託	
1. 日程報告	2 7
1. 散 会	2 7

第 2 号（1 2 月 1 0 日）（火曜日）

1. 開 議	3 0
--------------	-----

1. 議案第77号 上程	30
意見陳述、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第88号～議案第90号 一括上程	44
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 一般質問	48
堀内 貴志 議員	48
1 新庁舎建設事業に関する住民投票条例案について	
(1) 新庁舎建設事業のこれまでの経緯～費やした月日、職員の労力や予算の確認	
(2) 住民投票条例制定の必要性～市長の意見書の確認	
2 日本遺産の麓地区の活性化対策について	
(1) 日本遺産認定の経緯とその目的～観光振興とまちづくりとの関係について	
(2) 日本遺産に認定された史跡の保存方法は	
3 自動運転装置の車両の導入について	
(1) 全国で試験的に運用されている自動運転装置の取組について	
(2) 将来的な構想の中で本市に検討の余地はないのか	
川越 信男 議員	60
1 青少年海外派遣事業～夢の翼について	
(1) 香港情勢の情報収集と現在の状況について	
(2) 派遣に対する子ども達や保護者の思いについて	
(3) 事業の実施について	
2 地域振興計画について	
(1) 地域振興計画に係る取組について	
(2) 地域振興計画の策定について	
(3) まちづくりの将来像について	
3 たるみず元気プロジェクトについて	
(1) 本年度の実施状況について	
(2) 前年度と本年度の特徴の違いについて	
(3) 広報たるみず11月号掲載の2つのケースについて	
(4) 次年度に向けた啓発について	
4 新庁舎整備事業について	
(1) 進捗状況について	
(2) 基本設計の安全性について	

1. 発言の取り消しについて	70
1. 一般質問	70
池山 節夫 議員	70
1 人生会議について	
(1) 取組について	
2 防災マップについて	
(1) 本城川の浸水想定区域の見直しについて	
(2) 市内の浸水想定と対策	
(3) 新しい浸水想定区域によるハザードマップの作成時期は	
(4) 新庁舎建設予定地の浸水対策について	
3 ウィンドウズ7サポート終了について	
(1) ウィンドウズ7のサポートが終了するということで、今年度で予算を計上していたが、現在の進捗状況はどうなっているのか。	
4 文化会館について	
(1) 機器の老朽化について	
(2) 更新に対する見解	
5 住民投票条例案について	
(1) 投票率の規定について	
(2) 民意について	
(3) 意見陳述について	
前田 隆 議員	81
1 財政について～市庁舎建設後の財政	
(1) 令和元年度末の積立基金総額と市有施設整備基金の予想額はいくらか	
(2) 建設費概要37億円に充てる市有施設整備基金と市債の内訳金額は	
(3) 市有施設整備基金取崩し後の基金積立て計画はどうなるか	
(4) 借金にあたる地方債残高と返済費の公債費はどれくらいになるか	
(5) 人件費・扶助費・公債費の増大で経常収支比率の維持・改善策はどうするか	
2 新庁舎建設について	
(1) 規模と建設費は大きすぎるとの声に見直しを検討すべきでは	
3 放課後児童クラブ問題について	
(1) 本市の児童クラブの現状と待機児童の有無は	
(2) 新築予定の水之上児童クラブの概要と受入れ体制について	
4 自然災害対策	

(1) 本城川等河川の堤防対策と土砂撤去要望に対し取組状況はどうなっているか	
(2) 災害弱者避難計画の個別計画の現状と課題について	
梅木 勇 議員	9 1
1 消防団について	
(1) 組織と活動状況について	
(2) 火災等発生時の団員への伝達について	
(3) 団員の出動について	
(4) 団員の確保について	
2 高齢者地域見守り対策について	
(1) これまでの取組について	
(2) 更なる拡充を	
3 働き方改革について	
(1) 認識推進について	
(2) 企業応援について	
(3) 市役所における対応は	
新原 勇 議員	9 9
1 プレミアム商品券について	
(1) 申込み率の状況は	
(2) 申し込んでから引換券が届くまでの時間がかかりすぎるのはなぜか	
(3) これまでの取組状況は	
2 インバウンド用看板設置について	
(1) QRコードにした時の費用は	
(2) 翻訳機の導入について	
3 認知症の取組について	
(1) 垂水市の取組は	
(2) 認知症サポーターについて	
(3) 認知症で徘徊する人について	
(4) 認知症予防体操について	
4 土地開発基金の繰入について	
(1) 保育園・幼稚園の副食費と小・中学校の給食費を市が負担するとしたらどの程度必要か	
(2) 新たな子育て基金として活用できないか	
5 市庁舎建設について	

(1) 地方債と合わせて使える補助金はないのか	
(2) 本予算と場所の特別議決は同時期に出すのか	
1. 日程報告	1 0 7
1. 散 会	1 0 7

第3号（12月11日）（水曜日）

1. 開 議	1 1 0
1. 一般質問	1 1 0
感王寺 耕造 議員	1 1 0
1 災害復旧について	
(1) 市道元垂水原田線の山腹修復について	
ア 市道終原新城線の道路崩壊について	
イ 市道垂水南1号線の山腹修復について	
ウ 今後の対応と市単独実施の考えは	
(2) 災害復旧工事の未実施地区は、他にないのか	
2 農地中間管理事業、人・農地プランについて	
(1) 農地中間管理事業の取組状況について	
(2) 人・農地プランの実質化（今後の取組）について	
(3) 農業委員会、土地改良区、JA等の連携について	
(4) 担い手の受入れ体制について	
(5) ICT農業の取組について	
3 堆肥センターについて	
(1) 堆肥の販売状況は	
(2) 直近5年間の生ゴミの搬入状況は	
(3) 直近5年間の修理代は	
(4) 鹿屋市の堆肥センターは廃止の方向性と聞いているが本市の今後の方向性は	
4 家屋全棟調査・空家対策について	
(1) 家屋全棟調査後のデータの活用について	
(2) 空家の有効活用について	
(3) 老朽危険家屋の対策について	
(4) 各課横断的な対策ではなく専門化した担当部署を設けるべきでは	
(5) お試し体験宿泊・地域の集いの場創設への助成の考えはないのか	
池田 みすず 議員	1 2 1

- 1 道の駅たるみずはまびらについて
 - (1) オープンして1年が経過したが、これまでの交流人口について～当初の見込みと比べてどうであったか
 - (2) マリンスポーツ施設の利用状況について
 - (3) 1年間の市としての全体評価について
 - 2 第72回全日本フェンシング選手権大会について
 - (1) 全国から参加される役員、選手等の参加人数について～本市の受入れ体制など準備状況について
 - (2) おもてなしについて、特に工夫をされ力を入れられることはないか
 - (3) 本市の物産等の販売計画について
 - (4) 本市の小中学生に観戦させることは、教育的に意義があると考えますがその対応について
 - 3 「燃ゆる感動かごしま国体」について
 - (1) ラッピングカーを導入された経緯と目的について
 - (2) オリンピックに倣って、垂水市内を回る聖火リレーのような独自の取組についての考えについて
 - 4 豚コレラ等対策について
 - (1) 本市の養豚農家戸数と飼育頭数についてと市のこれまでの対策について
 - (2) 今後の侵入防止策についての養豚業者への支援策について
 - 5 たるみず元気プロジェクトについて
 - (1) たるみず元気プロジェクトの意義（必要性）について
 - (2) 現状の課題と今後の方向性について
 - (3) 本プロジェクトの実施経緯について
- 持留 良一 議員 1 3 4
- 1 新庁舎問題～問われている民主主義と住民自治の在り方
 - (1) 新庁舎建設に関する住民投票条例案 市長の意見書（地方自治法第74条第3項の規定による）について
 - ア 事業経過に関しての疑問～公平性と透明性の保障及び民意が反映される取組だったのか
 - (ア) 外部検討委員会の役割と説明責任は果たされたのか。安全性では唯一「△」。理解と納得のできる説明が専門的視点からされたと評価されているのか。そして、市民との関係で説明責任は果たされたのか

(イ) 市内公共団体枠の選出結果と「市民目線」（意見書より）による評価結果は可能だったのか

(ウ) 内部検討委員会及び経営委員会（最高意思決定機関）の決定は、どのような方法（構成や参加者、全員参加・全員承認）で承認されたのか

イ 住民自治と民主主義という観点からの疑問。地方自治が遵守されたか。

「新庁舎建設は大変重要性が高い」と認識されていたが、そうであるならば、なぜ、「基本構想」への取組段階で、市民の声をアンケート等でとらなかったのか。「構想」に反映できたと考える。本市のとった手法は、結果として、検討委員会での「決定」を市民に理解を求めるというもので、みんなで作り上げる「市民の参加と協働」（市民との関係が積極的）というものではなく、受け身的（市民との関係が消極的）な取組になったのではないか。住民自治と民主主義及び地方自治の本旨、さらに「行革大綱」の観点から問題だったと考える

ウ 住民投票の成立要件の問題点

(ア) 条例案には拘束力はなく、住民投票は地域の重要な政策について住民の意思を確かめるため実施されようとしている。「住民投票によって是非を問う事案については、広く市民の意思を確認する手段の一つと考えている」と議会で回答。この観点からも成立要件を規定することは必要ないと考える。

2 子どもの貧困問題と子どもの権利が守られ、安心して子育てができる希望ある社会をつくるために

(1) 子どもの貧困対策推進法が改正され、子どもの現在の生活を改善するための施策が求められることになった。そのため「子どもの貧困対策計画」の策定への努力義務が求められることになったが、策定への考えは

(2) 就学援助制度の「改善」の必要性について

ア 本年度の「就学援助率」はどうであったか

イ どの点の改善が必要と考えているか（他自治体との比較も含めて）。
入学準備金の生活保護費基準の基準年齢は

ウ 今日的生活実態から考えて生活保護費基準の見直し（1.5倍まで等）の必要性があるのではないか

- エ 修学旅行費や給食費の徴収等保護者の生活に影響（立替払）を与えるような問題はないか。
 - (3) 学童保育所の職員の待遇改善の必要性（学童保育の目的・役割を果たすために）
 - ア 安定した人材確保になっているか、必要な対策をどのようにとってきたか。課題は何か。
 - イ 処遇改善の必要性と取組は
 - 3 国保事業～市民の生活と命を守るために
 - (1) 国保運営で国保都道府県単位化は実施されたが、厚生労働省は国会で「一般会計の繰入れは（法定外）、自治体の判断でできる」、「生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない」と答弁している。この趣旨を徹底して国保運営にあたられることを求めるが、来年度の考えは
 - (2) 「国保税の滞納に対する差押え禁止の基準や、滞納処分の執行停止における生活基準」について（2017/7「都道府県ブロック会議」）
 - ア 国保税の滞納状況は
 - イ 上記の「基準」の的確な運用はされているか
 - 4 観光予算の考え方
 - (1) 自治体にとって観光振興の意義をどのように考えるか
 - ア 財貨が流入する仕組みづくり、地場産業の育成（域外への出荷等）、住民サービスの向上の考え方について
 - イ 予算の要望と見直し（観光協会との意見交換）、体制の充実が求められた見解は。予算の特徴と他自治体との違いは
 - ウ 観光が地域にもたらしている経済効果を明らかにすることが、観光政策への予算を検討できると考えるが見解を
- 北方 貞明 議員 1 4 7
- 1 たるみず乗合タクシーについて
 - (1) 増便はできないのか
 - 2 道の駅について
 - (1) 道の駅たるみずはまびらがオープンしたが、1年間の来客数は。また、道の駅たるみず、森の駅の10月までの来客数は
 - (2) 経済効果は
 - (3) 道の駅たるみずはまびらの遊具について
 - 3 土地開発基金について
 - (1) 土地開発公社との違いと、今、なぜ土地開発基金を廃止するのか

(2) 土地開発基金を廃止し、基金 3 億 7,037 千円を一般財源に繰入れる使用目的は

4 新庁舎について

(1) 交付税措置 8 億円の根拠は

(2) 30 年間の償還と聞くが、市の年間の返済額は

(3) 仮に庁舎が新築された場合、新築後 5 年間の財政状況は

5 住民投票について

(1) 市長は「住民投票は必要なし」と言われたが、署名の重みをどのように考えているのか

森 武一 議員 159

1 高齢者の交通手段確保に関して

(1) 本市の運転免許返納の現状について

(2) 運転免許返納者に対する本市の取組について

(3) 公共交通機関の助成について

2 区域外・学区外通学について

(1) 指定学校の変更認定基準と本市の現状について

(2) 本市中学生の区域外就学について

(3) 広報の充実について

3 こもんそ商品券及びたるたる商品券事業について

(1) 2 商品券の販売状況と課題について

4 新庁舎建設について

(1) 車座座談会の申込み状況について

(2) 総事業費及びランニングコストについて

(3) 新庁舎建設が経常収支比率へ与える影響

(4) 新庁舎計画が公共施設等総合計画に与える影響

(5) パブリックコメントについて

(6) 9 月議会での位置変更の条例案及び予算同時提出要望に対する検討結果について

(7) 新庁舎のかさ上げについて

(8) 平成 30 年第 1 回定例会での設計予算について

(9) 市長の「理解いただいている」について

(10) 正確な広報について

(11) 住民投票に対する意見書について

川畑 三郎 議員 172

1 降灰対策について	
(1) 桜島が活発な活動をしているが、降灰除去の対策は	
2 農道・排水路の整備について	
(1) 飛岡地区の農道・排水路の今後の整備	
3 庁舎建設事業について	
(1) 民意について	
(2) 住民投票について	
1. 日程報告	183
1. 散 会	183

第4号（12月23日）（月曜日）

1. 開 議	186
1. 諸般の報告	186
1. 議案第77号～議案第83号・議案第85号～議案第90号・請願第2号・ 陳情第3号・陳情第5号 一括上程	187
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第3号・意見書案第4号 一括上程	209
説明、質疑、表決	
1. 垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	209
1. 閉 会	210

令和元年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・29	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会
11・30	土	休 会	
12・ 1	日	〃	
12・ 2	月	〃	
12・ 3	火	〃	(質問通告期限：正午)
12・ 4	水	〃	
12・ 5	木	〃	
12・ 6	金	〃	
12・ 7	土	〃	
12・ 8	日	〃	
12・ 9	月	〃	
12・10	火	本会議	条例制定請求代表者意見陳述、質疑、委員会付託、一般質問
12・11	水	本会議	一般質問
12・12	木	休 会	
12・13	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
12・14	土	〃	
12・15	日	〃	
12・16	月	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
12・17	火	〃	
12・18	水	〃	
12・19	木	〃	委員会 議会運営委員会
12・20	金	〃	
12・21	土	〃	
12・22	日	〃	
12・23	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
報告第 8 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について	
議案第 68 号	平成 30 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について	
議案第 69 号	平成 30 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 70 号	平成 30 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 71 号	平成 30 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 72 号	平成 30 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 73 号	平成 30 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 74 号	平成 30 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 75 号	平成 30 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 76 号	平成 30 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 77 号	市庁舎建設に関する住民投票条例 案	
議案第 78 号	垂水市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 79 号	垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 80 号	垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 81 号	垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例 案	
議案第 82 号	垂水市消防団条例の一部を改正する条例 案	
議案第 83 号	垂水市土地開発基金条例を廃止する条例 案	
議案第 84 号	垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 85 号	土地の取得について	
議案第 86 号	令和元年度垂水市一般会計補正予算（第 4 号） 案	
議案第 87 号	令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） 案	
議案第 88 号	垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 89 号	垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 90 号	垂水市職員の給与に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案	
選挙	垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	
意見書案第 3 号	家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める」意見書	
意見書案第 4 号	国民健康保険料（税）引き下げへの国の対応を求める意見書	

請願・陳情

- 請願第 2号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の
廃止を求める」意見書を国に提出することを求める請願
- 陳情第 3号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書
- 陳情第 5号 多額の費用を伴う住民投票条例によらない新庁舎建設促進を求める陳情書

令和元年第4回定例会

会 議 録

第1日 令和元年11月29日

本会議第1号（11月29日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年11月29日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池田みずす議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月22日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月23日までの25日間とすることに意見の一致をみております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月23日までの25日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和元年8月分、9月分及び10月分までの出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたのでご

了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、9月と10月に発生しました台風第15号と第19号による本市への直接的な影響はありませんでしたが、関東地区を中心として東日本各地では、堤防決壊等による洪水や土砂崩れなどの災害が発生いたしました。

被災されました皆様をはじめ、関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方とご遺族の皆様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

この災害を受けまして、本市では被災者・被災地支援活動の一環として10月16日から11月15日までの期間、市役所本庁、牛根支所、新城支所の3カ所に義援金箱を設置いたしました。義援金につきましては、34万9,054円が寄せられましたので、垂水市社会福祉協議会を通じて被災地へお届けしたところでございます。市民の皆様のご善意に厚く御礼を申し上げます。

次に、土木関係についてであります。平成28年台風16号で被災し、その後、長期間にわたり通行止めとなっております中洲橋がこのほど完成し、去る10月30日から通行が可能となったところでございます。

被災後3年1カ月の間、市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。より強固な橋が完成いたしましたので、安心してご利用いただけるものと考えております。

さらに、第75回国民体育大会のフェンシング会場であります、垂水中央運動公園体育館の大規模な改修工事もこのほど完了し、選手や関係者をお迎えする準備が整ったものと考えております。

次に、農林関係でありますが、農業委員会

では、平成26年度より耕作放棄地解消事業に取り組んでおり、これまでの6年間で8筆5,796平方メートルの耕作放棄地を解消しております。

本年度は、田神地区において田865平方メートルの再生に取り組み、約半年かけて稲作を行い、10月に収穫した米240キロを教育委員会に贈呈していただきました。このことを受けまして、11月18日には農業委員などが垂水中央中学校の給食に招待され、贈呈した米を炊いたご飯を試食し、生徒との交流を深めていただいたところでございます。

次に、企画政策関係につきましてご報告いたします。

道の駅たるみずはまびらでございますが、今月23日と24日の2日間、開駅1周年記念感謝祭が開催され、各種イベントが開催されたこともありまして、約1万2,000人もの皆様を訪れていただき、物産館をはじめ、各テナントにおいて、大勢の人で大変なにぎわいでございました。

また、これに先駆けて10月10日には、道の駅に併設する形で魚の直売所や精肉加工所を備えた販売店舗が民間事業者のご協力によりオープンしたところでございます。

昨年11月、道の駅本体施設がオープンし、今回、民間販売店舗が開業したことにより、当初計画がほぼ完成したところでございます。引き続き、道の駅たるみずはまびらを中心とした周辺地域の活性化につながるよう官民連携しながら、本事業の目的であります、交流人口の増加に伴う収益の増加と雇用創出の実現に取り組んでまいります。

次に、地元企業との立地協定に関しまして、本市の水之上地区にございますエスオーシー株式会社と新工場建設に伴う立地協定を9月18日に締結いたしました。同社は、本市の特産品であります温泉水を製造する企業でございますが、オートメーション化された第2工場を建設され、生産性の向上や労働環境の改善等を図りまして、

海外輸出を含む販路拡大を目指しておられます。今後、事業拡大に伴い、新たな雇用の創出や地域経済の活性化へ大いに貢献していただけるものと期待をしているところでございます。

新庁舎建設関連事業でございますが、11月1日に垂水市新庁舎建設工事基本設計を決定し、実施計画に着手しております。決定に当たりましては、基本設計案に対するパブリックコメント、外部審議会からの意見書を確認しながら庁内推進委員会で協議を重ねたところでございます。

また、新庁舎建設事業に関する理解促進や不安解消に向けた取り組みであります車座座談会の開催状況でございますが、これまで職員向け等の開催も含め、40回開催し、827名の市民の皆様にご参加いただきました。引き続き、新庁舎建設事業の理解促進を図り、市民の皆様の声を広くお聞きしながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

9月26日に、市民団体から地方自治法に基づく条例の制定に係る直接請求の最初の手続きでございます、条例制定請求者代表証明の交付申請があり、選挙人名簿への登録を確認し、10月1日付で条例制定請求代表者証明を交付するとともに、その旨を告示したところでございます。

その後、署名収集活動を経て、署名簿の提出、署名簿の審査、縦覧があり、法定署名数であります有権者の50分の1以上の839人分の有効署名を添えて11月14日付で条例制定の本請求の提出があったところでございます。

法定署名数を満たす有効署名数があり、また、法定提出期間内の本請求でございましたので、同日付で受理をいたしまして、本議会への条例案に意見書を付して上程させていただいております。

次に、水産商工観光関係についてご報告いたします。

11月3日にキララドーム及び周辺にて秋の産

業祭を開催いたしました。天候にも恵まれ、農畜産物をはじめ水産加工品の販売や本市と交流のある宮崎市佐土原総合支所の特産品等の出店、また、恒例の本市特産品等が当たります大抽選会を行うなど、大変なにぎわいでありました。

さらに、キララドーム周辺では、同時イベントといたしまして、第3回オールドカーフェスを開催し、53台の名車に魅了されるなど、約1万人の来場者で大盛況でありました。

次に、民泊型教育旅行におきましては、9月末から11月にかけて国内7校、約1,100人の中学生、高校生をお迎えし、生徒と民泊家庭において新たな出会いと思い出を育んでいただいたところでございます。

また、11月3日には、日本遺産登録を記念いたしました着地型ツアーを実施し、37名の市外からの参加者があり、本市の魅力ある観光スポットを満喫していただいたところでございます。

11月22日からは、毎年恒例となっております垂水千本イチョウ祭りを開催し、多くのお客様が来園され、自然が織りなす金色のじゅうたんをご堪能いただいております。なお、短期間ではございますが、夜間においても午後6時から9時までライトアップを行い、県内外から多くのお客様が感動されているところでございます。

今後も多くの皆様に本市を訪れていただけるよう、引き続き誘客活動の充実を図り、観光情報の発信に努めてまいります。

次に、保健関係について報告いたします。

市民の健康長寿や介護予防、子育て支援を推進することを目的として実施しております、たるみず元気プロジェクトによる健康チェックの取り組み状況についてでございますが、本年度16回の開催予定のうち、現在15回の健康チェックを実施したところでございます。

11月10日の垂水中央病院で実施した15回目の健康チェックまでに1,041名の参加申し込み中、951名の参加を得て、91.3%の参加率となっております。

おります。16回目の12月15日実施予定の健康チェックが本年度最後となります。1,000名を超える参加申し込みをちょうだいし、90%を超える参加を得ていることは、議員の皆様をはじめ、健康チェックの取り組みについて市民の皆様の一定の理解とご本人の健康に対する意識づけにつながったものと考えているところでございます。

次に、教育総務関係について報告いたします。

児童の安心安全のために協和小学校並びに牛根小学校で7月より施工しておりました、自動火災報知設備設置工事につきましては、今月末をもって完成予定でございます。

このことにより、市内全ての小・中学校施設において自動火災報知設備が整備され、安心安全な教育環境が図られることとなったところでございます。

次に、学校教育関係でございます。

10月29日と30日は、市内の小学校8校の6年生全員が垂水中央中学校に集まり、合同学習会を開催いたしました。来年4月、中学校にともに入学する仲間のきずなを深めるとともに、理科や音楽など、中学校の先生方の授業も体験することで、中学校を知る充実した2日間となりました。多くの子どもたちから友達がたくさんできた、中学校の先生がわかりやすく教えてくれた、また、小規模校の子どもたちからは、31人学級での授業が楽しかったことや、大人数で食べる給食がおいしかったことなどの感想が寄せられました。

11月14日は、市内の小・中学校合同音楽会が大勢の保護者の方々の参観のもと、文化会館で開催されました。合奏や合唱、郷土芸能など、どの学校も工夫が見られ、練習を重ねてきた内容を生き生きと発表し合い、楽しい音楽会となりました。

また、本市の学校給食センターにおきましては、12月7日と8日に東京都の女子栄養大学で

開催されます全国学校給食甲子園決勝大会への進出が決定いたしました。一昨年に続く快挙で、本年度は全国1,447校の応募の中から12のセンターに選ばれ、決勝大会に出場いたします。垂水産の食材を多く使用するメニューとなっており、全国大会での健闘を期待したいと思っております。

次に、社会教育関係でございます。

10月27日たるみずスポーツランドにおいて第2回垂水市市民スポーツフェスティバルを開催いたしました。昨年度から名称及び内容を市民の誰もが気軽にスポーツに親しむ機会となり、また、笑顔にあふれた交流の場となるようにリニューアルいたしました。本年度はさらに発展させ、午後からは垂水市グラウンドゴルフ大会とニュースポーツの集いを実施いたしました。当日は、子どもたちと高齢者が一緒に行う種目もあり、ほほ笑ましい光景が見られ、地域のつながりの大切さを再認識し、地域及び市民相互の親睦がより一層深まった一日となりました。

次に、11月2日・3日の両日、第43回垂水市民文化祭を開催いたしました。今年度は、市民の皆様の要望におこたえし、従来、別会場となっておりました作品展示と舞台発表・お茶会を垂水市文化会館に集約し開催いたしましたところ、産業祭との相乗効果もあり、例年以上に多くの市民の皆様においでいただき、文化・芸術の秋を堪能していただきました。

次に、11月15日の新聞等により報道がなされておりましたが、国の文化審議会において、垂水市の島津家墓所を含む4市1町で構成する鹿児島島津家墓所を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申がなされたところでございます。この国史跡の正式な指定は2月ごろの告示によるものとされておりますが、これが実現いたしますと、垂水市で初めて国指定の文化財となり、本年5月の垂水麓の日本遺産認定に続いて、再び垂水市の文化財が脚光を浴びることになりま

す。

今回の答申は、これまで垂水島津家墓所の保存等にご尽力をいただきました地域の方々や本市の文化財関係者の熱意や努力が実を結んだものであり、さらには、垂水市民の文化財に対する思いがかなったものと考えております。

これからも、市民の皆様や関係機関と一体となり、日本の宝であります垂水島津家墓所の保存や観光、教育への利活用等にさらに努め、専門家の皆様のご指導のもと、垂水島津家墓所を末永く後世に伝えてまいる所存でございます。

次に、出張用務につきまして報告いたします。

10月23日から香川県宇多津市で開催されました、全国道の駅連絡会総会に九州・沖縄ブロックの会長として出席いたしました。総会では、今後、道の駅が新たなインバウンド観光拠点としての機能や地域の防災拠点としての機能を拡充するために必要な取り組み等について協議がなされました。

11月10日は、大阪市で開催されました関西垂水会に議長ほか、議員の先生方と出席してまいりました。約130人の会員の参加があり、本市特産品が振る舞われるなど大いに盛り上がりしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第8号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第8号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。

報告第8号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、同条第2

項の規定によりご報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和元年8月6日午後、福祉課職員が公用車で訪問先へ向かう途中、進入道路の間違いに気づき、方向転換しようとして後進した際、後方の注視を怠ったため、駐車してあった相手方車両の左前バンパー・ヘッドライト部に衝突し、破損したものでございます。

本件は、後方不注視による一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として、車両修繕費15万8,039円、車両代車賃借料4万7,000円を支払うことで示談いたしました。なお、損害賠償金は全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。当事者には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、報告第8号の報告を終わります。

△議案第68号～議案第76号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第5、議案第68号から日程第13、議案第76号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第68号 平成30年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成30年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成30年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成30年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成30年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（篠原静則） ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長梅木 勇議員登壇]

○決算特別委員長（梅木 勇） おはようございます。

去る9月20日、令和元年第3回定例会において、決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております、平成30年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算認定について、10月23日及び24日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか等に重点を置き、審査いたしました。

なお、計数については、監査委員の審査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を求めながら予算執行の実績・効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

福祉課では、華厳園への待機者をどのように改善していくかとの質問があり、待機者については市内外の施設と連携しながら考えていきたいとの回答がありました。

障がい児デイサービス、社会福祉協議会への補助金、生活保護世帯の状況等、活発な質疑が行われました。

教育総務課では、昨年度の要望事項である、教職員住宅は空き室が多いことから、市内に居住するよう努めていくことについて、新たに赴任される先生方に教職員住宅への入居について周知し、勧めているが、入居者数増加には至っておらず、住宅の補修等について関係課と協議を進めながら、入居者確保に努めたいとの回答がありました。

教育環境の充実という中で、改修工事やトイレの洋式化をされたが、残っている課題は何かとの質問に対し、床改修、トイレの洋式化、照明のLED化、垂水小学校の擁壁化等と認識しているとの回答がありました。

学校教育課では、全国学力テスト、スクールソーシャルワーカー、外国語指導講師、いじめ、副教材費、就学援助費、給食センター等、多岐にわたる質疑がなされ、鹿児島市と出水市の取り組みを示し、就学援助制度の充実を図っていただきたいとの要望が付されました。

社会教育課では、昨年度のバス借上げについて関係機関とも協議して改善を図ってほしいとの要望に対し、主に地区公民館からのバス借上げに関する対応であったため、予算要求に当たり、連絡協議会で説明し、4地区公民館から希望があったが、財政課と相談し、9地区公民館分を計上し、要請に対応できるようにしたとの回答がありました。

また、文化財保護の予算、市民講座の改善、図書館の機能強化、文化会館の維持管理、自然学校の利用実態等、活発な質疑が交わされました。

国体推進課では、茨城国体の視察状況やフェンシング競技の育成体制についての質疑がありました。

議会事務局では、議員報酬の引き上げや事務

局の体制についての質疑のほか、関東・関西垂水会への随行職員の要請もありました。

総務課では、職員の研修制度について質問があり、研修費用については問題意識を持っており、十分な研修の機会を与えられるよう、予算措置等に努めたいとの回答がありました。

その他、長年の課題である管理公社の体制について、検討するよう提案がありました。

企画政策課では、結婚新生活支援事業補助金、道の駅たるみずはまびら、空き家バンク、ふるさと納税、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、ウェブ運営保守業務委託等、活発な質疑が交わされました。

市民課及び選挙管理委員会事務局においては、自衛官募集に関する情報提供に際し、本人確認をするよう努力してほしい。障がい者の参政権を保障するため、どの選挙においても点字用の投票用紙を準備するよう改善してほしいとの意見が出されました。

税務課では、滞納対策として、換価の猶予の申請書を窓口を設置するよう検討を求める提言がありました。

保健課では、国の下請け的なシステムとなるのではなく、市として地域包括ケアに一定程度の予算を投入し、介護保険制度に頼らなくてもやっつけられる地域づくりを目指してほしいとの意見が出されました。

生活環境課では、市営墓地の管理について質問があり、墓地台帳の再整備を行い、所有者を明確にした上で、今後の対応を考えていきたいとの回答がありました。その他、無縁仏、し尿処理場、新聞紙リサイクルについての質疑もありました。

農業委員会では、農業委員会の法改正により新制度に移行後、その成果と課題についての質問があり、目に見えての成果はないが、農業委員会に出席し、ノウハウを学んでいただいているとの回答がありました。

農林課においては、新規就農支援、防災営農、畜産、多目的機能支払交付金、市有林等について質疑が交わされ、肥育農家への助成等に関する制度化の検討をお願いしたいとの要望が付されました。

水産商工観光課では、サメ駆除事業、海面環境保全事業、産業力向上、観光客のターゲット、婚活、プレミアム商品券発行補助事業、木質バイオマス等、活発な質疑が行われました。

その中で、労働環境の整備や相談窓口の設置、業務量に対する課のあり方についての提言や政策効果をわかりやすくするため、交流人口ではなく、金額で示すよう検討できないかとの意見もありました。

土木課では、昨年度の指摘事項、不用額については災害等の対応もあり、大変だと思うが、引き続き改善を図るよう努力することに対し、補正で対応した部分もあるが、道路維持費や住宅費、災害復旧費で不用額が生じ、前年度の繰越予算であるため、補正ができなかったこと、子育て世帯の住宅リフォームが少なかったこと、1年を通しての予算が必要で減額補正が難しいことが主な原因であるとの回答がありました。

地籍調査、市営住宅、急傾斜地崩壊対策についての質問が出され、公共施設の長寿命化計画との関係性がわかるような資料を次回から添付してほしいとの要望もありました。

消防本部では、昨年度の消防団員の若い人の加入促進を図ることが地域の安全を守る上でも重要であり、対策を講じるようにとの要望に対し、高齢な団員の退団、若い人の入団で団員数は増えていないが、若返りは図られている。引き続き、ポスターやチラシ配布を実施し、入団促進に努めるとの回答がありました。

救急デジタル無線の維持管理委託料についての質問に対し、全国的に同じような金額で不要なものは省き、できるだけ削減に努めたとの回答があり、消防体制についての質問には、隣接

市との提携で何とかできているとの回答で、広域化についての質問には、機動性を持った消防活動ができるよう、現在の体制を維持したいとの回答がありました。

次に、歳入について税務課及び財政課から説明を受け、審査を行いました。

税務課では、滞納対策と徴収率を上げるため関係機関との連携や情報の共有、公正・公平かつ効率的な徴収体制を構築している努力を評価しつつ、固定資産税やたばこ税など、さらなる取り組みの必要性を求めました。

財政課では、災害復旧事業の完了による国庫支出金、県支出金の減額やふるさと納税等の減少が主な要因となり、歳入合計は前年比19億4,600万円の減となっているとの説明があり、全般的な不用額のあり方を財政課としては、どう見ているのかとの質問に対し、社会保障費等は年度末までその見込みが立てづらく、額が大きいものが多数あり、ある程度やむを得ないところではある。しかし、把握できる範囲内で各課に執行の適正化や不用額への補正対応を指導しているとの回答がありました。

次に、特別会計について報告いたします。

国民健康保険特別会計においては、滞納との関係で執行停止や資格証明書、また、特定健診や医療費について等、活発な質疑が交わされました。

後期高齢者医療特別会計については、特段質疑はなく、交通災害共済特別会計については、昨年度の農業用機械等での事故への保障について検討するようにとの要望に対し、交通事故により災害を受けた者を救済する制度であり、設立目的にはそぐわない。県内各市も同様の取り扱いとなっているとの回答がありました。

地方卸売市場特別会計では、施設の老朽化対策をどうするのか、市場機能活性化のために今後どうしていくのかとの質問があり、施設については、長寿命化か建て替えか全庁的に協議を

して方向性を早く決めていかなければと課内で話し合っており、市場機能活性化については、来年6月の卸売市場法改正後、買受人、農業者、卸売業者の意見を聞き、公平・公正なルールづくりに努めたいとの回答がありました。

審査の結果、市場経営についてさらなる努力を続けてほしいとの要望が付されました。

介護保健特別会計については、不納欠損やサービス利用時の給付制限、多額の不用額、総合支援事業等について、活発な質疑が行われました。

老人保健施設特別会計については、短期入所者が増え、長期入所者が減っているが、単年度の特徴か。経営に与える影響はあるのかとの質問に対し、コスモス苑が30年8月より超強化型の施設となり、運営収支自体は今のところ黒字で推移しているとの回答がありました。

受け入れ施設が少なく、家族介護が増えており、地域包括ケアを大切にしてほしいとの要望があるがとの質問に対しては、施設増は介護保険料の高騰につながる。現状は予防重視でいかにざるを得ない。重度化しないような方策をとっていきたいとの答弁がありました。

漁業集落排水処理施設特別会計では、加入率アップへの努力と他自治体の取り組み情報等の収集に努めていくことという昨年度の要望事項に対して、加入率アップへの取り組みとして、牛根境地区の振興会長で構成されている加入促進委員会の開催やチラシの各戸配布を行った。担当者会議等において、他自治体の情報収集を図っているとの報告がありました。

県の経営分析で施設の老朽化に伴う施設の更新・改良等が予想されるため、適正な使用料確保に努め、加入促進を図ることとされているが、具体的な対策はあるのかとの質問に対して、施設については機械の更新を適宜行い、長寿命化を図りたい。加入促進については、高齢化や自己負担もあり、なかなか難しい状況であるが、

行政として地道に努力を重ねたいとの回答がありました。

簡易水道事業特別会計では、県の経営分析、健全化・効率性についての認識、施設利用等の問題、料金の見直し等について、質疑が交わされ、経営の健全化を図るため、修繕箇所の早期発見や非効率的な施設の縮減等に努めていただきたいとの要望が付されました。

以上のような審査を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認めることに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第76号までの議案9件は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

△議案第77号上程

○議長（篠原静則） 日程第14、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例についてであります。地

方自治法第74条第1項の規定により、市庁舎建設に関する住民投票条例制定の請求を受けたことに伴い、同条第3項の規定により、私の意見をつけて当該請求に添えられた条例案を議会に付議するものでございます。

それでは、意見書の内容を申し上げます。

地方自治法第74条第3項の規定による意見書、市庁舎建設に関する住民投票条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、現庁舎建設候補地が妥当かどうかを問う住民投票条例の制定を求めるものでございます。

住民投票は、市議会と市長による二元代表制を基本とする地方自治において、これを補完する制度でございます。しかしながら、市が相当な経費を負担すること、また、市民の皆様が時間と労力をかけ投票をお願いすることになりますことから、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などを明確にした上で実施することが必要です。

このようなことから、地方自治法においても住民投票条例の制定を求める直接請求があった場合には、その請求の内容を十分に確認した上で意見を付することとされております。

今回、住民投票条例案を市議会に提案するに当たり、新庁舎建設の必要性と事業経過、住民投票条例案に関する疑問点、並びに住民投票条例制定請求の要旨に関する疑問点について、私の意見を申し上げます。

一つ、新庁舎建設の必要性と事業経過。

現在の本庁舎は、建築後60年を経過しており、新耐震基準を満たしておらず、大変危険な状況であるといえます。平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本震災では、多くの自治体で災害対策拠点となる庁舎が被災したことから、本市の庁舎についても災害に強く、市民の安心安全を守ることができる新庁舎を一刻も早く整備することが求められております。

こういった背景から、平成24年2月に垂水市

庁舎建設等庁内検討委員会を設置し、新庁舎の整備について検討をはじめ、平成24年3月に将来の財政的負担への備えのために新庁舎整備を想定した市有施設整備基金を設置いたしました。

また、熊本震災後の平成29年度には、国も地方債である公共施設等適正管理推進事業債に市町村役場機能緊急保全事業を創設して、令和2年度までの限定措置として、交付税措置のある地方財政措置が講じられたことから、本市としましても庁舎整備を行う環境が整ってまいりました。

このようなことから新庁舎建設事業を進めるに当たって、市民の安心安全の確保という視点、市財政への最小限の影響という視点から総合的、専門的視点による検討を行っていくこと、さらには、公平性や透明性を確保しながら新庁舎建設事業を進めていくといった方針のもと取り組みを行ってまいりました。

新庁舎建設事業のこれまでの経緯につきましては、平成24年2月に設置した垂水市庁舎建設等庁内検討委員会で、現庁舎の課題をはじめ新庁舎建設の必要性、規模や機能、建設位置、財源など多岐にわたる調査研究を行い、平成29年3月に新庁舎建設検討結果報告書を取りまとめ、平成29年5月、議員の皆様にもご報告させていただきました。

その後、平成29年6月、外部検討組織である垂水市新庁舎建設検討委員会を設置し、委員につきましては、学識経験者として鹿児島大学から建築の専門家、自治の専門家の2名、市内関係団体の代表など計14名を委員に委嘱し、専門的視点や市民目線での検討を行っていただく体制を整えました。

平成29年11月には、本市が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる垂水市庁舎整備基本構想を策定し、決定いたしました。

この基本構想は、現庁舎の現状と課題、基本方針、新庁舎整備の考え方が示されており、市

民目線で検討いただいた外部検討委員会の提言を踏まえ、庁舎機能や規模、整備位置、事業費や財源、事業手法、整備スケジュールといった内容を示したところでございます。

特に、整備位置については、建設スケジュールや財政への影響を考慮し、市所有の公有地である3カ所の建設候補地を示し、さらに新庁舎位置を定めるために評価項目として市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点・安全性、まちづくりとの整合性の4点を設定し、内部評価、そして市民目線による外部評価を実施し、整備位置を決定することといたしました。

平成30年3月には、新庁舎建設の具体的な設計の指針となる垂水市新庁舎建設基本計画を策定し、決定いたしました。

この基本計画は設計の指針となるべきものでありますことから、整備位置については基本構想に示された考え方に基づき調査検討を行いました。この間、各市議会定例会におきましても議員の皆様へ新庁舎建設事業の取り組み状況のご報告をはじめ、一般質問を通じて新庁舎建設に関する考え方などをご説明し、ご理解をいただきながら進めてきたものと考えております。

このようなことから、垂水市新庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託に関する予算については、平成30年3月議会において、平成30年度一般会計予算案に1億1,162万1,000円をご提案し、慎重審議いただいた結果、賛成多数で議決いただいております。

さらには、新庁舎の耐震工法に免震構造を採用するため、詳細な地盤調査を実施する必要が生じたことから、平成31年3月議会において、平成30年度一般会計補正予算案に総額2,760万円をご提案し、慎重審議いただいた結果、全会一致で議決いただき、現在、基本設計業務を終了し、実施設計業務を行っているところでございます。

また、新庁舎建設事業は大変重要性が高いこ

とから、市民向けの説明会、広報活動も丁寧に行ってまいりました。広報誌については、平成29年8月号の外部検討委員会の設置を皮切りに、3カ所の建設候補地に対する内部評価、外部評価結果を含めた基本計画案の公表、設計事業者の設計提案内容、さらには、市民の皆様が疑問や不安に思っていることを特集し、わかりやすい内容にして広報活動に努めてまいりました。

また、基本設計に当たっては、市民ワークショップを開催し、設計案への反映に努め、住民説明会や車座座談会などにおいては、市民と直接対話をする機会を設け、市民の皆様への理解促進を図ってまいりました。

特に車座座談会等については、11月21日現在で、市民向け、職員向けなど合計39回開催し、794名の市民の皆様のご参加がございました。市民の皆様と直接対話することで、庁舎建設に関する不安や疑問点などの解消に効果があったと感じております。その結果、議会に対して市民の方から建設推進の陳情が出されて、審議の結果、採択され、議会としても意思を明白にお示しいただいたところでございます。

さらに、基本設計案に対するパブリックコメントにおいても、本市が示した基本設計案に対しご理解いただき、庁舎建設事業を推進してほしいといったご意見が数多く寄せられたところでございます。

以上のことから、新庁舎建設事業は、総合的・専門的視点での検討を公平かつ透明性をもって業務に当たってまいりました。市民の皆様への安心安全の確保、そして財政への影響を考慮し、一刻も早い新庁舎整備を行う必要があると考えております。市民の皆様が不安を持たれている点については、引き続き、車座座談会等を通じて不安の解消に努めていく考えでございます。

二つ目、住民投票条例案に関する疑問点につ

いて申し上げます。

本条例案には、住民投票の成立要件として重要な投票率に関する規定がありません。そのため、市民の少数意見だけが反映されるおそれがあり、住民投票の結果は民意を十分に反映したものとはならないと考えます。

また、第15条では、「市長及び議会は、市民の意思が表明された開票結果を尊重しなければならない」とされていますが、議会制民主主義を補完する住民投票であることを踏まえ、市長及び議会が投票結果を尊重するためには、できるだけ多くの市民の皆様が投票し、意思を表明いただくことが必要と考えます。

仮に低い投票率であった場合、果たしてそれが市民の意思と言えるのか疑問が生じるものとなり、投票結果の尊重に大きな影響があると考えられます。このことから、住民投票の成立要件としてあらかじめ投票率を定めておく必要があるといえます。

次に、住民投票条例制定請求の要旨に関する疑問点を申し上げます。

今回の市庁舎建設計画に関する住民投票条例請求の要旨にありますとおり、本庁舎建設は、どこの市町村でもまちを二分する大きな問題であることは十分認識しているところでございます。

このため、新庁舎建設事業を進めるに当たっては、様々な考え方、利害関係がある中で、市役所としての機能をどうするか、市民の皆様の利便性をどうするか、事業費や財源はどうか、そして、どこに建設するかなどといったことを総合的・専門的な視点でさらに公平性と透明性をもって進めることが大変重要であると考えております。

このことから、市としては、間接民主主義の原則に従い、議会の皆様には検討過程において丁寧にご説明を行いながら新庁舎建設を進めてまいりました。特に請求の要旨にある庁舎建設候

補地が妥当かについては、事前に候補地決定の考え方をはじめ、決定プロセスや候補地評価等についても公表し、透明性や公平性に十分配慮してきたと考えております。

この候補地評価につきましては、庁内検討委員会が行った内部評価に対して、学識経験者や市内関係団体等の代表で組織された外部検討組織である垂水市新庁舎建設検討委員会が市民目線で熱心に協議をいただいて、外部評価をしていただきました。

このように、庁舎建設候補地の総合的、専門的視点からの評価をいただいたことは、大変信頼性が高いものではないかと考えております。また、市の重要な政策立案段階で行うパブリックコメントについても、これまでにない市民の皆様から意見の提出があり、内部評価及び外部評価の結果と併せて庁舎建設候補地を決定する市の意思決定過程において、十分尊重させていただいたところでございます。

このことから、庁舎建設候補地に対する様々な考えがある中で、透明性と公平性を確保した最も適切な決定過程であったと考えております。しかしながら、本請求の要旨にある「建設候補地が妥当かを問う」については、あまりにも抽象的で感覚的な意思を求める内容であり、妥当性を判断する具体的な根拠が示されていないため、市民の皆様が非常に混乱することが大いに懸念をされます。

市としては、これまでどおり市民の負託を受けた議員の皆様からご意見を賜り、ご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。そして、引き続き市民の皆様に対しても、車座座談会をはじめ、積極的な情報提供と意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

よって、新庁舎建設に関する住民投票条例を制定して住民投票を実施する必要はないものと考えております。

以上が、提案理由の説明と意見でございます。

審議の過程において、担当課長からご説明申し上げますので、どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） 今定例会に上程されております議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案については、地方自治法第74条第4項の規定により条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りいたします。意見を述べる機会については、12月10日午前9時30分から本議場において行います。また、意見を述べる時間は30分以内とし、条例制定請求代表者から意見を述べていただくことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、12月10日午前9時30分から本議場において条例制定請求代表者から30分以内で意見を述べていただくことに決定しました。なお、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により請求代表者に対し、ただいま議決した事項を通知するとともに、告示及び公表いたします。

△議案第78号～議案第83号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第15、議案第78号から日程第20、議案第83号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第78号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第80号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第81号 垂水市道の駅交流施設条例の一部

を改正する条例案

議案第82号 垂水市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第83号 垂水市土地開発基金条例を廃止する条例案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（角野 毅） おはようございます。

議案第78号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

平成29年5月17日に公布されました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、現行の臨時・非常勤職員については、令和2年4月から会計年度任用職員へ移行することとされております。

本市におきましても、改正法の制定に伴い、令和元年第3回定例会において、垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を議決いただいたところでございます。

本議案は、用語整理と先の市議会定例会での議決以降、新たに規定する必要が生じたものについて条例の規定を追加する必要があることから、令和2年4月より適用すべく改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表でご説明いたします。

まず、第3条は、第1号会計年度任用職員の報酬について定めたものでございますが、第4号及び第5号は、報酬の基準並びに種類を明確にするよう改めようとするものでございます。

次に、第6条から第10条は、用語整理するものでございます。

第14条は、この条例の規定に関わらず職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、

常勤の職員との均衡及び勤務条件等の特殊性等を考慮し、規則で定める旨の規定を追加しようとするものでございます。

第15条から第17条までは、第14条を追加することにより、改正前より1条ずつ繰り下げるものでございます。なお、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第79号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案第78号でも申しましたとおり、現行の臨時・非常勤職員については、令和2年4月から会計年度任用職員へ移行することとされており、令和元年第3回定例会においてフルタイムの会計年度任用職員の給与に係る条例となる、垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について、議決いただいたところでございます。

本議案も議案第78号と同様、用語整理と先の市議会定例会での議決以降、新たに規定する必要があることから、令和2年4月より適用すべく改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

まず、第12条から第16条までは、規定の対象を明確にするよう改めようとするもの及び用語を整理するものでございます。

第21条は、この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及び勤務条件等の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める旨の規定を追加しようとするものでございます。

第22条は、第21条を追加することにより、条を1条繰り下げるものでございます。

次に、別表第2は、専門職に10種から12種として、公民館長、公民館主事及び危機管理監の職を追加しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第80号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

議案第78号、第79号でも申しましたとおり、令和2年4月より会計年度任用職員制度が施行されます。勤務時間等の一定の条件を満たす会計年度任用職員については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業や部分休業制度も適用の対象となることに伴いまして、所要の措置を講ずる必要がございますことから、令和2年4月1日より施行すべく改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、添付いたしております新旧対照表で説明いたします。

まず、第2条は、育児休業をすることができない職員についての規定でございますが、第3号に非常勤職員の規定を追加する旨の改正をしようとするものでございます。

次に、第2条の3は、育児休業法第2条第1項において、非常勤職員の育児休業の期限は条例で定める日までとされていることから、非常勤職員の育児休業の期限について要件を定めようとするものでございます。

次に、第2条の4は、育児休業法第2条第1項において、非常勤職員の育児休業については、子の養育の事情を考慮し、特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、2歳に達する日まで育児休業をすることができることとされていることから、特に必要と認められる場合として、第1号で非常勤職員本人が育児休業中または配偶者が育児休業中である場合で、第2号の

規則で定める場合に該当するときは、2歳までの育児休業をすることができる旨、定めるものでございます。

第2条の5は、第2条の3及び第2条の4を追加することにより条を繰り下げるものでございます。

第3条は、育児休業法第2条第1項において、育児休業を延長することができる特別の事情は条例で定めることとされておりますことから、同条第7号及び第8号に非常勤職員の規定を追加しようとするものでございます。

次に、第21条は、部分休業することができない職員の規定に非常勤職員を追加する旨、改めようとするものでございます。

第22条は、部分休業の承認についての規定に、非常勤職員を追加する旨、改めようとするものでございます。第1項及び第2項は、非常勤職員に係る規定の追加及び用語の整理をしようとするものでございます。

第3項は、非常勤職員の部分休業の承認について定めようとするものでございます。なお、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 議案第81号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本議案は、令和元年10月1日付で施行されました鹿児島県の公衆浴場料金の統制額の改定に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容は、道の駅たるみずの温浴施設の入浴料金を県が指定しました統制額以下に改めようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして添付しております新旧対照表でご説明いたします。

改正は、垂水市道の駅交流施設条例の別表第

3温浴施設の項、金額中の欄中、子ども180円を150円に改めるものでございます。なお、附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第82号垂水市消防団条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、総務省消防庁からの通知を受け、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を踏まえ、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、団員となることはできない欠格条項を設け、その他所要の規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

改正内容の詳細を説明いたしますと、第5条を第6条とし、以下は繰り下げ、新たに第5条に欠格条項を設け、第1号に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者、第2号に第16条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、第3号に、6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者を追加し、当該条例の一部を改正するものでございます。また、用語の整理を行い、規定の整備を図るものでございます。なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第82号垂水市消防団条例の一部を改正する条例案につきましての説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○**財政課長（和泉洋一）** 議案第83号垂水市土地開発基金条例を廃止する条例案につきましてご説明申し上げます。

本条例案は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得を目的として設置されている垂水市土地開発基金を廃止しようとするものでございます。

廃止理由といたしまして、全国的にバブル崩壊後、土地価格が下落し、土地を先行取得する必要性が薄れ、基金としての目的を失いつつあります。本市においても、平成19年度の定住促進住宅取得以降、土地取得が行われていないことから設置目的は達成したと判断し、同基金を廃止しようとするものでございます。

基金が所有する財産のうち、現金残高3億730万7,000円については、本議会に上程しております垂水市一般会計補正予算第4号案で基金繰入金として計上し、土地については普通財産並びに行政財産へ所管換えを行うものでございます。なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（篠原静則）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○**持留良一議員** 確認の意味も含めて質疑をしたいんですけども、79号、79号と83号に関してですけども、前の9月議会のときに、この2号については、対象者はいないというような説明をされていたんですけども、今回、こういう形で出されて、これだけいらっしゃるのかなというのがわかったんですが、このことは先ほどの説明と9月議会との整合性、このことについてお願いしたいというふうに思います。

それから、土地開発基金条例を廃止するというところで、理由としては、目的を達成したんだ

ということが言われましたが、この基金によって取得した土地は、それぞれ必要な事業の予算によって基本としては買い取られ、再び基金に管理をするという仕組み、システムになっているかというふうに思うんですが、私たちがこの中で危惧するというか、これに対する、僕ら、基金の流れがどんなふうだったのか、土地開発基金を含めて土地所有者、それから事業会計の一般会計、この関係の中でどんなふうに政策的に流れてきたのか、そういう意味では、私たちもそのところを知りたいんですが、実際、本当にそういう結果として3億730万7,000円、この金額がそんなふうで形で返ってきたというそのことでの会計、いわゆる資金に関する会計、土地開発取得料金会計です、これがあるのかなのか、この会計に関する、いわゆるマネーフローチャートみたいな形だと思うんですが、いわゆるお金の流れ、それを示すのが会計だと思うんです。

僕ら、今まで結果しか見ていないんです。その会計の結果によって、その流れ、そして、適切にやられたかどうかを見るのが、私たち客観的にできると思うんです。だから、その補償がこの審議の上で十分補償されるのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○**総務課長（角野 毅）** 持留議員のご質問でございますが、この第1号議案、第2号議案につきましては、一連のものでございまして、給報との関係、ただ、本市としまして2号該当の会計年度任用職員の採用がないということだけでございまして、この整備は両方する必要性があるものでございます。

○**財政課長（和泉洋一）** 土地開発基金の資金の流れ等についてのご質問にお答えいたします。

土地開発基金は、定額運用基金でございます。会計課のほうで管理をいたしておりますが、毎月例月の監査において、監査事務局のほうで監査をしていただいております。その中で、現金

に関する事、土地に関する事ということのチェックを受けていて、決算書においてもそのことは表示いたしておりますので、議会の議員の皆様についても、説明をその中でしているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 最初の79号について、その最後のところに今回つけ加えられたのがあります。公民館長、公民館主事、危機管理監という形であると思うんですが、先ほど言ったとおり、前のあれでは、この第2号は該当者はないんだという認識と、それから、今、上のほうの方々、この方々がいらっしゃるのか十分つかんでいないんですけども。さっき言ったみたいに、説明とこの結果との今回の提案との整合性というのは、どんなふうに理解すればいいのかということ。

済みません。確かに僕らも監査で見ます、基金の流れをです。見るんですけども、全体として、さっき言ったとおり、土地会計取得特別会計というのがあるのかなのか、いわゆる僕らが図式的にその流れを見る。例えば、これがここに行ったんだと、そして、これが管理をされてこう入ってきたんだという形のもので経過年にとってちゃんとなければいけないと思うんです。

ただ、結果だけが今月これだけ動いて、これだけ入って、最終的に基金が残りましたという、僕らそこしか見ていないんです。それが会計に該当するというふうに理解していいのか、それとも、やっぱりそういう特別な、本来であれば私は会計があって、その流れが誰に行って、どこから入ってきてという経過年が。そして、最終的に3億幾らになったんですよという、その経過を見たいんです。

そうしないと、やっぱりその土地開発基金が

目的を達成したということの中で詳細な点を僕らも見たいなということで、今回、総務委員会に付託になるんですが、そのところの参考資料としても必要ではないかということで提案をさせていただいているんです。

○総務課長（角野 毅） 1回目のご質問ですが、第79号の別表の第2というものがございまして、その別表の第2の中に専門職の10種がこれまでうたってございました。これは、第1号の会計は、これを準じて活用するために第2号のほうの整備をしなければ、適応ができないということでございます。

なお、公民館長、公民館主事につきましては、前回の制定時、方向性が決まっておりました。そのために先送りになっていたものでございまして、公民館長につきましては、当分の間、社会教育課長が兼務予定のために規定で設定しない方向でございます。

なお、危機管理監は別で定める予定でございましたが、その規定になじまないため、今回、追加して上程したものでございます。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 特別会計的なもので記載をしているかということの質問に対しての答弁でございますが、あくまで定額運用基金でありますので、その定額運用基金の報告書の中では、毎月の動きが必ずわかるような記載の方法がされておりますので、その中で十分、そのことの説明はできるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○北方貞明議員 土地開発基金ですか、これは土地開発公社と皆さん混同されている方もいらっしゃるような気がするんですけども、これは違いははっきり決まっていなくて、教えていただきたいのと、この土地開発基金ですか、これ

は、以前、今現在ホテルは何か、AZか、AZのあの場所には垂水絹糸跡地だったですか、あのときは、その土地の高度成長のとき借入れとして何か価値が10億円余りに達していたということで、ある民間会社がそこを譲り受けてほしいといったときは、とてもじゃないけど買えない数字でしょうというようなのを僕はちょっと記憶しているんですが、それで、今、ここで基金の残高が3億700万ほどあるということなんですけど、その民間会社に譲りたいというときの価格と、それは、説明では僕は確か帳簿上のことだと、簿価というんですか、そのようなことを聞いた覚えがあるんですけど、その整合性というのはわかれば教えてください。

○財政課長（和泉洋一） まず、土地開発基金と土地開発公社の違いでございますが、土地開発基金は、地方自治法第241条の規定によりまして設置が認められております、定額運用基金でございます、目的は、先ほど説明を申し上げましたとおり、公共用に供する土地等の先行取得でございます。

一方、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて地方公共団体に設立が認められた法人でございます。地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とするものでございます。

土地の先行取得をするという観点で申しますと同じような機能を持っておりますが、土地開発公社は自ら金融機関から資金を借り入れて取得した土地の造成工事、分譲等もできるところが大きな相違点であるというふうに理解をいたしております。

それから、土地開発基金で、以前、平成29年度でございますが、今現在、AZホテルになっている土地を土地開発基金が以前土地として持っていて、それを一般会計で当時購入をしたということでございます。その点については、28年ですね、平成28年度において購入をいたして

おります。

当時、利息分を含めて総額で2億4,200万円ほどで購入を、市が土地開発公社よりその土地を譲り受けたという形でございますが、その民間会社との簿価の状況がどうだとかいう状況については、私は把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○北方貞明議員 その把握していませんということ。もしそこで、このメンバーの中で把握しておられる方があったら教えてください。全然ないのか、皆さん方で。

○議長（篠原静則） 北方議員、もう一回できたら。

○総務課長（角野 毅） その件でございますけれども、当時、民間からあったというお話を今、北方議員のほうがなさいましたけれども、現実的には本市のほうに正式なオファーがあったわけでも何もございませんので、本市としては、そういう正式な回答、答弁というものはいたしておりません。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第78号から議案第83号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第84号上程

○議長（篠原静則） 日程第21、議案第84号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第84号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員で

あります戸越靖彦氏が、令和2年2月3日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする戸越靖彦氏の住所は、垂水市新城4066番地1、生年月日は昭和27年6月15日、委員の任期は3年でございます。なお、本議案は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもってご参集願います。

午前11時28分休憩

午前11時38分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、同意することに決定いたしました。

△議案第85号上程

○議長（篠原静則） 日程第22、議案第85号土地取得についてを議題といたします。説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） 議案第85号土地の取得についてご説明申し上げます。

南の拠点整備事業用地として、土地の取得を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

こちらは、本年3月議会閉会後の全員協議会におきまして、議員の皆様へ垂水市土地開発公社経営健全化方針をご説明させていただいておりますが、その際、垂水市土地開発公社が市から公有地先行取得を依頼されておりました、南の拠点整備事業用地を計画的に取得する旨を報告させていただいており、この垂水市土地開発公社経営健全化方針に基づき、土地を購入しようとするものでございます。

場所は、垂水市浜平字中村2036番地6ほか9筆の合計5,014.3平方メートルとなります。

議案参考資料にございます、昨年11月開駅いたしました、道の駅たるみずはまびら内の本体施設、マリン施設、児童広場の3カ所となっております。

取得目的は、垂水市土地開発公社における公有地先行取得事業による用地を取得するためであり、取得予定価格は1億5,562万2,491円でございます。契約の相手先は、垂水市土地開発公社常務理事長濱重光でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対しこれから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第86号上程

○議長（篠原静則） 日程第23、議案第86号令和元年垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第86号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案をご説

明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

今回の主な補正は、市有施設整備基金積立金、垂水市土地開発公社用地取得費、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金、その他、災害復旧費に係る増額補正等でございます。

今回、歳入歳出とも3億9,977万5,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は128億5,468万2,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表債務負担行為の補正をご覧ください。

農業近代化利子補給金は、本年度交付決定したのものにつきまして、令和15年度分での債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第3表地方債の補正をご覧ください。

追加の内容でございますが、砂防施設事業は鶴田川、磯脇川の砂防施設整備に一般公共事業債を充当するものでございます。また、変更につきましても、事業実施に合わせて借入額を増減させるものでございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を15億3,310万円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

2款総務費8目財産管理費の積立金は、市有施設整備基金に積み立てるものでございます。

14ページをお開きください。

同じく、10目企画費の公有財産購入費は、道の駅たるみずはまびら内の土地開発公社用地取得費でございます。財源の一部といたしまして、

電源立地地域対策交付金基金繰入金を充てております。

同じく、16目諸費の償還金、利子及び割引料は、生活保護費や自立支援事業費等の国・県支出金の確定に伴い、返還金として国・県に支出するものでございます。

同じく、18目ふるさと納税制度事業費は、楽天、ふるなび、さとふるなどのポータルサイトへの手数料が不足するため、報償費の返礼品代と組替えを行うものでございます。

16ページをお開きください。

3款民生費3目障害者福祉費の扶助費は、障害者サービス等の給付費の不足により増額するものでございます。

18ページをお開きください。

同じく2項児童福祉費4目児童扶養及び特別児童扶養手当事務費の扶助費は、児童扶養手当の支払い回数が5回に変更になったことによる補正と未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業によるものでございます。

20ページをお開きください。

6款農林水産業費9目畜産業費の負担金、補助及び交付金は、市内の養豚業者を対象に養豚農場に野生動物進入防止用の柵等を設置するためのアフリカ豚コレラ侵入防止支援事業補助金でございます。

同じく、11目農地費の工事請負費は、水之上地区の排水路スライドゲート改修工事でございます。

21ページをお開きください。

7款商工費4目観光施設整備費の各費目は、森の駅たるみずの浄化槽ポンプ修繕料、寝具レンタル料等の費用でございます。

同じく、6目道の駅運営事業費の需要費は、道の駅たるみずの特産品コーナー空調機器更新に係る修繕費でございます。

22ページをお開きください。

8款土木費3項河川費3目砂防施設整備費の

負担金、補助及び交付金は、鶴田川、磯脇川の砂防施設整備に係る本市負担分でございます。

23ページをお開きください。

同じく、6項住宅費6目住宅安全対策事業費の負担金、補助及び交付金は、住宅リフォーム等促進補助金及び空き家解体撤去事業補助金の不足により補正をするものでございます。

24ページをお開きください。

9款消防費5目災害応急対策費の各費目は、1月開催予定の桜島防災訓練に係る会場設営費用及びバス借上料でございます。

25ページをお開きください。

10款教育費2目小学校教育振興費の負担金、補助及び交付金は、垂水小学校図書購入費として寄附を受けたものについて補助金として支出するものでございます。

同じく、3目小学校施設整備費の需用費は、協和、牛根小学校の消防設備取替修繕等に係る修繕料でございます。

同じく、5項社会教育費1目社会教育総務費の委託料は、地区公民館等図面データ化に係る委託料でございます。

同じく、5目公民館費の需要費は、境地区公民館ブロック塀修繕等の公民館に係る修繕料でございます。

26ページをお開きください。

11款災害復旧費1目農林水産業施設単独災害復旧費は、農道・林道・河川等の土砂除去等に係る重機借上料でございます。これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方交付税などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

なお、22款環境性能割交付金につきましては、消費税増税に伴い、自動車取得税交付金が廃止になったことにより新たに追加された交付金で

ございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託をいたします。

△議案第87号上程

○議長（篠原静則） 日程第24、議案第87号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。説明を求めます。

○保健課長（橋圭一郎） それでは、議案第87号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましてご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、補正額として歳入歳出それぞれ1億1,144万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,727万8,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、本年度の介護保険給付費に不足が見込まれる予算費目を増額し、その財源として国及び県負担金や一般会計からの繰入れが主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款保険給付費1項サービス等諸費から8ページの一番下の段、6項高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護保険サービス費に係る予算費目でございますが、各目の説明欄に記載してございますサービス費につきまして、それぞれの給付費見込額により増減補正し、併せて財源の見直しを行うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをご覧ください。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、見込みにより増額するものでございます。

3款国庫支出金から7款繰入金までは、本年度介護給付費の見込みに基づき、それぞれの負担割合額を増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 サービス等諸費、こちらの関係が一番大きいということで、今、予算が足りなくなったということで補正ということなんですけれども、これが、説明等も含めて一貫して予防対策、予防給付等いろいろ取り組まれてきて、僕らは、逆の意味でその効果に期待をしていたというか、そういう方向であったただだろうなということなんです。ただ、今の報告で、増えたから予算措置するということなんですけれども、実際上、どういう要因が働いたので増えたのか、当初の予算が問題であったのか、それとも、その後の経過等によってどんどんサービス等が増えてきたということなんですか、その要因というのは一体何なのか、この2点について質疑をしたいんですが。

○保健課長（橋圭一郎） 増額の要因でございますが、介護保険のほうは、国の政策であります社会保障、税の一体改革によりまして、医療から介護へというところと、あと平成25年の改正で介護は施設から在宅へという方向転換をいたしております。

その中でありまして、現在の予算の根拠となります第7期介護保険事業計画は、その影響を見込んで策定はいたしておりますが、ご存じのとおり、平成29年3月に民間の一般病院等の閉

院により、入院患者が施設サービス利用に転換したり、市内外の有料老人ホームに入所し、新たに通所介護、デイサービスのほうの利用が発生したことによりまして、先に述べましたように医療から介護へということから、長期入院ができない方々が在宅で暮らし続けられる訪問看護サービスや福祉用具の貸与、また、利用者の増加が原因で、当初の策定段階の予算額からすると大分上がっているというような状況になっているところでございます。

○持留良一議員 確かに、基本は施設からそれぞれ地域へということだったんです。そのことによって、全体的な予算のバランスも居宅と施設サービスのほうでは居宅が増えていく、そのことによって介護の事業費も安くなっていくんだという当初の方針で、そういう説明もされてきたと思うんです。

そうすると、そういう努力というのは、ただ単に外的な要因と見ていいのかどうかとあると思うんですが、主体的なやっぱり努力、取り組み、その結果のあらわれというのはなかったのか、全然、そういう努力も果たすことなく、そういう外的な要因によってこういう形になったのか、そうすると、課題は何だということになると思うんですが、そのあたりの主体的な努力というのはどうだったんでしょうか。

○保健課長（橋圭一郎） 主体的な努力、私どものほうも給付費のほうの抑制という意味で、いろんなところで介護保険の部分、介護給付対象者の方々につきましても、ケアマネ、いろんな人材を活用しながらやっておりますが、なかなかこちらでその抑制に対して何をしようかというような答弁がなかなか難しいものがございますので、今度また、私どものほうでまた、その辺を分析いたしまして、ご答弁できればと思っております。

申し訳ございません。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、産業厚生委員会に付託をいたします。

△請願第2号及び陳情第5号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第25、請願第2号の請願1件及び日程第26、陳情第5号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

請願第2号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める請願

陳情第5号 多額の費用を伴う住民投票条例によらない新庁舎建設促進を求める陳情書

○議長（篠原静則） ただいまの請願1件及び陳情1件については、いずれも所管の総務文教委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明30日から12月9日まで、は議事の都合により休会といたします。

次の本会議は12月10日及び11日の午前9時30分から意見陳述及び一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から3日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出をお願いいたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時57分散会

令和元年第4回定例会

会 議 録

第2日 令和元年12月10日

本会議第2号（12月10日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年12月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

△議案第77号上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案についてを議題といたします。

これより地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見陳述者は高橋理枝子氏であります。

なお、意見陳述の方に申し上げます。意見陳述の時間は30分以内となっておりますので、ご留意をお願い申し上げます。

次に、傍聴者の皆さんに申し上げます。垂水市議会傍聴規則により拍手等で可否を表明することは禁止されておりますのでご注意ください。

また、写真、ビデオ等の撮影、録音を行うことも禁止されております。

撮影等は報道関係者のみに許可してありますので、ご注意ください。

それでは、高橋理枝子氏、登壇の上、意見陳述をお願いいたします。

[条例制定請求代表者高橋理枝子登壇]

○条例制定請求代表者（高橋理枝子） 私は、市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める会の高橋理枝子と申します。本日は意見を述べさせていただく場をご提供いただき感謝申し上げます。

新庁舎は誰のための新庁舎ですか。私たちが、今日この場で皆様に訴えたいのはこの一つです。

熊本地震を契機に再始動した庁舎建設計画ですが、私たちも現在の市庁舎は早く建て替えをしなければならないと考えています。しかし、

東日本大震災のあの津波の映像を見て、そして様々な災害を経験した垂水市において、なぜわざわざ海辺のすぐそばに新庁舎なのか。

鹿児島県が今年10月29日に発表した洪水浸水地域では、海沿いの建設候補地は最大3メートルの浸水想定になっています。ちょっとした雨でも浸水すると、垂水市民であれば誰でも知っています。そのような場所になぜ新庁舎なのか、多くの市民が疑問に思っているのです。

「安心・安全な市庁舎をつくる」、これは市長が常々おっしゃっていることです。しかし、海辺のすぐそばが本当に市民にとって安心・安全なのでしょうか。

当初、建設候補地として挙がっていた現庁舎、市民館、そして海沿いの候補地の中で、海沿いの候補地だけが唯一基本設計で安全性の津波浸水の評価で課題があると評価されています。なぜわざわざ3つの候補地の中で唯一安全性に課題があると評価された海沿いなのでしょうか。唯一安全性に課題のある場所に新しい市庁舎を建てて、災害が起こったときに市民を守ることができるのでしょうか。

法律が求める最大の地下20メートルまで地盤改良をしても、なお液状化の不安の残る場所。そして市民が心から安心できないような場所に新庁舎を建てるのは正しい判断と言えるのでしょうか。

人口流出や少子高齢化に伴う人口減少など、垂水市を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。国の機関の予測では、2045年には6,993人、現在の人口の半分以上に減少すると予測されています。さらに2045年には、65歳以上の割合は2015年のときの37%から56%へ、75歳以上の割合は約38%へと増加すると予測されています。反対に働く世代の割合は2015年のときの52%から37%へと減少すると予測されています。

このような厳しい状況に置かれている垂水市において、今後社会保障費の増大や歳入の減少

が予測される垂水市において、限られた財源の中で37億円もの予算をつぎ込み、現庁舎の1.5倍の大きな豪華な市庁舎は果たして必要なのでしょうか。

新庁舎の基金へ大半がふるさと納税から回っているとのことですが、垂水市民のためになるならと他県から納税された方々は、現状を手放しで喜んでくださるのでしょうか。無駄を省き、身の丈に合った新庁舎となって初めて市民や故郷垂水を思う方々が安心するのではないのでしょうか。今のままでは多くの市民が得体の知れない不安を感じているのではないのでしょうか。このように多くの市民より様々な疑問や異論が出ています。

また、庁舎の位置はまちづくりの観点からも極めて重要です。市役所は毎日市民が足を運ぶところですから、便利な場所でなければなりません。

また、市役所はまちづくりの一つの中核となり、その周りには商店街や公共施設、住宅などができます。ところが海沿いの候補地はまちの外れにあり、半分は海側に面しています。それ以上広がりようがありません。現在地より不便で、まちが衰退するようなところに、なぜ移転するのか全く理解できません。

市長は、このような私たちの疑問や不安に正面から答えてくださりませんでした。いつも、今日はそのような場ではないから別の機会に質問してくれとか、論点をずらして答えてくれませんでした。そこまでして、なぜ海沿いのあの建設候補地なのでしょう。

市民の疑問や不安にまともに答えられないような場所に建てようとしている新庁舎は、誰のための新庁舎ですか。市民目線で計画されているのであれば、市民の疑問に真摯に向き合い、多様な意見に耳を傾け、市長が語りたくないことだけ語るのではなく、市民からの疑問にも正面から答えることができ初めて、市民目線という

言葉を使うべきなのではないのでしょうか。

市長はこれまで、さも議会で新庁舎の建設予定地が決定したかのように広報を繰り返してきています。しかし、平成30年3月の設計委託料は、議会での議決時には建設予定地はまだ決まっていませんでした。

さらに平成31年の地盤調査費に至っては、本来であれば平成30年の予算に算入すべき予算であり、平成30年の追加予算でしかありません。それをもって議会で議決を受けていると宣伝しています。

議会からも、地方自治法第4条の事務所移転特別議決と予算議決を同じ議会でするべきだと声が上がっているにもかかわらず、議会で2回も議決をいただいていると言って、過半数で議決される予算案から提出しようとしています。

なぜ法律で特別に庁舎の位置を変更することを通常の議決よりも重い3分の2以上の賛同が必要としているのか、その意味を市長はよくわかっているはずですが、それだけ市役所の場所というのは、まちづくりと市民の暮らしに及ぼす影響が大きいということです。建設予算を議決し、37億円もかけて建設した後で、この庁舎移転特別条例案を議会に諮っても後の祭りです。このようなやり方は本当の民意を押し潰す暴挙です。

ですから、私たちは本工事に入る前に市民の総意に基づいた建設を進めるためには、今住民投票を実施するしかないという結論に至りました。

私たちは、まず954名の署名とともに新人議員3名が、議員提案で9月議会での住民投票条例制定を目指しました。しかし、法律よりも申し合わせ事項を優先させ、市民が混乱するとの理由で議会にて審議すらされませんでした。

それでも、この新しい市庁舎は私たち市民の庁舎であり、子や孫の未来を担う市民のための庁舎だからこそ、どうしても市民の声を届ける

必要があると考え、最後の手段として直接請求をしました。

署名を集めるに当たっては、本来であれば1カ月間かけて集めることができるところを、この12月議会に間に合わせるために6日間で集め、予想をはるかに上回る867名もの署名が集まり、無事法律要件である有権者の50分の1である257名の3倍を超える署名簿を提出することができました。

厳格なルールと縦覧という署名するほうにとっては大変厳しい条件にもかかわらず、多くの方に署名いただき、募集を終えた後でも次から次に署名をしたいとの声をかけていただきました。

また、署名をしたいのだが、職場の関係上どうしてもできない。しかし、思いは同じですとの言葉もたくさんの方からいただきました。だからこそ、立ち止まって市民の声を聞くことが私たちの新市庁舎にするために必要なのだとの思いを強くし、この場に立たせていただいております。

これまで署名いただいた方々の思い、そして声を上げたくても上げることができない多くの声なき声を、もう決まったことなどと軽くあしらいつけてきた市政、行政の都合優先でスケジュールありき、場所ありきの進め方では、到底私たちの新庁舎として歓迎されることはないでしょう。

市長から出された意見書の内容は大変残念なものでした。私たちは市長に対して再三市民アンケートを求めてまいりました。それにもかかわらず、私たちの要求には背を向け、回答を拒み、都合のいい方法しかとってこなかったにもかかわらず、公平性かつ透明性をもって進めてきたと述べる傲慢とも言える姿勢、住民投票条例案に成立要件がないから民意を十分に反映したものとはならないというまやかし。

実施設計の説明会場で、市当局から「今回の

パブリックコメントは実施設計に対する意見のみです」と言われたので、海辺に建設することに対して反対している私たちはそれを信じ、コメントは出しませんでした。しかし、驚いたことに、11月号の市報には、「早期着工を望む建設に賛成などの意見67人、海側は危険といった安全上の意見が2人」などと堂々と掲載されているではありませんか。そういう手法を私たちは非難し続けているのです。

市長選挙や市議会議員選挙においても低投票率だからといって成立しないということはありませんし、住民投票はパブリックコメントや車座座談会よりもよっぽど広く多くの真実の声を聞くことができます。

そして市長は、住民投票必要なしのもう一つの理由として、移転先の妥当性を判断する具体的な根拠が示されていないと述べています。移転先の妥当性は、そもそもこれまで市長が、議会や車座座談会や市報などで散々説明してきたことへの妥当性について問うと言っているのです。

市長は、様々なところで、現計画が多くの市民に理解され、賛同を得ていると述べています。そうであるなら、なおさらのこと、正々堂々と住民投票を実施し、市民の判断に委ねられたらどうですか。なぜ絶好のチャンスを逃そうとなさるのでしょうか。

さて、市当局は、よく私たちに対案を示せと言われます。候補地3つの中から選ぶとして、現在地か市民館になります。市民館は3,000万円の耐震工事費用が議決されたとのことですので、専門家と現在地での建て替え案を仮に考えてみました。

消防庁舎の敷地まで使用して工期を分け、分庁化して建てていけば、仮庁舎電算システム移転費用でかかると言われている8億円や海沿いの候補地購入費1億数千万円は必要ありません。駐車場も十分に確保できるとなりました。アイ

デアを出し合えば、市民が納得いく案を提示できるはずです。

市長から、提出された住民投票で市民の声を聞く必要がないとする意見書は、私たちの訴えてきております、私たちの市民の声を聞かないで進めているという、これまでの市長を裏づけています。

冒頭で私は、新庁舎は誰のための新庁舎ですかを訴えるために来たと言いました。市庁舎は一度建てると50年、60年建て替えられません。海辺のすぐそばが防災拠点としてふさわしいのか、人口が減少し続けている垂水市において、巨費を投じ、豪華な建物を建てるべきなのか、まちの中心を簡単に移していいのかなど、新しい市庁舎建設はこれから先の50年を、垂水の未来を決める大事な決定です。だからこそ、住民投票が必要なのです。

市民にも意見を表明する機会を与えてください。どうか垂水市民のために住民投票を実施してください。そして市民のための新しい市庁舎を一緒に建てましょう。

以上で、私の意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

高橋理枝子氏の退場をお願いいたします。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○池山節夫議員 一般質問で、また詳しく聞こうとは思っていますけど、いろいろあるんですね。今、市長は対案がないからと私たちに言うということで、初めて対案らしきものを今述べられたんですよ。最後のほうで市民館で建て替えを、分庁化をして建設をすれば、移転して、またどうこうという、その8億円は要らないということを言われました。それで駐車場の確保も十分にできると、これが高橋氏の対案みたいなものなんですけど。

まず簡単に聞きます。この意見についてまず、どなたでもいいです。企画政策課長でも総務課長でも市長でも副市長でもいいです。このことについてまず意見をお聞かせください。これに疑問点がないかどうかだけでもいいです。（発言する者あり）

○議長（篠原静則） 議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案についての質問でございますよね。（発言する者あり）だから、それについて執行部の答弁をお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今、高橋代表が、いろいろお話をされました。一つの考え方だというふうに思います。

民意ということで、何が民意なのかという話もありますけれども、基本的には我々はこれまで東日本大震災以降ですね、二元代表制という中で、これまでずっと議論を重ねてきたわけです。庁内検討委員会、外部委員会、そして住民説明会あるいは民意を問う方法としてパブリックコメントやその他もろもろいろんなお話をして、平成30年の3月と31年の3月、2回の議決をいただいていることは事実でございますので、そこを踏まえて、ここまで来ているというのが基本的な考え方です。

手順を踏まえて、慎重丁寧にやってきたということは、そのとおりです。補完する仕組みとして住民投票ということがルールとしてありますので、住民の50分の1の規定をクリアした形で今回提出をされたということでございますので、それには意見書を添えて提出をすることができるというルールでございますので、それに従って今議会に提案し、そのことに関して、今、高橋代表が、高橋代表の思いを語られたということでございますので。

詳細のいろんなことは、この後の一般質問等々でもありますけれども、あらゆる先ほど3候補地も含めて、総合的にいろんな手順を踏まえて現場所に決定をしているわけでありましてか

ら、過程におきまして現庁舎、あるいは今の市民館のあの場所も検討した結果として、より我々の案のほうがベストであるという結論に至っているということでもあります。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 分庁化して建てれば8億円は要らないと言われたと思うんだけど、そんなことはないと思いますよ、私はね。

それと、駐車場が十分に本当にとれるかと。土地の購入費も要らないということは、市民館のあの敷地の中に全てがおさまるといってすよね。それで本当に市民が満足できるような新しい庁舎ができるかということについては、触れておられなかったんですけど。それは先月の9月議会でも、新原議員が市民館のところでどうのこうのという質問されたんですけどね、最後のところはちょっと、もうこれでということだったんですよ。綿密に検討して意見陳述も言われないと、大変だと思いますよ。

平成32年までに着工すれば、それが基本設計をすればということが変わったみたいですけど、これまで3年かかってここまで来て、着工してからまた4年ぐらいかかる、7年かかる。今の高橋代表の言い方では、「みんなでつくりましょう新しい庁舎を」と言われるけど、また疑問の残るその狭いところを調査をして、どうのこうのして7年かかるんですよ。

それと、着工32年までにすれば8億円、国からの補助金が来る。そのことについては全然触れられなかった。その8億円を反対の皆さんが寄附をされるんですか。そういうことも対案として、やっぱり意見陳述されないといけないと思いますけど、この辺の財源的な面について何か市長。

○市長（尾脇雅弥） 全体的なこととして、基本この新庁舎問題というのは築60年、古くて危ないから建て替えると。この建て替えに関して

は、多くの皆さんご支援をいただいていると。

我々もこの建て替えから基本的に検討はしているわけですね。ただ、この場所の問題点というのは、まず狭いと、これはもう誰もご理解いただけると。また調査の結果、地盤のものも今の我々の案とほとんど変わらないということでもありますので、ここだから安全だということにはならないという話であります。

お金の話をしますと、東日本大震災の翌年から議会の先生方もご理解いただいて、まずはしっかりと財源、家庭でいうところの頭金をためていかないといけないということで、これまで蓄えてまいりました。

大きく変わったのは、先ほどおっしゃった熊本震災の後なんですけれども。一つ財源の面で言いますと、その当時、32年度までに着工すれば、計算上約8億円の交付税を垂水市としていただくことができる、これは大きな財源であります。

なかなか実態として、お話をする機会がなかったんですけども、昨年11月23日の日に森山先生に直接ご相談をして、財源あるいはその期間延長ということのご相談をいたしました。

結果的には総務省の関係でありますので、期間はやっぱり時限立法ということでもありますので、ただし、そのときは32年度までの着工、かなりハードルが高かったわけですけども、32年度までに実施設計をすればということになりました。

ですので、我々がこれまで3年かけて調査をして、いわゆるその今の案というのは、これに間に合うイコール少なくとも8億円の交付税は条件を整えば、歳入として入ってくると。しかしながら仮の案を示されました。仮にそれが具体的に、より現実的な案だとしても、そのことを今から検証していかなきゃいけないということになりますと、来年度までに実施設計というのは普通に考えて無理だということになります。

つまり8億円の交付税、いただけるべきはずのそういうものがいただけないということは言えるというふうに思います。先ほど財源の関係でふるさと納税云々ということで、よく思いとしてはわかるんですけども、詳細にわたって認識が間違っているところが大変ございます。

ですので、その辺も踏まえて、これまで我々が3年間やってきた経緯というのは、私が考えたことではなくて、専門家の先生方とか、いろんな人たちの意見を集約して、議会の先生方にも十何回報告をしながら、また一般質問を受けて先ほど申し上げたような形で議決もいただきました。二元代表制の民意ということの結果でありますから、それがやっぱり一番重要なことだと思います。

もちろん必要に応じて民意を問うということは大変なことでありますけれども、今回は場所について賛成反対を問うということだけでありますから、これまでの経緯もろもろも含めて、意見書を添えて提出できるという立場でございますので、意見書としてはそういうことは必要ないというお話をさせていただいたということでございます。

○池山節夫議員 最後ですけど、高橋代表の今の意見陳述の中で、市民の不安や疑問にまともに答えてないと。正面から、これまでもいつも答えなくて論点をずらしていったと。この点についてそうなのか、そうじゃないのかと意見を聞きたい。

○市長（尾脇雅弥） 今、経緯、大きなところでお話をしました。そしてやっぱり必要なことは、市民の皆様にも周知することだと思います。

ただ、難しいのは、例えば広報誌なんかにしても十数回特集を組んでお話をしておりますし、あるいはパブリックコメントということで民意を問うあるいは住民説明会、さらには車座座談会も40回、800名ぐらいの方々にお話をさせて

いただいておりますけれども、高橋代表もいろんな庁舎の中のいろいろな意見を言う場も含めて、よく出席をされておられましたので、中身はよくご存知だというふうに思うんですけども、お立場によって考え方はいっぱいあると思います。

先ほどお話がありました、ここから移ることによって、例えば私が聞きますのは商売上心配だとか、いろいろそういう人たちもいらっしゃるのは当然のことだと思うんですね。だからその部分はセットで、跡地利用も含めてお話をしましょうということで、ずっとお話をしているところでございますけれども。

一番大事なことは、60年の古くて危ない現庁舎、多くの市民の皆様が訪れ、また現在、現実的に市役所職員が働いているわけですから、ここで熊本震災のような、あれ築50年ですけどもね。結果、宇土市か、ぺちゃんとなった庁舎がありますけども。うちは60年ありますから、まずはそのことを市民の生命財産を守る、とりわけ生命をしっかり守るために、これまでの経緯も踏まえてやってまいりましたので、匹敵する見合う代案があれば、いつでも聞く耳は持っていますよという話はこれまでもしてまいりました。

その3年の経緯も含め、もっと言ったら東日本の直後から私も現地に赴いて、その大変さというのは十分理解をして、安心・安全、人災ゼロということを目指しながら、これまでご理解いただきながら進めてまいっておりますので、私自身自分の気持ちは一番よくわかっておりますから、一点の曇りもなくこれまでやってまいりましたので、そのことをしっかりとお話をさせていただいて、最終的には住民投票どうするのかというのは議会の先生方の判断ということになりますので、質問に対してはしっかり答えながら、その判断はしたいというふうに思っております。

○議長（篠原諒則） ほかに質疑はございませ

んか。

○持留良一議員 質疑ですので、自己の意見を述べることはできませんので、その点を踏まえて質疑ということにさせていただきたいと思えます。なおかつ住民投票条例案プラス意見陳述、先ほど述べられた疑問点、いわゆる高橋代表の意見陳述を踏まえながら、6点にわたって質疑をさせていただきたいと思えます。

先ほど高橋代表は、新庁舎建設は重要性が高いということを指摘をされているということで、市長の意見書に書かれていたということを言われましたけども、この投票にすべき事項ということが、そのことを求めていらっしゃると思うんですが、それだけ重要性が高いということの中で、この投票にすべき事項といった何を示して投票にすべき事項ということを訴えていらっしゃるのか、一点お聞きしたいと思えます。

それと、少数意見だけが反映される、そういう問題点も指摘をされました。ところが、説明会、車座座談会、パブリックコメント、どれを見てもこれは圧倒的に全体的な数から見ると、少数意見ということは、客観的に見ても、誰が見ても、そう言わざるを得ない中身だったんじゃないかなったでしょうか。

そうすると、今言われたことと少数意見だけが反映される懸念があると、恐れがあるということと矛盾するのではないかという問題なんです、この点が一つです。

それと、民意が確実に反映されているのかということでは疑問を呈していらっしゃいましたが、市長はこの間、民意は反映されていると言われていますけど、その根拠は何なのかということをお聞きしたいと思えます。

4点目が説明責任の問題です。先ほど専門的見地ということで鹿大の先生、建築学、もう一つは自治体関係の専門家だったと思えますが、ここで欠けている点があると、いわゆる地質的な専門性です。

ここには以前、平成17年、18年のとき災害を受けた時、鹿大の先生が来られてハザードマップをつくらうじゃないかということで講義があって、6回にわたって研修会もありました。そのときあることを指摘をされました。それは推定活断層の問題でありました。この点について本当に専門的見地から、説明責任が果たされたのかという点については、いわゆる先ほど高橋代表が言われた公平性・透明性、こういう観点からもどうなんだということが言えるんじゃないかなというふうに思えます。

それと、あと5点目は「混乱」という言葉も使われました。そのことも指摘をされましたが、辞書を調べてみると、何が何やらわからない、乱れまじることだというような指摘をされています。これはいわゆる国語辞典による解釈です、説明です。じゃ、混乱とは一体何なのか。このことをしっかり説明していただきたいと思えます。住民投票をやる中で、果たしてそれが本当に混乱なのかという問題であります。

最後になりますけども、そうであるならば重要性も言われています。であるならば、どうあれば住民投票を市長は実施する、今言った様々なことはすべて根本的に解決できる問題であり、またその主張の妥当性はないというふうに思いますが、そうなってくるともう実施するしかないと私は考えますが、市長はどうあれば住民投票が実施できるのか、この点についてお聞かせください。

○市長(尾脇雅弥) 多岐にわたっておりますので答えられる部分だけお答えをしたいと思います。

高橋さんの投票に付すべき事項ということでありますけれども、これに関しては、我々は先ほど意見書の中でも申し上げたように必要ないというふうに思っているわけでありますから、高橋さん本人でないと、これわからない部分だと思いますので、どういう意味合いなのかとい

うのは聞いていただければ、いいのではないかと
いうふうに思います。

先ほど言われた民意の反映ということに関し
ては、これまで今経緯をずっと述べてきたとお
り、外部、内部そしてパブリックコメントであ
りますとか、住民説明会でありますとか、いろ
んな形で、そのことは車座座談会も含めて皆さ
んのご意見を聞いていると。反対だから聞か
ないとか、反対のところには行かないというこ
とではないんです。広報誌も含めて、そのことは
周知をしていて、どなたでもいいですよと、5
名様以上からということで一定のルールを決め
て、約30分ぐらい説明させていただいた後に、
ご意見を賜るといふことでもありますので、そう
いう手順を踏まえてやっているということであ
ります。

安全上の専門家を入れてと、どこまでやるか
という話だと思いますけれども、基本的にはそ
の安全上の我々がバイブルとしているところは
今回、建てる予定のレベルというのは、大臣認
定の柱頭免震構造ということでございます。い
ろいろ地盤改良やら、させていただくわけです
けれども、結果的には大臣認定のその基準をク
リアできるという見通しを立てております。大
隅の中で大臣認定の柱頭免震の建物というの
は大隅鹿屋病院ですね。徳洲会のあれがただ
一つと、10階建てくらいのものですけれど
も、あのレベルで建てるということである
ので、その過程において、いろんな地盤の部
分とか専門家の皆さんのそういう判断をいた
だきながら決定すると、認めるということ
はそういう基準をクリアするということであ
りますから、それ以上のことはないと
いうふうに思っているところでござ
います。

○議長（篠原静則） 答弁漏れはございませ
んか。

○副市長（長濱重光） 民意のことに対し
ましてご質問がありましたけれども、民意のとり方

というのは、いろんな当然手法があるわけ
なんですけれども、ただこの新庁舎建設事業
の計画策定に当たっては、その策定プロセス
の法的根拠というのは示されていないわけ
であります。

議員もご承知のとおり、その都市計画事業
の実施となりますと、当然ながら公聴会であ
りますとか、縦覧をしたり、それから審議
会の手続きを経るといふことは、これは法
律で決まっております。ですから、全国ど
この市町村も、それではどのような手法を
して民意を問うかといふことになろうと思
います。

その手法として、ご指摘がありましたアン
ケートでありますとか、いろんな方法があ
るんでしょうけれども、我々は今まで先ほ
ど市長も説明いたしましたように、そう
ではなくて住民説明会でありますとか、
パブリックコメントでありますとか、いろ
んな形でプロセスを踏んできて、我々とし
ては、そういうような手順において民意
は反映させながら取り組んできたとい
う理解のもとに実施しているところで
ございます。

あと活断層の関係は、当時企画政策課長
でありました総務課長が承知して
おりますので、総務課長のほうで
答弁をさせていただきたいと思
います。

○総務課長（角野 毅） 説明責任の中
での活断層のお話でございます
けれども、この活断層の話につ
きましては、ハザードマップ作
成の時に専門家の先生をお呼
びして、その中で先生の中
から出たお話ではございま
す。

我々が庁舎建設の根拠として
いるものとしては、今県全体
の中でどのような危険性を考
慮すべき点かというものを
掲げられております。その
ことを基準にしまして、先
生方にもいろんな意見があ
ることは、我々もこういう
庁舎建設等を当てるに当
たって十分検討させていただ
く中で、いろんな意見をお
持ちの先生方がいらっしゃる
ことは十分把握して
おります。

ただ、その中で我々が選
択すべきものとして

は、検討の公式な公表・発表があったものについて、我々はそのことを信頼性のあるものとして選択をしていくということになりますので、今回はこのような選択をしているということでご理解いただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 民意ということだと思えますけれども、先ほど申し上げました、私も市長選、今回新庁舎のことが争点となって、結果、当選をさせていただきました。市議の先生方もですね、少なからずそういう公約を掲げながら当選をされたと思うんですね。それぞれ賛成・反対のこの問題に対しては、お立場で意見を述べられて、そういうそれぞれの選出をされたということがあります。

今回そうですけど、それまでも冒頭申し上げましたけれども、私は23年の1月27日に垂水市長に就任をさせていただきましたが、その年の3.11に東日本大震災がありましたので、テレビで見ても大変でしたけども、現場に赴いたらもっとすごい状況でしたので、やっぱり安全をどうしていくのかというのが一番大事な考え方で、当時の議員の先生方も含めてですね、そのことを重ねてこれまで来たという経緯があるわけです。

大きくは3年前の熊本震災、お隣の県で起こりましたから、そのことをしっかりと検証していくということで、加速度的に今日まで進んでいたということでございます。

どの程度説明したかというのは、先ほどお話ししたようなプロセスのもとで、いろんな考え方がある中で、平成30年3月、そして31年の3月、間違いなく2回の議決をいただいていることは事実でありますので、そこも含めて、それから先のいろんな今申し上げたような経緯というのを踏まえて、今日まで至っているということでもありますから、それが最大の民意だというふうに思っております。

○持留良一議員 十分な回答が得られていませ

んけれども、今の問題について混乱ということは市長は使われて、今度投票すればそういうことが起き得るんだということを指摘をされ、高橋代表もそこを指摘をされたんですね。

先ほど答弁、何が何だかわからない現象が起きると、乱れ混じるという、そういうことが果たしてこれ生じるのかということと言ったんで、基本的に投票というのは粛々と行われて、投票して結果を出すわけですので、何が混乱なのかということ再度お聞きしたいというふうに思っています。

それと、投票に付すべき事項、その中で新庁舎建設の重要性が高いということを言われていました。先ほど陳述の中でも50年、100年先の問題だということも指摘をされていました。

そこで、やはりこの問題が垂水市が直面する将来にかかわる重要な課題であるということは、誰もが共通した認識だろうというふうに思うんですね。それだけ重要性があるんだということです。だから、全国の住民投票条例の中にも、これは常に書かれていますよね、重要な課題だと。だからこそ、住民の意思を発揮する場が欲しいんだということで、様々な形である常設型の住民投票条例、もしくはこういう諮問型の直接請求をやった住民投票条例をされていると思うんですね。

市長は両面を言われていますよね、重要性が高いんだよと、この問題は。であるならば、その重要性をどこで市民の皆さんにお諮りするかと、求めるのかということもあるかと思いません。

ところが、先ほど少数意見だけが反映される恐れがあるというようなことを言われて、この最大の根拠にされているんですが、しかし今副市長が言われたとおり、パブリックコメントとかいろいろやったという、それがじゃあ圧倒的多数なのかと、じゃあその根拠を示していただかないと、結局矛盾するんですよ、言われるこ

ととやることが。

どっちも少数意見じゃないかということになってくると、そうなってくると、じゃあ民意というのはそんなことで諮るものじゃないですよと、結果を見てそれを市長はどう尊重するかと、判断するか、総合的にそのことで結論を出すというのが基本的なあり方だと思うんですが、この少数意見と今言われたこととは矛盾しないのかということ、再度お聞きしたいと思います。

説明責任の問題なんですけど、私が大事なことは今課長が言われたとおりだと思うんです。これは県庁も一緒です。湾岸縁断層というところは先のほうです。直接的にはかかわりません。問題は、直下型なんですよね、一番怖いのは。であるならば、そのことをきちっと専門家が立って説明責任をするべきじゃないかということが一つあったんです。

それで、課長が言われたとおり、それはもう課長の言われる方向なんですけども、しかし検討委員会の中で、じゃあそのことがきちっと説明されたのか、専門性を持った形の方がされたのかと。やっぱりそこには、そうでない委員の方々も入っていらっしゃるわけですので、やっぱりそこは特別に呼んで、そういう専門的な形で説明責任、大事なのは説明責任なんですよ。わかった、納得したということも含めてやらないと、じゃあ説明責任じゃないじゃないですかということをお聞きしたいんです。

そして、結果として最後答えていらっしゃるなかったですけども、じゃあどういう状況であれば、市長はこの住民投票としては実施していいのかということ、再度お聞きしたいと、質疑したいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 基本的な考え方としては、これまで述べたとおりです。それぞれ選挙を戦って、住民の皆さんの意見を反映しながら、二元代表制としてここまで積み重ねてきたというのが基本です。その補完の仕組みとして、住民

投票というのはあるというのはそのとおりです。

一定の基準、有権者の50分の1で上程することができた、それに関しては、私が上程するという中で意見書を添えて、提案をすることができるということでもありますから、その流れに従って今日まで来ているということでもありますので、基本的な考えはそういうことでもあります。

○持留良一議員 総論的に答えられたという、個別のところには答えていらっしやらないんで、基本として市民がこの問題を見ると、様々な角度があると思うんですよね。

今言いましたとおり、少数意見という問題があるじゃないかと。じゃあ、その問題について今、先ほど言ったとおり、じゃあ自分たちが進めてきた点についてはどうなんだということを言われたら、それは少数意見だけが反映されるという恐れがある、それには指摘当たらないじゃないかということにもなると思うんです。

それは市長が言われるとおり、間接民主主義で私たちは市長、議員が選ばれて運営はされています。それはもう代表制ですから、そこの責任というのは重要だというふうに思います。それを混乱させるようなことがあってはならない。

しかし、先ほどから言われているこの重要性の問題、また、住民との関係、そして様々起きている問題、矛盾、やっぱり総括的に、これはまた一般質問でもやりますけれども、総括的に考えると私本当に住民投票が必要だなというふうに思います。

以上です。

○議長（篠原静則） 答弁要りますか。

○持留良一議員 いえ、もういいです。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○森 武一議員 まず、何点か確認をさせていただきたいなというところがあるんですが、この住民投票条例案の2条のところの投票日、住民投票の期日というところなんですけど、ここの

文章を読む限りにおいて、ここの記述というのは、60日以内に投票日、投票を行うという期日、行う、何て言えばいいんですかね、期日というものは実施をする日だという認識で間違いないのかということが、1点確認をさせていただければと思います。

あと、先ほど意見書のところの自治の専門家の2名というところがあったかと思うんですが、私の記憶では、この自治の2名というのは、お一人の方が転任をされたので、もう一人入られたので計2名ということで、お一人のその方は経済学の専門家だったかと思うんですが、その認識で間違いないのかというのが1点と、あと市長のほうから住民投票が必要がないということで、意見書が出ているかと思うんですが、こちらの方は何て言うんですかね、2つそろって反対なのか、どちらか一方があるから反対なのかということをお伺いできればと思います。

あと成立要件に関して、なかったということで反対理由として述べられているかと思うんですが、成立要件がない場合には、ないから、これはもう全国的にも成立要件は必須なものなのかということも、併せてお伺いできればと思います。

○副市長（長濱重光） 1点目でありますけれども、住民投票条例の第2条の関係ですね、ここは私どもは作成しておりませんので、それは代表者の方々を中心に作成されたことですので、我々としては答弁をする立場にないというふうを考えております。

それから、2点目の鹿児島大学の先生の関係ですけれども、今ご指摘ありましたように、15名の中で14名のうち2人が鹿児島大学の教授にお願いいたしました。

1人は学識経験者で建築の専門家、もう一人は自治の学識経験者ということでお願いをしたところであります。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

○森 武一議員 まだ答えていただけていないんですが、答弁漏れがあります。

○副市長（長濱重光） 3問目はちょっと理解できなかったんですが、もう一回教えていただけますか。

○森 武一議員 ここ住民投票条例に関する疑問点と、住民投票条例制定請求の要旨に関する疑問点というものが、2個1で必要条件として反対なのか、十分条件として反対なのかという、要は2かつ3だから反対なのか、2または3なので反対なのかということです。

要はどちらかの条件が、要は投票率であったりとかということ満たされるのであれば、市長としてはこの反対というご意見、あんまり必要ないというご意見ですね。というのをするというご意思になるのか、それとも、どちらか、どちらも解消されない限りは、要は持留議員と同じような質問にはなるんですが、やられないのかということですね。

○市長（尾脇雅弥） そのことは、今回そういう要請が出て、その中身を見て意見書をつけているわけですが、基本的には繰り返になりますけれども、二元代表制の中でいろんな意見も聞きながら、我々なりにしっかりと説明をしながらここまで来たという経緯がありますので、なので住民投票そのものを、この段階においてするということに対して、必要ないというふうにも思っておりますし、また、出たその住民投票の要望書に対しても、中身はこういったところもありますよねということで、先ほどご指摘させていただいたようなことでございます。

○総務課長（角野 毅） 投票要件につきましては、総務課の立場でお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいました住民投票条例についての投票要件ということでございますけれども、

特に法的に拘束されるものではないと考えております。

ただ、住民投票を実施した場合の中で、これまで住民投票の成立要件を規定している自治体のうちの多くが、2分の1以上というような形で指定をしているようでございます。また、平成22年度から平成元年度までの市長選挙、市議選、知事選、衆議院選と、多くの選挙につきましても、投票率については半数以上というような形はとっております。

ただ、成立要件を設けた場合には、開票等につきましても、経費等に係る開票作業等の関係もございませぬことから、開票自体を行わないとしているような事例がございませぬ。ですので、当初の要件でございませぬけれども、投票要件の中、規定については、特に法で縛られるものではないということでございませぬ。

○森 武一議員 済みませぬ。そうなってくると、ここの意見書のところの少数意見だけが反映されるということは、執行部としては50%以上の投票率があれば、ここは解消されるという認識でよろしいのでしょうか。

○総務課長（角野 毅） 本市がどのような数字を設定するかということは、定めておりませぬので、今言われたように50%がどうかという話は、まだ確定しているものではございませぬ。

○森 武一議員 済みませぬ。こちらのほうは、執行部のほうで市長の意見書なので、市長が投票率の成立要件として、重要な投票率に関する規定がないからということで、反対の根拠とされている、必要ないということの論点の1つとされているわけですね。

今回、その総務課長の方から50%以上があればというのが、大体ほかの市町村であるということで、市長としてこの意見をつける際に、大体何%以上であったら、必要があればよかったなというふうに思っているのかを、お伺いできればと思います。

○市長（尾脇雅弥） 基本は変わらないんですけども、その中で意見書の中でご指摘をさせていただきましてその投票率とか、この中に重要な投票率に関する規定がありませんということで指摘をさせていただいております。

ただ、一般で住民投票の結果は、民意を十分に反映したものとしてはならないと考えますということなんですけれども、15条のところ、市長および議会は市民の意思が表明された開票結果を尊重しなければならないとされているわけですね。

極端に言えば、仮にその10%という投票率であっても、1票でもそういう意向であれば、尊重しなければならないという意味合いでもあるわけですね、ルール上読み取ればですね。

だから、我々はそういうことで、そのことをもって反映するということには、意思・開票結果を尊重するということにはならないし、ただ、そもそもその提案自体が、先ほど申し上げましたような、二元代表制のルールの中が基本でありますから、補完の仕組みとして出せるということはわかるけれども、その中身の部分に関しては、立場上私が上程をしなければならないということでもありますから、意見書を添える中に、こういう問題もありますよねという話でありますから、何%だからする、しないという話ではないと。

いわんや拘束力もないということでもありますので、そういう意味合いも含めて、現状の立場において、そのような意見書をつけさせていただいたという現状でございませぬ。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませぬか。

○前田 隆議員 住民投票の条例を出した一番の問題というのは、住民の声を聞くと、その1点にあると思うんですよ。というのは、執行部が一生懸命パブリックコメントをいろいろとやられている。

これはこれで可とするんですが、本当に一番最初のスタート、位置の問題というのは一番大事だと、ここがやっぱり3年前のスタートの時に、本当に住民の声が反映されているかと、反対の人もいたと、賛成の人もいたと、そういうことをここにきてやっぱり住民投票で聞くというのが、一番大事だということで、この住民投票条例は出ているんだと私は思うんです。

2次的な部分で、長期的な観点で贅沢なのは要らないと、規模の大きいのは要らないと、人口減少の中で。そういうのは次なんです、住民投票条例というのは、1点しか諮れないと、是か非かと、場所をです。場所のところをまず決めて、その後に建物が大きいと、いやこれでいいと、あるいは予算はこれでいいとか、いや、もっと小さくしていいと、そういう部分は2次的な部分です。

やっぱり場所というのは、先ほども3分の2という重たいハードルがあるという、このスタートがちょっと最初の段階で——じゃなかったかと、そこを今もう一回住民、50年、60年という市庁舎を建てる段階では、やっぱりこの原点に戻って、住民に問うべきだということで、この条例案を出していると思いますので、ぜひ出してほしいと思います。

以上です。

○議長（篠原静則） 前田議員、答弁要りますか。

○前田 隆議員 市長の答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 4月から前田議員ということで就任をされたと思いますけれども、先ほど申し上げましたこの問題は、約10年前からスタートして、今申し上げたような経緯も踏まえてですね、民意というのはいろんな問い方があります。一人一人に聞けばいいじゃないかも含めてですね。

ですけれども、こういうことに関しては、現実的にそれはできないわけありますから、先

ほど繰り返しになりますけれども、手順を踏まえて、二元代表制の民意も踏まえてこれまでやって、結果として議決もいただいて、今日まで来ていると、それがあの大きな我々の筋であります。

そうでなければ何事も決まらないわけでありまして、先ほど申し上げたような補完の仕組みとしてあるということは、そのとおりでありますので、そのことが出たことは、否定をするものでありませんけれども、意見書という形で私の意見をつけさせて今日にいただいて、最終的には責任ある立場ということでご判断をいただくということになろうかと思えます。

○前田 隆議員 その住民投票をして、本当に市民の声が出て、我々も議会もその結果を踏まえて、まずして、そういうことでまた市庁舎の問題を、議会は議会として対応するというところで、とりあえずは住民の声を聞くという、それを先にさせていただくというのが大事だろうと思えますので。

○市長（尾脇雅弥） 今、とりあえずというようなお話がありましたけれども、これまでいろんな考え方で、先ほど申し上げましたけど築60年、古くて危ないから建て替えると、このことが一番なんです。

そのことを経緯も踏まえてですね、しっかりと議員の先生方にも説明をさせていただいて、市民の皆様にも広報をして、選挙も戦って、足らざるは住民説明会やらパブコメやら、いろんなことをしながら今日まで積み重ねてきたという経緯があるわけですね。

これを一旦おいといて、住民投票をその場所の部分だけを問うというのは、私は違うというふうに思っておりますので、これまでの二元代表制の経緯を中心にしながら、もちろん意見はいろんな形で、さらにいい方向へ組み込まなきゃいけないと思えますけれども、いろんな先ほど財源の問題も、またリスクもありますから、

まずはしっかりとこの庁舎を、安心・安全な庁舎を、それでも我々の案でも4年かかるわけですから、しっかりと建てていくのが、私は私に課せられた責任だと思えますし、これまでそのことに対して筋が違っているとは思っておりません。

○前田 隆議員 建て替えることは必要だということ、もう我々みんな、市民納得していると思えます。

○市長（尾脇雅弥） おおむねだと思えますけれども、みんなが納得しているわけではないだろうと思えます。そういう意見もございますので、ですので、細かく言えばいろいろありますけれども、しっかりこれまでの経緯の中です、できる限りご意見をいただいて、やっぱり決断をしていくという場面もあろうかと思えますので、そういう時期が来ているんだというふうに思っております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○新原 勇議員 私も住民投票は必要だと思えます。なぜ今ごろになって、こんなに市民の方が揺れているか、やはり皆さんあその場所は危険じゃないか、危ないじゃないか、それで市長自体も車座座談会をまだ今からも続けると言っているんじゃないか、今からも続けるということは、やはり市民の方が納得してないから、今からも続けるという発言であると思えます。

それに、パブリックコメントについても、これまでにない市民の皆様からの意見の提出がありとありましたが、これまでにない市民のパブリックコメントの提出というのは、1,000名ですか、何百名ですか。そういうふうに住民説明会のときも、賛成の方は二、三人でしたけども、僕は中央でしか知りませんが、ほとんどが反対の意見であったと思っております。

ただ、そういうことも踏まえて、住民説明会の反対の意見というのは、前も質問したと思う

んですけれども、あんまりに表に出てこない。あそこはだめという1人の意見とか、そういうのだけ強調されております。

この住民説明会の投票は必要だと思っております。この住民の関する疑問点、その中のこういういろんなことが書いてありますけれども、これは果たして、これを市民の方に見せて、納得がいけるものかどうか教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 市民の皆さんが納得されるかどうかというのは、いろんなご意見があるんだと思えます。今おっしゃったようなこともあると思えますし、賛成だという方もいらっしゃいます。

安全上の問題というのは、我々が一番気にかけていたところで、これまではある意味肌感覚で、海辺だからどうなんだというお話もありました。でも我々は3年前の議論としては、例えば安全対策を講じることによって大丈夫なんだと。例えば中央病院もあるじゃないですかと。中央病院がよくて、この新庁舎がだめという話も我々の考えからすると、おかしいわけですね。

ただ、その安全対策に関しても、先ほど申し上げました大臣認定という、柱頭免震の対応をすることによって、しっかりと対応できますということでもありますから、少なくとも現庁舎のこの状況よりもはるかに改善をしたもの、津波とか液状化とかというものに対しても、しっかりと説明をさせていただきました。

違うということであれば、その科学的な根拠というのは何ですかということも問い合わせをしました。それには答えていただけないわけですね。だから、我々は我々の責任において、説明をできること、やるべきことは進めてまいりましたし、違うというご意見があることも、いろんな意味で心配も含めてあるというのは理解しておりますけれども、その辺のところをしっかりと協議していかなきゃいけないとは思っておりますけれども、考え方は基本的に先ほど申

し上げたようなとおりでございます。

○新原 勇議員 これから50年、60年使う建物でございます。ぜひ住民の意思を酌んで住民投票を行うようにお願いいたします。

○議長（篠原静則） 答弁は要りませんね。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第88号～議案第90号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第88号から日程第4、議案第90号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第88号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第89号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第90号 垂水市職員の給与に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（角野 毅） 議案第88号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改正されたことに伴い、本市議員の期末手当の支給月数を現在の3.35月から3.4月へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法といたしまして、施行日及び適用日が異なるものがございますので、同じ条例ではございますが、平成31年4月1日適用分を第

1条として、令和2年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明をいたします。

まず、第1条は12月分の期末手当の支給月数の改正について定めたものでございます。

改定内容につきましては、期末手当の支給月数が引上げとなり、年間0.05月分の増加分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第5条第2項中において、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5に改正しようとするものでございます。

次に、第2条でございますが、令和2年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

内容は、第1条において、年間0.05月分の増加分を、令和元年12月分で引き上げたものを6月分、12月分で振り分けようとするもので、条例第5条第2項中、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には、100分の172.5を、6月、12月ともに100分の170に改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第1項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成31年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第89号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本議案は、議案第88号同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の3.35月から3.4月へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法といたしましては、議案第88号同様、平成31年4月1日適用分を第1条として、令和2年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第88号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第90号垂水市職員の給与に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和元年8月7日に、人事院が国家公務員の給与に関する勧告を公表し、これに基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が11月22日に法律が公布されました。

本年の給与勧告は民間の賃金状況を反映し、昨年に引き続き給与、賞与ともに引上げと住居手当の見直しとなっております。本議案は、主にこの人事院勧告に基づき改正しようとするものでございます。

なお、改正の方法につきましては、垂水市職員の給与に関する条例のうち、平成31年4月1日に適用分を第1条として、令和2年4月1日施行分を第2条として、また垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を第3条として、改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表でご説明いたします。

まず第1条は、垂水市職員の給与に関する条例において、平成31年4月1日に適用するもの

として改正するものでございます。

条例第17条は、勤勉手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき勤勉手当の支給月数を引き上げようとするものでございます。支給月数の引上げは、令和元年12月支給分を0.05月分引き上げることから、第17条第2項第1号中において、6月に支給する場合には、100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5と改めようとするものでございます。

次に、別表第1は給料表の改定でございます。内容は、若年層の給与水準の引上げということになっております。

次に、新旧対照表の7ページ、中段以降ですが、第2条は垂水市職員の給与に関する条例において、令和2年4月1日に施行するものとして改正するものでございます。

条例第3条の給与については、後ほど説明をいたします。管理職員特別勤務手当を追加するものでございます。

第8条の3は、居住する住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これによる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引き上げようとするものでございます。

続きまして、8ページ、14条の2は管理職特別勤務手当でございます。本手当は、人事院規則に準拠して、管理職員へ臨時、緊急の必要に応じて週休日等における勤務に対して支給される手当でございます。

本市は、これまで行財政改革の取り組みの関係もあり、本手当を条例化してきておりませんでした。垂水市を除く県下18市で導入済みとなったことから、今回改正しようとするものでございます。

第1項及び2項で支給対象となる勤務について、第3項で手当の額は、各号記載の金額の範囲内において規則で定める額としております。

なお、支給対象となる勤務については、災害

対応業務が主な業務になると考えております。

次に、9ページ、第17条第2項第1号は、勤務手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において、12月支給分の支給月数の引上げを行った分を、令和2年以降6月、12月の支給分で平準化しようとするものでございます。

同項第1号は、再任用以外の職員を規定するもので、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5としたものを、100分の95に改めようとするものでございます。

次に、中段の第3条は、垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を垂水市職員の給与に関する条例に合わせて改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、おおむね第2条と同様になりますので、説明を省略させていただきます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条及び第3条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定を、平成31年4月1日に遡及して適用することを定めたものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1項による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は改正後の2の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、住居手当に関する経過措置で、改正後の住居手当が2,000円を超える減額となる職員について、令和3年3月31日までの間、経過措置を講ずることを定めたものでございます。

附則第5項及び第6項は、規則への委任につ

いて定めたものであり、この条例の施行に関して必要な事項は、別に規則で定めるものとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 一般的な質問になるかと思えますけれども、人事院勧告の内容により今回引上げということですけど、地域性との関係でそのあたりというのは、検討があったのかどうか、いわゆるもうこのままの、いわゆる人事院勧告による内容で引上げとなったのかということ、平均的にどのぐらい引き上がるのかということ、あと若年層の引上げということがありましたけれども、このことは、いわゆるそこにスポットを当てないということ、様々な問題を今回指摘はされていたんですけども、そのあたりについてやっぱり問題を垂水市も抱えるような中身になっているのかということ、この3点について質疑をいたします。

○副市長（長濱重光） 1つ目につきましては、私のほうで答弁させていただきます。

この給与条例というのは、人事院勧告がベースになるというのは、もうご承知のことだと思います。

その中で、そういった垂水市の職員の期末手当、勤勉手当、若年の給与をどうするかという問題を考えましたときに、私どもがそのベースにしますのは、やはり県の人事委員会が状況を把握した、例えば県全体のその民間の賃金の状況でありますとか、それから鹿児島県における物価指数の動向でありますとか、そういうことを踏まえて、県は人事委員会において結論を出して、知事に勧告をされる。そして、それに基づいて執行部側から議案に提案して、可決をするわけですね。

ところが、それをそれじゃ県がやっているよ

うなことを、各43自治体ができるかという問題があると思うんです。そこが可能であれば、それがベストだと私も思います。

しかしながら、そういうことというのは、やろうと思えばやれないことはないんですけども、そこはもうどうかと思いますので、やはり県が調査をし、繰り返しになります、いろんな状況を踏まえたことをベースにして、市町村もなってやっていくというのが、やはりこれまでもやってきたやり方でありまして、やはりそこは尊重してもいいのかなということを、私自身は考えております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 議員ご質問の影響額というところがございますけれども、今回の三役についての影響額に関しましては、市長が4万4,850円、副市長が3万4,213円、教育長が3万2,833円、合計11万1,895円が影響額となっております。

○持留良一議員 確かに、副市長が言われる視点は当然だろうという、私はそういう点じゃなくて、市民感情も含めて2つの側面が市の職員にはあると思うんですよ。地域を引っ張っていく役目があると、もう一つは。

もう一つは、やっぱり今の市民の給与実態、感情を含めてどうなんだという点もあろうかと、だからそのあたり、きちっと気持ちをどう反映させていくのかということはあると思うんですよ。民間との考えでいくと、やっぱり公務員が引き上がったということで、頑張って我々も賃金アップをやっていこうかという、そういう一つの指標にもなると思うんですね。

ところが、市民から見たら、なぜ公務員だけがいいんだというような、そういうことも結果として出てくる可能性があるかと。じゃあ、そのあたりをどんなふうにしてソフトランニングしていくかという点があるかと思うんですよ。

だから、僕らもそのことをきちっと受け止め

て、議員も議員として、この議員報酬の関係は考えると思うんですね。やっぱりそのところは議論されたのかどうなのかということですが。具体的には、そんな指数を出せとかいうことでありませんので、その点です。

○副市長（長濱重光） 私自身も長く県で働いてきましたので、いつもその取り上げられるのは、報道機関で取り上げるのは、何で公務員だけがということも、あるのは事実であります。市民感情としても、そういうことは一部声としてあるのは確かだろうと思います。

しかしながら、やはりその先ほど言いましたことをベースにして、勧告がなされて、我々が尊重して、それを今議会にお願いしているわけでありまして、それは市役所職員のやはり自覚を持って、これだけの給与体系の中で与えられた給料の中でやっていくという、これはもう労働に対する対価でありますので、そういうことをやっぱり市役所職員自身が自覚をすること、私自身は皆さんは自覚をしていらっしゃるというふうに思っております。

そのことをやはり今後も踏まえて、市民のために、市の発展のために市役所職員は頑張っていくということだろうというふうに、そのことを通じて、市民の方々にも理解していただくということが、最も大事なことじゃないかなということを、私自身は感じております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第88号から議案第90号までの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。次は11時10分より再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第5、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とし、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは通告に従って、順次、質問を許可いたします。

最初に、6番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 おはようございます。今議会、一番のテーマであります条例制定議案。意見書を述べられて、先ほど議員からも活発な質問が出ました。今議会の最大のテーマではないかなと思います。私も、後ほど、この点についてはしっかり追及していきたいと思っております。

今月5日、鹿児島市のマリンポートに寄港したクルーズ船の観光客を高速船で大隅半島に案内する初めてのツアーが行われました。これまで観光客の滞在時間の関係で、薩摩半島が主で、大隅半島は来ても桜島までという状況でした。それが移動時間約40分で大隅半島に行けるということで、今後、どのように波及させるのが課題となりますが、大隅観光の起爆剤となることは間違いないのではないのでしょうか。特に、市長を中心に、水産商工観光課長、執行部の力の見せどころでありますので、ぜひ垂水市も、そのご利益を得ることができるように期待をし

ております。

さて、本日は私にとりまして、3期目、35回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、簡潔明瞭にご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

まず1つ目は、新庁舎建設事業に関する住民投票条例案について質問します。請求代表者から提出された住民投票条例制定請求書も事前に読ませていただきましたし、先ほど、代表者の意見陳述もありました。この庁舎建設に係る住民投票条例を制定するということが、果たしていいのかどうか、請求代表者の請求書を見ますと、庁舎建設はどこの市町村でもまちを二分する大きな問題である。新しい庁舎を建設することは、市民の間で一定の合意がされているという一方で、その他の争点に関しては合意がなく、様々な意見がある。住民投票して、市民の声を反映させることが将来に禍根を残さないとしています。さも、住民投票をすることこそが、市民の声が反映され、禍根を残さないことになるのだという考え方であることが、そもそも説得力を欠く意見書であるという印象があります。

この住民投票条例制定の請求がどういうことを意味するのかと考えたときに、これまで執行部と議会が取り組んできたことを全くもって否定することになる行動ではないかと思っております、そのことが誠に残念でなりません。

私は議員として、この庁舎建設の問題については、これまで市民から寄せられた様々な意見や問題点、不安点を追求するために、時には直接、担当部署を訪ねて説明を求め、時には全員協議会、あるいは一般質問や各委員会など、多くの機会に繰り返し、繰り返し質問しては納得し、納得のいかない点については、修正を求めながら、執行部と一緒に、この庁舎建設事業に取り組んできました。我々議員は二元代表制のもとに、市民の負託に応えるためにも、市民を代表してしっかりと審議してきましたし、

そして、納得をしたからこそ予算も可決してきたわけです。また、執行部についても、市民の様々な意見を吸収しながら、月日をかけ、時間をかけ、労力を惜しまずに、予算を費やして調査研究をしながら、この事業を進展させ、そして市民に対しても懇切丁寧に説明する機会を設けて、やっとの思いで基本設計までこぎつけたわけです。これまでの執行部も議会もどれだけの時間をかけてきたか。これまでの作業の経緯をなぜに理解してもらえないのか、非常に残念でなりません。

今回、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、直接請求された庁舎建設事業に関する住民投票条例案は地方自治法第74条第3項の規定により、市長の意見書を付して、今回の議会に上程されました。本来ならば、請求代表者に請求理由等に対する疑問点や問題点を追及したいところではありますが、ルール上、代表者には質問できないということでもあります。

そこで、これまで庁舎建設事業に着手して、今日までの検証と、また市長から出された意見書の内容について、確認のために質問をいたします。これから質問することは、市長の意見書にも記載がありますし、既にこれまでの議会の中でも多くの議員が質問してきたことと重複することばかりだと思いますが、この機会に改めて確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目ですが、庁舎建設の必要性と庁舎建設に至るまでの経緯。

2点目は今回の大きな問題点の一つではありますが、建設場所の決定に至った経緯。

3点目はこれまでに使った予算についてお尋ねをいたします。

請求代表者は意見書の中で、市民の声を反映させるために住民投票をすべきと訴えています。執行部はあらゆる手段を通じて、市民からの意見聴取や市民への事業説明をやってきたと

思います。

4点目は、市民への事業説明の状況と、現在実施している車座座談会の取り組みについて、お伺いをいたします。

大きな2つ目は、日本遺産に認定された麓地区の活性化対策について質問をします。今年5月、鹿児島県と垂水市を含む県内9市で構成された「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群麓～」が日本遺産に認定をされました。そもそも、鹿児島県は薩摩藩島津家当主が住む鹿児島城、鶴丸城を本城とし、鎌倉時代から続く各地の麓城として薩摩藩全体を防衛してきました。麓とは、山城と、その麓に広がる武家屋敷群全体を指し、このほど県内9市にある武家屋敷群全体が日本遺産に認定をされました。

10月17日には、本市において記念事業として、薩摩の武士が生きた町講演会が開催されました。今回の日本遺産認定を絶好の機会と捉え、まちの景観づくりや歴史文化を再認識しなければならないと思っておりますが、日本遺産認定に至ったいきさつと目的、観光振興とまちづくりにどのように生かしていくのかについて、お尋ねをします。

また、日本遺産に認定された史跡・財産を、今後、後世に残していかなければならないと思っておりますが、その保存方法についてどのように考えているのか、教えてください。

大きな3つ目は、自動運転装置の車両の導入についてお尋ねをいたします。10月下旬に東京に行く機会があり、たまたま東京ビッグサイトで開催されておりました東京モーターショーに行きまわりました。世の中はパソコン等の普及によるIT化、また、人工知能のAI化など、技術革新が急激に進んでおり、まさしく情報化社会、そして、知らず知らずのうちにスマートに便利な生活ができる時代になってきています。東京モーターショーでは、今後、未来に向かって、まさにどんなまちや暮らしがやってくるの

か、体験できた場所であり、また、私の想像をはるかに超えるものでもありました。

そんな中で、一番興味を持ったのが、自動運転装置の車両でした。自動運転の開発といいますと、今や自動車業界にとどまらず、グーグルやソフトバンクなど異なる業界も巻き込んで進められています。また、その技術も、前の車について走るクルーズコントロール、車線維持走行、自動ブレーキ、急発進防止装置など、運転支援機能を搭載した車は、既に町中を走っており、今後、さらに進化を続け、世界に広がっていくことだと思います。

例えば、2020年の東京五輪、パラリンピックでは、自動運転技術を活用した電気自動車Eパレットが移動手段として活用されるということです。東京モーターショーでは、国土交通省も自動運転装置のブースを出展していましたが、道の駅を拠点に、2017年から全国数カ所において実証実験を実施しています。そして、2020年までには実証実験した中から実用化に向けて動き出すということの説明も受けました。今後、ますます自動運転技術は進化するものと思います。

全国で試験運用されている自動運転装置の取り組みについて、自動運転装置の車が走る社会、まさしく夢のような話であると思う方もいらっしゃるかと思います。実用化に向けた取り組みは、すぐそこまで来ています。本市においても、早くから自動運転装置の情報収集に努めて、本市のまちづくりに活用しなければならないと思いますが、市としてどのような認識でいるのか、お尋ねをします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の庁舎の建設の必要性ということについて、お答えいたします。

先ほども関連でご質問がありましたので、重複するかもしれませんが、ざっくり考え方を申し上げたいと思います。庁舎をなぜつく

るのかということに関しては、築60年、古くて危ないから建て替えるということが基本であります。そのために、東日本大震災以降、時間をかけて財源を蓄えながら、大きく変化したのは熊本震災の後です。隣県道、ああいう悲惨な状況を踏まえて、加速度的に慎重丁寧に、しっかりと中身を議論してきたわけであります。議会の先生方にも先ほどからお話をしましたとおり、場所の問題も含めてしっかりと説明をして、十数回の全員協議会、さらには関連する議案ということで2回議決をいただいているということでございます。

そういうことで、一番大事なことは、多くの市民の皆さん、職員の皆さんが集う、この市役所を一日も早く建て替えなければいけないということで、ルールに従って、手順を踏まえて、慎重丁寧に進めてきたという経緯でございます。先ほど、代表の高橋さんが思いを語っておられました。大変理解する部分もあります。私自身も、初期のころ、そういう観点から、技術的、安全上、あるいはコスト面で質問もした経緯もございます。その結果として、これまでもお話をしているように、安全上、あるいは財源の面において、しっかりと対応できるという状況が整いましたので、議会の皆様方にもお話を進めているということでございます。ですので、そのことをまだまだ十分、皆さんが100%かといえば、個人差があると思いますし、そもそもの考え方もありますので、これからもお話はさせていただきましても、なぜ必要かというのは、古くて危険なこの状況を一日も早く回避するということが何より大事だと考えております。

○企画政策課長（二川隆志） 建設場所決定の経緯についてお答えさせていただきます。建設候補地については、建設スケジュールや財政への利益を考慮し、市所有の公有地である3カ所の建設候補地を市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点・安全性、まちづくりとの整

合性といった4つの評価項目を設定し、内部評価及び外部検討委員会による外部評価を行い、さらに、この評価結果を市民の皆様公表し、パブリックコメントを実施するなどして建設候補地を決めてまいりました。公平性、透明性を確保しながら、市民目線による総合的、専門的判断のもと、建設場所の選定ができたものと考えております。

続きまして、市民への説明状況について、お答えさせていただきます。住民説明会については、平成30年5月に基本計画決定に関する説明会を7回開催しまして、参加者は262名、平成30年10月に設計事業者が決定したことから、設計提案内容に関する説明会を6回開催しまして、参加者は163名、令和元年9月には、基本設計案に関する説明会を3回開催し、参加者は273名でございました。

また、庁舎建設事業に対する不安や疑問点の解消を目的とした車座座談会は、これまでに、市民向けを28回、508名、行政連絡会での説明を6回、123名、職員向け座談会を6回、196名、合計40回、827名の市民の皆様にご参加いただいたところでございます。

続きまして、議会議決の予算についてお答えさせていただきます。これまで議会で議決いただいている庁舎建設事業費でございますが、平成29年度は決算額で基本設計委託料や外部検討委員会委員謝金、事務費など307万円。平成30年度は決算額で基本設計、実施設計業務委託料、外部検討委員会委員謝金、事務費など4,222万円でございます。今年度の予算額でございますが、基本設計、実施設計、業務委託料、オフィス環境整備事務事業委託費、外部検討委員会委員謝金、事務費など1億279万8,000円でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） まず、日本遺産認定の経緯と目的についてでございますが、そ

もそも、この日本遺産とは、来年、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、海外からの観光客を日本の各地域に呼び込む受け皿を目的として、文化庁が観光庁などと連携して、平成27年度から認定しているものでございます。それを受けまして、鹿児島県では日本遺産を通じた地域活性化計画を策定し、お長屋のある垂水市をはじめとした武家屋敷群のある県内9市と鹿児島県が合同で、薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群麓を歩く～と題した文化財群を申請し、去る5月20日付で日本遺産の認定を受けたという経緯でございます。

次に、日本遺産認定に伴う観光振興とまちづくりとの関係でございますが、先ほどの県の計画の中の将来像のビジョンにおいて、まず、観光振興につきましては、多様な地域の宝の輝きに、さらに磨きをかけ、魅力ある観光地づくりを進めるとともに、これらを有機的にネットワーク化させた新たな観光プログラムを構築し、多くの観光客が満足する地域となることを目指すとうたわれております。

また、まちづくりとの関係では、日本遺産を契機に、地域住民が郷土の歴史や文化財の重要性を再認識することで、文化財を保護し、後世に伝えようとする強い意識と、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する気持ちにあふれた地域を目指すとなっております。

これらの目的を達成するために、現在、県と構成市町村及び民間関係者で組織する日本遺産薩摩の武士が生きた町魅力発信推進協議会を設立し、3カ年計画で各種事業を取り組んでおり、1年目となる本年度は人材育成、普及啓発、情報発信の3点を重点とした取り組みを行っております。今後は、この構成自治体による協議会を中心とした様々な事業を見据えて、本市における事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産に認定されました史跡の保存方法についてでございますが、今回、認定され

ました文化財群において、垂水市においては、まず林之城跡を中心とした麓のエリアが指定され、そのエリアの中で、お長屋、垂水島津家墓所、お殿加神社、垂水人形の4点が構成文化財となっております。

これらの構成文化財の保存につきましては、これまで文化財保護審議会委員の巡視や地域住民の皆さまのご協力をいただいておりますが、特に、お長屋と垂水島津家墓所につきましては、過去において文化財専門の関係者のご助言をいただきながら、適宜適切に必要な補修を行ってまいりました。また、垂水人形につきましては、昨年度、垂水市の指定文化財に認定し、垂水人形の復活の元となりました、江戸時代の垂水人形の散逸を防ぐため、所有者から垂水市にご寄託いただき、保管・展示を行っております。

今後の保存や観光教育等への活用を見据えますと、まずは垂水市民の皆様方への文化財への理解や郷土愛を醸成することが必要であると教育委員会では考えております。そこで、議員よりもお話がありましたが、去る10月17日、垂水市市民館において、「日本遺産薩摩の武士が生きた町～垂水市の麓の文化～」と題し、ワークショップを開催し、85名の市民の方々にご参加いただき、好評をいただきましたので、このような取り組みを継続的に推進してまいりたいと考えております。今後も垂水市での麓を構成する文化財や景観を構成する武家門等の保存や活用につきましては、垂水市文化財保護審議会や文化財コーディネーターの皆様のご意見をお聞きしながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 日本遺産認定に伴う観光振興につきまして、お答えいたします。日本遺産認定を受けまして、11月3日に日本遺産登録記念、垂水・始良の武家屋敷群麓巡りと垂水ふれあいフェスタ秋の産業祭と題し

たバスツアーを実施いたしました。林之城跡、お長屋、お殿加神社の見学と併せて、本市の観光スポットを周遊するツアーで、定員を超える37名の方々に参加いただき、アンケート集計結果によりますと、満足度は97%でございました。今後も交流人口増加に向けて、日本遺産を含めた観光振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 堀内議員の自動運転装置の車両の導入についてのご質問にお答えさせていただきます。運転支援装置を搭載した車両につきましては、事故防止対策の一環として、車線はみ出し防止、車間距離サポート及び自動ブレーキなど、様々な自動運転支援技術が市販車に搭載され、さらに近年では自動運転技術の開発も進んでおり、近い将来、市販車でも導入間近ではないかと思われるほどテレビなどでも見かけるようになってまいりました。このような中、内閣府や経済産業省及び国土交通省などの国の機関と民間事業者との官民一体によるバス自動運転や高速道路での貨物トラックの縦走運転などの実証実験が取り組まれており、将来的には、バスやタクシー等にかわり、自動運転車両による公共交通サービスの普及もさることながら、自家用車でも自動運転が普及するであろうと思われま

す。国の公道実験プロジェクトにおいては、秋田県上小阿仁村で実証実験が進み、道の駅かみこあにを発着点に、自動運転可能な7人乗り小型カートタイプの電気車両が時速12キロ程度の速度で集落や村役場などを結ぶ運行サービスが令和元年11月30日に始まっております。

本市における交通状況は、平成21年12月から公共交通空白地域について、乗り合いタクシーの運行が始まり、地域住民の移動手段として定着しつつあります。

ご質問の自動運転の交通システムは、運転手

の代わりとなる監視員が乗車し、走行中の安全を確認しながら、監視員が自動運転をサポートする運行形態であります。今後、ますます自動運転技術が進歩すると推測できますので、将来、住民の移動手段として自動運転による公共サービスの必要性は高まると考えられます。本市の交通環境にとって、どのような自動運転システムが適しているのか。車両購入費用やインフラ整備等のコスト面も含め、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。それでは、まず1問目の庁舎建設事業に関する住民投票条例案についてから質問したいと思います。今、これまでの経緯についてもお聞きしました。庁舎建設の必要性、建設に至るまでの経緯については、今回の代表者も納得していると思います。問題点は、庁舎建設場所決定に至るまでの経緯ではないかなというふうに思います。

場所の選定については、まず庁内委員会で7つの候補地から3つの候補地へ選定を絞り込んだ。そして、鹿児島大学の建築の専門家など、有識者で構成する外部検討委員会の中で、その3カ所の候補地から市民の利便性、計画の経済性・実現性、防災拠点・安全性、まちづくりの整合性、4点を設置して、市民目線で外部評価を行い、さらに市民に対してパブリックコメントを実施してきたということでもあります。今回の争点であります、海沿いだから安全性はどうかということについても、専門的見地からしっかり審議されて、安全性は担保されているということで私はいいと思っています。そして、議会に対しても説明がなされた。それぞれの議員が質問する機会を与えられ、その結果、平成30年の3月、垂水市新庁舎建設基本計画を策定して決定をした。そして議会においても、2回にわたり設計予算を可決してきています。

今回、代表者は市民アンケートをやらなかつ

たことを強調していました。そして、誰のための庁舎か、回答は出ていませんけれども、当然、市民のための庁舎であることは間違いありません。そのために、行政としては、市民に対してしっかり住民説明会もしてきました。毎月発行される市報の中でも、その都度、その経過を広報してきた。そして、市民ワークショップ、パブリックコメントなどなど、多くの市民と直接対話する機会を設けて、市民の理解を得る努力をしてくれています。

今回の代表者、代表自身もかつて、市民ワークショップのメンバーであったと聞いています。ならば、なおさら、自ら意見を言える機会に参加していたということになりますし、その場において不安点や疑問点についても質問できる立場にあったわけです。

このようにして、執行部は議会に対しても、市民に対しても時間をかけて段階を踏んで、この事業を進めてきていると思いますし、どこに不備があるというのか、私には理解できません。住民投票をすることで、どういう結論が出て、具体的に事業がどのように進展するのか否か、そのことを考えたときに、どうなのか。住民投票で問うべきことは、建設場所が妥当か否かということです。いわゆるマルかバツかの二者択一であり、それぞれのマル・バツに対して市民の数字がカウントされることになりますが、具体的な場所の選定にはなりません。

代表者は、住民投票して市民の声を聞く、市民の声を反映させるなどと訴えています。今日初めて聞きました具体的な代替案、市民館跡、以前は現庁舎跡ということをお話されておりましたが、その話に矛盾があります。このチラシを見ますと、今日は市民館跡につくればいいと言いつつも、現庁舎跡。これを見ますと、案として具体的に書いてありませんが、海ではなく、建てる場所はあると言いつつも、この場所は現庁舎跡であります。一体、どこに建てれ

ばいいのか。あまりにも抽象的で具体性が全くないと思っております。

しかも、この住民投票をするためには、予算を伴うこととなります。市長選挙、市議会選挙と同等の経費を伴うのではないかなというふうに思いますし、額にして600万から700万程度の経費を使うことになろうかと思えます。600万から700万というと、垂水市にとっては貴重な金額です。この住民投票が意義あるのであれば、住民投票すればいい。私は、どうしても住民投票すべき事項とは思いません。請求代表者は、この経費について、「総事業費37億円の一大プロジェクト、事業費や本庁舎という建物の役割から考えると、無駄なお金ではありません」というふうにも話をされている。市民の中には、この経費を使うということを説明したときに、子育て支援や高齢者の福祉の充実に使ったほうがいいのではないかと、多くの意見もいただいております。

話は繰り返しになりますが、市長の意見書の中にもありましたけれども、既に議会において、平成30年3月に設計業務委託費1億1,162万円、平成31年3月に地質調査費2,760万円、合計で1億3,922万円の予算を既に可決、成立して執行されているという答弁もありました。

話を切り替えますけれども、この事業費以外に、目に見えない事業費があると思えます。例えば、執行部の体制も、その一つです。これまでどれだけの方が、この事業をやるためにかかわってきたのかを考えたことがありますでしょうか。執行部の方々が労力を惜しまずに必死にやってきたから、ここまでやってこれたわけです。ここで質問しますけれども、目に見えない経費についてわかる範囲で教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 堀内議員のご質問にお答えいたします。新庁舎建設事業は、平成28年度から本格的にスタートしたところでございますが、事務体制については、平成28年度

が企画政策課政策推進係で係長、担当職員の2名がほかの業務と兼務しながら、主に庁内検討報告書をまとめ、業務を行ってまいりました。平成29年度は、同じく企画政策課政策推進係で、係長、担当職員の2名が他の業務と兼務しながら、主に基本構想と基本計画の策定業務に着手し、平成30年度からは企画政策課内に庁舎建設係を設置し、専属係長と担当職員の2名を配置し、基本設計の策定業務に取り組んでおります。そして、本年は庁舎建設係に1名増員し、係長以下3名体制で業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 平成28年から本格的な建設事業を開始して、平成30年度には専属の係も設置している。そこには、人件費を含めて、金額にして数字にあらわれない経費、労力も多く発生している。このことを皆さん、忘れてはいけません。職員は必死になってやってきているわけです。議会で可決した、この予算だけではありません。目に見えない予算も投入されているわけです。このことをしっかりと考えていただきたいと思えます。

住民投票することで、仮にバツの数が多かった場合には、建設場所の選定からやり直すことになろうかと思えますが、専門的な知識を有する有識者で組織する外部検討委員会を立ち上げて、提言書としてまとめました。この有識者の提言書は何だったのかということにもなります。専門的な知識を有するからこそ、委託して意見を求めたわけですから、専門的知識を有する方々の意見も全くもって否定する垂水市民というふうに見られます。これは、垂水市としていかがなものかと思えますが、どうでしょうか。

そして、仮に、基本設計からやり直すことになると、これまで費やした経費に加え、さらに新たな経費が必要になりますが、想像しただけでも多額の経費を伴うことになることは、目に

見えていますが、そのことを考えたことがあるのか、聞きたいところです。それだけ垂水市は裕福なまちなのではないでしょうか。庁舎建設をすることで、さらに使わなくてもいい予算を使ってまで、庁舎を建てる必要があるのか。私は今回の計画を取りやめて、新たに事業を計画し直すのであれば、庁舎建設自体を破棄にしたほうが良いと思います。なぜならば、財政が破綻するからです。たくさんの予算を使うからです。

今、ここまで進めた建設事業を推進すると、国が期限付きの限定措置として創設された地方債の交付金制度にも十分に間に合う。そうすると、財政的にも負担が少なく済む。確認のためにお聞きしますが、この制度の名称、期限付きということですが、いつまでか。併せて、住民投票からやり直した場合に、この制度の申し込みに間に合うのか否か、そのことについてお尋ねします。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、交付税措置のある地方債の期限に間に合うかについてお答えさせていただきます。ご指摘のとおり、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業は、来年度までの事業期間で、来年度中に実施設計に着手することが条件となっております。仮に、現在の計画を見直しすることになると、適切な行政運営の観点から基本構想の策定に立ち戻る必要がございます。これまで大変重要な事業であるという認識のもとで、公正性・透明性を持って事業展開を行ってまいりましたが、これまで以上に慎重にかつ丁寧に事業を進めなければならないことを考えますと、来年度中に実施設計に着手することはできないと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 いいですか。国からの交付金事業、これに間に合わないということは、8億手出しになるということです。このことをしっかりと考えていただきたい。

住民投票するために経費を伴う。600万から700万。議会で既に可決した設計予算約1億4,000万円を無駄にすることになる。人件費を含めた様々な目に見えない今までの経費が無駄に終わることになる。これが数千万。国の交付金事業にも間に合わないこと、約8億円。計画見直しになると、新たに設計からやり直すことになりますと、さらに莫大な経費が必要になること。私の見積もりでも数億円。こんな予算が垂水市のどこにあるのか。予算的にもよく考えてみていただきたい。住民投票をすることのメリット・デメリットを比較した場合、どちらに正義があるのか。よく考えなければならないと思います。

質問を変えますが、庁舎建設場所の安全性についてお尋ねいたします。これまで地震対策、液状化対策、津波対策、塩害対策、浸水対策については質問を繰り返してきましたし、安全性が確認とれていると私は思っています。この点は安心できることと思いますが、浸水対策について、鹿児島県が新たな洪水浸水想定区域の見直しをした関係で、誤った情報が流れています。設計段階において、3.1メートルかさ上げすることで十分に安全性については担保されているということで、説明を受けておりますし、私自身も十分納得し、理解をしています。

しかしながら、11月29日、南九州新聞、防災拠点としてはふさわしくないという見出しで記事が掲載されておりました。記事を読みますと、新たに想定された洪水浸水規模は5.2メートルであると記載がありました。また、先ほど代表者の意見の中でも、この建設場所、最大で3.0メートルと発言したことは、私は間違いではないかなと思います。そして、先ほどの代表者の意見は、明らかに間違った情報ではないかと思いますが、正確な情報を教えていただきたいと思っています。

○総務課長（角野 毅） 新庁舎建設予定地の

浸水についてのご質問にお答えいたします。先ほど日にちがございましたが、11月15日の新聞の記事ではなかったかと覚えております。住民投票条例制定の直接請求を行った市民団体グループは、庁舎建設予定地について、新たに想定された洪水浸水最大規模は5.2メートルとなり、防災拠点としてふさわしくないと主張する掲載がございました。

これまでの浸水想定区域につきましては、1時間雨量66ミリを想定した計画規模で区域を指定しておりましたが、近年、近県の集中豪雨による水害が頻繁に発生しており、短時間で河川が増水し、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例が増えてきたため、本年10月29日に指定し、公表された新たな浸水想定区域図では、12時間の総雨量619ミリを想定最大規模として区域を指定いたしております。この想定について、県の担当者からは、河川整備の基本となる計画雨量を超える最悪の事態を考慮した想定最大規模の雨量を前提に、洪水浸水想定区域を指定したということであり、想定最大規模降雨量を設定すると、大半の河川等で年超過確率1000分の1程度の想定となります。このことは1000年に1回発生するような降雨量を想定していると言えとの説明を受けております。

先の新聞記事は、このことを受けての主張であったと思われませんが、県は新たな浸水想定区域を指定するに当たり、5メートルのメッシュで、基礎となる調査を行っており、本市庁舎建設予定地についても、5メートルエリアメッシュ図と、より見やすくした25メートルエリアメッシュ図を作成されており、そのメッシュ図によれば、庁舎建設予定地を含む公社所有地の浸水深が最大の地点で、庁舎建設予定地外の地盤高2.2メートルの地点で0.82メートルとなっており、庁舎建設予定地を含む公社所有地の洪水浸水最大規模は82センチと公表されております。現在、庁舎建設の設計で、地盤高を3.1メート

ルと計画していますことから、想定最大規模降雨においても、最大3.02メートルの想定であり、浸水しない庁舎建設となっているようでございます。

住民の不安をあおる正確性に欠ける情報であったため、新聞社へ抗議と正確な情報の説明を行うとともに、令和元年11月28日に報道関係者にお集まりいただき、説明会を開催して、見直しのあった本城川水系の最大想定雨量での浸水想定区域図についてご理解をいただいております。庁舎建設については、皆様の関心も高く、本市にとっても大変重要な政策でありますので、正しい情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○堀内貴志議員 今、説明、答弁をいただきましたけれども、この想定災害規模の見直しがあったということですが、そのことについて、再度、もっとわかりやすく説明をお願いいたします。

○副市長（長濱重光） かわりまして、私のほうで答弁させていただきたいと思っております。

簡単に言いますと、今までは垂水市の防災マップ、想定浸水地域のマップと申しますのは、ゼロメートルから50センチ未満、50センチから1メートル、1メートルから2メートルと、そういうふうな単位でハザードマップをつくっておりました。したがって、この予定地につきましては、今までは0.5メートル未満でありました。それに対しまして、私どもとしては幾らか、さらにかさ上げをしようということで、計画を進めてまいりました。ところが、今、総務課長が答弁しましたように、10月29日に新たに県が示しましたものは、0.5メートルから1メートル、それから0.5メートルから3メートルというふうに変えられました。その中間がないわけです。ところが、実際、県のほうから、るる説明がありましたのは、建設用地は最大82センチでありますということで、我々に情報が

もたらされました。したがって、私どもは3.1メートルかさ上げをすることによって、現在の標高、GLであります2.2メートルプラス90センチかさ上げをすることによって3.1メートルの地盤高に庁舎をつくると。そういったしますと、県が想定した2.2プラス82センチ以上に地盤高が確保される。だから、そのことを事前に情報を得ておりましたので、基本設計の段階で、そのことを織り込み、実施設計に向けて、今、計画を進めているところであります。

それでは、いつ垂水市のハザードマップを変えるのかという課題があると思いますが、これは国からの予算がもらえるものですから、来年度中に早い段階でハザードマップを変更し、そして、市民にお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 重複しますけれども、大事なところなので確認の意味で、もともとのあのその標高というのは2.2メートルなんですね。ここは2.6ですから40センチ、ある時に海拔ゼロという話も出ましたけど、そうではないということです。

それに90センチかさ上げをして3.1にすることによって、先ほどありました3.02ですから、この想定というのは1000年に1回程度の大雨が降ったときに駐車場まで浸水しないという考え方になります。

ですので、仮に大雨が降っても、例えば今回の災害みたいになかなか水が引かないみたいなのところもありましたけれども、本城川はそういうことでも、12時間以内に水が引くということでもありますので、全体条件が全然違うのだと、もちろんぱっとそういう数字の変更があったことを受けて、マスコミの方にお話をされたんだということだと思いますけれども、ただ、中身に関してはそういうことですから、認識が違っているということでございます。

○堀内貴志議員 私もこれしっかり精査してみました。

いわゆる設計場所の地盤高220センチ、県が想定する洪水最大規模は82センチ、県が想定する洪水最大規模というのは1000年に1回あるかないかの被害、規模であって、そのときでも302センチまで浸水しますよということでもあります。

今回の計画では、地盤高が310センチで計画しているので、1000年に1度あるかないかの被害に対しても浸水しない庁舎設計になっていると、あくまでもこれが下のレベルで、そこから1階部分は柱頭免震構造ですから、その上に2階部分から事務室ができるので、間違いなく洪水には対応できるという建物でいいのではないかなと思います。

これが何で洪水浸水規模が520センチになったのか、明らかに市民の不安をあおるための情報としか、私には思えません。

南九州新聞記者が間違った情報を掲載したのか、それとも請求代表者が間違った情報を流したのか、いずれにしても、情報を確認せずに間違った情報を流したことは、重大なこれは過ちです。

いたずらに市民に不安を与え、市民を混乱させることによって同意を求めようとするやり方が、果たしていいのかどうか、今回の請求代表者を含めて庁舎建設に反対する団体、今年の4月の市議会議員選挙の時もそうでした。

庁舎建設場所は海拔ゼロメートルなどと誤ったチラシを全戸配布して、市民に対して不安を与えて混乱させた上で、選挙戦を戦ってきました。

今回またしても拠点場所としてふさわしくない、新たな想定された洪水浸水規模は5.2メートルであると、うその情報提供をして、市民に対して不安感を与えて混乱させたこととなります。

この記事の中の写真を見ますと、現役の議員も一緒になって写っている写真が掲載されています。その議員も一緒になって誤った情報を市民に流そうとしたのではないかという、疑いたくもなります。

このことは行動を慎んでいただきたいと個人的に思っております。不正なやり方をしないで、正面から正々堂々と正しい情報を訴えてほしい、いたずらに真面目な市民の感情をもてあそんでいるようで、本当に残念でなりません。

最後に、住民投票の整理状況についてお尋ねします。

この住民投票条例案には、投票率の具体的な記載がありません。民意とは何か、低い投票率では民意が反映されないと思いますし、そこにはある一定の投票率で成立することこそが必要だと思います。

このことは市長の意見書にも記載がありましたし、私も全く同じ意見であります。少なくとも、市長選挙や市議会議員選挙並みの投票率が必要ではないかと思えます。

今回の庁舎建設問題に関しては、一部の反対する方々の活動が盛んに行われておりますが、庁舎建設に賛成する方々の活動はほとんどないのが実情です。

そんな中で、実施する住民投票ですが、ある一定の投票率を得ることができて、果たして民意を問える内容となるのか疑問だらけです。

ましてや反対する方々は誤ったその情報を流して支持を得ようと活動されています。果たして正しい市民の民意は、意思は反映されるのか、甚だ疑問でなりません。市長、そうだと思いますか。ちょっとお尋ねします。

○市長（尾脇雅弥） 代表の方の思いというのは、推し量ることはできませんが、わざとということではないんだというふうに思います。

先ほど、大分私も、私の気持ちとは違うことでやゆされましたけれども、それぞれのお気持

ちというのはそれぞれの中にある、ただ事実として誤解があるのは、先ほど、安全上の話にしましても、県のルールが変わったので、これまでの基準よりはルールがちょっと変わっているんです。ただ、実態というのは、細かいメッシュがあって、その建設地の場所は、先ほど申し上げたようなことですので、先ほどのお話のような状況には当たらないと、1000年に1度程度の大雨が降っても、その敷地のところに乗り上げてくるということは、数字上ありえませんが、そこから上に建物を建てていますから、2階以降が執務室でありますので、7.4ですから大体4メートルぐらい高くなるということになります。

その辺まで水がもし来るとなると、この2階の市長席あたりまでということになりますので、水は高いところから低いところに流れますから、そこからこの辺が埋まるときに、そこあたりまで越水すると、時々ありますのは我々の基準の中で大きな地震が来たらどうするんだと、震度9ということが来ると言われる南海トラフのときに、外海だと10メートルぐらいの津波の可能性があると、数字というのは常に変わっておりますが、その段階においての県の見立てとして、南海トラフ級の地震があったときに、この我々のエリアは50センチ未満の津波ということで、浸水想定区域外ということになっております。

桜島の爆発や海底火山の爆発で震度7があったときに、最大で1.84メートルの津波の可能性があるとありますので、それ以上があるかないかというのは別問題として、我々が今ご提示している提案というのは、現行において、一番心配される安全上という点に対して間違いないと、さらに財源の問題にしても、先ほど提案がありました。私も驚いたんですが、こちらの建て替えということをお話をされておりましたので、その案ということにしても、具体的な科学的な根拠を今から立証していかなければ

ればならないということには、時間とお金を費やすということでもありますから、少なくとも当初32年度までの着工によってという8億円の交付税、我々の要望によって、少し基準は実施設計ということに下がりましたけれども、おしりは変わらないわけです。

なので、例えば過疎法みたいなものを要望をして延長するということとは、少し状況が違うような気がしますので、しっかりと決められたルールの中で、できるだけコストダウンして、財政のかからない形、あるいは安全上に気をつけながら、繰り返しになりますけど築60年という危ない庁舎を建て替える、そのことは民意、二元代表制の中でこれまでやってきたということが基本となるというのが私の考え方でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

住民投票条例、制定条例案を審議するためには、これまでの様々な取り組みを精査した上で結論づけなければならないと思います。ですから、改めて、これまでの庁舎建設事業のいきさつについてお尋ねしました。

そして、市長の意見書も読ませていただきましたが、これまでの経緯や執行部の苦労が短い文書の中に凝縮されて記載してありました。

これまでの執行部のやってきたことを見れば、透明性や公平性を担保したもので、市民の意見も十分に反映されたものであり、最も適切な意思決定過程だったと思います。

庁舎建設場所の妥当性について考えたときに、この場所がいいのか悪いのか二者択一であり、市民の全ての方が基本的に建設に賛成であるという考えで進められておりますけれども、中には庁舎建設自体に反対の方もおられると思います。

その方の意見や意思はどう反映されるのか、また建設することには賛成だが、場所がだめだから反対だという方の意見として、具体的な代

替案や今回ちょっと述べられましたけれども、具体的ではありません。その中で決めることは、あまりにも抽象的、妥当性を欠くことになり、市民の混乱を招くことは間違いないと思います。

だからこそ、市民の代表である議会で判断すべき事項であると思っています。

この場所選定について、これまで鹿児島大学の教授らで構成する外部検討委員会ですっきり審議された専門的有識者の意見を尊重しなければ、誰の意見を反映すればいいというのか、その点も甚だ疑問に思うところであります。

そして、これまで議員も市民の代表として議会においてしっかりと審議し、そして納得をした上で予算を可決してきました。

議会制民主主義の中で、重要な決定機関であるということです。

執行部についても市民の声を反映するために、パブリックコメント、住民説明会、ワークショップ、さらには庁舎建設は市民の大きな問題であるからこそ、毎月発行される市の広報誌の中でも特集として、その都度、その進展状況について掲載してきました。

市民の声は十分に反映されているのではないかと思います。

今回の計画を見直すということになると、国からの交付金事業にも間に合わないことがはっきりしましたし、その分だけでも予算が大幅に膨らむことになります。

有識者の意見は聞かない、議会の決定も認めない、執行部がしていることについては納得をしないということになりますと、何も決められないことになります。

そして、何よりも、9月議会において、早期着工を求める陳情書を採択しているという現状がある中で、市民も早期着工を求めており、議会もそれを採択してきたんです。

今回の住民投票条例制定についての意見は、どの点を捉えても、全くもって具体性がなく、

ましてや代替案という具体的な案もなく、存在しない点を捉えても、ただ反対のための反対、市民の感情をもてあそんでいる住民投票条例案としか思えません。

よって、市長の意見と同様に、必要のない議案であるということ強く訴え、次の質問に入っていきたいと思います。

時間が残り三分を切りましたので、手短に話しておきますが、日本遺産の麓地区の活性化対策、この保存方法についてお長屋、構成文化財として4点が挙げられたと、私はそれも大切だと思うんです。だけど、麓地区構成する、武家屋敷を想像させるものとして、今、垂水市に残っているいろいろな門構えとか、あと自然石で積んだ外壁、これも武家屋敷を想像させる麓地区の財産になると思うんです。それをこれからどうしていくのか、このまま放っておいたのであれば必ずなくなります。

知覧町、入来町に行かれた方もお見えになると思いますけれども、史跡を見てもしっかりと武家屋敷とイメージさせるような外壁が残っております。

今からそれに手をつけないと必ずなくなります。財産がなくなるわけです。日本遺産に認定されたこの機会にしっかりと考えていただきたい。

自治体によっては景観条例で、制限しているところもありますし、今後場合によっては必要になってくると思いますので、調査研究をして、保存の方法に努めていただきたいと、これは要望に変えておきます。

それと合わせて、私はこれまで幾度となく質問をしております。

垂水市の歴史と文化に触れて、本市にある史跡、貴重な資料、この保存するためにはどうしても歴史文化資料館的な建物が必要になってくる、今後100年、200年残していただきたい。そのためにはこのことについてもしっかりと検討し

ていただきたいと思います。

最後、この自動運転装置の車両の導入について、今、情報化社会です。時代は常に進化を続けています。執行部についても情報収集して、本市に生かせる事業があれば、積極的に取り組んでいただきたい。

この自動運転装置の車両を生かしたまちづくりを考えただけでも夢のあるまちづくりができるんです。今後、しっかり情報を収集して、一層邁進してほしいということを訴え、私の今年の最後の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時15分から再開いたします。

午後0時11分休憩

午後1時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 お疲れさまです。昼食も終わり、眠たい時間ですが、最後までよろしく願いいたします。

新たな令和元年の年も、早いもので12月を迎えました。厳かな即位の式典や華やかなパレードなど、感動を覚えずにはおれませんでした。

皇室の式典も無事終了したようであります。

また、もう一つの感動は、ONE TEAMとして日本チームが大活躍したラグビーのワールドカップ大会が日本で開催され、大柄な外国人チームに突進していく姿勢に、テレビの画面にくぎづけになりました。

結束で成し遂げたベスト8でしたが、できたらもう少しもう少しとの思いでした。次回の開催にはと期待が膨らむ活躍でした。

しかし、一方では温暖化による異常気象なのか、台風、大雨などの今まで経験したことのないような至るところでの河川の氾濫などによる災害が発生しました。

お亡くなりになられた多数の方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々の早急な復旧を願うばかりであります。

垂水市においては、台風の影響や大雨による災害は数件あっただけで安心しておりますが、もし、あのような状況が起きたらと思いますと心配でなりません。災害に対する早急な見直しが必要ではないかと思えます。

来る令和2年はオリンピックが東京で、また国民体育大会が鹿児島で開催され、垂水ではフェンシング大会が開催されます。

にぎやかな一年になりそうですが、穏やかな年であることを願ひまして、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問事項に基づき質問いたしますので、明解な回答、答弁をお願いいたします。

初めに、青少年海外派遣事業、夢の翼について伺います。

この事業については、私は昨年12月議会でも質問し、事業推進を行っていただき、すばらしい実績も報告いただいております。

本年度の事業も明けて、2月頃実施されるのではと思いますが、研修先の香港の状況が報道などを見ると、デモや抗議活動が沈静化する心配がなかなか見えておりません。

そこで、教育委員会として、香港の状況の情報収集をどのように行っているのか、またどのような情報が届いているのかを学校教育課長に伺います。

次に、地域振興計画について伺います。

市内9カ所の地域で取り組まれております地域振興計画ではありますが、広報誌9月号では、新城地区と牛根地区の昨年度の取り組み実績が紹介されておりました。

新城地区では、おたけどんの郷のリニューアルによる販売充実と地域の方々の交流の場としての活用などに取り組んでおられる状況や、牛根地区においては、牛根地区公民館調理室の改修が行われ、餅つき大会やそば打ち体験が行われ、地域住民の方々が交流に取り組み、まちづくりにより地域の若者が積極的に参加されていることが報告されておりました。

また、10月号では、当初の計画策定から5年が経過した協和地区、牛根境地区において、見直し委員会が組織され、住民主体の計画内容の見直しが進められているようです。

住民自らが地域のあるべき姿を考え、力を合わせて計画策定に取り組むところが総務省からも高い評価をいただき、毎年度の補助事業の導入につながっていると実感しているところであります。

それでは、これまでの各地区の組織状況について、取り組み状況について、企画政策課長に伺います。

3番目に、垂水元気プロジェクト事業について伺います。

この事業については、市民の皆様から非常に喜ばれておられる話を聞きます。そこで、本年度の進捗状況について質問いたします。

プロジェクト事業の一つである健康チェックは、本年度既に15回実施されており、いよいよ次の日曜日の15日が垂水中央病院での実施が最後とお聞きし、私もこの日、参加いたします。

そこで、これまでの15回の進捗状況を保健課長に伺います。

最後に、新庁舎整備事業について伺います。

今回の議会で新庁舎建設の建設位置を問う、住民投票条例案が市民からの直接請求という形で上程されました。

新庁舎建設は非常に重要な問題であることは承知しております。

庁舎の役割として、市民に対して行政サービ

スを提供すること、市民の安心・安全を守る防災拠点として整備することを第一に、事業費や財源についても財政への影響をできるだけ最小限に抑えるという視点も大変大事なことではないかと思っております。

そういったこともあり、市長も総合的、専門的視点で公平性、透明性を持って事業を進めておられ、そこは十分に理解しております。

これまで私は市民の皆様との直接対応をしていくことが大事であると申し上げてきました。

執行部も3月から車座座談会の取り組みを始められ、市民の皆様との理解促進に努めておられます。

そこで、これまでの市民に対する広報活動などの取り組み実績について、企画政策課長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（明石浩久） 香港の情勢の情報収集と現在の状況についてのご質問にお答えいたします。

香港の情勢につきましては、新聞やテレビの報道による情報収集とともに、鹿児島県香港事務所から詳しい情報について定期的にメールが送られてきております。

その頻度につきましては、平均して2日から3日に1回届いている状況でございます。

情報の内容につきましては、デモや抗議活動の発生した日時や場所、その規模、香港政府の対応、市民生活や外国人旅行者への影響等についてでございます。

特に、11月初旬から中旬にかけては、激しいデモや抗議活動が行われ、警察との衝突が繰り返されていたとのごことでございました。

その間の市民生活への影響につきましては、デモにより九龍半島と香港島を結ぶ海底トンネルの封鎖や、地下鉄の運行の妨害等の交通への影響、また香港企業の経営悪化や失業率の上昇など、経済への影響のほか、激しいデモの発生時には小中高等学校が休校するなどの影響が出

ておりました。

外国人旅行者への影響につきましては、基本的にはデモの標的とはなっていないとのことでございます。

日本の外務省からは、香港への渡航滞在に当たっての危険レベルは4段階の中では最も低いレベル1であり、十分な安全策を講じるよう情報が出され、デモや抗議活動の発生している場所には近づかないように注意喚起がなされております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 地域振興計画に係る取り組みについてお答えいたします。

地域振興計画につきましては、平成22年度から28年度にかけて、9つ全ての地区で計画の策定を終え、まちづくり交付金や総務省の補助事業でございます過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業等を活用し、それぞれの地区で考えられた、こうありたいと願う姿の実現に向けて、特色あるまちづくりが展開されているところでございます。

地域振興計画に基づき、それぞれの地区が実施しております総務省の補助事業や、本市のまちづくり交付金等を活用した主な取り組みを申し上げますと、大野地区におきましては、平成25年度と平成27年度につらさげ芋生産貯蔵施設やサツマイモ貯蔵庫の建設、集落水道ポンプ施設の整備及び炭焼き窯の改修等に取り組み、生き生きと暮らしていける大野づくりを推進し、交流人口のアップにつながっています。

水之上地区におきましては、平成26年度におんだんこら祭りや元気市の充実、街路灯のLED化及び文化財、観光めぐりマップの制作等により、地区のPRに積極的に取り組み、三和づくりが推進されています。

牛根地区におきましては、平成26年度と平成30年度に岳野公民館の改修、街路灯のLED化、伝統芸能保存、DVDの作成、ビワの育成体験、

そば打ち体験、地区の魅力PR本の作成及びあじさいロードの整備等に取り組み、生活の安全・安心の確保や集落間、世代間の交流が促進されております。

新城地区におきましては、平成26年度と平成30年度にグラウンドゴルフ場や交流イベント会場の整備、おたけどんの郷の改修及び地区のイラストマップ制作等により、活力ある新城づくりへの意欲がさらに高まっております。

柘原地区におきましては、平成27年度と今年度、国道沿いの花壇の植栽、街路灯のLED化、調理室改修や遊具の設置による地区公民館のサロン化、空き地を活用した憩いの場の整備等に取り組みまして、市内外へのアピールを推進し、地区内外との交流や世代間交流が盛んになっております。

松ヶ崎地区におきましては、平成26年度と今年度、道の駅たるみず湯つり館のレンタサイクル導入、設定したサイクリングロードの桜やツバキの植栽、郷土雑誌や観光マップの制作等により、地区の景観や歴史の伝承及び道の駅を活用した着地型観光地づくりを推進し、自治公民館の改修や集落内放送設備の整備等に取り組み、集落間交流が促進されております。

境地区におきましては、平成27年度に交流拠点として、境浜ふれあい館の建設、ふれあい館における鮮魚祭り、30年ぶりの盆踊り大会の復活、伝統芸能を記録したDVDや郷土雑誌の制作及び桜公園への案内板設置等に取り組み、イベント開催をはじめ、ふれあい館を拠点に地区内外の交流が促進されております。

協和地区におきましては、平成27年度に温泉を利用した手湯の設置、相撲場の改修、郷土史や文化財の小冊子の制作、1日ハイキング大会や温泉PRイベントの開催等に取り組み、温泉や歴史の魅力を活用した地区の活性化を目指しております。

最後に、垂水地区におきましては、平成29年

度に交流拠点、ふれあい館たるみずの整備、街路灯のLED化、文化財マップの制作、歴史散歩の開催やマイロードでの七夕祭り等に取り組み、交流機会が創出され、地区内の交流促進につながっております。

これらは、各地区の取り組みの一例ではございますが、各地区において、それぞれの将来像に向かって活発な活動による地域振興が図られております。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 本年度のたるみず元気プロジェクトにおける健康チェックの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、これまで垂水中央病院及び市民館、各小学校の校舎を使用させていただき、全16回中15回の健康チェックを実施しております。

本事業の参加申込みの状況でございますが、昨日、12月9日現在におきまして、総数で1,133名の方の参加申込みをいただいております。

これまでの15回の健康チェックには951名の方にご参加いただき、当日までの参加申込者1,041名に対し、91.4%の参加率となっております。

健康チェックについては、次回開催が本年度の最後となり、当日は94名の参加申込みがございますので、総数で1,000名を超える参加者となるものと期待しているところでございます。

また、本事業におきまして、最も大事な時間と認識いたしております、健康チェック後の結果報告会につきましては、6月から9月までの健康チェック参加者を対象に、9月22日及び11月23日の両日2日間をもって、文化会館にて実施し、521名の方に結果表を配布いたしております。

9月22日の報告会は、台風17号の接近の恐れもあり、開催が危ぶまれましたが、大石教授を

はじめとする先生方も快く本市へおいでいただき、一般傍聴者を含め、両日とも400名近い方で盛会に終了いたしております。

結果表配布数による参加率は75.1%となっており、依然、市民の皆様への健康への意識の高さが伺えるところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設事業に関する市民の皆様への広報活動実績でございますが、広報誌への掲載のほか、住民説明会、ワークショップ、パブリックコメント、車座座談会を実施してまいりました。

それぞれの実績でございますが、まず広報誌への掲載は、これまで16回、総ページ数は49ページでございます。

次に、住民説明会については、平成30年5月に基本計画説明会を7回、平成30年10月に設計事業者による設計提案説明会を6回、そして、令和元年9月に基本設計案説明会を3回開催しまして、参加者は合計698名でございました。

ワークショップについては、庁舎建設を考えるワークショップを3回、バづくりワークショップを3回開催し、参加者は合計137名でございました。

パブリックコメントについては、基本計画案と基本設計案に対して実施しまして、基本計画案では34名70件、基本設計案では89名197件の意見が提出されました。

最後に車座座談会ですが、これまで市民向け、職員向け、行政連向けの座談会を行いまして、合計40回、参加者は827名となっております。

引き続き、市民の皆様への理解促進や不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 それでは、一問一答で質問いたします。

まず、青少年海外派遣事業、夢の翼での香港の状況については、情報を随時収集しておられ

ることは理解いたしました。

香港への派遣について、現在の状況からして、参加予定の子どもたちや保護者の思いはどうか、課長に伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 派遣に対する子どもたちや保護者の思いにつきましてお答えいたします。

派遣予定の子どもたちは香港に行き、交流や体験活動を行いたいとの思いで、垂水を紹介するプレゼンテーション資料の作成や、香港の調べ学習といった事前研修を行っております。

また、派遣生徒の保護者に対しましては、11月18日に意向調査を実施いたしました。

調査の内容につきましては、香港情勢についての意見、派遣についての意見、本事業についての要望の3点でございます。

保護者の方々からは、「行かせたい思いもあるが、心配で不安な気持ちが強い」、「現在の3年生の派遣報告を聞いたところから絶対に行きたいと言っていたので、親としては行かせてやりたい」、「判断を待ちたい」、「不安もあるが、子どもの気持ちを尊重して、ぎりぎりまでは希望を持ってほしい」、「2月に行けなければ、5月か6月ぐらいに行くチャンスがほしい」、「どのような結果が出ても、できる限りサポートしていきたい」といったご意見が寄せられております。

以上でございます。

○川越信男議員 垂水の宝であります子どもたちが、海外で勉強してくることは、これからの垂水市にとっても非常に有意義なことであると思えます。

前回の定例会で、香港情勢を注視しながら、実施の判断を行うとのことでしたが、事業の実施の判断については、どのような考えでおられるか、教育長に伺います。

○教育長（坂元裕人） 事業の実施についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、学校教育課長からありましたとおり、派遣予定の子どもたちは香港に行きたいという思いを強く持っております。

また、保護者の方々も香港の情勢に心配や不安を抱きながらも、できれば行かせてやりたい、延期してでもぜひ行かせたいという思いを持っておられます。

前回の9月議会で申し上げましたとおり、事業実施の判断につきましては、まずは安全を優先しなければならないと考えております。

香港の情勢につきましては、これまで厳しい状況が続いております。

一方で、抗議活動の拠点の制圧により、約半年に及ぶ抗議活動が失速する可能性もあり、節目を迎えそうであるとの報道もなされております。

また、香港区議会選挙後は、週末に限ってデモが発生しております。さらに、本日の新聞報道を見ますと、怪奇なデモは沈静化の兆しを見せ始めたとの報道がございました。

こうしたことから、もうしばらく現状を注視し、情報を分析しながら、子どもたちのパスポート取得の期限となる今月下旬までには慎重に判断をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

青少年海外派遣事業、夢の翼の意義や重要性については、これまでも議会で述べてまいりました。

安全が担保され、実施ということであれば、それに越したことはありません。しかし、2月の派遣が難しいということになれば、選考試験に合格し、事前研修を積み重ねてきた子どもたちの失意や失望は察するに余りあるものがあります。

このような子どもたちを大きく成長させる事業は、継続してこそ価値があります。ただ中止

するのではなく、延長措置や代替措置を十分に検討していただきたいの思いと願いで、この質問は終わります。

それでは、次の地域振興計画の策定についての質問に移ります。

先ほど各地区の地域振興計画の取り組みについてお答えいただきましたが、地域住民の方々があるべき姿を思い描き、地域振興に取り組むためには、まずは住民自らで計画の策定を行うことが大変重要なことだと思うのですが、計画策定に至る取り組みの条件について、課長に伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 地域振興計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

各地区で策定しております地域振興計画は、10年間という長期計画でありますことから、策定から5年過ぎた中間期に、住民自らが見直し委員会を組織しまして、取り組み成果や事業実施効果を検証するとともに、今後の課題や対応策等を見出し、さらに充実させたいことや、新たに取り組みたいことを協議し、地域振興計画の見直し版を策定しております。

既に大野、水之上、牛根、新城、柘原、松ヶ崎の6地区は、見直し計画の策定を終え、今年度は境地区と協和地区が見直し作業に取り組んでいるところでございます。

9つの地域振興計画は、平成22年度以降、順次作成しておりますことから、最初に策定しました大野地区におきましては、来年度で10年目を迎えることとなります。

垂水市としましては、特色あるまちづくりが持続可能な形で展開されるよう、地域と一体となって、地域振興計画を推進してまいりたいと考えておりますことから、今後、第2次地域振興計画の策定についても引き続き支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、市長に伺います。

市内9つの地区が、それぞれの特色を生かした地域づくりの計画を住民自ら考え、取り組んでおられます。

これまでの取り組みの成果や効果を自ら検証し、今後の取り組みで見直さなければならないことを分類し、地域自らで取り組むこと、行政や関係団体と連携して取り組まなければならないことを地域で協議して、計画の推進に取り組まれていることは、自助、共助、公助の地域社会を支える住民主体の活動が実践されているものと強く感じております。

それぞれの地域で、住民主導の計画がこのように展開されている現状を踏まえ、どのようなまちづくりの将来像を市長は描いておられるのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） お答えをいたします。

まちづくりの全体像の中で、第4次総合計画、特にどこかのシンクタンクのノウハウをそのまま活用したということではなくて、鹿児島大学と連携をして、それぞれの地域が自分たちの10年後をどう描くかということから始まっています。

その上で、先ほど、担当課長が答弁したように、第5次垂水市総合計画で定めております「九つの彩り豊かに健やかな人を育むまち垂水」ということをございますけれども、それぞれの10年後の目標を具現化する計画ということになっているというふうに思います。

少しこれまでの経緯をお話をいたしますと、この事業は、実現には総務省、とりわけ事業を担当する当時、過疎対策室の方々の深いご理解とご協力がありました。

その当時は現佐賀県知事の山口氏が室長を務められておられましたことから、我々の話を熱心に聞いていただいたところからスタートいたしました。

また、地元の森山先生の特段のご尽力もあり

まして、申請した9つの地区の全ての事業が予算化されるという、全国でもここにしかない事業であるというふうに思います。

このことは、参加をされた全ての住民の皆さんが、自らのこととして、将来どうするかということを実際に考えられたこと、また担当する職員も熱心な努力の成果として、またそういうことだったと思いますし、そのことは客観的にも総務省の方々も、とにかく中身がよかったというお話をさせていただいておりますので、そのことをベースにしながら、これからも9つの地区がこうありたいと望む地域の姿をできるだけ実現するために、地域振興計画をベースにしながら、まちづくりを進めていきたいというふうに思うところでございます。

状況によって、日々環境変化はいたしますけれども、垂水というのはこういう縦長、山合いのところも含めて、大変幅広いまちでありますので、何かの一つということは難しいと思えますけれども、北から南まで、それぞれの特徴を生かしながら、それぞれの地域の皆さんが参画をして、自分たちの未来に責任を持つような絵を書けるようなまちづくり、その一つ一つを集めたものが垂水市の未来ビジョンだというふうに考えておりますので、また随時、ご指導いただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。住民の方々自ら地域のことを考え、将来像を描き計画をつくり上げていく、この取り組みはとても重要であり、素晴らしい取り組みであると思っております。だからこそ、住民主導のもと国の補助事業をはじめ、様々な交付金事業の導入につながっていると考えます。

これからもよりより地域振興計画の策定に向けた取り組みのために住民の方々と一体となって取り組んでいただきますようお願いいたします。この質問は終わります。

次の垂水元気プロジェクトの2回目の質問に入ります。

昨年と同様に、現状で1,000名を超える参加申込みがあることは大変ありがたいことだと思います。そこで前年度と本年度の相対的な特徴の違いがあれば教えてください。

○保健課長（橘圭一郎） 健康チェックの前年度と本年度との特徴の違いにつきましてのご質問にお答えいたします。前年度と本年度の健康チェックの違いといたしまして、体制的な面で申しますと、まず、前年度は20日間の実施日数でございましたが、今年度は16日間と4日間短縮いたしております。

理由といたしましては、私ども市職員はもとより、健康チェックにスタッフとして参加していただいている鹿児島大学病院等の皆様の負担軽減と効率化を図ることが目的でございました。

次に開始時刻の変更でございます。昨年度は9時から11時までの1時間おきと最終13時の4回の開始時間で設定しておりましたが、本年度は8時から10時までの1時間おきと最終13時の開始といたしました。

結果として、8時からの参加者が多く集まる傾向があり、開始時刻変更は参加者の皆様にとっても非常によかったかと思えます。

また会場につきましては、牛根地区における3小学校区の牛根小学校への集約化などを変更し、今後の各地区での健康チェックにつきましては、今年度の実施状況を踏まえ実施方法の見直しに向けて検討を進めたいと思えます。

一方、参加者1人当たりの健康チェックにかかる時間は昨年度と比較して、平均で10分ほど伸びておりますことから、検査内容の再検討を含め、スタッフ数、実施場所等を総合的に考え、来年度の健康チェックに向けてより効果的に実施したいと考えております。

検査内容につきましては、一部調査票において、調査項目が増えておりますが、今年度は新

たに採血を増やしております。

この採血での検査は、人間ドックや特定検診などの採血検査とは異なり、脳卒中や心筋梗塞などの血管病やメタボリック症候群と関係していると言われる慢性的な弱い炎症を調べる検査により、心臓の筋肉の負担を見ることができ、心臓病の診断や重症度を調べる検査や、より細かい心臓の障害を調べ、急性心筋梗塞の早期診断を行うなどの特殊採血で通常の検査を行うと、高額な費用を要する検査が無料で検査できますことから、この健康チェックの一番の特徴と考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。毎年いろいろと変更を加えながら対象となる市民の皆様が参加しやすい体制をつくられて、ありがたいことだと思います。長期間に至る事業ですので、鹿児島大学と十分に協議され、よりよい状況に体制変更されていってください。

また、貴重な事業として、広報誌11月号で2つの事例が掲載されておりました。

もちろん本人の承諾を得て掲載されておられると思いますが、改めて2つのケースについて、詳細を課長に伺います。

○保健課長（橘圭一郎） 市報に掲載された2つの事例についてのご質問にお答えいたします。

まず、お一人目の事例につきましては、70歳代、男性の方で9月22日の結果報告会において配布された健康チェック結果表を本市の独自事業として実施しております9月24日開催の家庭血圧計フォローアップ教室において、本市スタッフに相談され、市内の医療機関受診を勧めたものでございます。

病院で詳しく検査をしましたところ、下肢の静脈に血栓ができる寸前の状態となっており、即日入院で1週間の絶対安静となったものでございます。

ご承知のとおり血栓が血管を通過して脳や心臓

に到達すると、深刻な結果をもたらすことになるため、未然に入院し治療できたことは、大変幸運なことだったと考えております。

なお、この方はご自身で体験されたことを文章にまとめ近所の方にお配りされておられるようです。

お2人目の事例は80歳代の女性の方でございますが、9月28日開催の健康チェックに参加され、心電図データを見た大学の医師から10月2日に保健課へ直接の電話がございまして、心臓の房室ブロックの恐れがある。本日中に病院受診を勧めてほしいとの電話の連絡をいただいております。

直ちに保健師から本人へ連絡するとともに、医療機関への受診受入れ体制を確認し、かかりつけ医が別の医療機関であったため、かかりつけ医の了承を得た上で受診されております。

この方は入院日の翌日にペースメーカーの埋込み手術を行い、10月24日に無事退院されております。

この事例がありましたことから、健康チェックの心電図データについては、大学が持ち帰って確認する前に会場にいる専門の医師がその日のうちにチェックするという体制に変更したところでございます。

垂水元気プロジェクトの健康チェックは、ご自身の健康度をチェックするものであり、病気を見つけることを目的にはいたしておりませんが、この2つの事例のように、緊急性の高い病気を発見する機会にもなることが実証されたものと考えているところでございます。

お二人とも、市報掲載には同意をいただいております。今回11月号の掲載となりました。

以上でございます。

○川越信男議員 今後の医療費介護給付費削減は、先でないと思えませんが、今回のケースは垂水市民で健康チェックを受けられたことにより判明した、大変素晴らしい特別なケースだと

思います。

実際このようなケースはないに越したことはありませんが、大変よかったですと思います。

そこで来年は今年以上の取り組みにする必要があるかと思いますが、来年度に向けた啓発等の取組方針があるのか課長に伺います。

○保健課長（橋圭一郎） 本年度以上の取り組みとするための次年度に向けた啓発についてのご質問にお答えいたします。

健康チェックはご自身の健康状態を築き、意識して改善を図るためのきっかけではあるものの、重篤な病気を発見することにもなるため、先ほど申し上げたように市報等で対象者の声を掲載するなどして、このことを広く周知し、来年度は1人でも多くの参加者増を図りたいと考えております。

なお、特定検診や人間ドックとの違いがわかりにくいとの声もいただいているため、その目的や内容の違いそれぞれの検診を数カ月開けて受けていただくことで細かな体調管理が可能になるなど、メリットもPRしてまいりたいと考えております。

また、参加者の皆様のご負担が少しでも減るよう、検査内容の精査や実施方法の改善など、鹿児島大学と、さらに協議し来年度も参加しやすい事業につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。携わる職員の皆さんは朝早くから大変なご苦労だと思います。参加された方々から親切で優しく対応していただいているとの話を聞き、非常に嬉しい限りです。市民の皆様の健康増進を図るために必要な事業ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

本年度は残り1回の実施ですが、来年度も参加者が1人でも増えるよう、頑張っていたきたいと思います。

それでは、最後の新庁舎整備事業の2回目の質問に入ります。

先ほどの答弁で広報誌や説明会、車座座談会など、今、こうやって実績を聞くと、相当な広報活動を行っていると感じました。議会としても平成30年3月に1億1,000万余りの設計予算、そして平成31年3月には2,760万円の地質調査予算を議決しました。

議決に至るまで執行部は要所要所で全員協議会の場で庁舎建設事業の説明を行ってきました。我々議会に対して、いつ、どのような説明を行ってきたのか、確認の意味を込めて、課長に伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 議会の皆様に対しては、これまで全員協議会において、12回ご説明させていただいております。

第1回目は平成29年5月に庁内検討報告書の内容をご説明し、同年9月に外部検討委員会設置のご報告と庁舎建設事業のスケジュールについてご説明いたしました。

12月には建設候補地の3候補地の内部評価外部評価の結果についてご説明し、平成30年3月には基本計画案についてご説明の上、1億1,000万円余りの設計予算を議決いただいたところでございます。

予算成立後同年6月には設計事業者選定業務について、9月には設計事業者の選定結果をご報告させていただいております。設計事業者が選定されたことにより、10月に設計事業者の提案内容をご説明し、12月に設計業務スケジュールについて、平成31年3月には地盤調査についてご説明した上で、地質調査予算を議決いただいたところでございます。

今年度に入り、市議会議員選挙後ということもあり、5月に庁舎建設事業全般についてご説明し、8月に基本設計案についてご説明いたしました後、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。

そして本定例会初日に基本設計とパブリックコメント結果についてご説明をさせていただいております。

このように議員の皆様には各市議会定例会の場で新庁舎建設の事業の取り組み状況のご報告をはじめ、候補地を含めた新庁舎建設に関する考え方などをご説明しご理解いただきながら進めてまいった所存でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。我々もこれだけの説明を受けながら、新庁舎整備事業に対してしっかりと議論をし、基本設計や地質調査の予算を議決したのだということが確認できました。

それでは、最後の質問に移ります。

基本設計の安全性に対して課長に伺います。

今回の住民投票条例案では、建設候補地の妥当性を問う内容となっております。新聞報道によりますと、建設候補地が津波や液状化などの防災面に不安があるとのこと。しかしながら、執行部は安全面については今回設計で十分対応できたとしています。地震や津波、浸水、液状化について、どう対応したのか改めて説明・答弁をお願いいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 基本設計の安全性、地震や津波、浸水、液状化についてどう対応したのかについてお答えさせていただきます。

地震に対しましては、構造体の耐震安全性の目標を官庁施設の総合耐震計画基準による大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるであるI類としております。

さらに建物内の被害を最小限にし、災害応急活動を速やかに行えるよう、免震構造を採用させていただいております。

次に津波や浸水でございますが、垂水市防災マップでは津波の想定区域外、河川浸水想定は

0.5メートル未満の区域となっております。

ただし、浸水区域については、今年10月29日に鹿児島県が新たな洪水浸水想定区域の指定によると、建設予定地の最大浸水深は地盤高、2.2m地点で浸水深0.82メートルでございました。

基本設計における地盤高はかさ上げを行い、3.1メートルとしておりますことから、この地盤高で対応できていることを確認いたしました。

次に液状化対策についてですが、新庁舎は大地震の時でも地震の揺れを軽減する柱頭免震構造を採用しておりますことから、大臣認定の必要があります。

この大臣認定に必要な詳細の地盤調査を行った結果、液状化は深さ20メートルまでのサンドコンパクションによる地盤改良を行うことで、大地震時の液状化の影響を最小限にとどめる設計としたところでございます。

以上のとおり、安全性については十分に対応できていると考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。地震や津波、液状化については理解しました。安全性については、設計で十分対応できているということで安心しました。

改めて原点に戻りますが、現在の庁舎は大変危険で、防災拠点としての機能もありません。一刻も早い整備が必要だと思えます。

今回の計画が白紙になり、庁舎整備計画がまた1から計画することとなりますと、大変な時間がかかり、さらに事業費が膨らむ可能性が高く、何よりも職員や市民を相当な期間危険にさらしていることとなります。

新庁舎整備事業を計画どおりに進めていくかどうか、こういった判断をできるのは執行部から十分に説明を受けている議会にしかできないと考えます。

我々議員は市民の皆様の安心・安全のことを

第一に考えて判断していくべきとの思いを述べて、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、午後2時10分から再開いたします。

午後2時1分休憩

午後2時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の取り消しについて

○議長（篠原静則） ここでお諮りいたします。前田隆議員から午前中の質疑の中の発言について会議規則第65条の規定に基づき、不適切な発言の理由により、——の部分を取り消したいとの申し出がありました。取消の申し出を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって前田隆議員からの発言の取消の申し出を許可することに決定しました。

次に11番、池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして、質問をさせていただきます。市長並びに関係課長のご答弁をよろしく願い申し上げます。

まず、人生会議について。人生会議という愛称はアドバンスケアプランニング、略して、ACPと呼ばれて、その普及を目指して、厚生労働省が募集をして、11月30日を、これ語呂合わせでしょうね、いい看取りということで人生会議の日として、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としております。

しかしながら、お笑い芸人の小藪千豊さんが酸素チューブを鼻につけ、病院のベッドに横たわる写真とともに、意識がなくなる前に、人生会議をしとこうと書かれた厚生労働省が吉本興

業に委託して作成したポスターは、相次ぐ抗議で自治体への発送が中止されました。

なぜこのようなことになったかと言いますと、このポスターには医療従事者の存在がなかったというのが大きな原因でもあるようであります。

人生会議は患者、家族、医療従事者に信頼関係があって初めて成り立つと考えられます。これからの高齢化社会において、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスについて取り組みを始める必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

防災マップについて。近年日本各地で想定外の大雨が降り続き、河川の氾濫や洪水が頻発しております。垂水市においても本城川洪水ハザードマップを見直す必要があると考えますが。浸水想定区域の見直しについて、まず伺います。

ウインドウズ7サポート終了について。今年度の当初予算で機器更新のための備品購入費として4,864万8,000円が計上をされております。ウインドウズ7対応のパソコンが現在何台あるのか。対応と対策について教えてください。

文化会館について。文化会館は、平成5年の開館以来、20年以上が経過し照明や音響機器は老朽化が激しく、今年の文化祭においては久しぶりに舞研の方を拝見をいたしました。

リハーサルにおいて、照明などに色のむらなどが見られるように感じましたが、更新に対する見解までを伺います。

住民投票条例について。投票率の規定については、市長選挙、市議会議員選挙並みの投票率が必要と考えますが、見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○保健課長（橋圭一郎） 人生会議についてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省が周知を求めています人生会議につきましても、もしもの場合の自分の求める医療やケアについて家族やその他の関係者と繰り返し話し合い、その方の意向を情報共有する

ためのものと認識いたしております。

本市におきましては、地域包括支援センターや包括ケア係において、介護状態とならないための各種の事業を包括的に取り組んでおり、医師会の訪問看護ステーションにあつては、希望の方の看取りを含む在宅医療を実施されているところでございます。

現状において、全ての高齢者の把握には至っておりませんが、地域包括ケアの職制として本市高齢者全ての方の医療・介護状況の把握に努めているところでございます。

ご質問の人生会議についてでございますが、人生会議という名目では現状において、市として周知を図っている状況にありません。

本市では、平成23年度に本市独自の取り組みとして、安心ノートという冊子を作成し、普及啓発活動を行ってまいりました。

安心ノートには自分の思いや医療・介護に関する今後の希望、葬儀や墓についてなど、本来の遺言とは異なりますが、自分の意思を伝えることができなくなった場合に、残された家族が困らないよう、様々な項目を記載できるようになっております。

老人クラブの研修会、地域のサロンなどの各種会合で保健師が中心となり、希望される市民の方々に、現在は5,000部ほど配布いたしております。

国としても、今後の医療の流れとして、在宅医療へシフトする方針のようでございます。在宅医療を推進するためにも、体制の整備だけでなく、市民の皆様の人生観・死生観に関する意識をつくり上げていくことが解決となりますことから、安心ノートを含め人生会議の普及啓発活動をより推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 浸水想定区域の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

平成17年に浸水想定区域の指定対象が水位周知河川に拡大されました。

鹿児島県では、洪水により、相当な損害を生じるおそれがある河川として、12河川を指定しておりますが、そのうちの1つが平成22年5月26日に指定された本城川水系でございます。

鹿児島県は1時間雨量66ミリの計画規模で平成23年3月18日に浸水想定区域を指定しております。

本市では、鹿児島県が作成した浸水想定区域データを基にして、平成24年3月に本城川洪水ハザードマップを作成して全戸配布による周知を行っております。

その後、集中豪雨による河川の増水、堤防決壊など甚大な被害が増えたことから、平成27年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨に変更するとともに、内水・高潮の浸水想定区域制限の創設に伴い、名称が洪水浸水想定区域へと変更されております。

鹿児島県は本城川水系の最大想定雨量を九州南東部地域の最大雨量をもとに、本城川の流域面積51.77平方キロメートルと降雨継続時間、12時間総雨量を619ミリの想定最大規模降雨に設定をして作成した洪水浸水想定区域を令和元年10月29日に指定し、公表しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、ウインドウズ7サポート終了についてのご質問についてお答えいたします。

ウインドウズ7の延長サポートが令和2年1月14日で終了しますことから、庁内で使用しております全てのパソコンをウインドウズ10に更新するため、令和元年5月22日に鹿児島県市町村行政推進協議会により実施されました、令和元年度第1回電算用関連機器共同調達に参加し、パソコンの購入に係る契約を締結いたしましたが、世界規模でのパソコンの構成部品不足のため、

パソコンの納品が10月18日となったため、現在サポート終了前に入替えの優先度の高いインターネット接続系のパソコンの設定・入替え作業を実施しているところでございます。

インターネットに接続していないLGWAN接続系及び個人番号利用事務系につきましては、各種業務システムサーバー外字対応等もございするため、11月8日づけでのウインドウズ10対応業務委託契約を締結し、導入業者と入替えスケジュール等について協議を行っているところでありますが、遅くとも今年度中には全てのパソコン入替えする予定となっております。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） まずご質問いただきました垂水市文化会館は、平成5年4月の開館以来、本格的な文化ホールを備えた施設として、多くの市民の皆様にご活用いただいております。

また、ホールの舞台を各種イベントや市民文化祭や音楽会等の発表の場としてご利用いただく以外にも、施設内の各部屋を各種文化団体の練習や活動の拠点としてもご利用いただいております。文化会館全体の過去5年間の利用状況を見てみますと、毎年平均で2万3,554名、稼働日数も年間264日、稼働率72.3%となっております。

このように、市民の方々のニーズが高く、多くのご利用がありますことから、各種機器の保守点検等に関する業務委託契約を専門業者と毎年締結し、安心安全な施設の運用を優先し、危機管理等に努めておりまして、これらの点検結果に基づき、これまでは消防用設備やスプリンクラー、舞台吊物等の取替修繕を計画的に実施してまいりました。

このような中、議員ご指摘のとおり、開館から約27年が経過しようとしており、照明や音響機器等が老朽化しておりまして、これまでは市の財政状況等を踏まえながら、修繕や交換を行

ってきたところでございますが、機器そのものの耐用年数経過やデジタル化等により、高額となる機器更新等につきましても課題となってきましたので今後も関係課と協議・連携を図り、計画的な対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 住民投票条例案についてのご質問にお答えいたします。住民投票成立要件を規定することとした場合の要件、どの程度にするかということでございますが、ここにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、これまで住民投票の成立要件を規定している自治体のうち、多くの自治体が投票資格者総数の2分の1以上としているところでございます。

なお、成立要件を設けました場合におきまして、住民投票が不成立となった場合には、経費をかけるまで開票作業を行うかどうかについては、考え方が分かれるところでございますが、ほとんどの自治体が開票を行わないとしているようでございます。

○池山節夫議員 年の瀬も押し迫ってまいりましたから、簡単に終わっていかうと思います。人生会議については、これはあれですよ、垂水には池田忠先生がいらっしゃいまして、私は池田先生の後どんな先生が来られたか知らないんですよ。

池田先生がいらっしゃる間は、あの先生はそういうところまで踏み込んでされていたんじゃないかなと思っています。

その後の先生がどんなふうに決まっているのか、池田先生の後を受けて、そのそういうところまで、その新しい先生がされているのか、その辺について、一問一答でいきますけど、その辺についてちょっとだけ聞かせてください。

○保健課長（橋圭一郎） 池田忠先生の後においでになっていらっしゃる、鹿児島からおいで

になっていらっしゃる、週に2日ほど来ていただいているところでございます。その内容につきましては、忠先生の後を継いで、やはりされているというところでございます。訪問看護ステーションの看護師さんたちは一緒に付いておりますので、その方々と一緒に行動をとともにされていらっしゃるところでございます。

以上です。

○池山節夫議員 この質問はこれで終わりますけど、垂水はね、前の水迫市長から尾脇市長、そしてその池田先生にずっと来ていただいて、他の市町村よりこういうことではずっと優れていると私は認識してるんです。これからも一生懸命そういう方向で頑張っていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

防災マップについてですけどね、2番目にこの市内の浸水想定の見直しが10月29日に県からあったということですけど、これを受けて、浸水想定対策、変わったの。マップ、その辺について教えてください。

○総務課長（角野 毅） 浸水想定区域の対策についてのご質問にお答えいたします。

水防法により、洪水浸水想定区域内に指定されました市町村は、地域住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報の伝達方法や避難所及び浸水想定区域内の要配慮者施設等を地域防災計画に規定し、その内容を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ周知することが義務づけられております。

さらに国土交通省が水害ハザードマップの作成及び利活用する際の参考となるように有識者の意見を反映し、作成に当たっての考え方が示された水害ハザードマップ作成の手引きが示されております。この水害ハザードマップは住民のみならず、旅行者等にも見やすいものとする必要があり、浸水深の閾値、配色等についての最低限のルールが記載されております。本市のハザードマップ作成に当たっては、市民の不安

を少しでも解消できるよう、国土交通省が示している水害ハザードマップ作成手引きの詳細版を参考に、令和2年度に防災・安全交付金効果促進事業を活用して、作成する予定でございます。

完成後は配布するだけでなく、様々な機会を通じて、継続的な周知を努めるとともに、出前講話、避難訓練、防災教育等において活用してまいりたいと考えてるところでございます。

○池山節夫議員 その新しいその浸水想定区域による、そのハザードマップを作成して市民に配布する、その時期的なものほどの辺になるのか。

○総務課長（角野 毅） ハザードマップの作成時期でございますが、本市のハザードマップの作成にあたっては、先ほど答弁いたしましたとおり国土交通省が示している水害ハザードマップ作成の手引きの浸水深の閾値、配色等の最低限のルールを県から提供いただいた25メートルエリアメッシュを活用して、0.5メートル未満の浸水区域、0.5メートルから1メートル未満の浸水区域、1メートルから3メートル未満の浸水区域、3メートルから5メートル未満の浸水区域の4つに区分をした詳細版を令和2年度中に作成する予定でございます。

○池山節夫議員 そのメッシュというのを、さっきもらっているんですよ、私、25メートルでくくって、ここはどのぐらい浸水するというのを。先ほどから午前中の高橋代表の後の質問とか堀内議員の質問、それから川越議員の質問の中で大体わかったんですけど、この新しい庁舎の建設予定地が、これ見ると、今、建設予定地として、あの広さで想定するんだけど、本当に建つのは、このこっちの角のほうだよな、建物が建つのは。それで、これで見ると、さっきから答弁であるように、地盤が2.2メートルで浸水が82センチやったかな。それだけくると大体3メートルと。それをかさ上げするから3メー

トル10までは大丈夫ですよと、答弁さっきからあるんですけど、3メートルくるのも大分、こっちの端っこのほうですね、これで見ると。庁舎問題に反対される方は、浸水すると。危ないと言われるけど、ここで、堀内議員の質問の中にもその5.何メートルと言いやったけど、これ報道機関にはちゃんと言ったのかという質問があって、11月何日に報道の方を集めてちゃんと説明をして、納得してもらったとあるわけですよ。

これまでも川越議員の質問にあったように、散々説明も受けて、予算も可決して、この新聞か、このチラシには5月の何日に公表されたけど、その予算が通ってからとあるけど、その公表する予算の可決、議会にいろんな説明をしてから、公表するなり、場所の決定もそうですけど。

3月の23日だったかな。その予算を可決した。その後、場所を決定しているじゃないかというようにことなんですけど。議会も、これ逆だったら議会軽視なりますよ。そういうことですよね。当然の手続きだと私は思うわけですよ。だから、こういうチラシを配るのも結構でしょう。私さっきコピーしてもらって読んだだけだから、疑問点いっぱいあるんだけど、大変ですよ、ほんとに。

まず、次のこの新庁舎の周辺の浸水に関しては、その高さ的に絶対問題ないと。垂水は今度の長野とか、あの辺でその大きな川が氾濫して、相当浸水して、長い間そのまちの役場が浸水して動かなかったとかいうのがあるんですけど。うちの女房とも話になったんですけど、本城川越えてきたら、どうなるんだろうかというのがあって、その辺のこと大体分かっているんですけど、一応聞きますよ。総務課長。

連続雨量で越えてきたと。うちは市役所のすぐ近くだから、この辺まで来て、うちのあたりまで来て、河川が氾濫してきて、どのぐらい越

えてきて、どのぐらいの時間、何メートル、何時間この辺にとどまるものだろうかというのを心配になるわけです。それは市役所も今度の建設用地も同じで、本城川がもし越水したときに、12時間六百十何ミリで1000年に1度です、それでこの辺はどうなるか。

それちょっとわかったら教えてください。

○総務課長（角野 毅） 浸水の際の水のはけについてでございますけれども、これにつきましても、県がまとめた文書がございます。その文書によりますと、垂水市の浸水につきましては、12時間以内、これが一番短時間の時間経過図の中の最初が一番短いものを12時間以内として設定しておりますけれども、本市の場合は、12時間以内に浸水した水は全てはけると、これまでの、本市の浸水の状態でもご存じだと思いますけれども。膝のあたりまで水があったと言われるんですけれども、ある程度短い時間のうちに、何もなかったようになってしまうと。逆に言うと、入りやすいんだけど、スムーズに出てくれる状況があるというのが県の情報でもそのように取りまとめられておまして、12時間以内には本市の浸水については、排水がされるという想定がされています。

○池山節夫議員 まあそうなんです。全国で大雨が降って河川が氾濫して、ずっと水がはけなくてっていうのは大きい川で、何キロも何十キロもある最上川とか、ああいう大きな川が越水したときに、ああいうことが起こる。

垂水が一番大きな川が本城川ですよ。何キロもない。もし越水しても、どうなるんだろうかと思っても、大体今の答弁、12時間以内にはもう海があるから、全部はけてしまうと、そういう意味では、映像を見るような心配というのは他のところで越水して洪水が起こる、いつまでも水がたまって、そういう心配はまずないと思います。

それと、この新しい庁舎付近もそんなに変わ

らない、このメッシュで見ると、できるところは一番建物が建たないところでさえ3メートルだ。建つところはそれ以下ですよ。それで浸水がどうのこうのという議論自体がおかしいと思うんですよ。これまでに一応いろいろ説明されてきて、我々はわかっているんだけど、わからない人もいます。意見は違うからそれはしょうがない。だけど、頑張ってやってください。

それはこれで終わります。あと、投票率なんかがあるから、住民投票のところでも聞きませうけど。

ウインドウズサポートの点について1月14日でたしか終了するんですよ。インターネットに接続しているのを早くと。そのあとの部分はその後ということだったんですけど、1月14日まででぱたっと終了したときに、インターネットの接続している分はウインドウズ10に変わっているから、大丈夫だろうけど、その他の機器というのは大丈夫かな、情報漏れとか、インターネットに接続してないから大丈夫なんだろうけど、この1月14日でサポートが終わって、もし何かそういうのがあったときについていうことまで考えて、その他の機器を更新する年度内ということだけど、1月14日から3月末までの間に何も不備は起こりませんか、総務課長。

○総務課長（角野 毅） LGWAN接続系及び個人番号系の事務系につきまして、多少遅れるということでございますけれども、平成27年度に総務省より示された自治体情報セキュリティ強靱性向上モデルにより、現在はインターネットに接続していない、いわば閉ざされたネットワークということになります。いわゆる外向けには情報が発信しないし、中に入ってこないようになっているネットワークになります。また本市におきましては、外部記憶媒体等の使用につきましても、許可されたものしか使用できないようなシステムで制御しており、セキュリティ上も対処しておりますことから、イン

ターネット接続系と比較しますと、比較的危険性は低いものと認識をしているところでございます。

また、先ほど申しましたとおり、パソコンの納品が10月18日でしたので、LGWAN接続系約300台、番号利用事務系約110台の初期設定から、システム設定を考慮しますと、サポート終了である令和2年1月10日までに入替えを行うことは、時間的に非常に厳しい状況ではございますが、可能な限り少しでも早い入替えができますように努めていきたいというふうを考えております。

○池山節夫議員 ちょっと気になるけど、大丈夫だと思います。大丈夫かって聞いているわけですよ。しっかり大丈夫ですって答えてもらわないと質問がやまらないからな。

私、鹿児島県の県庁は400台ぐらいあるって聞いたんですよ。どこもこのことに関しては、垂水市と同じような対応なのか、垂水どうなんだろう。

セキュリティ的には終わってから全部機器が替わって、そういうの全て終わるまで安全ですか。

○総務課長（角野 毅） 本市のインターネットといいますか、パソコンの環境につきましては、非常に高いレベルで信頼性を得られるようなサポート体制を取っております、非常に職員には迷惑をかけているというか、非常に使いにくい、自分のディスクにあるパソコンでネット上の情報確認できない。例えば家に持ち帰って書類をつくとといったような、USBを差し込んでデータを取る、入れるといったような作業、そういったものも一切禁止しております、やるとすぐうちの情報が管理係の方に、どこのパソコンがどういうことやっているというのがばれる仕組みになっておまして、今、既に、先ほど可能性は非常に低いと申しましたけれども、今現在このことは、非常に遵守されてお

ます。ときどき学校系のパソコンで先生たちがやっぱり不便を感じられてされることがあったりして、今もうそういうのも非常に改善されてきて、ほぼなくなってきています。

ですので、やろうと思うとばれるけど、やる人はいるんです。けど今もうそういうことすらもなくなってきつつありまして、そういう環境の中では、サポートは切れるけれども、その情報が外に漏れるといったような心配はほぼとつか、もう全くしていないところでございますので、議員のご心配、私大丈夫ですと言えれば安心していただけるんだと思いますけれども、そういう環境の中で作業を進めるように最善のセキュリティーを持って作業をするように本市のインターネットの環境はつくっているつもりでございます。

○池山節夫議員 その答弁なら、もう今の質問はなかったじゃないですか。これで終わります。

文化祭、ことしの文化祭のときにリハーサルしたんですよ。たまたま、私は、舞研の人っていうのは見覚えがあるんですよ。ダンスで実行委員長をしたりして、県の総合体育館でやるときもその舞研の方は来てらして、垂水の文化祭のときは十数年前ぐらいまでにはその舞研の方が来ていたんですよ。

やっぱり職員で、経費節減のために職員で対応するって勉強されて、ここ2年ぐらいだと思う。その舞研の人は見ないで職員の方たちで対応していたんですよ。

私は、大変そうだけどもあ感心だなと思って、本当えらいなあと思っていたんですけど、今年またその舞研の人を見たもんですから、どういふことかなって聞いたら、もうさすがに老朽化していて、もしという時対応ができないんじゃないかと思って、お願いしたということなんですよね。やっぱり、その心配だということがまずあるわけですよ。

リハーサルをして、後ろのバックの色を合

わせようとしたときに青を薄い色から濃い色にとかいったときに、薄い色だと、薄いのやら濃いのやら、これまだらになるんですよ。私の錯覚じゃないと思うんだけど、赤でも薄い色はこうなるんですよ。濃い色だとぱんと青なら青になるんです。ちょっと薄くしてくださいという、まだらになる。だからそれも昔はなかったことでね、その機器が新しいときは。だから、さすがにその照明とかいろんなものがたが来ているんだなと思って。

ミラーボールもありますかといったら、ミラーボールなんかとっくの昔ですよ、もう故障して。今の時代、ミラーボールはいらないけど、もうミラーボールはあまり必要としないけど、ミラーボールはもう故障してそのままだ。

だから、そういう意味では、文化祭をやったりやっていくと。で、瀬戸内藤吉翁のあのコンサートとかいろんなのがありますよね。鹿屋の文化会館とかいろんなところ行きますけど、垂水の文化会館の音響装置というのは素晴らしいんですよ。音響装置も素晴らしいし、いろんなものも素晴らしいですから、やっぱりここは早い段階から、その予算を獲得していただいて、応急的な対応じゃなくて、機器を替えてもらわないと安心しておちおち舞台上で踊ってられないということをお願いしたいわけですよ。

ですから、教育長にもお願いをしておきます。予算獲得に向けて全力を挙げていただきたい。このことについて意気込みがあれば、教育長ちょっとだけ語ってもらいましょうか。

○教育長（坂元裕人） ご心配、ご迷惑をおかけしております。先ほど、課長からも答弁がありましたとおり、平成5年建築後もう27年近くが経過していった、かなり老朽化が進んでいるということで、今後、何をどの順番でといったところも含めながら、また関係課とも協議をしながら、計画的に機器の導入について改善を図っていききたいなと思っております。

以上でございます。

○池山節夫議員 最後の、今朝の住民投票条例について入りますけど、さっき投票率について聞いたんですけど、やはりある程度の投票率を規定するのも必要じゃないかと私は思いますね。それは、半分以上はどうかのこうのって答弁があったから、投票率についてはいいですよ。

民意についてということでもちょっと聞きたいんですけど、私は再三この議会でも言っているんですけど、民意というの、解釈の仕方でしょうけどね。もし、市長選挙で尾脇市長が破れて、ほかの方が市長になってたら、庁舎問題は一応、変更されたんじゃないかと、私は思いますよ。それが民意なんですよ。

そこで尾脇市長が再選された。だから、自分の政策はそのまま進めていくと、その後、我々は市議会議員選挙で、私は、庁舎はあそこに早くつくるべきだと、街頭演説しましたよ。通りましたからね。

それで、議会に来て、早期着工を求める陳情は議会で採択されています。で、市長選挙をもって、市議会議員選挙の結果をもって、早期着工の陳情をここの議会で採択か不採択かを議場で問うて採択した。

ここまでの過程が民意じゃなくて何なんだって言いたいんですよ。だから、民意が民意と言われる、今日の高橋代表も民意がないみたいなこと言われたけど、解釈の違いでどうしようもないですけどね。市長、決して楽な市長選挙じゃなかったと思いますよ、本当に。

私、堀内議員と、何日目だ、夜の8時前まで2人で街頭で一生懸命やりましたよ。市長はその間、また一生懸命やってるわけだ。それはほかの候補も一生懸命やったでしょう。それは何のための選挙だったと、民意を問うための選挙だったんですよ。

市長、この点について、自分の選挙を、今朝ちょっとふれられましたけど、自分なりの民意

の解釈でいいですよ。ここでちょっと聞かせてもらいましょうかね。

○市長（尾脇雅弥） 一言で言うと、全く同感だということです。そうでなければ、選挙を戦う意味はありません。

公約を掲げて、誰が一番有効投票の中で指示を得たかっていうのが選挙であります。市長選の場合は特にそういう選挙です。見方はいろいろあるんでしょうけれども、そういうことの結果として当選をさせていただいて、選挙だけを考えたら、あえて庁舎問題は言わないほうがいいだと、多くの皆さんが言われました。私自身もそう思います。

ただ、それは当時平成32年度までに着工すると8億円の交付税ということがありましたので市民の安心・安全をとるか、選挙を取るかと。それは30年の3月までに決断をしないと間に合わないということでお尻が決まっておりましたので、そういうことをあえて厳しいけれども、私のそれが信念なので、訴えてご理解いただいたというのが数字だと思います。

そして、先ほどからお話をしていますけど、その二元代表制が民意を集める一番の基本なんですよね。このことで、ずっと何も知らなかったっていう話には、議員の先生方も当然ならぬと思いますし、言われぬと思います。

先ほどから話をさせていただいておりますように、場所も含めて、何回も何回もお話をして、ご理解をいただいて、そして、30年の3月、31年の3月間違いなく関連の議案を議決をされているというのは重いことだと思います。多くのいろんな有権者の声を拾いながら、また、いろいろ思うところあられるでしょうけれども、総合的に判断をして、議決をいただいたということは事実でしょうし、先ほどの案件も含めて、そういうことを積み重ねてやってきたので、その住民投票の提案があったことに対しては、一定の基準を満たされていますので、そのことは

当然私のほうで上程をしなければいけないということでもありますし、それには意見書がつけられるっていうことでありましたので、今申し上げたような経緯も踏まえて、中身の指摘もさせていただきながら、そういうことですよっていうお話をさせていただいたって、あくまでも補完の仕組みということでもありますので、それまでのいろんなプロセスは間違いなくいろんな細かいことも含めて、民意ということを意識しながら決定してきたことだというふうに思います。

争点の1つ2つというのが、財源の問題と安全上の問題ということなんだと思いますよね。先ほど説明がありましたように、海辺なのでということ、例えば、津波が来たらとか浸水したらみたいな話でありましたけれども、先ほどその大雨の話がありましたけれども、担当課長から説明があったみたいに、常日ごろは基本的に、多少雨が降っても何てことはないんですけども、今回、基準の見直しで、1000年に一度という雨が降った時にどうなんだという話がありまして、単純に地図の色みたいなものを見分けると、ゼロから50センチ、50センチから1メートルであったものが、50センチから3メートルになっていますから、その色合いになっているので誤解をしやすいというふうには思います。

ただ、メッシュということで、より具体的にそのピンポイントのエリアが何センチっていう、より科学的な証拠が上がってきているということになりますから、結果として、1000年に一度の雨が降ったとして大体3メートル程度、我々のかさ上げをして、2.2にかさ上げをして、3.1ということになりますので、科学的には、数字的には浸水することはないと、仮に浸水しても、その上から2階建てですから、4階建てですから2階の高さが7.6ということになりますから、より4.5メートルですか、高いところ浸水するかどうかっていうのが一般的には争点だと思いますので、そういうことに

はなり得ないと。

建物自体も大臣認定の柱頭免震の認定をいただくということですから、そういう基準を満たしたものができると。大臣認定というのは大隅の中では、鹿屋の徳洲会病院、10階ぐらい建てのあれしかないということでもありますから、それに見合う強度で建てるということになりますので、安全上いろいろ想定はあるでしょうけれども、しっかりと、どこの建物よりも市内では強い建物が建つと、なので防災拠点として、災害もいろいろあると思いますけれども、台風やその中に出てくるってことはないでしょうけれども、大きな桜島の爆発で何らかの影響がある、地震で何らかの影響があるということになった時に、復旧・復興をどうやっていくのかが、ほかのところの災害での大事なことになりますから、今のこの建物ではとてもじゃないけど対応できないということがありますので、防災上、きっちりとした建物をつくって、復旧・復興へ向けてやっていくということ。

もう一つだけ、財源に関しては、今申し上げた、これまで、皆さんがおっしゃっていたのは、この場所にと、震災の時もこの場所に建てるかどうかみたいな話があって、多くの皆さん、この場所という意思表示をされたわけですがけれども、そうすると、先ほどお話がありました、チラシがありましたのは、あそこの教育委員会のあそこだという話になりますけれども、専門家の方々も交えて、よくそれなりのものをつくっているんだというお話がありましたけれども、仮に完璧に近いものがあつたとしても、そこから地盤の調査とか、いろんなものをやっていかなきゃいけませんので、とてもじゃないですけども、今の基準である32年度までの実施設計というのは間に合わない。したがって、国からのこの期限の8億円の交付税というのはただけがないということが一般的でありますから、財源の面においても問題があると。

仮に早急に建てるにしても、我々がこれまで費やした3年間、そして更地のあそこに建てるにしても4年かかるわけですから、7年プラスアルファという時間も必要になるということ。時間的にも財源的にも安全的にもより今の原案というのが現実的で、早くそのことを建てて、市民や職員の安心・安全も守っていくということが大事だというのが私の考え方であります。

○池山節夫議員 最後になりますけど、私もそういうふうに理解していたんですよ、ここがどうのこうのと。建て替えると費用がかかるよって、行ったり来たりで8億円ぐらいかかるよってというのがあって、今日の高橋さんの意見陳述の中で、市民館のところというのがまた出てきたわけですけど、そうするとお金は8億円は要らないんだみたいなこと言われたけど、そんなわけにはいかないと思うし、まずやっぱり反対をする、その住民投票をしてくれというのは、やっぱりその財源のところまできっちり踏み込んで、我々ならこうなるからこっちのほうがいいでしょうということを、意見陳述で言って、だから住民投票をなさいというのが筋だと思いますよ。

それを、あそこにすればいいんだと、漠然と、それで、できるはずですよみたいなことを言って、それでお金はかからないですよと言われて、そうですね、私は信じませんからね。

それで、その交付税措置のある8億円については一切その意見陳述の中ではふれられませんでしたね。私、だから質問の中では寄附でもされるんですかって言いましたけど、8億円というお金は、行政の中で100億円、120億円の予算を組む行政の中で8億円っていったらそんなに大きくないように考えますけど、8億円ってすごいですよ。べらぼうですよ。

垂水市民がいくらずつ寄附をしたら8億円集まるとして意見陳述をされるのか、住民投票をしるっていいのか、反対をするのか、私は、

そこまで意見陳述の中で、我々はこうだから住民投票してください、財源的にもこうだからって、そこまでいかないと説得力ないと思いますよ。ある意味、無責任だと思えますね。

質問ですけど、市長。今日のあの、最初に我々に示された3つの候補地、ここと、市民館のところ、今度のその予定地、市民館のところはだいわのところまで買い上げて、その広さでというお話だったと思いますけど、今日の高橋代表の話では、そのお金はかからないと、だいわのところまで買う話はなくて、今のあの広さでというような話だったと思います。

あの広さの中で私は無理だと思えますけど、その無理だと思うけど、市長はあそこを可能だと、つくり得ると思えますかね。

私、みんな今度の市役所の庁舎は、図面で見るとすごく大きいみたいに感じていると思いますけど、できたらなんだこんな小さいのかと思います。そう思いますよ。思って、あんなに反対したり、住民投票までもめたりしたのに、でき上がってみたら、これかと。こんなコンパクトな庁舎かと。そんなもんだと思えますよ、37億円って金額は、建てるっていったら大きいけど、そんなにその庁舎問題でべらぼうな金額ではないわけですよ。

私、今度うちのね、個人的なことですが、うちのあの屋根とひさしを替えたんです。金額は言いませんけど。池山さん、早くしませんかと。別にそんなに急ぐことないだろうって言ったら、10月に、9月までに契約してもらえると、そのほうがいいですよと。10月になったらステンレスとかアルミとか、もう本当に上がります。

お前さ、そうやって人を脅かして契約させるつもりかって言ったけど、どうもそんなふうになりそうだなと思って、私9月中に契約して、もう屋根とひさしをかえたんですけど。その後、10月になって、11月に入ってすぐ工事したんですけど、またそのセキスイハイムの営業マンが

来たから、俺な失敗したと思うよって。本当に上がるかって言ったら、池山さんすごいですよ。8%上がっていましたよ。

だから、9月に契約した時点と10月に入ったら、もう材料費が8%上がっているんだから。これから反対されるのは結構。けど今のこの資料にもありますけど、単価が40万円が47万円になるという、何か試算があったかな。

こんなもんじゃ済みませんよ。1日置いて、1年を置いて、7年も置いたら、それはべらぼうに高くなると思えますね。

そういうことも踏まえて、市長にちょっとだけ最後に、高橋さんが言われた、市民館の跡地でそれほどのものができるか、個人的な考えでいいですよ。ちょっと聞きたい。

○市長（尾脇雅弥） 今、池山議員がおっしゃったように、おそらくできたら、これぐらいのものかというような大きさなんだろうと思います。

今、現庁舎が3階建てで4階建てに結果的にはなるんですけども、1階が安全装置と市民の広場みたいなものが中心です。4階が議会棟になりますから、この3階のいろんなもの、2階と3階に集約する形になるわけですね。教育委員会も入ってくる、そして生活環境課も入ってくる、結果として、1人当たりの職員のスペースというのは、同等か狭いぐらいということになります。

前の議論として、例えばこの狭い土地に高いものを建てればいいじゃないかっていうのも、一つの技術的な考えなんですけど、人口減少、高齢化社会の中で、そこはやっぱり中身をよくご理解いただいてない発言だと思うんですよ。よく例えでお話をします、水産課、商工課、観光課って、それぞれ課長さんがいて係があったものを、水産商工観光課に集約しました。それはなぜかっていうと、職員の数は合併以降、50名減らしているわけですね。なので3人でやって

たことを2人でやらなきゃいけないという実情があるんです。なので連携することによって効率的にやっていきましょうと。できればワンフロア化が一番理想的です。なんだけれども、今回のものはツーフロア化という形になりますので、逆に言うと、それをこう分離するような考え方っていうのは中身の実態が分かっておられないと、実際に行政をつかさどるほうとしては、仕事量が増えている中で、今1.5倍ぐらいの努力で頑張っています。土日もないぐらいに働き方改革があるものの、頑張らないと回っていかないんですね。ただそれをずっと続けていくわけにはいかないの、新しい庁舎がそういう形で機能的になることによって、1.2割増しで頑張れるとか、そういう環境もつくらなきゃいけない、そのことに関して、最大の争点である安全上、本当に危ないとなれば、今からでも変えます。

しかし、そのことを科学的な根拠に基づいて、しっかりとデータ化されているということを何回も説明しているわけですので、科学的に危ないよと具体的におっしゃるのであれば、それはまた別でありますし、我々の案に見合う代案があって、甲乙つけがたいよね、どっちにしようか民意を問うということであれば、一つの考え方であると思いますけれども、今回はそういうことではございませんので、結論として、住民投票の必要はないということで考えておりますし、できるだけ早く安全な庁舎を建て替えて、あらゆる安全を守っていかなくちゃいけないというのが、私の変わらない信念であります。

○池山節夫議員 どうもありがとうございます。市長も我々議員も信念で自分の意志を貫いていかないとはいけません。頑張ってください。我々も頑張ります。どうもありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は午後3時10分から再開いたします。

午後3時2分休憩

午後3時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 皆さん、こんにちは、お疲れさまです。

今回2回目の質問に立ちます。最初に、全ての質問をいたしますので、長くなりますが、よろしく願いいたします。それでは、通告に従って質問に入ります。

1番目は財政に関して伺います。

私たち新人議員4名は、垂水市の行政内容等について認識や理解を深めるため、各課にお願いをし、勉強会をしております。今まで3回、総務課、財政課、土木課に勉強会を開いていただき、行政に対する認識や理解を深めているところでございます。

10月に財政課のレクチャーを受け、本市の財政状況について勉強いたしました。そこで今回はまだ財政用語など十分理解しておりませんが、市民感覚で財政等について素朴な質問をいたします。また、市民の代弁者を任じておりますので、市民に説明するつもりで答弁をお願いいたします。

さて、市報の12月号で30年度の決算概要が掲載されております。それによると、決算の歳入額は約118億9,000万円、歳出額は約116億1,000万円で、実質収支は2億6,000万円の黒字を計上しており、現状財政は健全性を維持しているようです。

少し内訳を見ますと、市の貯金にあたる積立基金総額は約39億円となっております。また借金にあたる地方債残高は約97億円で、貯金の2.5倍となっております。借金返済にあてる公債費は9億8,000万円、預金の積立金は1億

2,000万円となっております。

本年度も前年度並みの返済や積立てはなされ
ると思いますが、新庁舎建設を控え、令和2年
度以降の財政が気になります。

新庁舎建設費概算37億円にあてる財源は、市
有施設整備基金の取り崩しと公共施設等適正管
理推進事業債の起債で充当するようですが、そ
うすると積立基金は減り、地方債残高は増え、
その後の将来負担比率等の財政指標は大きく変
わります。

市民は少子高齢化、人口減少の進む中で社会
保障費等の増額で市の将来に対し財政面でも大
変心配しております。

そこで質問いたします。令和元年度末の積立
基金総額と市有施設整備基金の予想額をおおよ
そでいいですので伺います。

また、市庁舎建設費37億円にあてる市有施設
整備基金と市債の公共施設等適正管理推進事業
債の起債予定額を伺います。

市有施設整備基金取り崩し後の基金の積立て
も重要になってきます。基金積立計画はどのや
るのかも伺います。

それから、借金にあたる地方債残高と返済費
の公債費はどれぐらいになるのかも伺います。
具体的な答弁をお願いいたします。

財政について、最後に人件費、扶助費、公債
費の増大で、経常収支比率は維持・改善でき
るのか伺います。会計年度任用職員報酬等で
人件費も増えます。少子高齢化で介護、医療、
福祉の扶助費も増えます。公債費も膨らみま
す。一般財源は変化なしとしたら、比率の悪
化が予想されます。

このような厳しい財政状況が予想され大変
ですが、経常収支比率の維持、改善にどう対
応されるのか伺います。

次に、新庁舎建設について市長に伺います。

建設予定については、住民投票条例請求で
是非が問われておりますので、その審議結果を

つことにして、私は現在、執行部が計画して
おられる規模や建設費について感想と要望を
述べたいと思います。

過日、新庁舎建設の基本設計概要版をいた
だきました。また、パブリックコメントやワー
クショップの報告の集計結果をいただきました。
基本設計概要版は市民の要望や機能性、安全
性などを取り入れて、素晴らしいものと思い
ます。また時間をかけて準備・検討されたと
評価しております。

しかし、素晴らしいけれど、垂水市の将来
の人口や規模からして、敷地面積や建物の床
面積、建設費が大きすぎないかと思います。
パブリックコメントは市庁舎の設備や待合
スペース、広場などの要望が主で、予算や希
望に対するものは少なく感じました。

私は、当選直後の全員協議会で新庁舎建
設基本設計に関し、今後の垂水市の人口減
少を考慮して、規模や予算縮小を要望いた
しました。しかしながら、執行部が進めて
いる新庁舎計画は現庁舎に比べ敷地面積が
約3倍、床面積が1.5倍と大きくなり、
概算建設費も37億円となっております。
私の耳に入る市民の声は、人口が減るの
に大きいのは要らない、建設費も抑えて、
負担を減らすように頑張ってくれという
声があります。

声には発せられないが、そう思ってお
られる市民の皆様も少なからずおられる
ことと思います。

私は議員としてこういう声を議会の場
に届けることも使命と思い質問に立ちま
した。この要望に応え新庁舎建設をコン
パクトなものにする考えはありませんか
伺います。

3番目に、放課後児童クラブについて、
2点質問いたします。

まず1点目は、本市児童クラブの現状
と待機児童の有無について伺います。

保育所や幼稚園の無償化制度が始まり、
今後、

放課後児童クラブの需要も高まることが予想されます。共働きやひとり親家庭の小学生を放課後に預ける児童クラブのニーズの高まりの中で、希望したのに利用できない待機児童は、今年、全国で1万8,000人と聞いております。本市の放課後児童クラブの現状と待機児童の有無について伺います。

2点目は、水之上小学校敷地内に新設予定の水之上児童クラブの概要と受入体制について伺います。

最後に大きい項目の4番目、自然災害対策について質問いたします。

まず1点目は、本城川等の河川の堤防対策と土砂撤去要望に対し、取り組み状況はどうなっているか伺います。

本城川の堤防対策は県の管理となっていますが、先の大雨で決壊した牧の堤防復旧工事や危険箇所として要望しております井川、馬込の堤防かさ上げなど、市としてどのような働きかけをされ、どういう回答状況なのか伺います。

また、河川の土砂撤去は、9月議会で新原議員、川畑議員もされております。こちらの状況もどうなっているか伺います。

最後に、2点目の、災害弱者避難計画の件について伺います。

災害対策基本改正法で、自治体には自力避難が困難な高齢者や障がい者等を事前に把握し、名簿を作成することが義務づけられております。その上で、各地域の自治会や民生委員らと協議し、支援者や避難先、手順など個別計画を作成することが努力義務とされております。

消防庁の発表では、全国の自治体で全員作成をしているのは14%、一部作成が43%で、全く作成していない自治体が44%となっております。

この前の台風19号の浸水被害では、高齢者を中心に80名以上の死者を出しており、行政主導の体制整備が急がれます。

本市は、一部作成の自治体になっております

が、災害避難弱者計画の個別計画の現状と課題について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○財政課長（和泉洋一） 令和元年度末の積立基金と市有施設整備基金の予想額はいくらかにつきましてお答えいたします。

市有施設整備基金につきましては、今回の令和元年度補正予算第4号案におきまして、1億7,469万2,000円の積立金を予算計上いたしております。これをご承認いただいた場合、現在のところ年度末で15億4,734万円程度になる見込みでございます。

市有施設整備基金につきましては、将来への負担を軽減するため、可能な限り積立てを行っていきたいと考えておりますので、3月に交付額が決定する特別交付税によっては、更なる積立てを行う予定でございます。

積立基金全体の見込みにつきましては、今後、3月末までの最終補正までの予算執行の状況や特別交付税の交付額により大きく変動いたしますので、今のところは見込みを立てにくい状況でございますが、おおむね前年度末と同程度を想定しております。

続きまして、建設費概算37億円にあてる市有施設整備基金と市債の内訳金額はいくらかにつきましてお答えいたします。

事業費につきましては、垂水市新庁舎建設基本計画の中で概算事業費37億円としておりますので、新庁舎建設事業を説明する中で市報等に掲載してまいりました数値で説明させていただきますと、市有施設整備基金を平成30年度末残高である14億円程度、地方債の市町村役場機能緊急保全事業債を23億円程度財源として考えております。

次に、市有施設整備基金取り崩し後の基金積立計画はどうなるかにつきましてお答えいたします。

市有施設整備基金は平成23年度に新庁舎建設

を主な目的として設置しております。先ほど答弁いたしましたとおり、今回の補正予算第4号案に1億7,469万2,000円の積立金を予算計上し、特別交付税の交付額によっては、年度末までにさらに積増しを考えております。

新庁舎建設事業の資金計画については、今後事業費が確定してきた後に、詳細が判明した場合、その際に、具体的な資金計画というのは決定をしていくこととなります。ですので、先ほど市有施設整備基金は14億円と申しましたが、今後それはいくらか変更する可能性もあります。最終的な繰入額は、現在のところでは、確実なところは未定でございますが、令和2年度以降もそれぞれの年度の予算の状況を見ながら、予算の状況に応じまして、老朽化している施設の財源として、積立てを今後も行っていくことも検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新庁舎建設後、借金にあたる地方債残高と毎年の返済にあたる公債費はどれくらいになるかにつきましてお答えいたします。まず地方債残高でございますが、毎年度借入れを行う地方債の額と公債費として元本を返済する額、その差によりまして、地方債残高というものが残っていきます。新庁舎建設事業が完了予定の令和4年度までには、災害とその他事業の予測が現状においては困難であるため、平成30年度末の地方債残高97億円に新庁舎建設で借入れを予定している地方債の額23億円が単純にそのまま増加すると仮定いたしますと、新庁舎建設終了後である令和4年度の地方債残高は120億円程度となる見込みでございます。

また、公債費につきましても、その他の事業の状況により変わりますので、新庁舎建設部分のみを加えた形で答弁をさせていただきますと、地方債を23億円借り入れた場合、金利1%返済を30年の据え置きなしというような様々な条件を仮置きして仮定をいたしますと、年間9,000

万円ほどに増加するというふうな今のところ試算をしておりますので、毎年度の公債費は約11億円程度になる見込みでございます。

次に、人件費、扶助費、公債費の増大で経常収支比率の維持改善策はどのようにするのかにつきましてお答えいたします。

経常収支比率とは財政構造の弾力性を示す比率で、数値が高いほど弾力性がないとされていますが、議員ご指摘のように、人件費や扶助費、公債費など毎年度経常的に支出する経費が増えると、地方税や普通交付税などの毎年度、経常的に収入される一般財源に余裕がなくなり、市単独事業などの政策的な経費に回すお金が不足するということとなります。

本市の平成30年度決算での経常収支比率は93.6%と県内19市の中では比較的に高いほうでございました。公債費等の支出が増大することで経常収支比率の上昇も想定されるところではございますが、できるだけ影響を少なくするように、今後も行財政改革を継続し、事業の平準化などを工夫していくことで、健全な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設について、規模と建設費が大き過ぎるとの声に、見直しを検討すべきではについてお答えさせていただきます。

基本計画における庁舎の建設規模設定については、一般的に類似自治体の職員数及び人口規模を参考とする方法、総務省の起債許可標準面積に基づく算定方法及び国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定方法があります。

これらの3つの算定結果が3,071平方メートルから7,375平方メートルと面積に開きがあることから、これらの平均値に近い総務省の起債許可標準面積の算定面積を基本としたところでございます。

この基準に基づきまして、事務室は想定職員

数の250名分、そのほか倉庫・会議室・玄関・議事堂等を所定の計算式で必要面積を算出し、さらに市民の皆様の利便性を高める付加機能に必要なスペースを加え、延べ床面積の上限値の目安として6,000平方メートルを設定したところでございます。

現在、設計業務を行っておりますけれども、基本設計における庁舎部分の延べ床面積は5,899.22平方メートルとなっております。基本計画で定めた上限6,000平方メートルを下回っております。建設費でございますが、同じく基本計画においては概算事業費を37億円、うち本体工事費を26億6,000万円、1平方メートル当たりの単価にしますと、46万円を見込んでおります。この単価については、防災拠点としての機能を備える庁舎として整備する必要があることから、委託事業者による調査により設定したものでございますが、基本計画策定段階においては十分、妥当な金額であったと考えております。現在、設計事業者と詳細な仕様書の確認を行いながら、適切な建設費の算定作業を含めた実施設計業務を行っているところでございます。

なお、議員の規模や建設費が大き過ぎるのではないかとのご指摘ですが、私どもにも人口や職員の減少を見込んだ庁舎をつくるべきではといったご意見が寄せられることもあり、令和元年7月号の広報誌や車座座談会の資料に、こういったご意見に対する市の考え方を示しているところでございます。

市の考え方としましては、大きな庁舎、贅沢な庁舎をつくる考えはなく、パブリックコメントをはじめ市民ワークショップや車座座談会で直接、市民の皆様から伺った要望も取り入れ、特に1階部分におきましては市民スペースとして気軽に利用できる市民ホールや多目的スペースを配置したもののほか、プライバシーに配慮した相談スペースも確保しているところでございます。

また、現在、分庁化されております、生活環境課、教育委員会も2階、3階の執務室に加わることになりますことから、当然ながら現庁舎よりもこの分のスペースが必要となってまいります。

このように、市民の利便性の向上に配慮した設計となっております、庁舎完成時点で現在の職員数とあまり変わらない250名が働ける執務環境を確保していることを、これまでもご説明しておりますとおりでございます。なお、1人当たりの事務スペースとしては、相談スペースを除くと現庁舎とほとんど変わりはありません。今後も車座座談会などを通じて、市民の皆様にとしっかりと説明し、ご理解いただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 前田議員のいくつかご質問がありましたので、少し私のほうでもお話をさせていただきます。

まずスペースのお話なんですけれども、スペース自体が、もともとが広い土地でございます、約1万5,000ありますので、その3分の2、1万を使うということですね。その中で敷地は4階建てになるわけですけども、スペースとしては2,000ないということになりますから、全体からすると、7分の1以下の全体では建物ということになりますので、イメージと実際に建った場合は、先ほど池山議員にもお話ししました、こんなものかという感じになるようなことになるのではないかとこのように思います。

財政のこと、当然のことで気になることでしょうし、人口が減っていく中でどうなんだろうというのは、当然の視点だというふうには思いません。先ほど担当課長から説明があったみたいに、考え方ですけども、総予算費があつて、我々はそれに対して、いわゆる頭金的なもので市有施設整備基金というものを、今、積み立ててい

るわけですね、約14億円ですけど、もうちょっと延ばしたいと思っておりますし、先ほど申し上げました一方で、時限立法の交付税8億円というのをいただけるように努力をしていくと、その差額の部分をやはり分割していく、あるいはその借金という形で一時的になると、結局、上がるわけですから、それは我々の案だから上がるのではなくて、ほかの案、場所につくるにしても、同じようなことが発生するわけですから、その後の我々のシミュレーションとしては、単年度に上がるんですけどもしっかりと健全運用していくことによって、そう遠くない将来、現状に近い形に戻せるように努力をしていくという考え方を持っております。

財政のお話で、先ほど借金が97億で貯金が39億、2.5倍という、これはもうトントンか、それぐらいになったほうがいいんですけども、我々が、私が議員になったころ、約十五、六年前ですね、平成の十五、六年のころが借金が126億円、貯金が4億円ということですから、30倍ぐらい差があったということを考えますと、行財政改革の中で皆さんの協力をいただきながらここまで改善をしていると。

ただ、老朽化したものは作り替えなければいけませんので、庁舎もその20年、30年で建て替えるってわけではなくて、総務省の鉄筋コンクリートの50年の耐用年数をはるかに超えて60年、危ないのでしっかりと建てていくという考え方はご理解をいただけるというふうに思います。

その中で、人口が減っていくからというのはあるんですが、業務量が減るということでは必ずしもないです、垂水市という守備範囲は変わらない中で高齢化が進みますと、それだけ職員に関する負担、国からの権限移譲で400ぐらい移譲される中で、今、半分ぐらいしか、まだパスポートとかありますから、そういう意味でも増えてくるということで、先ほど申し上げた

ようなワンフロア化を目指しながらですね、さあ20年、30年となると、当然、そういう人口形態にはなっていくますけれども、まあ議員の先生方におかれましても、今、14名いらっしゃるわけですけども、あの半分になるから、じゃあ半分でいいかってわけにはいかないというふうに思いますので、そのようなことに近い考え方だご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、前田議員がおっしゃるような懸念というのは、市民の皆さんの声だというふうに思いますので、声の一つだと思いますので、そのことを代弁するお立場にありますから、それに関しては、少し、私のほうで、あのわかる範囲は答えさせていただいたということですので、そのようにご理解をいただければと思います。

○福祉課長（高田 総） 本市の放課後児童クラブの現状と待機児童者の有無、続けて新築予定の水之上児童クラブの概要と受入れ体制についてお答えいたします。

まず、本市の児童クラブの現状でございますが、現在4カ所5単位を設置しており、全体で176人の定員枠を確保しているところでございます。また、利用条件については、1日当たり平均で92人の児童が利用しており、その数は増加傾向となっております。

次に、待機児童の有無でございますが、現在のところ待機児童は発生していないと認識しております。

続きまして、新築予定の水之上児童クラブの概要でございますが、現在、関係課や水之上小学校と協議を行いながら、実施設計を行っているところでございます。建築場所は水之上小学校敷地内の北側で、建築面積は約30坪、構造については木造平屋建てで、施設の内部はバリアフリー化し、フローリングと和室の専用区画や車椅子の児童も使いやすいように配慮した多機能トイレも設置する予定としております。

また、建築に係るスケジュールについては、今年度中に実施設計を終え、国の補助金の内示決定後となる来年7月ごろに着工し、令和3年4月の運用開始を目標としているところでございます。

次に、その受入れ体制でございますが、水之上児童クラブは今年度10月末において、定員20人に対し平均17人の児童が利用しております。現在、水之上小学校の児童数は増加傾向であり、児童クラブを利用する児童も増加すると予想されるため、市が条例で定める設備基準を確保しつつ、定員を30人に引き上げて、受入れ体制の確保を図っていることから、受入れ体制は十分に整うものと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 河川等の取り組み状況につきまして、お答えいたします。

まず、本城川でございますが、本年7月8日付で水之上地区公民館より危険箇所点検結果の報告と対策の要望がございました。本城川の要望は4件ございましたが、内訳としまして、7月の豪雨災害で被災しました牧地区と内ノ野地区の護岸工事の要望と、井川地区の堤防かさ上げや、発電所付近の左岸浸食の対策が要望されております。大隅地域振興局建設部に問い合わせましたところ、災害復旧につきましては、牧地区は既に発注され、内ノ野地区は現在発注準備中、発電所付近は本年度の県単予算で実施するとのことございまして、井川地区につきましては、今後の対応策を検討するとのことございました。

また、河床整備についてでございますが、昨年度、本城川と河崎川の河床整備が実施され、本年度、実施する予定はございませんが、来年度、実施予定のため予算要求するとのことございました。本市も引き続き整備の要望を行ってまいります。

次に、本市管理の河川でございますが、深港

川や飛岡川、追神川など土砂が堆積しやすい河川を中心に、河床の土砂除去や護岸の補強などを実施しております。今後も適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 災害弱者避難計画の個別計画の現状と課題についての質問にお答えをいたします。

9月議会で持留議員から災害支援計画での個々の災害弱者の避難計画はどうなっているかとの質問がございました。その際は、避難行動要支援者避難支援等プランの要件を満たす対象者避難行動要支援者の人数は約1,000名となっており、そのうち72名の方の個別計画が作成されておりますとお答えをさせていただいております。

現在、災害における体制等の連携・ネットワークの構築及び自主防災組織の活動を一層促進し、地域防災力の強化を図ることを目的とした鹿児島県自主防災組織連携・ネットワーク構築支援事業を活用して、市木地区で市木地区防災計画策定のための住民発意による定期的な会議が開かれております。災害時に誰がどのように支援をするのか、そのためには何が必要なのかなど、個々の要支援者の状況に沿った避難計画など、計画づくりの過程が貴重な体験であり、計画に基づく訓練の実施などが地域の支え合いの関係づくりにも大変有効になると考えております。

市木地区では、来年3月中旬までに市木地区防災計画策定に向け協議が重ねられておりますが、計画で抽出された災害弱者については、自主防災組織や民生委員等にご支援をいただきながら、今年度中に個別計画が完成いたします。また計画を作成する上での課題として、各地区で高齢化が進み、災害に関する担い手不足や災害時に避難行動を支援してくれる人もいないなど、防災活動が衰退するという課題がございま

す。このようなことから、平時より災害リスクがある地域であらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、自らの命は自らが守る意識の醸成や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等の周知を行い、災害時には避難行動が容易に取れるよう、防災情報をわかりやすく提供して、住民を適切な避難行動に導けるよう、全力で支援してまいります。

また、災害危険地域など災害リスクの高い地域や孤立の恐れのある地域については、重点的かつ優先的に地域や関係機関と連携して個別計画の作成に努めるとともに、平常時から民生委員や自主防災組織等の地域の避難支援者等との情報共有を図って人災ゼロを継続してまいります。

○前田 隆議員 ありがとうございます。それでは、一問一答で質問に入ります。

まず初めに、積立て基金の総額予想は年度末までには何か出しづらいと、予想が30年度末はまだ難しいということで、元年度ですね、元年度は難しいということで30年度末の97億円程度という回答をいただきました。市民は貯金がいくらになるかということを素朴に思っております。そういう意味で難しいかもしれませんが、率直に答えていただきたかったなと思うところがございますが、次に進みます。

市有施設整備基金は1億7,000万超を積み上げられて、今年度末で15億8,000万円にまで積み上がると伺いましたので、わかりました。

次に、建設費概算37億円に充てる市有施設整備基金と市債の内訳についてもお答えをいただきました。頭金に当たる市有施設整備基金を14億円と、借金に当たる公共施設等適正管理推進事業債を23億と伺いました。市有施設整備基金14億円充てると、今年度末にさっきの回答では10億8,000万円強というふうになりますので、2年度末には1億ちょっと、1億8,000万円ぐらいまだ残るといことになるので安心いたし

ました。

また、市債の公共施設等適正管理推進事業債の23億円に対して、交付税措置8億円があると伺っています。この交付税措置8億円はどのように交付されるのか、伺います。

○財政課長(和泉洋一) 交付税措置の交付方法につきまして、お答えいたします。

交付税措置とは、地方債の償還期間中に置いて普通交付税の中に算入されて交付されるもので、市報等で公表しております条件においては、元利償還金の30%である約8億円が分割して交付されるということになります。

なお、分割された1年間の交付額と申しますのは、各年度の普通交付税の計算式の中で様々な係数が用いられ交付額が算定されます。償還期間中、トータルとして元利償還金の30%が交付をされますが、1年単位での交付額につきましては正確な計算はできないものでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。償還期間の30年間で分割されて交付されると。各年度については毎年、毎年変わるんでわからないということで、わかりました。

続きまして、今度は3項目の答弁のほうに移っていきます。市有施設整備基金取り崩し後の基金積立て計画はどうなるかについては、さっきの答弁で現段階では具体的なことはまだわからない、申し上げられないということでした。市有施設はまだ市庁舎建設以外にもまだいろいろとたくさんございます。市有施設整備基金を今後計画的に積み上げていただくよう、要望しておきます。

4項目めの、地方債残高と返済の公債費はどうなるかについて、答弁をいただきました。これもまだ確定ではありませんが、地方債残高は単純に23億足して120億円程度と、また返済に当たる公債は約10億円前後と伺いました。地方債残高が増えると、将来負担比率が上がると、

30年度の現状の比率が32.9%ですが、これが今後、それを庁舎で起債した場合、発行した場合に、ピーク、どれぐらいになるのか伺います。

○**財政課長（和泉洋一）** 将来負担比率の見通しにつきましてお答えいたします。

将来負担比率とは、財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つで、平成19年度から公表が義務づけられております。地方債残高、退職金支払い見込みなどの将来的な負担額が標準財政規模に対してどの程度かを示すもので、率が小さいほど財政運営が良好とされております。本市の場合、平成19年度の174.1%から大幅に率を下げてきており、平成30年度は32.9%でございました。

議員ご指摘のように、多額の事業費を要する新庁舎を建設すると、将来負担比率がある程度、上昇することは避けられないと想定をいたしております。様々な要素が絡みますので、どの程度の率になるかという算定は現段階では非常に困難ですが、できるだけ影響を抑えるよう、今後、事業の平準化などの努力が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○**前田 隆議員** 今のところ19年に41.2%とお伺いしたんですが、私がいただいた、レクチャーを受けた時の10月のあのときの資料では、過去のピークを見たら平成20年度に150.4%になってたと思うんですが、それはいいです、あれでしょうが。今後、ちょっとわからないということなんですが、これを超えない範囲で財政運営をお願いしておきたいなと思います。

次に、5項目めの経常比率の維持改善策について伺いました。行政改革の継続とか歳入に見合った歳出の適正化とか、そういうことで取り組んでいくというような回答があったと思いますが、市の財政は類似団体より苦しい。苦しい中で市庁舎は老朽化して建て直さなければならぬと。建て替えると、財政は一時的に悪化す

ると。その中でやりくりは大変財政当局は厳しいものであろうかと思えます。その辺の事情を市民の方によく理解していただくためには、市民への周知活動、現状はこうだけど、借金をするとこんなに増えるというようなことも、いいことばかりじゃなくて苦しいこともやっぱり言って、周知活動していくというのが大事じゃないかなと思います。

今後の市民への福祉サービスが低下しないように配慮しながら、不要不急なものは排除して、健全な財政運営が確保されるように望みまして、財政問題は終わりたいと思います。

次には、新庁舎建設についての回答をいただきました。規模と建設費が大き過ぎるとの声に見直しを検討すべきであるという問いに対して、パブリックコメント等でも書いてありましたが、現在の職員数や向こう10年間への行政需要をベースに市民の要望を取り入れて、設計しているということで、その点については理解いたしました。

ただ、それと建物に対して37億のうち、建物部分に対してあるように27億円弱と、平米単価46万程度で計算して27億円程度と、あとの10億程度は、そしたら敷地面積とか、それ以外の附属施設ということになるんですが、建物は、市長がさっきおっしゃったように、全平米からしたら建物は少ないということだったんですが、それは駐車場とかその他のものが広過ぎるというようなことだろうかと思いますが、そういうこともちょっと感じました。

またそれで、執行部の説明に対しては理解はしたんですが、垂水市の人口減少は全国平均を先取りして進行しております。懸命に少子化対策を打っておられるんですが、歯止めはかかっておりません。社会保障・人口問題研究所の推計によれば、垂水市の人口は2035年には1万人を割り、2045年には7,000人を割るとの予想が出ております。市庁舎は一度建てると50年以上

は使用いたします。目先の10年はよくても、20年先、30年先の人口減少を考えると、また市政そのものがいろいろ問題が出てきます。また子どもや孫の世代に負担をかけないためにも、中長期的な観点から規模や建設の見直しを要望して、この件は終わりたいと思います。

次に、児童クラブの問題について答弁をいただきました。児童クラブの現状と待機児童については、待機児童はなしということで安心をいたしました。ここでひとつ私の聞きたかった中に、指導員の部分がちょっと回答に漏れておったもんですから、指導員の確保という点からちょっと質問をいたします。

○福祉課長（高田 総） 指導員の確保について、お答えいたします。

指導員の配置については、子どもの安心・安全を確保するという点から、条例で定める基準以上の人員配置をお願いしているところでございます。その配置につきましては、支援員の雇用や処遇面については、それぞれの委託先で定めることとなっておりますが、その待遇につきましては本市の臨時職員の時間給を参考に設定しております。支援員が安定した雇用が維持できるように臨時職員の会計年度任用に併せて支援員の待遇の改善も行っているところでございます。

いろいろなキャリアアップ処遇改善事業とか、そういうのをやっております、支援員の確保にはきちんと対応しているところでございます。

○前田 隆議員 指導員の確保はできているよということで安心いたしました。指導員は、今もちょっと高田課長がおっしゃったんですが、短時間労働勤務とか資格なども要って、全国的には不足気味と聞いております。資格手当等対応するというようなことをお聞きしましたが、そういうことも考慮して今後も指導員の確保はお願いしたいと思います。

水之上児童クラブについてはよくわかりまし

た。子どもたちの安全・安心を確保するということが重要なことと考えますので、利用者や管理者などの意見を聞いて、皆さんに喜ばれる施設となるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、自然災害対策の本城川と河川の堤防対策と土砂撤去の要望に対して、取り組み状況について説明をいただきました。本城川の堤防対策は、牧の堤防復旧工事、発電所、それに内ノ野の3カ所、準備やら発注をされたということでありがたいなと思っております。

また、井川、馬込の堤防かさ上げについては、次年度以降に要望するというので、よろしくお願いします。

河床の土砂撤去等は、本年度は、去年したので、今年度は予算に入っていないと、来年度以降に要望するというので理解いたしました。

近年、毎年全国で河川の氾濫等の水害が発生し、甚大な被害が出ております。本城川等の河川の治水対策は本市にとりましても重要な自然災害対策です。今後とも継続して万全の対策を要望しておきます。

最後に、災害弱者の個別計画についての回答を説明をいただきました。市木地区は個別計画を今年度中に100%作成するというようなことで進んでいるようでございます。個別計画に関してやっぱり情報公開に対して本人の同意が必要というようなことや、避難福祉施設の確保というようなことの問題もあって、なかなか難しい面もあるとは思いますが、一番のやっぱり問題は支援者だろうと思います。その災害避難弱者をどうするんだということを個別計画の中で一番支援者が一番難しいだろうと思います。支援者の確保というのは、遠い親戚よりやっぱり近くの他人という言葉がありますように、近所、これが必要じゃないかと思えます。災害では、人的災害ゼロを目指している本市でございます。近所の支援者確保に注力をして個別計画

作成100%を目指していただくように要望いたしましたして、私の質問を終わります。以上で、全部終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後4時10分から再開いたします。

午後4時3分休憩

午後4時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、5番、梅木 勇議員の質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。本日5番目でございます。よろしくお願いいたします。

師走となり、寒さを感じるようになりました。今年もあと十数日となりました。振り返れば、今年も選挙の年で、まず1月には市長選挙があり、尾脇市長が3選を果たされ、4月には統一地方選挙が行われ、県議会議員選挙と私どもの市議会議員選挙があり、本日、この議場の議員の皆様が見事当選を果たされ、現在の市議会構成となりました。

4月30日には平成天皇のご退位され、5月1日には令和天皇のご即位され、令和の時代となり、新しい時代が平穏な時代であってほしいとの声が多く聞かれたところです。

本市では6月末から7月初めには、大雨により、協和小学校裏山の土砂災害等が起こり、各地で被害が発生しました。国内では8月27日からの佐賀県・福岡県・長崎県の九州北部集中豪雨による災害があり、9月9日には観測史上最強クラスの台風15号が千葉県に上陸し、多くの住宅の屋根がはがれるなどの多くの被害が出ました。またスーパー台風と言われた台風19号も

関東地方と福島県を縦断し、各地の河川氾濫や交通網、住宅・農業など、破滅的な被害が発生し、農林水産関係だけでも被害総額は1,000億円以上と言われ、86人もの人命が奪われました。さらに、10月25日から26日にかけての千葉県・福島県での大雨被害もありました。

このように、立て続けに3回も台風や大雨に被災された千葉県をはじめ関東地方の災害は記憶に新しいところです。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

このような急速・猛烈に発達する巨大台風、スーパー台風は、地球温暖化の影響とも言われていますが、これからも巨大台風が発生・襲来するものと強く思うところでございます。

このような大雨や台風影響と言え、私の住んでいる下市木でも影響を受けています。下市木は市役所からわずか2キロほどです。市役所から近距離にあるにもかかわらず、住民の飲料水、生活用水は集落水道であります。これは、自然の恵みであります湧き水や出水が各所にあるため、地域の先人の方々の英知と労力で集落水道をつくり上げ、今日まで運営されてきているところであります。下市木水道組合は、下市木1区・2区の住民で組織され、加入戸数は106で2カ所の水源から取水し、配水していますが、山之口水源がこれまでの大雨や台風の影響で埋没し、配水管も中断され、取水できなくなっています。現在、隣の下市木3区集落水道からのもらい水でしのいでいます。

このようなことから、水源の整備が必要となり、1年で最も渇水期に当たる2月に水源を整備する計画ではありますが、整備にはかなりの工事費を要します。水道組合が脆弱な運営でありますことから、このような工事が発生しますと負担が非常に厳しくなり、つきましては、工事費についての補助を要望している次第であります。ご配慮をお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先の通告の順に質問してまいりますので、ご答弁をよろしくお願いたします。

まず1点目、消防団について質問いたします。消防団については、消防組織法に基づき、組織された機関で団員の方々は地域の安心安全のため、平常時・非常時を問わず、火災発生時には現場に駆けつけての消火活動、風水害や地震等の発生時には警戒順守や救助・救出など様々な活動されており、地域の防災におけるリーダーとして地域にはなくてはならない存在であると認識しているところです。

そこで、本市の消防団の組織の状況と活動状況、団員の就業別、また近年では女性も消防団に加入されておられますが、女性消防団員の役割・活動についてお聞かせください。

2点目に、高齢者地域見守り対策について質問いたします。

少子高齢化社会になり、高齢化率も年々高まり、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者も増加しており、高齢により近所とのつき合いも薄れ、社会的に孤立する状況となり、孤独死となるケースや、また老化により要介護状態となるなど、健康状態も脅かされています。このような状況を考えると、高齢者への声かけ訪問など、安否確認等を行う必要性を感じるところです。高齢者見守りについての取り組みをお聞かせください。

3点目に、働き方改革について質問いたします。慢性的な長時間労働の繰り返して過労となり、過労自殺や職場でのセクハラやパワハラなどのニュースが報じられる昨今となっておりますが、このような社会情勢の中、国では働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、働き方改革関連法が2018年6月29日に可決・成立し、今年4月から施行されました。この法律は、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現

という3つが柱になっているようです。日本の人口は年々減少しており、人口が減れば、労働不足となります。労働不足を解消するため働き手を増やし、出生率を上昇させ、労働生産性を向上させる必要があることから、これを実現させようとする施策だとされています。このような働き方改革をどのように認識し、推進されるのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○消防長（後迫浩一郎） ご質問でございます。組織と活動状況につきましてお答えいたします。

組織につきましては、市内小学校ごとに9個分団に分かれておりまして、条例定数311名に対しまして現在、男性団員253名、女性団員20名の273名でございます。また団員の職種につきましては、会社員から自営業、公務員と様々でございます。

次に、活動状況につきましては火災の消火活動はもとより、各種災害等の警戒監視、春・秋の火災予防週間中における広報活動、行方不明者捜索、市内のイベント開催時の警備及び各地域の行事等への協力等、多岐にわたっております。

また女性団員の活動につきましては、入団後、間もないことから、現在のところは広報活動を実施しているところでございますが、定期的に女性消防団員会議を開催しまして今後の活動方針について協議しているところでございます。

次に、過去3年間の火災における出動実績につきまして、平成29年中は1件、これは新城地区のその他火災に3名、平成30年中は3件、これは大野地区の林野火災に8名、市木地区の建物火災に15名、大野地区の建物火災に11名の合計34名、平成31年から令和元年の11月現在は2件、水之上地区のその他火災に3名、市木地区の建物火災に18名の合計21名が出動しております。

また、平成28年の台風16号に伴う活動につき

ましては、広報活動や台風通過後の倒木除去や土のう積み及び通水作業等に合計26名の消防団員が出動しております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 本市における高齢者の地域の見守りの取り組み状況についてお答えいたします。

まず一つ目は、市が木場商店と委託契約を締結しております訪問給食サービス事業の配食時における安否確認で、調理・配食だけでなく安否確認も委託業務の中に含んでおり、緊急時における緊急車両の要請や関係機関への連絡などの対応に加えて、配食時の対象者の状況を記録した日誌を作成しており、支援対象者の状況把握にも役立っているところでございます。

二つ目は、市が市内の郵便局と締結しております協定で、配達等の業務中において高齢者等の異変に気づいた場合の情報提供や、警察等への通報など協力をお願いするものでございます。

この協定については、高齢者等に関する情報だけでなく、道路の異常や不法投棄等の情報提供など多岐にわたるものとなっております。

三つ目は、市と市民生委員協議会、鹿児島相互信用金庫の3者による地域における見守り活動に関する相互協力協定で、涉外活動中等において高齢者や障がい者、子どもの見守り活動や安否確認を行っているものでございます。

四つ目は、民生委員による見守り台帳の作成で、市社会福祉協議会から依頼を受け、各担当地区の65歳以上の1人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のほか、災害時の要支援者を対象とした台帳の作成に加えて、地図への落とし込みも行っていただいております。

市社会福祉協議会においては、この資料を参考に市全体の台帳や見守りマップを作成し、様々な機会において業務に活用しているようでございます。

五つ目は、垂水市在宅高齢者等緊急通報体制

整備事業で、ALSOKあんしんケアサポートと契約して一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、見守りや緊急時の関係機関への通報などの対応を行っているものでございます。

以上が、本市における地域の見守り活動の取り組み状況であると認識しております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 働き方改革の認識、推進につきましてお答えいたします。

2019年4月1日に施行されました働き方改革関連法は、時間外労働の上限規則、年5日の年次有給休暇の確実な取得、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、割増賃金率の引き上げといった視点から細かな条文が定められております。

さらに労働者の働く環境の改善のほか、企業の人手不足をはじめ、生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりと社員育成といった課題に対して国が支援を行うものでございます。

本市におきましては、商工会と連携し企業や事業所などへ周知を行うとともに、相談を受けるなどの対応をしているところであります。

現在、商工会を通じて国の支援を受けられ、働きやすい職場づくりに向けて取り組まれている企業や事業所も増加傾向にあります。

今後も商工会と連携し情報発信を行うなど、周知活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。一問一答方式でお願いいたします。

まず、消防団についてでございますけれども、1回目で組織や活動などについてお聞きしましたが、次に火災等発生時の団員への伝達についてでございますが、火災が発生すると団員へ伝達し、団員は工作中でも直ちに火災現場へ出動し消火活動を行うと認識しているところでございます。

この伝達は小学校校区ごとに設置されたサイ

レンを鳴らして、火災の発生を知らせることになっているということですが、時には強風や風の向きによってサイレンが団員に聞こえない、伝わらないということがあるようですが、特に範囲の広い垂水校区ではこのようなことを聞いているところですよ。

このような状況を改善するための方策として、各団員の携帯電話などへメールによる伝達が望ましいという声が聞かれているが、メールによる伝達ができないか伺います。

○消防長（後迫浩一郎） 火災等発生時の団員への伝達につきましてお答えいたします。

火災につきましては、火災の種別及び規模により消防団が必要な場合に限り、その地区のサイレンを吹鳴し消防団員を召集しております。

サイレン吹鳴につきましては、中央地区が消防署本署、牛根二川地区につきましては牛根分遣所でサイレンを吹鳴しますが、その他の地区におきましては各分団の担当者へサイレン吹鳴を依頼しているところでございます。

また、その他の災害発生時につきましては、各分団長へ直接団員召集を指示するか、状況から災害発生が懸念される場合には、前もって分団詰所に待機するよう指示しているところでございます。

現在の伝達方法ではなかなか伝わりにくいというのが現状でございますが、火災につきましては、即、消防本部で対応しておりますが、これまで消防団を召集し、支援が遅れた事案は発生しておりません。

しかし、近年、携帯電話の普及や通信技術の発達により、メール等での一斉送信も可能だと考えられます。

しかしながら、メール等で伝達するとなると人員が必要になってまいります。現在の体制は、火災発生時には通信員が1名しか残らず、無線や電話対応等の通信業務がありますので難しいのが現状でございます。

また、システムやコスト面等につきましても課題があると思いますので、今後、調査・研究し、消防団と緊密な連携が図られるように努めてまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしますと、私が今ずばっとメール等での伝達ができないかということをお願いしたけれども、それに対しては今の段階ではそういう指示する職員ですか、そういうこと等も含めて考えたときには、ちょっとまだ難しいのではないかとというようなことでもございましたけれども、一応こちらのほうでは、私の認識としては、火災の消火については、いち早く現場に出動し消火活動することが延焼、大火を防ぐこととなります。

昨今、携帯電話、スマートフォンなどは持っていないことが恥ずかしいぐらいに普及していることから、現実に確実に団員に伝達する手段としてメールによる伝達を、いつまでも現在のサイレンだけの伝達に頼ることなく、ぜひこういうメールによる伝達を検討していただきたいということをお願いいたします。

次に、団員の出動についてでございますけれども、団員は火災などが発生すれば仕事、業務を中断し直ちに現場へ出動し、活動しなければなりません。

消防団条例によりますと、第9条に団員が水火災警戒訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める費用弁償を支給するようになっており、別表第2では出動1回5,000円、警戒1回5,000円、訓練1回5,000円、会議等1回4,500円となっております。

関係者からは、出動について1回の出動には一、二時間で職務が終了する場合もあれば、ほぼ1日に及ぶ長時間の場合もあつたりする時もあり、1回の出動について時間的な考慮はできないかという声が聞かれておりますが、検討はできないかお聞かせください。

○消防長（後迫浩一郎） 団員の出動につきましてお答えいたします。

議員が申されたとおり消防団条例により費用弁償として1回につき出動5,000円、警戒5,000円、訓練5,000円、会議等4,500円を手当として支給しております。

手当につきましては、2市4町で構成します肝属支部におきまして手当に差がありましたので、平成27年に条例改正いたしまして現在の手当に引き上げた経緯があります。

また県内や肝属支部としましても、時間に関係なく1回につき手当を支給している状況でございます。今後も、県内や特に肝属支部管内の動向を注視しながら対応してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。現在の出動1回には時間に制限がないというところでございますけれども、団員は事が起れば、仕事、業務を中断して現場に駆けつけ、住民、地域の安心安全に懸命に職務に務めるところでございます。

ある意味では、ボランティア的要素も考えられますけれども、例えば時間制にできれば、現在のこういう関係者の懸念が解消されると思いますので、ぜひ他市の状況等も述べられましたけれども、やっぱりこれを現実的に考えた場合、自分の仕事を中断してまでも駆けつけて、一生懸命、職務に務めるというようなことですから、そこあたりを考慮しながら、他市よりも先に、例えば半日とか1日とか、そういう区別ができるように検討していただきたいなと思います。

次に、団員の確保についてでございますけれども、1回目の質問で組織について聞きましたが、消防団員数は11月現在で、男性253名、女性が20名、計273名でありました。

消防団条例では、第3条に団員の定員は311人とするとなっており、定員に満たない状況にあるようです。

また、団員の職業別も聞きましたが、被雇用者がかなりの数であり、地方公務員もあり、自営業者、家族従業者などがあります。

被雇用者は会社や事業所等にお勤めの方々であろうと思いますが、被雇用者の団員が平日の勤務時間中に火災等が発生すれば、出動をしたくても雇用者や職場の理解が得られるのかと思うところです。

そのように考えれば、不足している団員の確保を早急に図らなければならないと思いますが、団員の確保についてお聞かせください。

○消防長（後迫浩一郎） 団員の確保につきましてお答えいたします。

団員確保につきましては、各分団長をはじめ分団ごとに加入促進を図っているところでございます。

現在の状況としましては、高齢団員が退団し若い人が入団しており、団員数の増加はありませんが若返りは図られております。

しかしながら、全体的にも団員の高齢化が進んでおりますので、今後も引き続きポスター配布やイベント等でのチラシ配布を実施し、少しでも定数に近づけるように入団促進に努めてまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。地域の安心安全をより高めるためにも、住民の期待に応えるためにも、定員を満たすよう頑張りたいと思います。これでこの件については終わります。

次に、高齢者見守り対策でございますけれども、先ほどの答弁では五つの事業の取り組みがなされているようでございますが、これまでの取り組みでは人命救助につながったというような特徴的な成果が聞かれませんでした。特徴的な事案がないことに越したことはありません。

私の所属する産業厚生委員会では、今年の特長事項調査を福井県大野市と石川県輪島市にお

いて行いました。

高齢者見守り対策については、輪島市で研修いたしましたので、輪島市の例を紹介してみたいと思います。

4月1日現在、人口約2万7,000人で、高齢化率44.3%、75歳以上の後期高齢者割合が25.3%となっている市であります。

取り組み事業としては、まず1点目、民生委員による見守りマップ事業を平成7年度から民生委員が社会福祉協議会の協力を得ながら行っています。

目的は、円滑な避難救助等のため行政では把握できない気になる方の発見であります。

実施方法は、年に1回作成、寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、その他、気になる方を色分けして把握する。

2点目、傾聴ボランティア事業、平成18年度から行っています。

目的は、閉じこもりがちな独居高齢者の悩みや不安の軽減、高齢者のうつ予防。

実施状況としては、現在、傾聴ボランティアとして34名を登録、うち20名が活動中。

3点目、地域貢献見守り事業、能登半島震災後の平成22年度から行っております。

目的は、民間企業の活力を市民の見守りに生かす。官民一体の取り組みです。あらゆる年齢層を対象とした見守りの実施をしております。

実施方法として、市と協定の締結をする。これは無償でございます。配達集金等の通常業務の中で異変察知時に市へ連絡する。24時間オーケーとなっております。感謝状の贈呈を行っております。

現在、電力会社、電気工事団体、各新聞社、農協、金融機関、牛乳、プロパンガス販売、移動販売業者など68事業者と協定を締結している。

また、担当課においては職員が携帯電話を24時間所持し、昼夜を問わず1週間交代で締結事業者からの通報に対応する体制であるとのこと

です。68事業者との協定には驚きで非常に強い取り組みを感じました。

これまで人命救助につながった事例が9件になっているとのことでもあります。

普及と啓発については、自動車専用マグネットステッカーを配布している。

4点目、おたっしやコール事業です。能登半島震災後の平成24年度から社協が中心となって行っている。

目的は、閉じこもりがちな独居高齢者の悩みや不安の軽減、高齢者の安否確認。

実施方法としては、18名の電話訪問委員が月2回の割合で独居高齢者を電話訪問。この電話訪問中には高齢者からの相談も受け入れているということでございます。

5点目、地域支え合いマップ事業。能登半島震災後の平成24年度から社協が中心に、参加者は区長、民生委員、町内会住民となっております。

目的は、地域力・共助の取り戻し、孤立者を発見し行政等へ情報提供。

実施方法としては、約30世帯で1グループを編成し、マップを作成しているということです。

輪島市における見守り事業は、民生委員、区長をはじめとした、市民、企業、行政関係者が相互に協力し合う見守り、様々な方法で重層的に実施する見守りでありました。

本市では、高齢人口割合は平成30年10月1日現在41.6%で、県内で第4位となっております。10人に4人は65歳以上の高齢者です。65歳以上、要介護認定者数は平成30年4月末において1,099人となっているデータがあります。今後もこの数値は上がると予想されます。

このような状況を考えると、もっと高齢者見守り施策を拡充する必要があると思いますが、拡充についてお伺いいたします。

○福祉課長（高田 総） 先ほど、答弁いたしました取り組みの中で、垂水市在宅高齢者等緊

急通報体制整備事業において、今年10月に1回利用者よりALSOKへ連絡がありまして、救急車を要請いたしまして、その後、入院となったというケースがございます。

それでは、輪島市が実施している事業を参考に、本市においても事業の拡充はできないかについてお答えいたします。

行政といたしましては、高齢者の方をはじめ市民の皆様が安心安全に暮らしていただくよう施策を講じていくことは、施政方針にも掲げてありますように大変重要なことであると認識しております。

高齢者の地域見守り対策につきましては、現在、五つの取り組みを行っておりますが、今、梅木議員に提案いただきました輪島市の事例を参考にしながら、他自治体の状況等も調査し本市の実情に合った方策についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。輪島市の取り組みからすれば本市の取り組み事業は薄いと言わざるを得ないと思います。

見守り事業を拡充し、地域の高齢者の異変や健康状態をいち早く察知し、早急に対応のできる安心安全な体制づくりに努めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、働き方改革についてでありますけれども、先ほど、認識と推進について答弁いただきましたが、国は働き方改革を推進するために取り組み事業に助成制度を設けていますが、先ほど、言いましたように産業厚生委員会では所管事項調査で福井県大野市を訪問し、大野市が取り組んでいる働く人に優しい企業応援事業について研修しましたので、ここでも先進的な取り組みを紹介してみます。

平成30年度より働き方改革を実施した事業所を認定する制度を設けることにより、働きやすい環境の整備に向けた機運を高め、働く人に優

しいまちの具現化を図ることを目的に事業を実施している。

事業の内容は、労働時間、休暇制度の見直しや、職場環境改善に取り組む事業を支援するもので、取り組み計画を提出した事業所にセミナーを開き、改革を後押しし最終的に、審査、認定、表彰する制度であります。

表彰は、最優秀賞に50万円、優秀賞に30万円、優良賞に10万円が贈られています。平成30年度は8社が働き方改革に取り組み、令和元年度には7社の企業が取り組みを開始しています。

また、男性の育児休暇取得も応援しており、男性従業員に年間12日以上育児休暇をさせた事業所に年間10万円を交付し、また育児休暇取得者の代替社員の給料にも6万円の補助を行っているということでもあります。

男性育児休暇取得率は、国の調査ではいまだ6%ですが、育休を取った男性の7割が取ってよかったとする調査もあると12月1日の某新聞の記事にあったところ。ちなみに大野市は市長も議長も女性であり、女性の視点が活かされた先進的な政策ではないかと感じるところで

す。このような先進的な取り組みを本市でも取り組み、働く人に優しいまちづくりを推進する考えはないかお聞かせください。

○水産商工観光課長(大山 昭) 働き方改革と企業応援につきましてお答えいたします。

働き方改革関連法におきましては、相談窓口設置のほか、補助金、助成金などで設備やIT導入などにより中小企業を支援しております。

本市におきましては、商工会と連携して、ものづくり補助金や小規模事業者持続補助金を、企業や事業所が活用されるよう周知するなど、支援している状況でございます。

議員の説明されました事例を本市で実施した場合、働きたいと思われる地元企業が増え、また地元企業のイメージアップにつながる効果が

あるものと思われます。

しかしながら、本市独自のこのような支援につきましても、地元企業の現状を把握することが必要であり、その後、必要性に応じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。事業主や会社経営の方などの話の中から、ハローワークに雇用の募集を依頼しても、なかなか応募がないという声を聞きます。

働き方改革は国にも助成制度はありますが、大野市のようにさらに独自の働く人に優しい企業応援事業に取り組み、鹿児島市や鹿屋市等への労働流出の減少にもつながるものではないでしょうか。ぜひ検討していただきたいと、このようなふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、市役所における対応についてでございますけれども、大野市では「8時だよ！全員退庁」を合言葉に、長時間勤務の防止に努められているが、本市ではこれまで部署によっては長時間時間外勤務が恒常的に行われていたり、長期休職者等があったりしているが、これらがどのように改善が図られているのか、働き方改革をお聞かせください。

○総務課長（角野 毅） 市役所における対応についてのご質問にお答えをいたします。

国が進める働き方改革全体の推進として大きくポイントが二つ掲げられており、1点目が労働時間法制の見直し、2点目が雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保が掲げられております。

1点目の、労働時間法制の見直しは、働き過ぎを防ぐことで働く方の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現できることを目指すとされており、見直しの内容としましては、時間外勤務の上限の規制や年次有給休暇を取得しやすい環境づくりなどとなっております。

本市の取り組み状況についてでございますが、長時間労働を改善する対策として、平成29年6月から毎週水曜日を一斉定時退庁日として設定し、長時間労働を削減する取り組みを実施し、また夏休みについては連続しての取得を奨励しておりますことはご承知のことと存じます。

また、長時間労働の是正のための措置として、平成31年第1回定例市議会において、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を上程し、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める所要の措置を講じたところでございます。

2点目の、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保についての改正は、正規雇用者と非正規雇用者の間にある不合理な待遇の差をなくし、納得して働き続けられるようにすることでございます。

本市の取り組み状況につきましては、ご存じのとおり先の第3回定例市議会では会計年度任用職員に係る関係条例を採決いただいたことから、非常勤職員の待遇改善が図られるものと考えております。令和2年4月1日からの制度施行に向けて、現在、日々作業中でございます。

また、そのほかに高齢者の就労促進として、職員の定年退職後の再任用制度などへの取り組みや、介護に係る時間休暇及び期間内分割休暇の取得、待機児童養育者の育児休業が、再度取得できる改正を行って、働き方改革の一環としての処遇の改善を図っているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 国からの指導のもとでの改革というのも含まれておったようでございますけれども、現在の社会では国を挙げて働き方改革が推進されております。

それで、今、答弁をいただきましたけれども、職員については現在も長期休職者があるようでございますけれども、この方々の家族の方々は

非常に心配をされ、また不安な気持ちでおられます。早急な職場環境の改善に努めていただくようお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 最後になりましたが、時間も押していますので、最後までよろしく願いいたします。

2019年は平成から令和と時代は変わり、デジタルの進化もIT、AIと計り知れないスピードで色々なイノベーション、サービスが生まれています。

松下幸之助の所信の中に「未来はつくるもの、生み出すもの」という言葉があります。未来は予測してもその通りにはならない。好ましい未来を開くために必要なものはビジョンと努力、未来は予測すべきものでなく自ら創造するものであると、令和という時代に、これからさらによりよい垂水市をつくるために、市職員とともに私自身もいろんな知恵を出しながら垂水市に貢献できるように頑張っていきます。

議長の許可を得て、1回目の質問をいたします。

プレミアム商品券について伺います。

10月から消費税10%の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費の下支えとするためにプレミアム商品券が発行されましたが、子育て世代と住民税非課税のほうの申し込み率はどうだったのか教えてください。

次に、インバウンド用の看板設置について伺います。

麓遺産をはじめ、あちこちに観光用の看板が必要となっていますが、インバウンドに向けて英語表記、中国語、各外国語と旅行者に向けても配慮する必要があるが、それごとに看板設置

場所、費用も大変である。

そこで、AR、QRコードで対応してはいかがでしょうか。今や携帯で手軽に読み込むことができます。AR、QRにしたとき、どのぐらい予算がかかるか伺います。

次に、認知症の我が市の取り組みについて伺います。

今や高齢者の七、八人に1人は認知症を発症していると推定されています。このことからわかりますように認知症は誰にでも起こり得る身近な病気なのです。認知症になって周囲の理解や気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことが可能です。そのためにも地域の支え合いが不可欠です。

誰もが認知症について正しく理解し、認知症やその人の家族を支える手立てを知っていれば、認知症の方の日々の尊厳のある暮らしを守ることができます。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すにはどうしたらいいか。我が市の取り組みについてお聞かせください。

次に、土地開発基金の繰り入れについて。

土地開発基金の3億円余りをそのまま一般会計に繰り入れされたが、そのお金を子ども育成資金として活用し、副食費、給食費の助成として使うのはいかがかと思いますが、今、保育園、幼稚園の医療、保育料も無料であり副食費だけが有料です。

本市保育園、幼稚園の副食費、小学生、中学生の給食費は幾らあるか教えてください。

最後に、市庁舎建設の建設費について伺います。

今回、市庁舎建設費は地方債の公共施設等適正管理推進事業債を使うが、ほかに併せて使える補助金はないのですか。

例えば、防災拠点としての機能もあることから、緊急防災減災事業債とか、省エネ計画では環境省の木材利用による業務用施設の断熱性の効果検証事業とか、国土交通省のサステナブル

建築物等先導事業、まだ空調なんかもいろいろあると思います。

公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業、市庁舎には、これから先、必要となるP/V電気自動車等の充電設備もない。地球温暖化対策事業と、各課、市庁舎建設に使える補助金がないか、少しでも市民の負担がないように考えられないかお聞かせ下さい。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） プレミアム付商品券購入引換券の交付申請の状況についてお答えさせていただきます。

住民税が非課税でプレミアム付商品券の購入を希望される方は、購入引換券の交付申請を行っていただく必要がございました。当初の想定対象者数は4,878人に対し申請者数は1,397人で申請率は28.64%でございました。

また、申請を必要としない子育て世帯主分は274枚を発行しており、11月29日現在107名分の約4割の方が商品券を購入している状況でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） QRコードを利用した観光案内板の費用につきましてお答えいたします。

インバウンド対策としまして、既存の観光案内板等にQRコードを貼り付けて、外国の方々が持っておられますスマートフォンでQRコードを読み取り、それぞれの言語で表示されたものを見たり、または多言語による音声解説ガイドで聞くことができる機能がございます。

費用につきましては、看板1枚に対しまして文字数並びに何カ国語対応によるか、また音声解説ガイドが必要かで費用は異なりますが、初期費用、翻訳料、システム使用料などを合わせますと10万円弱から15万円の費用が必要となります。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 認知症の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員も申されたとおり、認知症になっても穏やかに尊厳を持って暮らしていくためには、周囲の人たちの理解と支え合いが必要となります。

そのための本市の取り組みといたしましては、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の方やその疑いのある方、家族に対して認知症総合支援事業として総合的な支援を行っております。

さらに、平成29年度から認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医を中心に医療と介護の専門職がチームとなり、認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族に対して、包括的、集中的に初期支援する認知症初期集中支援推進事業を実施しております。現在2名の方が対象で支援を受けております。

次に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、容態の変化に応じて医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との間の連携支援や、本人や家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援ケア向上事業を実施し、そのための認知症地域支援推進員を7名配置しているところでございます。

また、6カ所の地域密着型サービス事業所等で利用者を限定せずに、認知症の当事者、家族、地域住民、介護や医療の専門職など様々な人が集い、認知症の人や家族の悩みを共有しながら専門職に相談もできる認知症カフェも実施しております。

その他に、市内の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所では、介護、認知症に関する相談対応も行っています。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 土地開発基金の繰り入れについての質問において、私のほうからは、保育園と幼稚園の副食費について市が負担する

としたら、どの程度、必要かの質問についてお答えいたします。

本市において実費負担となっている子どもたちの副食費を全額負担すると仮定し、国が示しております基準単価4,500円を用いて計算した場合には、概算でございますが年間で約1,080万円が必要となると考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 小中学校の給食費につきましてお答えいたします。

本市の学校給食費につきましては、小学生が月額4,000円で年間4万4,000円、全児童数が579人で年間約2,500万円となっております。

また、中学生は月額4,750円で年間5万2,500円、全生徒数が278人で年間約1,500万円となっており、小中学生を合わせると857人で年間約4,000万円となっております。なお、学校給食費は全額を食材費に充てているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 地方債と併せて使える補助金はないのかについてお答えさせていただきます。

新庁舎建設における財源の確保については、将来の財政の影響を考慮し、積極的に行うよう努めているところでございます。

現在の計画では、基金である市有施設整備基金と地方債の公共施設等適正管理推進事業債を財源とする計画でございます。

基金である市有施設整備基金は、後年度への負担をできるだけ抑えるため、平成23年度に基金として設置したもので、現在、約14億円の基金残高がございます。

一方、地方債の公共施設等適正管理推進事業債は、熊本震災後の平成29年度に国が庁舎の耐震化が未実施の市町村に対して、庁舎の建て替えを緊急に実施するため、同事業債に市町村役場機能緊急保全事業を平成32年度までの事業期

間で創設されたものでございます。

この市町村役場機能緊急保全事業の財政措置は、起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した事業債の元利償還金の30%が基準財政需要額に算入されます。

そのほか庁舎の建て替えに活用できる主な起債は、議員ご指摘のとおり緊急防災減災事業債や合併特例債などがありますが、より交付税算入率が高い緊急防災減災事業債については、津波浸水想定区域からの移転事業が対象となっているなど、いずれの起債も本市では対象になっておりません。

また、補助事業の活用でございますが、一般的に補助事業は各省庁が政策的普及の観点から事業を創設しており、補助事業の採択要件や基準などが設けられております。

この採択要件や基準を満たすために、必要以上の初期投資と場合によっては維持管理費が必要となりますので、補助額とのバランスに配慮する必要があります。

本市においては、環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金でございます再生可能エネルギーの活用について検討を行いました。費用対効果の観点から見送ることいたしました。

そのほか補助事業については、現在の基本設計では標準的な行政機能の確保のみとした庁舎としており、先進的な設備等の整備は行っていないことから、利用可能な補助事業はございませんが、引き続き補助事業等の情報収集並びに活用の検討は行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 一問一答によって質問いたします。

まず、プレミアム商品券について、予想より結構、券の申し込み率が高かったと思っております。

それで、10月からということですが9月から申し込みが始まったわけなんですけれども、それでも知らない方がやっぱりいらっちゃって、うちの母親も知らなくて10月中旬に申し込んだらいいよということで申し込んだんですけれども、引換券が来たのは20日以上経ってからだったんですよね。それで、なぜそんなに時間がかかったか説明をお願いします。

○企画政策課長（二川隆志） 申請から購入引換券が届くまで時間がかかり過ぎとのことについてお答えさせていただきます。

購入引換券の交付につきましては、申請していただいた後に要件に該当するかの審査を行い、該当した方の購入引換券を出力し発送するという手順を踏んでおります。

前月までに受け付けた申請を、毎月初旬に商品券システムにより一括処理申請、一括審査処理を行い、中旬ごろに出力、発送を行っているところでございます。

そのために、月初めに申請された方につきましては、1カ月以上の期間がかかり、購入引換券がお手元に届くまでに時間を要することとなりますが、申請の際には説明を差し上げ、また問い合わせがあった際にも丁寧に説明を行い、ご理解いただいているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 それで、今月も知っている方が申し込みがあったんですけども、聞いたときにもう終わりましたよというご答案でしたので、結構短かったんだなという、申し込みまで短かったんだなというイメージがあります。

また、似たようなまた機会があると思えますけれども、始まる前から申し込みの人は懸念されていましたが、これまでの取り組みともし似たような事案がある場合に備えて、反省点でもあれば教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） これまでの取り組みということと課題についてお答えさせてい

たきます。

商品券購入引換券の交付申請の期限につきましては、11月29日まででございました。申請率を高めるためにも周知・広報につきましては、広報誌7月号から毎月コーナーを設けて周知を図ってまいったところでございます。

また、7月上旬に本庁を含む全24の公共施設にポスター掲示、及びチラシの設置依頼を行い、7月中旬に事業に関するチラシを全戸配布させていただき、7月下旬には恵光園、華厳園、城山学園を訪問し、申請手続等の説明を実施させていただいたところでございます。

さらに、10月1日の消費税増税のタイミングに併せ、対象となられる方々への可能性のある未申請者に対し、個別に郵送による案内を実施させていただいたところでございます。また、取り組み中の課題としましては、例年販売されております「こもんそ商品券」と、販売期間が重複したこともございまして、混同された方々から多くのお問い合わせなどをいただいたことなどがございました。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。問題点を次の機会に生かされるよう、またよろしく願いいたします。

次の質問に行かせてもらいます。インバウンド用設置看板について、AR・QRコードの導入について、メリット・デメリットがあったらお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） QRコードを活用しました際の、メリットとデメリットにつきましてお答えいたします。

メリットといたしましては、外国の方々に観光地の情報や魅力並びに日本の文化をそれぞれの言語により伝えることで、メッセージを正確にかつ多くの人に魅力をより深く知ってもらうことができます。また、音声解説ガイドは、視覚障がい者の方々にも平等に対応できると評価

されております。

しかしながら、デメリットといたしまして、看板1枚に対しての初期費用と年間システム料の維持費が必要となることが考えられます。このようなことから何カ国語の言語が必要であるのか、また現在の看板を英語だけに表示するだけでよいのか、見定める必要がありますことや外国人観光客数との費用対効果についてなど、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 これから、いろんなところの看板の見直し、そしてここにはやはり必要なところにはお金をかけて看板設置、QRを行ってもらいたいと思います。

そして、これから島津墓地にも国宝になるかもしれないということのようで、AR、QR、VR導入の検討もよろしく願いいたします。

次に、翻訳機導入についてですけれども、この前、何か月か前なんですけれども、市民課窓口において、どこの国の方かわからないんですけども、五、六人訪れ、片言の日本語が通じる人が間に入り、お互い通訳しながら書類等にいろいろ記入されていたが、このとき翻訳機があればストレスなくスムーズにことが運ぶと思いましたが、今外国人労働者、旅行者が増えるにあたり、各支所、道の駅、両漁協と垂水市の取り組み状況についてお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 翻訳機導入の現状につきまして、お答えいたします。

垂水市漁協におきましては、外国からの漁業体験受け入れの際、船の定員等の問題から複数の船が必要であります。一団体に対しまして1名の通訳では、船上において対応できないことから、本年度地域振興事業によりポータブル翻訳機を10台購入し活用されております。また、牛根漁協におきましてもカキ小屋に訪れる外国人は少数ではございますが、ポータブル翻訳機を1台購入されております。

なお、3つの拠点であります道の駅たるみず湯っ足り館、並びに森の駅たるみずでは外国人用に携帯電話の翻訳アプリを準備されており、道の駅たるみずはまびらにおきましても、ポータブル翻訳機を準備されております。

来客されました外国人の方々は、それぞれ個人の携帯電話の翻訳アプリ、もしくはポータブル翻訳機を利用されることが多く見られることから、インバウンド対策に向けて、特にほかに必要なことはないか、今後調査検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 垂水市においても翻訳機が各支所、漁協入っており、大変頼もしく思っておりました。また、いろんなところでこの部署にも欲しいんだがという意見があれば、どしどし出して、垂水市を海外の労働者、旅行者に対しても優しくあるまちであるといいなと思っております。

次に、認知症のことについてお伺いします。

垂水市にもいろんな認知症対策、意見をお伺いしましたが、認知症についてはやはり認知症のことを少しでも知り、地域の支え合いの一人として認知症サポーターというのがありますけれども、どういう仕組みになっているかお聞かせください。

○保健課長（橋圭一郎） 認知症サポーターのご質問にお答えします。

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けをする方々のことでございます。

本市では、本年11月現在のサポーター登録者数は民生委員・介護施設職員・本市職員などの666名となっており、その構成は多岐にわたっております。サポーターの皆さんは認知症カフェで認知症の方やその家族から聞き取りの傾聴活動を行い、サポート体制を確認されておま

す。

認知症について正しい知識を持つ必要があり、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、年4回程度で認知症サポーター養成講座を開催し、新たなサポーターを養成しながら、対象者の見守りを強化しているところでございます。高齢者の方の15%の方が認知症有病者といわれています。その中には、認知症の家族がいることを隠される方もいらっしゃいます。

行政においては、全ての方々を把握し、守ることがなかなか困難なことをごさいます。本市の場合、地域の認知症サポーターや認知症地域支援推進委員等の方々の協力をいただきながら、認知症高齢者に優しい地域づくりに取り組んでまいっているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、垂水市において認知症サポーターが666名といらっしゃいますけども、これが多いのか少ないのかちょっと判断は難しいですけれども、やはりいろんなこういうお年寄りのケア、認知症に対するケアができる、全然関係ない人もこういうサポーターが増えていけば、福祉のまちとして地域で支えていけると思いますが、年に4回サポーターの講習があるのをもう少し認知度を上げてもらいたいと思っております。

霧島市には劇団に認知症をテーマにした一座があり、ホームページのユーチューブで、誰でも見れるようになっています。小学校高学年・中学生に総合的な学習として、認知症の啓発活動として取り入れる考えはないか、お聞かせください。

○保健課長（橋圭一郎） 今申されました霧島市の劇団による認知症をテーマにした動画につきましては、本市ではサポーター養成講座や地域での認知症の啓発のために利用しております。それと、小中学生への教育云々というところで申し上げますと、私どものほうでも認知症につ

いての勉強会などをちょっと開催に向けて働きかけを行ってはおりますが、やはり授業時間の制約もあり、開催にこぎつけない状況でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 小中学校における認知症啓発のための取り組みにつきまして、お答えいたします。

認知症サポーター等の養成につきましては、これからの高齢化社会に必要なことであり、本市におきましても重要な課題であると認識いたしております。本市の各小中学校におきましては、総合的な学習の時間の名称を、ふるさと垂水と定め、ふるさと垂水に学び、ふるさと垂水を愛し、誇りに思う子どもの育成に努めているところでございます。

こうした総合的な学習の時間、ふるさと垂水に認知症について学ぶ時間を位置づけることも可能でありますことから、小中学校の段階から認知症について理解を深めることの必要性や、認知症に対する啓発について、管理職研修会等におきまして、指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新原 勇議員 どうもありがとうございました。小中学生、できれば高校生までみんなが地域を支えていけることになればいいと思います。

それでは、認知症について徘徊する人についてお伺いします。認知症で徘徊する人について垂水市としては、どのような取り組みをしているかお聞かせください。

○福祉課長（高田 総） 認知症で徘徊する人に対する本市の取り組み状況について、お答えいたします。

現在、本市においては認知症等により徘徊、または徘徊の恐れのある高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関と支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全とその家族への支援を図るこ

とを目的として、市役所関係課、消防本部、地域包括支援センター、鹿屋警察署、垂水幹部派出所や介護事業所など関係団体で連絡会を構成する垂水市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を実施しております。

この事業は、登録制で写真を添付した事前登録届出書を提出いただいております。現在、その登録者は28人となっております。これまで消防本部に通報があった認知症等による徘徊を含む事案の件数は、平成29年度が1件、平成30年度がゼロ件、今年度が11月末現在で2件となっておりますが、その中にSOSネットワークの登録者が関係する事案はなかったところでございます。

本市における認知症等による徘徊などの事案に対する対応については、このSOSネットワークへの登録の有無にかかわらず、全ての事案に対して各関係機関や地域の皆様と連携対応し、市民の皆様の安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今の認知症の徘徊する取り組みに対して、提案ですけれども、産業厚生委員会で輪島市を視察で訪れた際、家族が同意すれば登録制にして、靴やサンダルなどに番号ステッカーを張りつけて、もし迷子になったとか、その地域で知らない人がいたときに、その通報により番号でどこの誰かと早くわかるような仕組みづくりであります。垂水市でも金額はそれほどかからないので取り入れてみてはいかがでしょうか。

○福祉課長（高田 総） 輪島市が取り組んでいる登録制による早期発見ステッカー制度の導入はできないかについてお答えいたします。

先ほど、梅木議員の高齢者地域見守り対策について質問においてお答えいたしましたように、認知症の方を含め、市民の皆様が安心安全に暮らしていただくよう、施策を講じていくこ

とは大変重要であると考えておりますことから、この件につきましても輪島市の事例を参考にしながら、今後他の自治体の状況を調査し、本市の実情にあった方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。次に、認知症予防体操について伺います。

認知症予防体操については、コグニサイズが有名であります。現在、昨年プロジェクトでされた方が週1で集まりやられていますし、市民館講座でも月1回しております。コグニサイズを市のホームページにYouTubeで載せておけば、かねていろんな教室に出ない高齢者の男性も家で子どもさんやお孫さんと楽しくできますけども、また老人会として使用できますが、いかがですか。

○保健課長（橋圭一郎） 認知症予防体操としてのコグニサイズ教室につきましてのご質問にお答えいたします。

お尋ねのコグニサイズ教室につきましては、平成29年度の健康チェックの結果をもとにして、鹿児島大学が対象者を選定し、平成30年の6月から10月までの間、全13回にわたりまして開催した教室でございます。本教室はその後、自主教室としておおむね1週間に1回開催されており、そのほかにも中央地区の公民館講座として開催が続いている教室でございます。

議員ご提案のコグニサイズの動画を市のホームページ上に掲載する件につきましては、家庭での実践をはじめ、スマートフォン等を活用すれば小規模な集まりでの正しい実践方法の普及啓発にもつながるご提案だと思っております。

すぐにできます対応といたしまして、インターネット上の動画投稿サイトへ既に投稿されている動画等の本市ホームページへのリンクづけなどの手続を急ぎたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 インターネットを貼りつけるのはいいと思いますけど、できれば市の支援者が体操しているのを載せるのが一番温かみのある動画になると思いますので、そのあたりは課長、よろしく願いいたします。

次に、土地開発基金の繰り入れについてですが、先ほど副食費にという話をいいまして、保育園、幼稚園が1,000万円、それと土地開発基金には3億円ですが、その副食費の補助に入れば30年使えるわけです。それで、ふるさと創生資金なんかを合わせて、また新たな子育て基金として活用することはできないんですか。よろしく願いいたします。

○財政課長（和泉洋一） 新たな子育て基金として活用できないかにつきまして、お答えいたします。

土地開発基金の廃止に伴う現金の処分につきましては、現在定期預金で運用している基金残高に定期を取り崩すまでの利息を見込んだ3億730万7,000円を、今議会に提案の令和元年度一般会計補正予算（第4号）案に基金繰入金として計上しており、補正額3億9,977万5,000円のうち、市有施設整備基金積立金など一般財源を充てる事業等の財源に活用しようとしております。

議員ご提案の特定目的基金の造成につきましては、事業を長期間実施する場合などに有効な方策ではございますが、保育園、幼稚園の副食費や小中学生の給食費等の補助には、継続して多額の経費がかかることから、慎重な検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 小学校・中学校まで補助つなれば結構なお金がかかりますけども、せめて保育園、幼稚園の副食費が出れば、医療も全て無料となり、また垂水市の外から入ってくる方にも垂水市は子育てに対して大分協力をしているんだなということで、外から入る住みやすい

まちづくりに一つ買うと思いますけども、よろしく願いいたします。

市庁舎建設についてですけども、補助金について今のところはないと。また、来年度になればいろんなのが出るかもしれませんが、各課やはり少しでも負担を軽くするために、各課いろんなのが出てきましたら、また企画だけでなく、いろんな課も知恵を出して、軽くなるようにしていきたいと思います。

最後に、本予算の場所の特別議決はいつぐらいになるか、スケジュールを教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 本予算の場所の特別議決は同時に出すのかについて、お答えさせていただきます。

予算案と位置を定める条例案の提案時期でございますが、これまでも答弁しておりますとおり、予算案については詳細な工事費等が算出される実施設計段階を一つのめどとしまして、必要な予算を計上させていただき、工事工程等も考慮しまして、建設工事着手予定の令和2年度中にはご提案差し上げたいと考えております。

位置を定める条例案については、これまでも答弁しておりますとおり、基本的には建設工事予算の確定以降になると考えておりますが、令和元年6月議会におきまして川畑議員から事務所としての役割がしっかりわかってからでもよいのではないかとのご提案もいただいたところでございます。

こういったことから、市役所の位置を定める改正条例の提案時期につきましては、慎重に判断させていただきまして、議会にご提案差し上げたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、本予算が令和2年度という意見が出ましたけども、ぜひ3月議会までには本予算が出ることをお願いいたします。また、一緒に場所も出せるようお願いしてこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 本日は以上で終了します。

△日程報告

○議長（篠原静則） 次は、明日午前9時30分
から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日はこれにて散会しま
す。

午後5時29分散会

令和元年第4回定例会

会 議 録

第3日 令和元年12月11日

本会議第3号（12月11日）（水曜）

出席議員 13名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	13番	篠原 静則
6番	堀内 貴志	14番	川畑 三郎
7番	川越 信男		

欠席議員 1名

12番 徳留 邦治

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橘 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年12月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第1、昨日に続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、8番、感王寺耕造議員の質問を許可いたします。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。きのうは傍聴席は人、人、人といっぱいだったんですが、私の人徳が至らないのか、今日はゼロ名でございます。また、皆さん、きのうは遅くまでご苦労さまでございました。

きのう帰りまして、早速だれやめをしまして、テレビを見ておりました。そうしますと、学校給食甲子園、この分が報道されておりました。本市からも九州・沖縄代表ということで出場されたわけですけども、今回は残念ながら入賞はできませんでした。

ただ、私どもの給食センター、市がきちっと民間委託しないで担保させていただいております。栄養士の先生については、県費で対応していただきまして、また、職員についても、退職者不補充ということで、臨時職員の皆さんが、地場産の野菜、また水産物を使われまして一生懸命やっただいておられます。教育長、市長、現場に出向いてよく頑張ってくださいました。これからもよろしくお願ひしますと職員の皆さんをねぎらっていただきたいと思っております。

それでは、早速通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、災害復旧について質問いたします。

過年度災害の市道元垂水原田線の山腹修復、市道柘原新城線の道路崩壊については、いまだ事業実施がなされておられません。今後の対応について、土木課長に伺います。

市道垂水南1号線の山腹修復、また田上地区の治山事業の振興会要望について、今後の対応はどうするのか、農林課長に伺います。

次に、農地中間管理事業、人・農地プランについて、農林課長に伺います。

1点目、農地中間管理事業の取り組み状況について。

2点目、農地中間管理事業法見直しの一丁目一番地、人・農地プランの実質化がいよいよ本格化します。地域の農地を守り継いできた世代が高齢化する中、将来を見据えた効率的な農地利用方針を地域自らが決めていくことは、喫緊の課題であります。今後の取り組み状況について答弁ください。

次に、堆肥センターについて、農林課長に伺います。

堆肥の販売状況、修理代、生ごみの搬入状況について、平成26年度と平成30年度の対比でご答弁ください。

最後に、空き家全棟調査、空き家対策について、税務課長に伺います。

空き家全棟調査の目的、また家屋全棟調査後のデータの活用について答弁願います。

これで1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） 市道元垂水原田線の山腹崩壊の対策につきましてお答えいたします。

ご質問の山腹崩壊につきましては、本年6月議会におきまして、持留議員よりご質問を受け、その際、今後、斜面の調査を含め、対策工事の検討を進めてまいります。一日でも早く実施できるよう、全力で取り組んでまいりますと答

弁しております。

その後の取り組み状況でございますが、元垂水原田線法面性状調査業務委託を11月15日に入札し、12月3日より作業に着手したところでございます。

調査の内容でございますが、縦断・横断の測量をし、地形を把握した後、土質分析のためのボーリング調査を行いまして、工法検討の資料を作成いたします。この調査の報告により対策が必要であるとの結果が出ましたら、社会資本整備総合交付金を活用する予定でございますが、来年度、補助申請を行い、実施設計と工事着手を順次実施してまいります。

工事が着手されるまでの間、住民の方々には不安に思われると思いますので、崩壊面の状態把握や大型土のうに堆積した土砂を取り除くなど、定期的な点検を行ってまいります。

続きまして、市道柘原新城線の道路崩壊につきましてお答えいたします。

柘原新城線の道路敷外が浸食谷になっており、長年の風雨により崩壊を起こし、下流域の農地へ大量の土砂が堆積し、また、このまま崩壊が拡大することで市道まで崩落することも考えられましたことから、大隅地域振興局の治山担当部局に、現地において対策の要望を行ったことは、議員ご承知のとおりでございます。

道路に関しましては、本年の梅雨前線豪雨により路肩が一部崩壊し、現地を調査しましたところ、落ち葉が堆積し、L型水路が閉塞したことにより、雨水が路肩を乗り越え崩壊し、また、その水は浸食谷へ流下することとなりますことから、応急対策としまして、大型土のうや張コンクリートなどで路肩部分のかさ上げや補強を行ったところでございます。先日も現地を確認いたしました。その後の状況変化はないようでございますが、当面の間は、状況変化の把握に努めながら、今後、浸食谷の崩壊が進むような場合は、災害復旧での採択が可能なのか、ま

たは道路の線形替えの整備費用が安価になるのかを含めまして、検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 市道垂水南1号線の山腹修復についてお答えいたします。

市道垂水南1号線の山腹崩壊でございますが、平成29年7月の梅雨前線豪雨により発生し、鹿児島県へ治山事業での復旧をお願いしていた箇所でありまして、現在、工事に関係する土地所有者の承諾をいただいているところでございます。承諾がいただければ、来年度より工事着手を行う予定となっているところでございます。被災後、早期の着工を希望しておりましたが、平成28年の台風16号災害の治山工事も数多く残っており、また、工事が大規模となることにより、採択が遅れておりました。そのため、その後の集中豪雨で隣接する市道や近隣の農地へ土砂が流入するなどし、近隣の住民や農家の方々には大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思っているところでございます。

続きまして、田上の田上城跡の山腹崩壊についてお答えします。

田上の田上城跡地の山腹崩壊におきましての採択が遅れておりまして、崩壊現場への進入路などない状況であり、いまだに対応ができていないのが現状でございます。事業採択まで何らかの応急対策を検討してみたいと考えているところでございます。

続きまして、農地中間管理事業、人・農地プランについてお答えいたします。

まず、農地中間管理事業による農地の貸借面積につきましては、平成26年度から平成30年度までの累計で53.9ヘクタールでございます。令和元年度は、これまでのところ約4.2ヘクタールとなる見込みでございます。

次に、人・農地プランの実質化についての今後の取り組みについてお答えいたします。

現在、本市の人・農地プランは、垂水市全域、大野原地区、垂桜地区、新城宮脇地区の4つのプランを策定いたしております。これまでは垂水市人・農地プラン検討委員会において、見直し案を検討いただき、おおむね年1回更新しておりましたが、本年5月の改正の農地中間管理機構関連法成立を受け、今後は各プランの実質化に取り組むこととしております。

具体的には、現在、農業委員会で実施しております総点検アンケート結果を反映した地図を活用し、地権者や耕作者と現況を把握するとともに、5年から10年後の農地利用を担う経営体のあり方等について定めていくこととなります。

今後、実質化が国による支援対象要件となる事業もございますことから、事業対象者が営農している区域を優先して取り組むなどの検討も必要と考えております。なお、実質化に向けた工程表を、本年11月19日付で市ホームページ上において公表しております。

続きまして、堆肥センターについてでございますが、堆肥の販売状況につきましてお答えいたします。

平成26年度と平成30年度で比較いたしますと、平成26年度が426万8,000円、平成30年度が278万3,000円と、耕種農家の高齢化や減少等により、堆肥の需要が減少したため、販売金額も年々減少傾向となっているのが現状でございます。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。家屋全棟調査後のデータの活用についてお答えいたします。

今年度から実施しております家屋全棟調査につきましては、公正・公平な賦課を行うため、固定資産税の賦課対象となる家屋の所在地や現況を正確に把握し、調査で得られた結果に基づき、次回評価替年度である令和3年度の賦課において、調査結果を反映させる予定でございます。

す。

また、今回の家屋全棟調査では、市内に現存します家屋一棟一棟について、全て現地での確認調査を行うものでありますことから、家屋調査と並行して、市内全域の空き家の把握調査を行い、固定資産税の賦課資料とは別に、空き家対策のための資料を作成し、データベース化することとしております。

作成した空き家対策用の資料につきましては、垂水市空き家等対策委員会の中で、資料収集や調査研究を行うために設置されている空き家対策ワーキンググループにおいて、空き家の所在地や家屋の状況等の情報を共有し、今後の本市の空き家対策を講ずるための基礎資料として活用していく予定でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 ありがとうございます。

まず、一問一答方式で行きますけれども、災害復旧についてですね。今、土木課長のほうから説明がありました。元垂水原田線、実際、調査に入っていると。この部分で工法検討を行って、あとの部分は社会資本整備の部分できちっとやっていくんだということでありました。早急に、あそこは崩れてから何年にもなっております。また、空き家も空き家でたまたまよかったんですけども、完全に埋まってしまったという状況ですね。隣接の家の方や、また周辺の方々も大変心配なさっておりますので、早急に対策をとっていただきたいと思っております。

また、事業実施まで期間がありますでしょうから、課長がおっしゃったように、きちっと安全管理の部分をやっていただくということをお願いしたいと思っております。

あと新城終原線の道路崩壊なんですけれども、これについては、私も実際、現場に行きました。また、副市長も行っていただいて、また地元の県議、堀之内県議も行っていただいたんですが、県からまだ過年度の治山事業の部分、三千二、

三百カ所残っているということで、なかなか県の予算もタイトで、予算がつかない状況であります。この予算獲得の部分できちっとやっていたきたいと、市長、思っておりますので、頑張ってください。

あと、ここの部分については問題がありまして、もともと埋め立てた土地なんですね、これね。それで崩落してしまったと。道路もそうなんですけど、また、下流には田んぼがあります。この部分について、もう今回で3回目ですね、昨年の崩落の部分で。今回、また耕地係のほうで、きちっとまたやっていただけると。また、2年ほど前には、県のほうで審査書もつくっていただいたんですけど、なかなか小さいもんですから、まだまだあの道路の部分から田んぼの間、いっぱいまだたまっている状況なんです。今度、工事実施しますけども、その前に、そのたまった部分の土砂が田んぼのほうへ流れてこないように、簡易的でも結構ですから、地権者の同意を得て、丸太で土止めをすとか、そういった対策も必要だと思っておりますが、その辺について、土木課長、農林課長、どっちでもいいんですが、答弁ください。

あと、垂水南1号線の山腹修復の部分、答弁をいただいたんですけど、なかなかこれも、いつ予算がつくかわからない状況です。今で3回目なんです、本年度。2回目は利用者の方、また地域の方できちっとやっていただいているんですけども、この部分についても、農林課長、この部分については、もう2年前から地権者特定をしてきちっと対策を立ててくれと、治山事業の事業採択の間に、採択になる間に対応をとれと、私、お願いしているじゃないですか。それなのに、いまだかつて、まだ地権者特定ができていない。これは、私は甚だ腹立たしいし、怠慢だと思いますけども、この件について、どういう状況でこういう状況に陥ったのか、その点、答弁ください。

あと、田上地区の治山の部分ですね、これについても、地権者特定の部分がきちっとまだなされていないと思っております。事業採択になる、採択要件は合わないかも知れないですね、ひょっとしたら。そのときは、市単独でやるような必要があると思っているんですけども、その辺について見解を求めます。

○農林課長（楠木雅己） 議員の柘原線のほうですけども、何回も被災を受けておまして、県のほうには要望は出しているんですが、なかなか採択になっていないというのが現状でございますので、市の単独のほうで簡単な土止めができないか、また検討してまいりたいと思いません。

あと、田上地区につきましても、地元からの要望も聞いておりますけれども、地権者とのまだ交渉もできていない状況でございます。今後、交渉いたしまして、了解が得られれば、上部のほうに簡単な、また土止め等の処理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。（発言する者あり）南1号線につきましても、以前も交渉をしたところではありますが、なかなか承諾が得られなかったという経緯がありまして、その後、しばらく放置していたのは、こちらの確かに落ち度ではないかと思っておりますけれども、今現在、交渉中でございます。今回、何とか採択に向けて、承諾を得たいというふうに考えております。

また、採択までに向けましては、着手まで集中豪雨などで土砂流出が考えられますので、市単独としまして、土木課とも協議しながら、大型土のうを積むとか、土砂止めをつくる等の対応、応急対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 農林課長、何かおかしかったか。これか、2回目ということね。（発言する者あり）

済みません、垂水1号線でいいですかね。南1号線、この部分は確かに15年前にやっているんですよ。15年前に事業採択になったんですよ。でも、地権者の1人の方が反対されてできなかったという経緯は十分わかっております。でも、2回、3回という、こういう部分が続いているんですから、この部分について、きちっと対応してくださいということをお願いしてきたと思うんですよ。迅速に対応していただきたいと思っております。

あと市長、この部分について、例えば、社会资本整備であったりとか、治山事業であったりとか、事業採択ができない場合も出てまいります。そうした場合、そういうときには、やはり人家の近くであるとか、幹線道路であるとかという部分については、この部分は私は早急に市単独でやるべきだとも考えているんですが、その点について、市長の見解を伺います。

また、あとほかに、災害復旧工事の未実施地区はないのかということについてですね。（発言する者あり）一問に一つずつって、なかなかやりとりが難しいんですが、わかりました。市長、ごめんなさい。もう1点、土木課長と農林課長には、未実施地区はないのかということについて伺います。

○農林課長（楠木雅己） 災害復旧工事の未実施地区はほかにないのかについてお答えいたします。

農林課所管の災害復旧工事におきましては、これまでに起こった農業用施設災害や農地災害、林道災害の復旧におきましては、来年3月までに完了する予定でございますが、山腹崩壊等の災害におきましては、平成28年台風16号災害以降、その後の梅雨前線豪雨災害や台風災害により、災害の件数が年々増えている状況でございます。

令和元年7月時点での県への来年度治山要望箇所は49件となっております。これらの箇所に

つきましては、大隅地域振興局にも要望し、現地の状況は承知していただいているところであります。また、9月25日に開催されました振興局との大隅地域行政懇話会の際にも、復旧に向けての取り組みを強く要望したところでございます。

災害箇所によっては、安定勾配で崩れ、二、三年後に草木が生え、自然に災害復旧する箇所もございますが、早急に対処できない箇所につきましては、被害が増大することや、その他の災害を引き起こす可能性も考えられます。

今後、事業採択が遅れると思われる箇所につきましては、それまでの間に何らかの応急対策が必要となってくると思われますが、土地所有者の承諾や、その地形などの関係で十分な対応はできていないのが現状でございます。

復旧が遅れて未実施の箇所については、事業採択まで何らかの応急対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の今後の対応について、単独で実施する考えはないのかについてお答えをいたします。

災害に伴う治山要望箇所の49件につきましては、去る10月15日、農林課長、土木課長とともに、鹿児島県庁に出向き、特に緊急性の高い協和小学校上の山腹崩壊などの早期工事着手と、その他の治山要望箇所の早期事業採択に向けて、強く要望をいたしました。その結果、協和小学校の上の山腹崩壊や、道の駅たるみずはまびら上の山腹崩壊の2カ所につきましては、緊急的な治山事業で採択をされ、近々工事が始まる予定でございます。

しかしながら、残り47件の要望箇所のうち、特に優先順位の低位の箇所は、人家や保全対象施設などの採択条件や県予算の関係などで、採択が遅れるものと思われれます。通常、治山事業は、工事費が膨大となりますことから、県の事

業で行っていただいております、今後も引き続き、治山事業の早期採択に向けて、県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

なお、災害によりまして、先ほどご指摘をいただいたような、安全面で危惧される箇所につきましては、大型土のうによります土砂流出防止策を講じるなど、市単独で対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 ぜひと、採択要件にかなわない部分は、各々市単独で、市長の公約ですから、きのうは安心・安全ということを盛んにおっしゃっておいりましたので、この部分をきちんとやっていただきたいということをお願いして、この問題については終わります。

農地中間管理事業、人・農地プランですけども、この部分で農業委員会とか、土地改良区、JA、こういう部分で、この連携、こういう部分がどうなっているのか。特にJAにつきましては、きもつきですね。一番大きい農業協同組合、1つしかないんですけど、会社です。周辺の部分の農地事業もやっておりますし、農業の部分については、担い手の育成であるとか、そういう部分についても、また農業振興についても要の部分であります。このJAとの連携という部分が物すごく大事になってくると思うんですけども、その点についてどのように考えておられるのか。農林課長、あと市長、考えを聞かせてください。

○農林課長（楠木雅己） 農業委員会、土地改良区、JAとの連携につきましてお答えいたします。

本年9月の農業委員会総会終了後に、人・農地プランの実質化に向けた説明会を実施したほか、10月9日に大崎町で開催された地域別人・農地プラン推進大会には、農業委員及び農地利用最適化推進委員、合計11名が参加し、実質化を円滑に進めるための研修を受けております。

土地改良区、JA等とは、地域の話し合いの場でコーディネーター役として参加いただく予定でございますので、関係機関と連携しての取り組みが円滑に進むよう努力してまいります。

農地中間管理事業につきましても、日ごろから事業推進員、農業委員会、土地改良区が互いに情報交換を行っており、農業経営基盤強化促進法の利用権から、農地中間管理事業へ載せ替えの形で移行した農地も多数ございますので、今後の情報を密に取り合い、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくりの中で、経済政策の柱として6次産業化と観光振興というのは、常々お話をしております。

その中で水産業から始めるということで、一定の成果は得られていると思っておりますけれども、農業分野におきまして、なかなか成果というところまで行っていないというのが現状でございます。

その中で、6次産業化というのは、もうかる仕組みでありますので、後継者育成の問題も含めて、しっかりとやらなければいけない中において、そのJAさんとの連携というのは、当然のご指摘だというふうに思います。

ついせんだって、おとといも、鹿屋に出向きまして、下小野田組合長とも、その辺のところも含めて意見交換もしてまいりましたので、今後、おっしゃるお気持ちはよく理解できます。どう連携をしていくかということになりますので、そのあたりはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 ちょっと済みません。戻りかもしれないですけども、大事な部分を忘れておりました。農地中間管理事業ですよ、この部分、50ヘクタール超、取り組んでおられると

いうことで、一生懸命やっておられるなどは思うんですよ。新城の田んぼぐらいを全部やっていたらということになるかと思っております。

ただ、心配する部分の一つありまして、メリットも物すごくあるんですよね。例えば、貸借の部分につきましても、大もとの部分であります鹿児島県地域振興公社、この部分でお金のやりとり、借り手と貸し手の部分できちっとやるという部分が出ているわけですけど。でも、実際上、本市でも、本年度の地代は多分未納になるだろうというふうなケースも出ています。そういった場合、どこが担保していくのかという問題の一つ出てきていると思っておりますよ。個人の借金を、例えば、市が立て替えるとか、振興公社の方針は、市のほうでそれはやれということになっていると思うんです。その辺について、どう考えられるのか、これからどういうふうな方向性で行くのかということになります。その点、1点ですね。

あと、人・農地プランについても、ちょっとやりにくいんで、そうやると。答弁を受けてやりとりするんだから、それは後で。人・農地プランのほう、この部分について、人・農地プランについて、地域の話合いが重要になってくると思うんですが、その部分について、これからどうやって対応していただくのという部分の説明なんです。私はそれを質問したつもりだったんですけども、その2点について、もう1回、ごめんなさい。

○農林課長（楠木雅己） 支払いへの未納の件につきましても、今後また振興公社と詰めていきたいというふうに考えております。

また、人・農地プランの対応ですけども、確かに市内、地区によっては担い手が不足している箇所等々ございます。その辺のところ、新しい、また担い手を見つけながら、現在の認定農業者等の協力もいただきながら、話し合いを持

っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○感王寺耕造議員 わかりました。次の質問に移ります。

今、農林課長、中山間の直接支払制度の部分で見直しの時期になっています。

ただ、1カ所、来年はやらないんだということあります。原因は何かということですね、後継者が全くいないからということ。地域の担い手がないからということ。皆さん、お手元に、議長の許可を得まして、資料をお出ししてあります。こちらのほう、認定農業者等の年齢別の一覧でございます。それぞれ年代引き下げと書いてありますけども、実際、認定農業者が全体で48名しかいないと。また、認定農業者になる直前の方々、若い認定新規就農者、これは12名。そのほか、人・農地プランで、兼業農家も含めて26名の方、法人も含めて86名の方しか出ていないということなんですよ。

また、もう一方、こちらのほうですね、垂水市年代別農家人数ということあります。一番上の市全体の部分を見ますと、64歳未満の方が339人しかいないということ。それで、65歳から上の方が1,058人、75%も占めているということ。65歳の方があと10年、75まで頑張ってもらっても、10年後は1,058人の方が欠落するわけですよ。これは専業農家だけではなくて、兼業農家も入った数字ですけども、農業委員会の。そうなった場合、どうやって担い手を育てていくのかという問題、また地域で兼業農家も大事にしながら、専業農家、兼業農家、また地域の人たちを巻き込んで、どうやって農地を守っていくのかという方策が求められていると思うんですよ。ただ、人・農地プランで話し合いしても、人がいないという話が出ます。

そこで、受け手の部分が欠落しているんですけども、今の2点について、農林課長、答弁願

います。

○農林課長（楠木雅己） 議員ご指摘の担い手不足につきましては、喫緊の課題というふうに認識はしておりますが、これにつきましても、新規就農者の増加に対しまして、要件を満たした方々には、農業次世代人材投資事業や市単独新規就農支援給付金等を活用いただき、営農定着に向けて継続したサポートを行っておりますが、なかなか思うように増えていないのが現状でございます。

今後も制度の周知を図りながら、新規就農者の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○感王寺耕造議員 市長、先ほどの私の質問に対して、どのように考えられますか、どのように指示していただけますか、担当課を。

○市長（尾脇雅弥） 今、質問の趣旨を。これからどうするかというような質問でありますか。

○感王寺耕造議員 若手の育成も含めて、そしてまた、地域の兼業農家も含めて、農地を守る体制をつくらなきゃいけないと思っているんですね。

だから、新規就農者の部分、また、その新規就農者を含めた地域の農業を守る体制をどのようにつくっていくのか、指示するのかということです。

○市長（尾脇雅弥） これは先ほどと重複をしますけれども、基本的に6次産業化というのは、もうかる仕組みということなんです。もうからないと続かないということなんです。農業の現状において、これまでの仕組みで今まで頑張ってきた方々が、10年後、15年後にはなかなか厳しくなるという背景の中で、農地をどう守っていくかということになりますと、これまでの延長では未来がないということは、言えると思うんですね。何らかの変化に対応した形で持続可能な農地で収益を得る仕組みを

つくっていくということになりますので、例えばですけれども、一つは起業化であったり、IT化であったり、最新の技術を取り入れながらやっていくということと、これまでは国内のマーケットが主流でありましたけれども、人口減少社会の中で、そのことで右肩上がりの可能性というのは低いということでもありますから、常々申し上げておりますけれども、世界はアジアを中心に人口増でありますから、その辺の市場を狙いながらやっていく。そうしたときに、やっぱり量ではなくて、質の部分のより日本ブランドということの価値を高めながらやっていく農業スタイルというのを検討をしていかなければいけないというふうに思いますので、そういう意味では、変化の時期だと思いますので、変化に関しては、これまでのものを変えていくという大変さもあるわけですが、そのタイミングに来ておりますから、しっかりそのことをやっていかないと厳しい。一方で、畜産等々は可能性が非常に高い産業でありますから、それはそれでまた違う対策を講じながら、1次産業を6次化していく、もうかる仕組みをつくっていくということが大事だというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 もう時既に遅しという感じもありますけれども、この部分をきちっと担保していかないことには、市内全域の田んぼ、畑は荒れていきますと、結局、農道であっても、生活道路であります。その分を行政の部分の負担でやらなきゃいけないということになりますので、お互い知恵を出しながらやっていければと思っております。

あと、人・農地プランをつくれなような状況で、担い手部分も育成していく、地域の部分も一緒に守っていくというような方策を考えなきゃいけないという部分はあれなんです。その後、人がいなくなったら、今、市長の部分のお話にありましたICT化、ICT農業の推進と

ということが出てまいります。

肝付町でも、畜産の部分について、NTT等と連携してやっておられますし、肝属農協も、ドローンであるとか、無人トラクターとかいう部分もやっているんですが、そういった部分の試験的な事業実施であると思うんですね。その経過を経て、市単独で助成を行っていく、こういう部分も農地を守る上では大事だと思っているんですが、その方向性について、市長の見解を求めます。

○市長（尾脇雅弥） これまでの一般的な農業というのは、どうしても、いろんな制度がある意味、充実をして、何かあったとき補助金を出すという仕組みでありましたけれども、なかなかこれだと限界がありますので、未来へ向かっての新しい仕組みに対しての投資という部分に対しては、必要な投資は必要だというふうに思っていますので、先ほど、議員から話があった視点に立って、お互いにそれぞれの立場でどういう方向でできるのかというのは、重要な議論でありますので、それはまたぜひ意見交換をしながら前に進めていきたいと考えております。

○感王寺耕造議員 よろしく願いいたします。前向きな答弁をいただきました。この問題については、これで終わりにいたします。

堆肥センターについてであります。稼働は平成14年の4月であったと思っております。お手元に、これも資料配付いたしております。見ていただければ、今後の方向性という部分を考える上で見ていただきたいと思っております、お手元ですね。

私どもで、堆肥センター、特徴的な部分は、生ごみですね。屠場汚物、この部分を入れていくということですね。堆肥センターの収入を見てください。平成26年度、この生ごみ処理手数料というのは、これは一般事業所から出たごみの分だということでありまして。一般事業所から出た生ごみが入っております。そして収入で見

ますと、平成26年度は、堆肥の販売料等を入れて551万8,000円あったものが、平成30年度末では384万9,000円という状況です。

一方、裏面を見ていただきますと、堆肥センターにかかる経費ですね。平成30年度で3,553万8,000円と、26年度からの5カ年で、これが1億9,497万6,000円かかっているわけです。5年間の部分、経費と収入を引いていくと、5年間で1億7,000万円の赤字なんですよ。この問題をどうしていくのかということでもあります。

また、5番目の肝属地区清掃センター負担金可燃ごみということでもありますけれども、現在、生ごみを堆肥センターで処理した場合は、平成29年度で見ますと9,111万8,000円ですか、これを肝属一廃のほうに持っていきますと1億ということで、1,300万円程度、経費がかかるということでもあります。

こういう経費をもとに、今後どうしていくのか、鹿屋市の堆肥センターは廃止する方向性と聞いております。農林課長、鹿屋市の堆肥センターが廃止になった理由、そしてまた、今後どうしていくのか、本市の堆肥センターを。平成14年に建てられていますから、ひょっとしたらこれを廃止すると補助金適化法に引っかかって、返納業務が生ずるかもしれませんが、その辺の部分について、併せて答弁ください。その答弁後、市長の方向性について、現状でいいですから答弁願います。

○農林課長（楠木雅己） まず、鹿屋市の廃止の方向性についてお答えいたします。

鹿屋市につきましては、3分の1の農家が堆肥センターへの搬入を行っているということで、3分の2につきましては、自助努力で自分で処理しているということで、公平性をということで廃止の方向になったというふうに聞いております。

あと鹿屋の堆肥センターの耐用年数につきましては、18年というふうに聞いております。垂

水市の堆肥センターとは構造が違うということで、18年というふう聞いております。廃止までの耐用年数は終了しているんですが、国庫返納は生じないということでございます。また、農家の堆肥センターが完成するのを待っての廃止というふう聞いております。

本市のセンターの耐用年数は38年ということで、残り21年を残しております。補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律では、残存簿価または不動産鑑定士による時価評価額のいずれか、高い金額に国庫補助率2分の1を乗じた金額が国庫返納となる予定でございます。

本市の堆肥センターの今後の方向性ですが、本市のセンターにおきましては、家畜排泄物の堆肥化による有効活用を図るとともに、地域有機資源である生ごみ、し尿、屠場汚泥も活用した良質堆肥生産を行うことで、畜産農家と耕種農家の連携を促進し、環境保全型農業の確立並びに有機質資源リサイクル推進による循環型農業の実現のため、平成14年4月に本格稼働しまして、現在に至っております。

しかしながら、建設後17年を経過しまして、施設や機械の老朽化が見られ、議員からもありましたとおり、多くの修繕費用等が発生する状況でございます。このため、今後の方向性につきまして、これまでも庁内における検討委員会での意見や、生活環境課との協議を行ってまいりましたが、堆肥センターが環境センターの汚泥等の堆肥化施設としての位置づけであること、廃棄物の減量化、資源化の取り組みを推進すること、堆肥センターの廃止により、大きなコストダウンは見込めないこと、畜産ふんを利用した堆肥の供給を継続することや、これまでの畜産ふんを搬入してきた事業者等への負担を増加させないこと、さらには公社職員の雇用の関係、確保等を考慮した結果、当面は堆肥センターを存続していく必要があるというふう考えておりますが、同センターの存続の有無や代替案及

び仮に閉鎖した場合の影響など、いろいろな角度から関係課ともさらに協議を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 堆肥センターの件に関しては、必要だから建てたということなんだと思いますけれども、時間の経過とともに修繕費とか諸々含めて、対象者の減少等もあって、経営的に赤字が続いていると。

そこで、どういうふうな対応をしていくかということでもありますけれども、先ほどお話があった財源等の関係もありますので、この辺も見合う代案があれば、しっかりとその転換も含めて考えていかなければいけませんけれども、現状においてはなかなか、今、申し上げたような状況がありますので、すぐすぐに大きく変化することは考えられない状況でありますから、当面は、ただ一方で、どうやって運営をしっかりとやっていくかということも大事になってまいりますので、その辺は関係者の皆さんと、現状においてどういう方向性がよりベストなのかということを考えながら、当面は基本的に今のままで進めていくという形になろうかと思っております。

○感王寺耕造議員 確かに市長の言われたとおりだと思っております。B/Cだけでは、これは解決できませんから。

ただ、耕種農家も減っているという部分は確かです。堆肥の利用も少なくなっていますし、使う人がいないわけですから、製品をつくっても。そういう部分の背景もありますので、各課連携して、関係者とも連絡を密にしたいと思いますと思っております。

家屋全棟調査についてであります。

課税の公平性を担保する目的、これが大事だということでも了解しましたけれども、ただ、一応調査票の部分で、倒壊の恐れがあるのかとか、再利用できるのかとか、そういう部分が詳しく表の中で、一棟一棟書かれるということで、こ

のデータをやっぱり活用しない手はないと思うんですよね。

この部分も空き家の有効活用を、また特に特定空き家と呼ばれるような部分については、相続財産管理人、これも今回の調査である程度特定されるでしょうから、空き家の解体の部分の事業案内とか、やっていかなきゃいけないと思っているんですが、今、横の横断的な部分で対応なさっているんですけども、この空き家の有効活用、また特定空き家等の部分、この部分に専門的な人材を投入していただきたいという部分が私の願いであります。実際、この間も相談を受けました。元垂水の人家、真ん中の部分なんですけど、市道のほうに、もう瓦が落ちそうだという部分も相談も受けております。

そういう部分がありますから、どうか専門的な、法的知識も含めた部分の専門的な職員を配置して、1名ですね。ほかの仕事と兼務でもいいですから、今回のデータを活用して、そういうような方策はできないのか。これは誰に答弁を求めたらいいんでしょうかね。誰でも結構です。どの担当課長でも結構ですから、その後、市長の考えを聞かせてください。

○市民課長（鹿屋 勉） 専門的な人材を投与して対策に当たるべきだとのことでございますが、現在の空き家対策についての取り組みでございますけれども、平成29年11月に、垂水市空き家等対策計画を策定しまして、それに基づいて取り組みを進めているところでございます。

その現状でございますが、市民課を相談窓口としまして、防災・防犯を総務課、企画政策課では利活用と移住定住、税務課では賦課と固定資産の情報、土木課におきましては調査と特定空き家審査、そして解体除却、生活環境課におきましては環境衛生対策、消防本部は防火のそれぞれ担当部署において各課連携して行なっているところでございます。

専門部署を設ける、また専門的な人材という議

員のご提案でございますけれども、市民から相談があった場合には、現在よくお話をお伺いして、関係課と連携して対応するよう努めており、なかなか解決まで至らない事案もございますが、現行の体制で市として適切に対応できていると考えております。

今後空き家調査により、本市に存在する空き家の実態が判明すれば、新たな空き家対策の取り組みや、それに伴う業務量等も見えてくると思われますので、空き家等対策委員会、ワーキンググループ等でも、空き家対策を進めていくための体制につきましても、しっかり検討していくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 空き家の問題というのは、本市に限らず全国的な問題であります。ちょっと正確な数字は把握していませんけれども、約1,000件近い空き家がある中で、まずはそれを分けようと。有効活用できるもの、そして、そうでないもの、その他特定空き家と言われるものを、その部分でこれまでもご提案をいただきながら、まずは更地にして活用ができるものは、それに対して予算化もしながら、今までやってきたわけでありましてけれども。

ここで、改めて全体を調査して、正確な情報を把握すると。まずはそのことが何より大事だというふうに思います。その上で、その次として、どういうふうにしてやっていくかということになりますと、先ほどお話があった専門的な人材はどうなんだというご意見があるのは当然のことです。

時代の変化とともに行政が担うべき役割、それに対して課の配置とか人的な配置っていうのは、当然変わっていかねばいけなくなることになるかと思っておりますので、そのような考え方のもとに、その時の状況を踏まえ、しっかりとどういう配置をしていくかと。必要があれば、当然そのような形も検討していかねばいけな

だき、大会会場である体育館入口でのおもてなし無料振る舞いを行います。垂水市の郷土料理であるガネの天ぷらやさつま汁など、垂水らしいものでおもてなしを実施する計画にしております。

本大会は、全国から多くの選手、役員、そして一般観覧者の方がいらっしゃいます。その方々をお迎えする市職員、競技補助員、ボランティア、関係者一同、気持ちのよいあいさつを心がけ、選手は気持ちよく試合に臨み、実力を発揮できるように、また、観覧者の皆様には、心地よく温かい気持ちで観戦できるように大会運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ご答弁いただきましたような取り組みをされると、県外からおいでくださいました役員、選手もきっと喜び、満足して帰っていただき、また本市に来たいと思っただけだと思います。私も市民の一人として、自分なりにできることをしたいと思います。

それから、この大会は、本市の観光や物産など、アピールする絶好の機会であると思っております。本市の物産等の販売などはされる計画があるのか伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、本市の物産等の販売計画についてお答えいたします。

第72回フェンシング選手権大会団体戦の会場1階のロビー内におきまして、垂水市商工会様が売店を設置し、販売を行っていただくこととなっております。

内容といたしましては、垂水のお菓子や特産品等で、選手、監督、観戦者の皆様のお土産品を販売することとしております。このことは、第75回国民体育大会垂水市開催基本方針にある、「垂水市の魅力を発信する大会、本市の恵まれた自然や歴史、文化、温泉、食など、垂水市の魅力ある地域資源を全国に発信する機会とする」という方針を受けて実施するものでござい

ます。リハーサル大会後、お客様のお菓子や特産品のニーズ等の分析・検証を行い、来年の本大会につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。

この選手権大会を、本市の小中学生に見てもらうことは、教育的にもとても意義のあることだと思いますが、学校単位で見学させるなどお考えはないのか伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、本市の小中学生に観戦させることは教育的に意義があると考えますが、その対応についてお答えいたします。

今回の大会では、小中学生を対象とした学校観戦の計画はございませんが、来年開催の第75回国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体正式種目フェンシング競技では、学校から会場までの計画バスを運行し、市内の小学校、中学校の児童、生徒さんの皆さんに、教育課程の一環として、学校観戦を行う予定としております。

議員ご指摘のとおり、小中学生が身近で一流のスポーツ選手のプレーを観戦することは、感動とともに、これからの学校生活でのやる気や将来の夢につながり、教育的に意義があるものと考えております。

今回のリハーサル大会は、金曜、土曜、日曜の週末開催であることから、家族で会場にお越しいただき、多くの子どもたちに観戦をしていただくようPRを行っているところでございます。

また、教育的な意義ということから申し上げれば、リハーサル大会、本大会で使用する各都道府県の応援のぼり旗を各学校の児童生徒さんにつくっていただきました。こののぼり旗をつくるに当たり、子どもたちは担当を任された都道府県のシンボル、特産品や方言などといった、その土地のことを自ら調べ、学習し、旗の作成を行ったと聞いております。

ございます。

平成30年4月、新たな国保制度へ移行するに当たり、鹿児島県は鹿児島県国民健康保険運営方針を策定しております。この運営方針は、県と県内の市町村が一体になって、国保の安定的な財政運営と効率的な事業運営に努めるため、県内統一的な方針として策定されたものでございます。

この運営方針の中には赤字解消削減の目標年次とその取り組みが規定されており、平成30年度の決算で解消すべき赤字が発生した市町村で、令和2年度に赤字削減が見込まれない市町村は、令和元年度中におおむね5年度以内の財政健全化計画を策定し、法定外繰入の解消に努めることになっております。

本市では、平成30年度決算において、3,600万円の決算補てん目的の法定外繰入を行っておりますので、運営方針に基づいて、現在、財政健全化計画を策定しているところでございます。

なお、この財政健全化計画は国の交付金である保険者努力支援制度の評価項目となっており、計画を策定していない場合や、策定していても、削減目標、削減予定額などを定めていない保険者に対してはマイナス点が算定され、特別交付金が減額されることとなります。

新たな国保制度におきましては、鹿児島県が財政運営の指導的立場になり、市町村は県が策定した運営方針に沿った事業運営を行わなければなりませんので、法定外繰入を解消するために、医療費適正化対策の充実や保険税収納率向上等による特別交付金の確保などの財源確保に努めてまいりますが、来年度の赤字解消のための法定外繰入の取り扱いにつきましては、国保事業運営の諮問機関でございます垂水市国保運営協議会の意見を参考にしの上で検討してまいります。

また、生活困窮者への自治体独自の軽減につきましては、現在、減免基準等の県内統一が検

討されているところですが、いまだ結論の段階ではありませんので、当面は、垂水市国民健康保険税の減免に関する規則に基づいて実施してまいります。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） 国保税の滞納状況と基準の的確な運用はされているのかについてお答えいたします。

最初に、国保税の滞納状況についてでございますが、平成30年度決算において、342世帯、金額につきましては、4,632万3,849円でございます。

また、令和元年9月末現在の執行停止の状況につきましては、10世帯総額796万4,996円が対象となっております。

次に、基準の的確な運用についてでございますが、この基準につきましては、都道府県ブロック会議資料の国保税、国保保険税の徴収業務の流れの中に留意事項に給与等の差し押さえ禁止の基準、滞納処分の停止における生活困窮の基準について記載されております。

当市におきましては、給与及び年金収入の方で滞納のある方につきましては、事業主及び日本年金機構に対して照会を行っております。差し押さえは、国税徴収法第76条及び第77条に基づいて行いますが、第76条においては、給料や賃金等の差し押さえができない金額の計算方法が示されており、第77条においては年金を給与等とみなして、同一の計算方法を適用することになっております。

本市におきましては、この国税徴収法第76条及び第77条に基づき、的確な運用をしております。

具体的に申し上げますと、督促状を発送した後、連絡のない方につきましては差し押さえに移行いたしますが、相談に来られ、分納等を約束された方に対しては差し押さえを行うことはありません。ただし、相談後に連絡が途絶え、

であるならば、様々な角度からそういう問題を追及していく。それで結果を出していく。市民に説明していくっていうのは大事だろうと思うんです。

市長、どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には、安全上に関してもしっかり対応するというのもうそのとおりだと思います。どこまでやるかっていうのは、基本的には同じ考えでありますけれども、今お話があった与論町というのは、我々の状況と環境も違いますので、よく地震の中で一つの基準として南海トラフ地震ということで、外海であれば10メートル前後の津波にということもあると思いますけれども、その段階においての県のデータとしては、そのレベルの地震が来ても、50メートル未満津波想定区域外ということでもありますし、直下型地震あるいは今申し上げたような状況も踏まえて、いろんな可能性を考えて、我々としては提示をしているということでもありますので、科学的な根拠に従って、今そういう形で進めているということでございます。

○持留良一議員 これは議論の平行線だろうと思うんですけども、大事なのはそういう点で、やっているところがあるんだということで、先ほど言いましたとおり、活断層の確認、活断層は直下型地震を引き起こすとされていると。だから、旧町立診療所からは断層帯から少し離れてつくるということも書かれている。住民の皆さん、ある意味ではこれを見て納得されるんです。おまけに参考文献として200万分の1解像図、これをちゃんと出されているわけですよね。ここではじめて完結するんじゃないかなというふうに思います。これも指摘をしておきたいと思います。

次に、市内団体枠の選出結果と市民目線の問題ですけども、ここに検討委員会の委員の名簿があります。先ほど言いましたとおり、結果としてそれぞれの団体から選んでくれというよう

な、この前説明があって、結果として会長なり、副会長しか出されてないんです。そうすると、今まで基本的にそう変わらない。しかし、代表のそういう任務を担って、みんなの声を集めているんだと言いました。しかし、私たちの地域では一度も聞いたことはありません、この団体から。どうですか、ああですか。意見をくださいという、一度も聞いたことはありません。

そうなってくると、じゃあ一体何なんだと、この構成のメンバーは。確かに、中身としてはそういうふうな形でされていますけども、しかし実態としてはそうじゃないじゃないかと。じゃあ何が市民目線なんだということなんです。私たちが市民目線というのは、市民の皆さんの声を吸い上げていく。そこで私は代表じゃなくて、こういう形で皆さんの声を聞いてきたと、これはこうですと言っていて、初めてそこで市民目線が成立するのではないですか。

○市長（尾脇雅弥） これまでもお話をしているとおりでありますけれども、庁舎問題に関して、民意という意味では二元代表制というのが基本だと思います。その中でどういう仕組みでやっていくかっていうのは、これまでもお話をしているとおり、まずは内部でそういう話をして、専門の外部検討委員会、その中にこの民間の代表の皆様、商工会の意見も必要でしょうし、子育ての代表の方々の意見も必要ですから。そうなりますと、商工会は商工会に案内を出して、代表とかを出していただく。その後の伝達の部分で、十分でないとか、いろんなものがあるかも知れませんが、それを補完する仕組みとしては、住民説明会でありますとか、もしくは車座座談会とか広報誌とか、我々でできる最大限の広報はさせて、いろいろお知らせ等も含めて、民意を吸い上げるっていう形をとっているわけでもありますから、どこまでやるかっていうのは、もうできる限りの努力はするというのは当然のことです。

2回目の質問に入っていきたいと思いますが、民意の部分についてはいろいろな考え方が今、話があったりして、きのうからありますけれども、こういった時には大体、有識者会議といえますか、専門家を集めた外部委員会に意見をもらおうという手法が一般的なようでありまして、今回の庁舎問題も、外部検討委員会を設置し、市民目線で検討していただく考え方と承知しております。この外部委員会の委員が、基本計画書の最後のページの委員名簿がございますが、持留議員のほうからもこれについて質疑がありました。学識経験者として建築の専門家、地方自治の専門家、それから地区公民館連絡協議会、振興会連絡協議会、民生委員協議会の代表など14名のそうそうたる代表者の皆さんが名を連ねております。ここの中で、さっき持留議員のほうで、この外部検討委員会についてのちょっと意見がありましたけれども、私としては、今のこの時期になって、この外部検討委員会の方々について、こうあるべき、意見が出なかったと、外に出なかったと、こうあるべきだということ、それはちょっとどうかなという今意見がありましたけど、僕はそれでいいのかなと思うんです。今になってです。こういうのであれば、やっぱりみんながそういうことで検討委員会ということ承知して進めているわけですから、今になって、こういう人たちのことを言うべきじゃないと、僕はそう思います。それはもうその人の取りようですけれども。ただ、こうであればいいということでしたけれど、そういうことはやっぱり僕はあまり言いたくないです。

この委員の皆さんが、これまで庁舎建設に対して真剣に議論を重ねてきたものと私は思っております。外部検討委員会の協議経過について説明をお願いしたいと思っております。

○企画政策課長（二川隆志） 外部検討委員会の協議経過についてお答えさせていただきます。

外部検討委員会である新庁舎建設検討委員会

は、所掌事項に、基本構想に関する事、新庁舎の位置、建設規模、建設時期、整備手法等に関する事、その他、新庁舎建設に必要な事項の審議としております。

こういったことから、基本構想の策定段階で提言書を、基本計画の策定段階で要望書を、基本設計段階では意見書を取りまとめていただきました。

また、基本計画に定めた建設候補地については、外部評価を行っていただきました。

さらに、垂水市上町通り会から、垂水市新庁舎建設基本計画案パブリックコメント実施に対する意見書が提出されましたが、この意見書に対して、委員会で慎重に協議いただき、上町通り会会長宛てに回答書も取りまとめていただきました。

その他、事業推進や、市民の皆様の理解促進のために様々なご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ご答弁ありがとうございます。

私としては、この外部検討委員会は非常に重要であり、その責任と役割をしっかりと果たしていると思っております。

一番大事な新庁舎の位置、庁舎の規模設定や機能、概算事業費、財源、整備スケジュールなど、執行部がこれまで言っているとおり、大事な項目が多いからこそ、この検討委員会で専門的、総合的に、市民目線で検討することは適切であったと思います。

これは、この外部検討委員会の方が、どうかと、今言うとしたら、それは誰がまたどういう人を選べばいいのかと、大きなまた問題に、そういうことはないというけど、そういうことになると思います。これはやっぱりしっかり最初に決められた外部検討委員会を大事に、大事にという、それを真に受けてやっていったほうがいいと思います。

我々が最初から説明を受けていた庁舎建設事業の進め方、考え方は問題なく行われていたと言わざるを得ない、私は思います。

今になって、進め方が悪いとか、アンケートをとっていけばよかったなど言われても、この事業については、計画どおりにちゃんと進めてきているわけです。だから、我々議員も説明を受けてきて、そして大きな議論もだめだということじゃなくて、進めてきているわけですから、私はなかなか、我々議員がそれを言っているのではありませんか、僕は思います。

そこらへんはやっぱり議員の皆さんも考えて行動していかなければならないのではないかと、思います。

それから、市民意見の範囲は基本設計の段階では、市民のワークショップを開催し、市民の意見や要望をできるだけ取りたいとしております。

そうであれば、十分に民意を取り入れながら庁舎建設事業を進めてきたと言えらると思われませんが、同僚議員の皆さんもいかがでしょうか。

さっきちょっとここでお聞きしたいんですけども、さっき持留議員のほうで、活断層についての質問がありましたけど、僕はちょっとわかりづらかったから、課長ここもちょっと説明ができたなら、僕にもうちょっと説明してください。

○議長（篠原静則） ここで申し上げます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○企画政策課長（二川隆志） 持留議員からお尋ねされたのは、これまで基本構想にしろ、基本計画にしろ、様々な検討された中で、この活断層について検討したかというところでお尋ねがあったわけですね。検討しているのであれば、その検討結果をもってちゃんと公表しなければ、市民のためにも安全安心が確保できないというところでの指摘をいただいたところでござい

ます。

これにつきましてですが、我々としましても、先ほど持留議員のところでも申し上げましたが、総務課のほうで所有しています津波訓練の関係の資料、そちらにおきましても一応検証がしてありますし、我々、今回庁舎建設に絡めまして行いました地震波測定関係についても、この活断層の関係につきましては検討したところでございます。

その中で、垂水市内における活断層をまず確認しなければならないというところで、垂水市の北部域にあります牛根麓から、大体霧島市の敷根あたりまで、今現在、活断層が走っているようでございます。鹿児島湾東縁起震断層というのがありまして、こちらについて、今回、地震波関係、特に地盤改良と地質調査の関係におきましては、この活断層を想定したところをまた入れながら、診断をしたところでございます。

行く行くは、この診断結果をもとに先々、大臣認定を受けて庁舎建設を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○川畑三郎議員 わかりました。ありがとうございます。

では次に入ります。

住民投票についてお伺いいたしたいと思っております。市庁舎建設に関する住民投票条例案は議会に提出されていますので、住民投票をする、しないの判断を議会に求めてきたということでもあります。これについては、きのうから今日まで各同僚議員がいろいろ質問をされております。

市長は、意見書の最後に、住民投票は実施する必要はないと結んでおられます。その理由をいろいろと述べていますけれども、かなめは、大事な問題だからこそ、我々議会も市民の負託を受け、議員に決めていただきたいという趣旨の提案ではないかと思っております。

議員の方はまた地域の代表として、ここの議場に上がって、いろんな事業については議会で

賛否を問うて進めてきているわけですが、今回もそういう状況になると思います。市長も議員の経験者であるから、議会や議員の使命を十分にわかった上で述べられたらと思います。市長、そういう考えでよろしいですか。

○市長（尾脇雅弥） これまでの経緯、考え方については、これまで申し上げてきたとおりであります。その上で、補完の仕組みとして住民投票条例がルールに乗っかって提出をされたので、またルールに乗っかって意見書を添えて提案をして、説明をさせていただいているわけですが、最終的には、議会の先生方が判断をするということですから、そこはもう議会の先生方にお任せする以外にないというふうに思います。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

きょう出席の同僚議員も、庁舎建設を一刻も早めて、早く進めなきゃならないという思いは一緒だと思います。執行部から出された計画の中身を我々は確認しながら、設計予算も2回議決いたしました。新庁舎建設工事基本計画、実施設計事業委託に関する予算が、平成30年3月議会で一般会計予算案として1億1,162万円が賛成多数で可決、平成31年3月議会で、新庁舎の耐震工法に免震構造を採用するための予算案2,760万円が、これは全会一致で議決され、現在、基本設計業務を終了し実施設計業務を行っているところです。

新しい議員は別として、前からいらっしゃった議員の方々は、丁寧にこの庁舎建設に対しては説明をし、皆さんの意見を聞いて、何回だったでしょうか、回数はもう相当あったと思います。そういうことで進めて、基本計画も了承し、位置もここでいいですねということで進めてきたわけで、あそこにするとすれば、ここを移転するときのまだ最終的なありますけど、私はこれは今するべきじゃなくて、つくってから、確認してから僕はこういうの移転するというのが

本当だと思います。

そして、志布志の問題がありますよね、志布志で3分の2以上だったのは、志布志はそこにもとの庁舎があったから、そこに移るということで、考えればできたところに3分の2の了解を得て移転したということですので、我々のこれとはまた違うんですよ。そこもよく考えながらやっていかなきゃならないと思います。私はこれは急いじゃいかんと思いますよ。

ここで、仮にですが、住民投票をして計画が白紙になったと、どうなると思いますか。これまで同僚議員も質問していますが、じゃあもとに戻って新しい計画がすぐできると考えますか。僕はこれはできないと思います。基本構想、基本設計をつくるのにどれぐらいかかると考えますか。そしてまた新しい土地を見つけて、そうはすぐできますか。僕は、今の尾脇市長の状況じゃできないと思います。

人の質問中はちょっとは黙っておつてね。議会も予算を議決しながら進めていますよね。市長、この計画が白紙になったらどんな影響があるのかお答えいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと全体的にお答えしたいと思いますが、まず、白紙になったらということは、なぜ進めるかから始まるんだと思うんです。庁舎の議論は、繰り返になりますけども、古くて危ない状況がありますので、建て替えなければいけないということなんだと思います。

今日は、ここの議場は少ないですけども、ネットを見られる方もいらっしゃいますので、ある意味、そういう意味でお話をさせていただきたいと思いますが、私がお話をしているのは、これまでの経緯、民意というのは何なのかということを考えてときに、最大の民意はやっぱり間接民主主義の中で二元代表制の中で、それぞれこの問題にもしっかりと触れて、選ばれてそのことを議論してきたという経緯があり

ますから、それにおいて現在に至っているというのが王道なんだと思うんです。補完の仕組みとして住民投票をすることができるというのは、そのとおりでありますから、意見書を添えて、今回、最終的に議員の先生方が判断するというのが客観的な部分。争点は安全上と財源の問題なのかなというふうに思いますけれども、安全上に関しても、これまで肌感覚的な議論として、海辺でどうなんだ、例えば南海トラフが来たらとか、液状化がということがあります。我々は技術的なもので対応することによって、例えば、中央病院もありますよねというような話をしてみいました。ここは錦江湾ですよねというお話をしてみいました。

ただ、基本計画案が出たところによって、かなり科学的な根拠が示されたんだと思います。地盤調査は100メートル以上を3本やって、要するに、大臣認定をする基準を今のこの地質から想定しますと、このような対策をすることによって大丈夫ですよという具体的な根拠が示された。1000年に一度の例えば大雨で、これぐらいということが少し言われましたけど、いやいや、それは中身を見ていくと、こういうことで大丈夫ですよというお話もしてみいました。

直下型の地震、震度7ということも過去においても、伊藤知事の時代ですけれども、それを想定して、津波が当時1.84メートル、そういうことも想定をしながら、いろいろこれまでやってきたという経緯があります。

違うということであるならば、比較論ということになりますと、私としては科学的な根拠をまずは示すべきなのかなというふうに思います。安全でないということの科学的な根拠、同時にその代案があるというようなお話も少し話をきこうされておられましたけれども、聞くところだと、ここに建てる、例えば隣接の消防庁舎も含めてというようなお話も一つの案なのかなというふうに思いましたけれども、この消防庁舎

に関しても、今、合併協議の休止中の状態ということになりますので、そう簡単にはいかないということがございます。

その辺等々も含めて、しっかりと示されたものがあって、例えば甲乙つけがたいと、それでどちらかということであれば、一つの民意を問う方法としては、考え方としてないこともないのかなというふうには思いますけれども、そういう状況ではないということは、これまでお話をした中でそういうことなのだというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、民意を問う二元代表制の中で今日までそのことを真剣に議論をして、少なくとも3年以上議論をして、それでも4年先に建てられるかどうかという現実がありますから、コスト面においても、先ほどからお話があります32年度までの実施設計ということによって、8億円の交付税をいただけるということでもありますので、現行ルールの中では、とてもじゃないですけども、その代案という具体的に示されておられませんけれども、これからその案を示されるにしても、地盤調査も含めて始めなきゃいけない、ここの新しい庁舎の部分も、構造上は我々が示すところと地盤というのはそんなに変わらないということでもありますから、安全対策も含めてやらなきゃいけない、時間もお金ももっとかかる、結果としては、庁舎が建たないという状況が続くということでもありますので、それを一刻も早く解消しなければいけないと、安心安全を守る、とりわけ安全を守るというのが私の最大の使命でありますので、その信念において、これまでも筋を通してきつものでありますし、多様な意見があることは十分聞く耳を持ってお話ししてきました。これからも、車座座談会等を通じて、幾らでもお話をしたいと思っておりますけれども、時間やお金の両面がありますから、しっかりと建てられるうちに、安全でコスト的にも負担の少ないも

のを建てていくというのが私の考え方であり
ます。

○川畑三郎議員 財政面をはじめ、計画を立て
ること自体が難しいということになれば、庁舎
が建てられないということになり、危険な状態
がこのまま続くこととなります。非常に大きな
影響だと私は考えます。

現在の建設候補地は、海に近いということ
での反対が主力であるようですが、私から言わ
せていただければ、市としてはそれなりの対策
をいろいろとっていらっしゃる。目の前に広
大な錦江湾が広がっています。そして、鹿
児島のシンボルである桜島を仰ぐ場所にも
あります。これは景観最高な場所に僕はな
ると思います。必ずこれができたら、観光
客も来ます。絶対にこれは来ます。取り
ようだから人のことは言うな。だから、
これは必ず最高の場所と僕はなると信
じます。取りようだから、これは。だから、
そういう僕みたいな考えも結構多いんだ
よ。だからそういうことを一方だけがど
うかということじゃなくて、そういうこと
もあるということ僕はみんなに言ってい
きたいと思います。

きのうの陳述者の中に、まちの真ん中
でないといけないというような意見がござ
いました。ここから今のこの庁舎から幾
ら離れておると思いませんか。真ん中
でなければなぜいけないのかと。かえ
って交通にしたらちょっと無理なところ
がありますよ。考えてみれば中央病院、
そして華厳園、きもつき農協、県営住
宅、そしていろんな住宅がこのかいわ
いにはありますよ。そういう中で、なぜ
この庁舎だけ心配されるのかなと僕は
思います。

百五十年の計、百年の計と言いますが
僕も、一部これを反対する人から、百年
の計を垂水は間違うといかんといわれ
ました。僕は言い返したいです。あん
たたちはそういうようなことじゃあん
たたちがこれは、50年、100年の計
を間違えているんだぞと、そういう取
り

りがあると思うんです。だから、考え
ようによっては、絶対にいい場所だ
と思いますので、そういうことで、僕
は前向きに進めていければと思うん
ですけれども、市長、最後に市長の
思いはないですか。

○市長（尾脇雅弥） 今もお話し
しましたけれども、万が一とか想定
外が来たらどうするんだということが
議論の中心だと思いますけれども、
基本的には、そうでない日のほう
が圧倒的に、万が一というのは1
万回に1回という話でありますから、
雨のことにしても、1000年に
一度、地震やいろんなものに対
しても、最大が来てもそういうこと
なんですよということで、我々は
科学的根拠を示しながら、いろ
んな財政的な有益なものもあり
ながら示している。

先ほど議員がおっしゃったように、
できれば、本当に見方によっては
ロケーションも含めて大変すば
らしい日本一の景観と言っても
いいぐらいのものができるという
ふうに思います。庁舎を建てると
いうことは悪いことではないん
です。必要だから建て替える、
そのことにおいて、今その時期
だと。万が一となったときの責
任が私には取れない。例えば中
央病院にしても、それも建て替
えなきゃいけないという話にな
りますし、中央病院のときもい
ろいろ大変なことがありました
けれども、結果、今、建ってよ
かったなというのが、多くの皆
さんの間違いなく世論だという
ふうに思いますので、今回のこ
とに関しても、そういう視点を持
って、いろいろご意見があるとい
うのは十分わかっております。

全体的に庁舎の考え方がある時に、
いろんな視点があるのは十分理
解しておりますけれども、この
ことというのは、何が大事な
のかということを考えながら、
これまでも責任を持って進め
てまいりましたし、先ほど申し
上げましたいろんな経緯があ
っても、間違いなく二元代表
制の中で議会の議決をいただき
ながら、進めてまいった案件
でありますから、これをしっか
りと前

に進めていくというのは、当然の私の立場でありますし、そのことの判断というのは、今度の23日に、議会の先生方の責任において決断をしていくということだと思います。

○川畑三郎議員 最後になりますけど、皆さん、こういうチラシは見なかったですか。きのうも一部あったんですけど。きのうは、僕は帰って見たら、これが僕の家に入っていました。きのうの質問の中でも、堀内議員がちょっとおかしいんじゃないかという指摘もありました。この文章を見ていると、きのうの陳述者のあいさつ、文面、この分が大方陳情されておりました。この内容のやつが。

やっぱり、これは新庁舎建設を考える会、新庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める会で合同で出していると思うんです。僕も指摘をすれば、ここに平成5年の写真が2つ、その旧垂水港の跡と中俣川の状況が載っています。この流木があるの。何でこの中俣の流木を出さないといけないの。これは、僕は消防団だったよ。平成5年だったと思う。中俣川の浦谷のほうが決壊をして、川が田んぼを流れて、そしてまた来たの。その時、ちょうど国道も整備工事をしておったんです。そしてその橋げたを整備しているところに、支えの工事があったの、それに大きな流木が全部詰まって、周りの家を巻き込んで、川にみんな流れたんだけど、この庁舎とこの問題が何の問題がある。あおるようなことです。流木が危ないよというようなことですよね。これが一つ。

そして、垂水港のこの流木の問題。これも僕は当時をよく知っていますけれども、これも、本城川やら河川が全部氾濫して流木が流れて海に行ったやつが、南西の風、西の風で全部こっちに打ち上げたんです。そして、港の中にこの流木が入って、入ったやつは外に出られませんがね。次から次にここに集中して、全部来たんですよ、流木は。だけど、それは今のこの今

の建設の予定にも全部来たと思うんですけど、それは全部流れてこの湾に入ったんです。湾に入ったやつはこん流木は外に出られなかったんです。だから流木がこうつながったけど、だからいかにも危険であるような写真ですよ。僕はこれも間違い。なぜこんなのを載せて出すのかなと思う。

だからやっぱり、森議員がさっき言ったように真実のやつをするようでないといかんですよ。これは僕のこれを見て、これもこの会の人たちに対する住民投票の件で質問したんだけど、そういうことですので、これもおわかりいただいて、僕の質問を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明12日から12月22日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月23日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日はこれにて散会します。

午後5時14分散会

令和元年第4回定例会

会 議 録

第4日 令和元年12月23日

本会議第4号（12月23日）（月曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年12月23日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

ここで産業厚生委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。去る10月30日から11月1日まで福井県大野市及び石川県輪島市において、私ども産業厚生委員会の7名及び随行1名は所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、大野市について報告いたします。大野市では働く人に優しい企業応援事業について研修してまいりました。人手不足が深刻化し、求職者は働く環境のよりよい企業を求めています。大野市は「一人一人が活躍し、生きがいを持って働ける環境づくりや業務の効率化により、より働きやすく、より長く働き続けられる職場環境の整備を支援します。」として働き方改革に取り組み、男女共同参画社会の実現のためには、企業による働きやすい職場環境づくりも求められているとして、平成30年度から労働時間・休暇制度の見直しや職場環境の改善に取り組む企業を支援する事業を始めています。

具体的には、正規職員を1名以上雇用している、市税に未納がない等の参加要件を満たした

事業者を対象に、取り組み申請を受け付け、7月から翌年6月までの取り組みを通し、実績を審査の上、表彰を行っており、最優秀賞に50万円、優秀賞に30万円、優良賞に10万円が贈られています。

また、男性の育児休暇取得推進も行われており、3歳までの子どもを持つ男性従業員に年間12日以上、子どものために休暇を取得させた事業者に年間10万円を交付する制度や、育児休暇等の代替職員の雇用に対し、給与に係る費用6万円を補助する制度も設けられています。休暇によるしわ寄せを解消しようと、生産性向上に向けた創意工夫につながっている事例もあるようでした。

大野市の労働環境は福井市と月1万円ぐらいの差があり、通勤時間も1時間ほどであることから、労働流出がみられる中、大野市は企業や事業所に労働時間・休暇制度の見直しや職場環境の改善を促し、取り組む企業を支援し、大野市内の企業で働きやすさが定着につながるよう、先進的な取り組みを学ぶことができました。

次に、輪島市について報告いたします。輪島市では、地域貢献見守り事業、福祉避難所、防災士の育成について研修してまいりました。住みなれた地域で安心して生活できるよう、民間企業と共同し、高齢者等の見守りを行っており、配達や集金を日常業務としている民間事業者が、その業務中に異変に気づいた際、市に連絡を行うとともに、市職員が24時間体制で訪問・確認を行う事業で、現在、68事業者と協定を締結し、また、能登半島地震の経験から要配慮者マップを作成し、災害時における安否確認、緊急連絡及び日常生活における見守り支援のための資料として活用されています。

輪島市は全人口の4分の1が75歳以上で、見守り支援が必要となっており、市の担当職員が緊急連絡用携帯電話を24時間所持し、1週間ずつ当番する体制を構築し、人命救助につながっ

た事例は9件ということでした。協定事業所の中には、食改や書店、行商者なども含まれており、強い取り組みを感じました。

次に、福祉避難所についてですが、平成19年に発生した能登半島地震において、我が国で最初となる福祉避難所の設置・運営を行い、その必要性を認識し、現在では市内外21の施設と協定を締結しています。

また、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、福祉用具の優先物資供給協定の締結や福祉避難所設置・運営訓練を実施しながら、今後起こり得る災害に迅速に対応できるように取り組んでいます。

福祉避難所は一次避難所から服薬管理やトイレの介添えが必要な方々が二次的に避難を行う場所という認識であるが、台風や大雨による避難所開設の機会が多い本市の場合は、避難をちゅうちょする傾向にある障がい者や妊産婦、乳幼児については、即時開設もあり得るのではないかとの助言もありました。

最後に、防災士の育成についてですが、地域または所属団体の防災リーダーとして活躍していただくため、受講費は県と市の負担とし、石川県が主催する自主防災リーダー育成研修を受講してもらい、NPO法人日本防災士機構が認証する防災士の資格取得を平成20年度から推進しています。

人口2万7,000人の輪島市に698名、うち女性172名の防災士がおり、石川県内でも金沢市に続いて2番目に多いそうです。県主催のフォローアップ研修のほか、市主催のスキルアップ研修として初任研修、定期研修、女性防災士研修など、バックアップ体制も充実していると感じました。福祉避難所、防災士とともに、関係機関、住民の災害弱者支援の必要性や自分たちの地域は自分たちで守るという自覚・連帯感に基づき、先進的な取り組みがなされていました。

本市は防災士こそ少ないものの、住民の防災

意識は高いと感じています。さらに安全・安心のまちとなるよう、今回の学びを生かしていかなければなりません。今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

○議長（篠原静則） 以上で諸般の報告を終わります。

△議案第77号～議案第83号、議案第85号～議案第90号、請願第2号、陳情第3号、陳情第5号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第77号から日程第8、議案第83号までの議案及び日程第9、議案第85号から日程第14、議案第90号までの議案13件並びに日程第15、請願第2号及び日程第16、陳情第3号、日程第17、陳情第5号の請願1件及び陳情2件を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

議案第77号 市庁舎建設に関する住民投票条例案

議案第78号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第80号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第81号 垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案

議案第82号 垂水市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第83号 垂水市土地開発基金条例を廃止する条例案

議案第85号 土地の取得について

議案第86号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

議案第87号 令和元年度垂水市介護保険特別会

計補正予算（第3号）案

議案第88号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第89号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第90号 垂水市職員の給与に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

請願第2号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める請願

陳情第3号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書

陳情第5号 多額の費用を伴う住民投票条例によらない新庁舎建設促進を求める陳情書

○議長（篠原静則） ここで各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る11月29日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、12月13日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第81号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案について説明があり、県公衆浴場料金の統制額の改定に従わないといけないのか、下げる必要があったのかとの質問に対し、あくまでも目安であり、法的拘束力はない。今回の改正では、財宝さんのほうから提示があったものであるとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和元年度一般会計補正予算（第4号）案中の福祉課の所管費目について

は、未婚の臨時給付金についての質問があり、消費税増税の環境の中で、子どもの貧困に対応するため、ひとり親の方に対して臨時の措置として国が手当するもので、1回限り、財源については100%国からの補助金であるとの答弁がありました。

保健課の所管費目については、質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目については、事業所の大小がある中で、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金について、75万円という上限額を設ける必要があったのかとの質問に対し、近隣市町を参考に設定した。その後、町については上限を撤廃したところもあるように聞いているとの答弁がありました。また、病害虫対策費の松林樹幹注入の行政事務委託に関して、大隅青少年自然の家の利用状況はどうなのかとの質問があり、前年度の総利用者は5万3,271名、キャンプ場利用者は3,023名で、ある程度利用はあるとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、観光費の印刷製本費に関して、作成した観光パンフレットを目にする機会がないので、ぜひ配付して見せてほしいとの要望がありました。

次に、土木課の所管費目については、空き家解体事業補助金について、住宅の利活用も含めた広報体制をどのように考えているのかとの質問に対し、広報活動は非常に大事だと思っている。各課が単体で行っている事業をまとめた形で、市内外に周知するため、広報誌、ホームページ、リーフレットなど検討を進めているとの答弁がありました。

そのほかで降灰除去の方法、旧教職員住宅や特定空き家対策、農業共済組合事務所やなぎさ荘の今後について、様々な意見や要望が出されました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第87号令和元年度垂水市介護保

険特別会計補正予算（第3号）案について説明がありましたが、質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長、川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る11月29日及び12月10日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、12月16日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案では、参考人として条例制定請求代表者の出席を求めるとの動議があり、全会一致で可決されました。可決後、参考人招致の手続を行い、条例制定請求代表者である高橋理枝子氏に出席いただき、質疑を行いました。

建設場所に関する質疑では、建設場所は県が発表した洪水浸水地域最大で3メートルの浸水想定となっていると意見しているが、県の想定する洪水最大規模は82センチとなっている。市民に対して誤った情報を流したのではないかと、訂正する考えはないかととの質問に対し、県の発表した情報をもとにしているため間違いではない。訂正する気はないとの答弁がありました。

次に、3つの候補地の中で、唯一安全性に課題があると評価された海沿いでいいのか。現庁舎跡地が適任だと意見しているが、現庁舎跡地は計画の経済性と実現性の項目が全て適していないと評価されているがとの質問に対し、現庁舎であれば、用地取得はなく、消防庁舎まで含むと考えている。適していないは間違いではないかと思っているとの答弁がありました。

次に、20メートルまで地盤改良して液状化の不安が残ると意見しているが、現庁舎は同一の地盤であるがとの質問に対し、確認はとれているが、別館をつくったときに水が出てきた。

液状化する場所だというのは認識しているとの答弁がありました。

また、予定地の洪水・浸水の面において、ハザードマップの正当性、科学的な根拠・妥当性を主張されながら、一方でハザードマップを否定するような意見であったが、その根拠はどの質問に対し、県の示したものを参考にしていないので間違いではないとの答弁がありました。

建物に関する質疑では、現庁舎地で4階建てに建設する考えであるが、延床面積、職員数、議員数など、どの程度だと想像しているのかとの質問に対し、私たちが考えたのもほぼ同じ大きさになっている。通常形で建てるということで、さほどコストもかからない6,000平米ぐらいを想定しているとの答弁がありました。

財源に関する質疑では、8億円は現庁舎地に建てるというのではないと言われた根拠はどの質問に対し、現庁舎地に3期に工期を分けて建てるように専門家の人から助言を受けている。現庁舎地では、仮庁舎費と電算システム移転費の8億円は不要であるとの答弁がありました。

また、8億円の交付税措置の分はどの質問に対し、用地買収費や補償費などの5億、仮庁舎費の8億は不要であるため、13億を差し引いて27億となり、それから基金分の13、14億を差し引くので、交付税措置を受けるまでもないような額になるとの答弁がありました。

住民投票に関する質疑では、住民投票における投票率を規定することへの考えはどの質問に対し、住民投票に対するボイコット運動的なものがあつた場合、住民投票が成立しないと考えた。また、法律的拘束力がないため設けなかったとの答弁がありました。

次に、条例案の第2条で60日以内に住民投票の期日を定めなければならないとあるが、60日以内に投票日を決めるのか、60日以内に実施しなければならないかとの質問に対し、条例施行後60日以内に住民投票を実施するというところで

あるとの答弁がありました。

次に、条例案第5条の情報の提供熟慮プロセスを設置した意図はとの質問に対し、条例で問うべき事項の重要性を考えたとき、広く市民の間で議論することが新庁舎計画にとって有意義であると考えたとの答弁がありました。

次に、住民投票の意義とは何かとの質問に対し、市民は市長、議会に対し疑問を持っている。住民の意見を聞いて方向性をもう一度考えてほしいという点にあるとの答弁がありました。

次に、条例案の第15条で、尊重の義務の規定がある。条例は拘束力はないが、尊重の義務はある。対市民との関係において説得力はあるか。訴えるメッセージとは何かとの質問に対し、庁内検討委員会、外部検討委員会、市民アンケートの3つを総合的に判断すれば、疑問が膨らまなかったのではないかと。市民アンケートで市民の声を聞くべきだったのではないかと思うとの答弁がありました。

次に、民意をどのように考えているかとの質問に対し、パブリックコメントや説明会、車座座談会などで拾えなかった声を市民アンケートができなかった今、住民投票という形で反映させるべきだと考えるとの答弁がありました。

次に、拘束力のない条例案を市民に対してどう訴えていられるのかとの質問に対し、拘束力がないのは法律で定められているため仕方がないが、結果を市長・執行部・議会がどのように受け止めるのか、市民は見ている。見ていることは意義があると思うとの答弁がありました。

また、限られた財源という言葉を使っているが、住民投票に要する費用をどのように考えているかとの質問に対し、大事な一大事業を決める時に、市民が参加したという歴史をつくるために必要であるとの答弁がありました。

意見陳述に関する質疑では、新庁舎建設に係る財源の大半がふるさと納税からと意見しているが、私を知る限り、ふるさと納税から庁舎建

設の基金に積み立てる事実はないと考えている。これはどこからの情報なのか、何を根拠にしているのかとの質問に対し、ふるさと納税については、議会の傍聴、議員との会話で認識していた。間違っていたら申し訳ないとの答弁がありました。

次に、候補地は現庁舎跡か市民館になり、市民館では3,000万円の耐震工事が議決されていると意見していたが、議会に市民館における耐震工事の議案の提出はなく、審議したことはないが、どこからの情報なのかとの質問に対し、傍聴していたが、議決していないのであれば申し訳ない。私の誤認だとの答弁がありました。

参考人招致後、執行部への質疑を行い、高橋代表は60日以内に投票すると言われたが、執行部はどういう認識かとの質問に対し、法的な条項で説明すると、条例の施行日より起算して60日以内に市長が定めなければならないものは、住民投票の期日であるというふうに解せられるとの答弁がありました。

また、条例案の第2条、60日以内の期日に関して、高橋代表の発言から勘案すると、実施する日を、定めなければならないという読み方に問題はないかとの質問に対し、法の専門家に確認したところ、条例の施行日から起算して60日以内に市長が定めなければならないものは、住民投票の期日であるとの答弁がありました。

さらに、条例案第2条の60日以内での住民投票の期日のところで、代表が求めていた意図を正確に反映できない。文言の整理はできないかとの質問に対し、変更できない部分となるため、一度取り下げし、署名を取り直してもらうことになるとの答弁がありました。

次に、成立要件の問題で、少数意見であっても住民の意見は確認すべきことである。開票結果は市長が総合的に判断する問題であり、貴重な意見をすくい上げ、公表し、結果を市長が訴えていくことになると思うがとの質問に対し、

法の基準があり、十分遵守しなければならない。住民投票条例制定に対する直接請求について、受理し、意見書を付して上程した。少数意見をどう汲み取るかというのは、議会のほうに決定権がある。行政としてできることはしっかりと行い、考え方を示しているとの答弁がありました。

次に、海拔の上昇、地震、台風などの自然災害という視点を持つ必要があるのか。建設との関係で問題視することはないかとの質問に対し、災害の想定は災害のたびに見直しが行われるべきと認識している。今回も洪水浸水最大規模を見直し、発生回数が1000年分の1の数値を設定した。示された一定の災害への対応策が最大限のものであるとの考えから、示された数値に対する対応を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、これまで3年かかっているが、参考人招致で現庁舎に変更しても、再来年の3月までに実施設計すれば、8億円の交付税措置を受けられるとあったが、可能なのかとの質問に対し、物理的に日程の部分を考えれば、最初の場所を決める段階から、再度協議する必要がある。これまでの決定プロセスに対しても疑義があるとするれば、改めて一定の期間を必要とするものだと考える。物理的に困難ではないかとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、特段質疑はなく、審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、市長が特に必要と認める会計年度任用職員とあるが、どういうケースが考えられるのかとの質問に対し、今回は危機

管理監等を追加したが、今後、新たな職種等の発生を見て、その都度、必要があれば定めていくという考えであると答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、育児休業の取得状況はとの質問に対し、正規の職員については100%取得しているとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、各自治体の動きはとの質問に対し、他の自治体も一律であり、特別な動きといった情報はないとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、特段質疑はなく、審査の後、本案の採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号垂水市職員の給与に関する条例及び垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、平成15年に大幅な給与改正があり、若年層に対して厳しい状況であったが、改正での適用範囲はとの質問に対し、対象者として主事補から主査までの103名となるとの答弁がありました。その他に財政負担額、管理職手当、労働組合との協議等の質問がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号垂水市消防団条例の一部を改正する条例案について説明があり、消防団員の欠格条項の中で6カ月以上の長期にわたり居住地を離れるとあるが、通算してなのか、連続

してなのかとの質問に対し、連続して6カ月以上となるとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号垂水市土地開発基金条例を廃止する条例案について説明があり、市有施設整備基金に繰り入れるとあるが、新庁舎関連となるのかとの質問に対し、市有施設整備基金の目的は、市の所有する全ての施設が対象となるが、主に新庁舎建設事業に充てられると考えているとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号土地の取得について説明があり、土地の取得価格が妥当な額であったかの質問に対し、算定方法は土地開発公社が先行取得した土地の購入価格に加え、土地の造成費用・管理費用・借入金に係る利息などの事業費用等を購入区域ごとに面積で按分し、取得価格の算定を行ったとの答弁がありました。その他に先行取得事業による用地の取得方法、土地価格の下落に対する対応等の質疑がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、令和元年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案の総務課の所管費目では、桜島火山爆発総合防災訓練の予算について、訓練の目的、バス借上等の質問があり、前年度、牛根と浜平の道の駅を防災拠点・活動拠点に指定している。その実行性について検証し、防災計画の見直しを目的としている。訓練当日、道の駅たるみずはまびらは営業しているため、旧垂水フェリー跡地に駐車し、道の駅たるみずはまびらまで送迎するシャトルバスの費用となるとの答弁がありました。

次に、企画政策課の所管費目については、地域間幹線系統確保維持費補助金及びふるさと納税制度事業費の手数料の根拠について質問があ

り、補助金では公共交通機関であるバス路線の運行に関して、ガソリン代の高騰やバスの老朽化に伴う修繕料の発生、事業者の移行により経費がかさんだこと、手数料では幾つかあるポータルサイトで利用手数料の高いところの利用が増加したとの答弁がありました。

次に、財政課の所管費目は、積立金について、市有施設整備基金に優先的に積み立てた指針や背景はとの質問に対し、基金の中でも積み立てるべき優先順位が最も高い基金であると判断し、副市長・市長査定を行い、予算を編成しているとの答弁がありました。

次に、市民課の所管費目では質疑はありませんでした。

次に、税務課の所管費目では、償還金、利子及び割引料で、誤賦課について説明が求められ、固定資産税では、滅失されていたものが滅失扱いになっていなかった場合等において、最大で10年分さかのぼって還付することがあるとの回答がありました。

次に、教育総務課の所管費目では質疑はありませんでした。

次に、学校教育課の所管費目では、外国語活動指導講師の増員に伴う費用弁償について、1名増員することの意義はとの質問に対し、令和2年度から小学校外国語活動・外国語科の授業時数が市全体で年間400時間増加することに対応するためとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目、財政課所管の地方債・歳入全款での質疑はありませんでした。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書についての審査が行われました。審査に入り、委員からはジェンダーフリーと言われる中で、特に活躍できる場を法的にも

保障していくという流れでないか。全国でも523自治体で意見書が採択されているといった意見が述べられました。審査の後、本案の取り扱いについて採決を行ったところ、採択となり、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

次に、陳情第5号多額の費用を伴う住民投票条例によらない新庁舎建設促進を求める陳情書についての審査が行われました。審査に入り、委員からは、前回、早期着工を求める陳情が議会で採択され、議会の意思が示された。同様の陳情を議会の責任として採択すべきではないか。市民の声として無視できない、大切にしなければいけないとの意見や、委員会で住民投票条例を可決した。陳情の採択は方向性が見つからない。我々が決めた方針に従えば、採択するわけにはいかない。住民投票に要する経費と新庁舎建設に要する経費の対比、住民投票条例との適合性を考えた場合、否決するべきといった意見が述べられました。また、ここで結果を出す妥当性があるのか、住民投票条例の行方を加味し、継続として、もう一度議論すべきではないかといった意見があり、審査の後、本案の取り扱いについては継続審査となりました。

最後に、閉会中の継続審査となっております陳情第3号市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書の審査が行われました。審査に入り、委員からは陳情第5号との平等性、公平性を保つため継続にしてはどうかとの意見や、住民投票条例との兼ね合いで整合性を図ると採択する効果や意味を考えれば、継続としてよいのではないかといった意見が述べられました。審査の後、本案の取り扱いについては継続審査となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、議案第77号に対しまして、森武一議員ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が出されております。し

たがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 本修正案は、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案第2条第1項、市長はこの条例の施行日より起算して60日以内に住民投票の期日（以下、投票日という）を定めなければならない。当該投票日に選挙が行われるなど、市長が特に必要があると認めるときは投票日を変更することができるという文言を、お手元にお配りしているように、市長は、この条例の施行日より起算して60日以内に住民投票を実施しなければならない。住民投票実施日（以下、投票日という）に選挙が行われるなど、市長が特に必要があると認めるときは投票日を変更することができるかと改めようとするものです。

これは、先般の総務文教委員会で条例制定請求代表者である高橋代表を参考人招致し、意見聴取した際に、代表の意図として条例施行日より60日以内の住民投票実施を求めているということであり、本条にその意図を正確に反映させるために改めようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（篠原静則） これから委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○堀内貴志議員 今、議案第77号の修正動議が出された件について質問をいたします。この修正動議、執行部が通常出す議案とは違いまして、住民の直接請求に基づいて出された議案であります。それを本日審議し、採択する段階で、この場、このタイミングで修正動議を出すのはいかがなものかと私は思っております。それで、1点だけ確認しますが、この件というのは重要な事項であるのかどうか。その点だけを確認したいと思います。

○森 武一議員 重要な点であると考えていま

す。こちらのほうは条例制定請求代表者である高橋代表が、その意図として60日以内の実施を求めているというふうに総務文教委員会の中で述べています。執行部のほうに確認をした場合には、そちらのほう在意図が不明確になってしまうということがあったので、この場で高橋代表が請求した意図を正確に反映することが必要だと思い、提出をいたしました。

○堀内貴志議員 今、高橋代表の意図、重要な点であるとおっしゃいました。重要な点である、これは先ほども言いましたけれども、住民の直接請求に基づく条例制定案です。直接請求というのはルールがありましたね。有権者の50分の1の署名を必要とする。高橋代表は署名活動をする上において、この条文は、このように書いていないわけです。それを、この段階で変える。高橋代表の意図に対してと言いますけれども、するのであれば、もう一回、住民投票からやり直す必要があるのではないかなど。50分の1の署名の趣旨、意思、これを反映したものでなければいけないと思います。よって、これを通すということであれば、一から署名活動をやり直すか、もしくは取り下げるか、私はどちらかだと思えます。その点をどう思われるか。

○森 武一議員 まず、高橋代表、住民投票条例案の請求者に関しては、条例の作成の専門家ではないということが、まず重要かと思えます。専門家ではないからこそ、請求の意図というものを、今回、正確に条例に反映できなかった。そこに高橋代表の意図を確認したところ、やはり60日以内の実施を求めているということは、すごく請求の根幹にもかかわることであるので、今回の修正案というのは、今回、この場で提出することが必要だと思っています。

○堀内貴志議員 専門家ではないとおっしゃいましたけれども、直接請求、住民に対して問うておるわけです。問う段階で、専門家じゃないから誤った書き方をしたって、これはおかしな

話でありまして、私はこれは認められない。一からやり直すべきだと思います。否決すべきだと思います。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 総務委員会の質疑では、この60日以内というのは解釈ができ得ると。だけど、総務課長が専門的に聞いたら、法の解釈としては、投票日を決めればいいというふうに答弁されたと思うんです。その辺について、法との整合性というのは、まず、どう考えておられるのか。もう一つは、やはり署名は取り直すべきで、署名は無効になるんじゃないかと私は思うんですけど、その2点についてお聞かせください。

○森 武一議員 法との整合性についてであります。まず、原案のほうに関しては、執行部がお答えした2点に取ることができる。ただ、後段の池山議員の現在質問いただいた整合性と、新たにやり直さなきゃいけないということに関しては、高橋代表の意図として、60日以内を実施をするということを当初から念頭に置いて直接請求の署名を集められたということであれば、そこに関して、それを正確に反映することは必要であると思えます。

以上です。

○池山節夫議員 私は、4月に森議員が当選されて以来、議会での発言をいろいろ聞いていますと、本当に法を大事にされる議員だと思っています。それからすると、総務委員会で答弁を受けた法の解釈というのを無視されるような今の答弁だったと思うんですけど、その点についてもう一回。

それから、条例を作成して出すときに、専門家ではないからちょっとごめんと、修正するわと、署名してもらった人たちにも何も話も、その了解も得ずに修正をさせてもらおうと。それは余りに幼稚だと思いますけど、私は、それで

修正案を通して、議会がああいいですよというんだったら、議会として成立しないと思うんですけど。

その2点について、森議員はこういうことを本当に大事にされる議員だと私は高く評価しているんです。その2点についてお答えください。

○森 武一議員 高く評価していただけるということで、大変ありがとうございます。

法との整合性に関してなんですが、まず整合性に関しては、執行部が期日を定めなければならないというふうに言ったところに関しては、これは原案に関して言っているものであって、今回修正案として意図を正確に反映させようとした場合に、この条例案がもとになってくるので、法との整合性に関しては問題はないかと考えています。

専門家でないということに関してなんですが、条例に関して、まず執行部が実施する際に法に基づいて修正を行うことなので、特に問題になることはないと思います。専門家でないということに関して、意図を正確に反映させようとしていることなので、特に問題になるものではないと思います。

○池山節夫議員 答弁が、ちょっとはっきり、私が納得できるような答弁にはなっていないと思うんです。

今、原案に対して60日以内に市長が投票日を決めればいいという解釈だったから、その原案に対するものだから修正案には通用しないみたいな言い方なんですけど。原案があるからこそその修正案であって、原案に対して法が有効すると私は思うんです。その点について、もう一回お聞かせください。

あと、もう一回、専門家ではないからというところを伺いますけど、議員として、こういう稚拙な条例の出し方に対して森議員のご見解を伺います。

○森 武一議員 原案に対しての法との整合性

に関して、まず今回の修正議案自体、法に基づいて提出をさせていただいているので問題にならないかと思います。

この条例の解釈に関して、原案と高橋代表が意図するところが違ったのであれば、それを正確に反映させることは必要かと思っています。この条例案が提出したことに関しては、市民が法に基づいて声を上げる手続をとって声を上げたということに関しては、大変素晴らしいことだと思っています。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○堀内貴志議員 もう一回、森議員に確認したいんですけども。

○議長（篠原静則） 堀内議員、同じ議題ではもうだめです。

○堀内貴志議員 だめですか。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例制定案について反対の立場で討論をします。

先ほど、総務文教委員会委員長の報告で、12月16日に開催された委員会で賛成多数で可決されたとの報告がありました。内訳は、皆さんご存じのとおり賛成4人、反対2人です。賛成された4人の議員の方のうちお二人は再任された方で、お二人は初当選された方です。

再任されたお二人の方は、この庁舎建設事業について計画当初からかかわってきている方で、議会としても予算を可決してこられたのですが、なぜに自分たちが決定したことを否定するようなことをするのか理解できません。

一方で、お二人の方は初当選された方ではありますが、当然にこれまで議会議事録等を読まれてどのような議論が尽くされたのかよく把握されている方だと思いますが、何をもって賛成するのかその趣旨が理解できません。総務文教委員会においてこのような結果が出たことに、非常に残念でなりません。今回の議案は、決して可決してはいけない議案でありますので、反対の立場で討論します。

反対の理由は、大きく分けて5つの理由があります。

まず、その1つ目は、署名活動自体の妥当性についてであります。

このチラシを見てください。今年の4月の市議会議員選挙の直前に市庁舎建設を考える会が市内全域に配布したチラシです。その中で、庁舎建設場所は海拔ゼロメートルの危険な場所、錦江町は災害の多発地帯、最も危険な地域と流木が流れている台風災害の状況写真を掲載するなど、庁舎建設場所に対して不安感を抱くような印象を与える記事がありました。そもそも市民に対して誤った情報の発信はここから始まったのであります。

このチラシの信憑性については、改選後初の6月議会の中で執行部に質問をしましたが、庁舎建設場所は海拔2.2メートルであり、ゼロメートルではありませんし、錦江町は災害の多発地帯ではないし、危険な地域でもない。そのことが確認できました。多くの市民の方が住まれている地域を、このチラシでは災害の多発地帯、最も危険な地域と書いてあるわけですが、錦江町で暮らす市民の方々に対して本当に大変失礼なことだと思いますし、このように書いた方々の常識や認識を疑います。

また、この写真ですが、当時の状況について詳しい方に尋ねてみましたが、そもそも今回の庁舎建設場所に流木が流れてきた事実もないし、流木が飛んできたと言われる議員もおられます

が、フェリーに勤務されていた方から飛んできた流木でフェリーターミナルが壊れたこともないという証言も得られました。

このチラシに掲載されていた情報が誤ったものであるということがはっきりとわかりました。このチラシの信憑性について、完全に崩れています。

なぜ、選挙の直前にうその情報を発信したのか、新庁舎建設を考える会が市民に誤った情報を流すことで、海沿いに近い建設場所は不適切であるという印象を与え、庁舎建設に反対する候補を当選させるためにうその情報を流したのではないかという疑問点が残ります。

また、今年11月15日付の南九州新聞の新聞記事を見てください。建設場所は洪水浸水最大規模5.2メートルだから防災拠点としてふさわしくないという記事がありました。これは、高橋代表らが訴えたものをそのまま記事として掲載されたものです。住民投票の署名活動をする上で訴えてきたものだと思います。

そして、このチラシを見てください。高橋代表らが最近になって出したチラシです。ここにも、庁舎建設場所は本城川氾濫時の最大3メートルの洪水浸水想定区域ですと記載があります。庁舎建設場所については、県が今年10月29日に発表した洪水浸水地域では最大で82センチです。そもそも100年に一度あるかないかの被害想定で82センチだということですが、なぜか南九州新聞には洪水浸水最大規模5.2メートル、このチラシには3メートルと誤った情報が記載されていました。これは、明らかに市民に虚偽の情報を発信していることがわかります。

私は、22年間、警察官としての職務経験がありますが、その間に多くの事件も取り扱いました。刑事事件の裁判例では、その過程や手続において誤りがあった場合には、その全てが否定されて無罪と言い渡されます。まさに、今回のケースはそれと同じことが言えるのではないかと

と思います。署名する過程で市民に対して、あえて誤った情報を流しておいて、市民に対して不安感を与え、混乱させた上で自分たちの考えのほうに導いたのではないかという疑いが持たれることは事実です。そのことを考えたときに、署名活動自体の妥当性が問われることとなります。

2つ目は、高橋代表の意見陳述の信憑性であります。

高橋代表は、12月10日に本会議場で意見陳述をされました。そして、16日に総務文教委員会で高橋代表に直接質問する機会を設けていただき、高橋代表が意見陳述されたことに対する疑問点について確認をとることができました。高橋代表は、県が発表した浸水最大規模は82センチであるにもかかわらず、3.0メートルである、県の情報をもとに掲載したなどと誤った情報を流しておきながら、委員会の中でも訂正することすら応じませんでした。このことを捉えただけでも、余りにも悪質であり、信憑性がない理不尽な行動であります。

また、そのほかにも事実と違うこと、例えば建設費確保のための基金の大半がふるさと納税から回っている、市民館は3,000万円の耐震工事費用が議決されたなどと意見していましたが、誤った情報であると指摘すると、その言いわけとして、他の議員さんが話しているうちに誤って認識していた、誤認です、申し訳ありませんなどと誤った情報であることを認めたものの、厳粛な議会本会議場において事実を確認することなく虚偽の意見を淡々と述べていることは、議会軽視も甚だしく、そのことは高橋代表の意見の全てに対して信憑性を疑うに足りるものと言わざるを得ません。

また、高橋代表は、意見陳述の中で代替案としてこのたび現庁舎跡に建設することを正式に提案されました。高橋代表は、建設規模について約6,000平米で通常の形で建てるのでコスト

はかからないなどと提案されていますが、このことは高橋代表らが身の丈にあった規模で将来の人口減を見込んでそんなに大きな庁舎は要らない、現庁舎の1.5倍の大きさ、豪華な庁舎は果たして必要かなどとこれまで訴えてきたこととは大きく食い違うという一貫性がないものです。また、6,000平米という建設規模は、執行部が計画する5,900平米を上回る規模であり、大きな矛盾点を感じざるを得ません。

さらに、現庁舎跡に建設するということになると仮庁舎のことを検討しなければなりません。仮庁舎費用の約8億円は要らない、現消防庁舎の建設計画、財源の確保のないまま、消防庁舎を壊して利用する、工期を3期に分けて現庁舎の後ろを削って少しずつ新庁舎を建てていくなどと、現庁舎を生かしながら工事を3期に分けて建設する考えを提案されました。

しかしながら、現庁舎を稼働しながら同時に建設するということになりますと、一般的に地盤改良や建設箇所も分割することになり、かえって工事費増加につながる。建物の一部を壊しながらとなると、工事の安全性を確保するために耐震診断と耐震補強が必要であります。そして、併せてそのための経費も余分に必要になってきます。庁舎を利用する市民、そして稼働する職員の身体の安全性が確保できるのか。工事の騒音の中で職員は業務をしますが、正常な業務運営ができるのかなどなど多くの問題点も発生し、全くもって具体性に欠けている提案であると言えます。

また、消防庁舎、現消防庁舎の場所も使用するととなると、その移転先や新消防庁舎についても計画や財源を検討しなければなりません。そのことは明確にせず、膨大な資料をお持ちの執行部でアイデアを出してほしいなどと余りにも無責任な考え方を示しています。しかも、現消防庁舎については令和5年度まで移動できない現状にあることから、この考えは全く実現

性のない考え方であります。

さらに、今回の条例案第1条にはその目的が明記してあり、それを見ると、新庁舎の建設場所の妥当性を問う住民投票を問うとしているにもかかわらず、このタイミングで現在の庁舎を利用することを提案されました。このことは、結果的に庁舎建設地は執行部が計画する旧フェリーターミナル跡地なのか、高橋代表らが提案する現庁舎跡地なのか、この二者択一として問うと言っているようなものであり、今回の条例案第1条に明記の目的がすりかえられていることとなります。そうすると、本来ならば目的を変更して署名活動からやり直す必要があるのではないのでしょうか。

また、先ほど第2条に対しても修正動議がされました。重要な案件だということでもあります。この重要な案件をこの場で修正すべきものなのか。修正していいものなのか。やはり、私は住民投票の意義というものを生かすならば、改めて住民投票からやり直す必要があるのではないかと思います。このことは、市民の方々が間違った判断を下すおそれがあるばかりか、大変混乱を招くことが予想され、場所ありきということが民意を無視した乱暴なやり方であると言わざるを得ません。このことを聞いただけでも、高橋代表の意見が説得力のある提案だと言えるのでしょうか。

このように、現実性のない誤った情報の連発で世論形成しようとするやり方に大きな問題点があるのではないのでしょうか。

したがって、高橋代表の意見陳述は多くの問題点や矛盾点があり信憑性の欠けるものと言わざるを得ません。

3つ目は、民意を問うことについてです。

高橋代表は、事あるごとに市民目線で民意を問う、市民の声を聞くために住民投票すべきなどと訴えています。この庁舎建設事業は平成28年度から本格的に計画立案し、今日まで約3

年間にわたり試行錯誤してやっとの思いで基本設計までこぎつけました。なぜ、この時期に事業を振り出しに戻すような住民投票をする必要があるのか、もっと早い時期に訴える機会は幾らでもあったはずであります。

今回の要因の一つには、市長選挙や市議会議員選挙のしこりもあると思いますが、選挙の争点に取り上げたからこそ、引くに引けない事情はあるかもしれません。

しかしながら、執行部はこれまで市民に対して市民説明会、毎月発行される市広報誌については平成28年8月号に第1回目を掲載して、先月号まで16回も掲載し、また市民ワークショップ、パブリックコメント、車座座談会など多くの機会に市民に直接対話する機会を設けてきました。

特に、車座座談会においては、冒頭で話しましたが、市民の間で誤った情報が先行したことから、それを正すために期限を延長して現在でも実施中です。執行部は、けなげに市民の理解を得る努力はしています。市民の皆様が心配している安全性についても、地震、津波、液状化、洪水浸水や塩害対策、想定し得るあらゆる被害対策を講じた庁舎として検討されているし、建物自体は柱頭免震構造で大臣認定まで受けるわけですから、科学的に安全性は担保されて何ら問題はありません。安全性を含めて市民への説明責任は十分に果たしていると言えるのではないのでしょうか。

また、議会に対しても、全員協議会の中で平成29年5月に第1回目の報告をされてから、今日まで12回の説明をしてきています。議会に対しては、その都度動きがあった時や変更があった時に確実にご報告されてきています。そして、執行部の説明に対して疑問点のある議員は、委員会や一般質問の場で様々な視点から質問を繰り返してきました。我々は議員として二元代表制、議会制民主主義のもとに市民を代表して議

会においてしっかりと審議してきました。この二元代表制も市民の意思を問うことと等しい機関であります。今回住民投票に委ねるということは、明らかに議会軽視であり、そしてこれまで執行部と議会が歳月をかけて取り組んできたことを全くもって否定することになり、決して認めるわけにはいきません。

4つ目は、予算の面について考えていただきたいと思います。

予算の1つ目は、住民投票するための経費です。住民投票には600万から700万円の経費が必要です。決して裕福なまちと言えない垂水市の財政からこの額は大きい。高橋代表は、総事業費37億円の大プロジェクトだから建物の役割から考えると無駄ではないとの考えだが、果たしてそれが正しい判断とするならば、市民を余りにもばかにしているものと同じです。市の財政は1円たりとも無駄には使えない、これ以上余分な経費負担はかけられません。

予算の2つ目、国からの交付金です。高橋代表は、国からの交付金について、受けるまでもない、必要ないなどと意見されています。この発言は、垂水市の財政のことをみじんも考えないとても残念な発言であります。垂水市はそんなに裕福なまちなんですか。垂水市にとって有利な国の交付金事業を最大限使ってこそ市民の負担軽減につながるものと思います。それを必要ないと意見したことは不適切な発言であり、垂水市の財政をどのように考えているのか、高橋代表の認識を疑います。

そして、一方では期限つき、時限立法だから延長もあり得るなどと議会の場で根拠のない無責任な意見もされました。高橋代表らは、庁舎建設事業を白紙に戻して、基本設計からやり直すことを考えていますが、そのことで間違いなく国からの交付金、地方交付税措置の約8億円が受けられなくなるのは明らかになりました。つまり、国からの交付金なくして建設続行とい

うことになると、市の財政圧迫に拍車をかけるのは必死です。これでいいのでしょうか。

予算の3つ目、これまで費やした経費です。議会においては、既に平成30年3月議会で設計業務委託費として1億1,162万円、平成31年3月議会で地質調査費として2,760万円、合計で1億3,922万円の予算を既に可決してきました。議会として一定の結論を出してきたわけで、予算は既に執行されています。この予算も全くもって無駄になるわけです。それ以外に、平成28年から本格的な建設事業を開始して、平成30年度には専属の係も設置しました。そこには、人件費も含めて金額として数字にあらわれない経費や労力も多く発生しています。

予算の4つ目、さらなる経費の必要性です。仮に見直しということになりますと、基本設計のやり直しから始めることになります。そうすると、新たに莫大な予算が必要になる。垂水市の限られた財源の中にどこにそのような予算が組めるのか、その額は数億円です。よく考えるべきです。我々議員は、市民の誰よりも市の財政状況は理解しているはずですが、ならば、市の財政状況を考えたときに、これまでの予算を無駄にした上で、なおかつさらなる経費負担が増大する結論を出せるはずがありません。予算的な面からも冷静にかつ現実的に考えていただきたいと思います。

最後の5つ目は、陳情書の採択であります。我々議会は、9月議会で早期着工を求める陳情書を採択しました。このことは非常に重要なことです。議会として一つの決定をしたわけですが、また、そのほかにも早期着工を求める陳情書については、審議されませんでした。垂水市建設組合、垂水市漁協、牛根漁協など3団体からも同趣旨の陳情書が提出されていました。今回の住民投票条例制定案を可決することは、このことと相反することです。このことをしっかりと理解してほしいと思います。

私は、高橋代表の悪口を言うつもりは毛頭ありません。ただ、高橋代表が12月10日の本会議場での意見陳述、そして12月16日での総務文教委員会での証人として答えられたことは、ただ現庁舎の場所でありき、そしてその計画は全く中身がなく具体性が欠けるものであることが明らかになりました。このことは、今回の議決に当たって重要な判断材料になるということです。住民投票となると、さらに誤った情報が流され、市民の方々が混乱することが予想されます。それこそが本当の民意に反映されないこととなります。だからこそ、我々議員が責任を持って判断すべきと考えます。

以上のことを理由として、私はこの住民投票条例制定案に反対するものであります。

終わりに、我々議員は特別職の公務員でもあります。ご存じのとおり、憲法第15条第2項には公務員の本質について明記されています。条文を読みますと、全て公務員は国民全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと記載があります。つまり、言いかえれば、一部の市民の考え方も大切であるが、それよりも垂水市全体の利益のことを考えて決めなければならないということです。今回の決定は、間違いなく垂水市議会の歴史に残る議決になると思います。人間関係や様々なしがらみのある中で、垂水市全体の利益、市民の利益、垂水市の未来のために総合的に考えた上で、いま一度冷静になって、議員として議員自身の考えの中ではっきりと説明責任が果たせるような勇気ある決断をしなければなりません。そのことを強く訴えて、私の討論を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、持留良一議員。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、私の議案第77号新庁舎建設に関する条例案、住民投票条例について賛成の立場で討論をいたします。

先ほど修正案が出されましたけれども、この

問題について若干報告しながら討論に入りたいと思いますのでご了承ください。

先ほどの修正案の問題は、この条例案に対して議会としての修正権が問題になりました。一般論としても、この修正に対しては修正権があるというふうにされています。実際問題としても、直接請求による条例案を議会が全く修正することができないとすれば、わずかな可否があるに過ぎない場合や、あるいは若干修正すれば条例案に賛成できるというような場合にも議会として否決をせざるを得ないということにもなるからであります。これは、直接請求制度の本来の目的に反するものであり、議会の修正権は認められることが住民意思に應える、このことにつながるものだということを指摘しておきたいというふうに思います。ゆえに、直接請求による条例案は長と議員に認められた発言権の例外とされており、提案権の侵害の問題は生じないために、議会は特に制約なく修正が行えるものだというふうな見解であります。

それでは、討論に入りたいと思います。2点にわたって、私は賛成の討論を訴えます。

1点目は、住民自治と民主主義の観点と住民投票制度の重要性及び妥当性について述べます。

ご存じのとおり、住民投票制度は間接民主主義を補い、住民の意思をより直接的に政策に反映しようとする制度であり、住民自治を充実、発展させるものと言われております。さらに、市長や議会、議員が重要問題に直面したときに、まちづくりの主役、主権者である住民の意思を直接把握し判断すべき場合も出てまいります。そのようなときは、行政運営において常に住民の意思を反映させることが求められます。そこに住民投票の意義、役割、妥当性があると考えます。市長は、この間の議論の中で間接民主主義を強調され、そして住民投票条例は否定されました。住民自治とは、地方自治はその地域社会の住民の意思によって行えるべきと説いてい

ます。そして、自分たちの意思を自治に反映させるために住民が選挙で市長や議員を選ぶ理由が住民自治の概念と言われています。

確かに、間接民主主義は法律的には市長や議会が持つ権限の優位性はあると考えるのが妥当であります。しかし、垂水が今直面する重要課題かつ根幹にかかわる課題、50年、100年先を見据えた将来に、決定的な影響を及ぼすような政策に限って、住民投票をすることは間接民主主義の否定にはつながらないと考えます。むしろ、間接民主主義では十分とは言えない部分を補う意味を持つからであります。

さらに、市長は第6次行革の大綱の柱に市民の参加と協働を掲げられ、市民参加の機会を拡充する仕組みづくりに取り組むことにより、協働して総働的な活力に満ちたまちづくりを推進するとし、それを進めていく柱となる自治基本条例の制定を目指すとされています。そして、参画と協働の手續の保障として住民投票の必要性も説かれています。

私は、これまで議会の一般質問で公平性と透明性及び市民の参画と協働を強く求めてきましたが、計画の基本となる建設基本構想には市民の声を反映していくシステム、市民の参加と協働にはなっていなかったと考えるのが妥当ではないでしょうか。このようなことから、住民投票は間接民主主義では十分とは言えない部分を補うこととなります。

このような視点から考えると、垂水市の重要な政策課題については住民投票にかけるという選択肢が出てくるというのは当然です。そして、何よりも住民が主権者の責任において住民の意思をはっきり示すことは、市長や議会の政治判断を明らかにすることではないでしょうか。

2点目は、成立要件とその妥当性の問題です。条例案の意見書で、成立要件については投票率による成立要件を設けないことは妥当でないと言われました。住民投票は、長や議会が住民の意

見を聞きたいという意思決定をしながら実施するものであり、少数意見であっても住民の意見は少数意見として確認すべきであると考えます。市長は、説明会や車座座談会等で出された意見は少数であっても尊重され計画等に生かされてきたと考えます。そうすると、考え方に矛盾が生じるのではないのでしょうか。

さらに、公職選挙法による長や議員の選挙の場合は投票率にかかわらず開票が行われ、投票率が低くても有権者の選択肢として当選者が決定されます。ただし、これには法的得票が必要です。

成立要件で大事なものは、少数意見であっても少数意見として尊重し、確認すべきものです。そこに民主主義の原点、基本があると考えるからです。規定を設けるのは全国的にも多数ではありません。要件規定を設けないのも住民自治と民主主義のあり方ではないのでしょうか。

さらに、結果について、議会において議案として審議されているので住民投票の実施からその要件など詳細に至るまで議会の意思で決定していくこととなります。基本的には、住民投票の結果を重く受け止めるというのが議会と長の意思にほかならないと考えるのが妥当と考えます。そうでなければ、条例を制定し住民投票を実施する意味がないのではないのでしょうか。

したがって、住民投票の結果には直接的法的拘束力が認められなくても、政治的、道義的には長や議会を拘束することとなります。諮問型住民投票、市長や議会は住民投票率の高低、投票で出た結果と総合的に判断し結論を出すことになると思います。

最後に、まとめとして次のことを訴えたいというふうに思います。

これは、岸和田市の条例の前文ですけども、市民が自治の主体、市政の主権者であるという認識が高まり、市民自らの手で築いていこうという意思を明確にし、自ら考え行動することで

市民自治都市の実現を目指していくときに、市長や議会と市民の考え方が対立しているか否かを問わず、市にとって重要な問題については住民投票にかけるという選択肢は出てきます。住民が主権者の責任を得て、住民の意思をはっきり示し、市長や議会の政治判断の方向を示唆する意味は大きいと考えます。それだけ、住民の声、署名が集まれば、直接住民の意思を問うための住民投票はやはり必要だろうと考えますと、このように書かれています。

よって、市民が主権者の責任において市民の意思をはっきり示し、市長や議会に政治判断の方向性を示唆する意味は大きいと考えます。重ねて、訴えますが、住民投票は間接民主主義を補完し、住民の意思を政策に反映しようとする制度です。そのことは、住民自治の充実、地方自治の発展に大きく寄与するものです。そのためにも、住民投票は必要というふうに考えます。

このことを訴えて、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案についての賛成討論を終わります。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、森武一議員。

〔森 武一議員登壇〕

○森 武一議員 私は、今般議題となっている新庁舎建設に関する住民投票条例案に対して賛成の立場から討論いたします。

まずは、先ほどの堀内議員の発言に関して、市民が執行部と同じ情報を得ることができるのであれば、執行部は必要ありません。そのような中で、県が出している情報を使用したことが即間違いとなるものではありません。そもそも1000年に一度あるかないかの災害だから問題ないではなく、浸水するところが問題なのです。

市民の中で間違った情報が広まったから、車座座談会を始めたと言っています。市長は、車座座談会の中で新庁舎を建設しても、負担は一切ないと間違った情報を伝えています。これは、

一般質問の場で確認しています。そのことに対して市長は言葉足らずであったと済ませています。市民が声を上げたことに対して、一切の瑕疵を認めないということは余りにも横暴です。誤った情報で市民が混乱するのであれば、まずは市長から襟を正すべきです。

市長は、高橋代表の意見陳述後の質疑の中で、民意を問う方法としてパブリックコメントと言っておられ、また意見書の中ではパブリックコメントや車座座談会を通じて、市民の理解を得ながら進めてきたとおっしゃっております。しかし、市がホームページで公表しているように、パブリックコメントはそもそも新庁舎の位置に関して賛否を市民に聞いていません。車座座談会での理解をいただいているという市長の発言に対しても、私の一般質問で市長は、一定の説明をしたということであり、同意を得ているのではないとおっしゃっておりました。

そうすると、パブリックコメントでも、車座座談会でも、民意を問うこともなく、市民の間の合意もなく、ましてや市民アンケートを求めてきた市民の声も無視してきている中で、建設候補地を見直してくれという多くの市民の声、この条例案を提出するために、氏名、住所、生年月日、さらに押印をし、全ての市民が見ることができる縦覧という制度の中で、様々な関係性の中で、それでも自らの考えを表明し、重要な事項だから市民の声を聞いてくれ。いま一度考え直してくれと声を上げたこの市民の声を、市民が混乱すると切り捨て、市民の声を聞く必要はないとする、その市長の姿勢を市民は納得して支持するのでしょうか。

また、市長は、議会の理解を得て進めてきているとも、様々な場所で述べています。庁舎を移転し、新庁舎を建てるためには、地方自治法第4条の特別議決3分の2以上の賛成と予算の可決が必要です。この予算も庁舎移転の特別議決も、議会では決まっています。

しかし、市長は実施設計予算とその追加予算が議会で議決されているから、議会で建設計画が承認されたと喧伝しています。

そして、新しい庁舎を建ててから、3分の2以上の賛成を得ればいいと議会でしきりに答弁しています。37億円もの膨大なお金を使って庁舎を建設した後に、特別議決を行えば、議員は賛成せざるを得ないとわかり切っているのではないですか。

3分の2以上とは、議員14人中10人が賛成しなければ移転できないということです。過半数の7人が賛成したら決まる通常の議決とは、その重さは全く違います。それだけ市庁舎の市役所の位置を変えるということは大変重要なことであるということです。だからこそ、他の市町村では、市長がその政治生命を賭して、進退をかけ、予算を可決する前に3分の2以上の特別議決を行うのです。

市長は議会の理解を得ながら進めていくと常々述べているのではないですか。それなら、なぜ庁舎を建てた後に特別議決を提出しようとするのでしょうか。議会で民意を問うと言いながら、その実、なし崩し的に進めようとする姿勢、民意を本当に聞く気があるのか、私は疑問に思います。

市長は、意見書の中で投票率の規定がない。そして、建設候補地が妥当かを問うということが、抽象的で感覚的であるとの2つの理由から、住民投票を実施する必要はないと言いました。市長こそ、将来の人口や垂水市の経済状況を深く考慮することなく、市民に庁舎移転後の財政状態の試算すら示すこともなく、抽象的、感覚的に庁舎建設計画を進めています。市長が述べる2つの反対理由、裏を返せば2つの理由が解決すれば、住民投票が必要ないとする市長の理由はなくなるはずです。

だから、市長、私はあなたに尋ねました。どうやったら市長が上げた理由がなくなるのか。

どうやったら住民投票を実施するとなるのかを尋ねました。その時の市長の答えは「住民投票そのものを必要ないというふうに思っております。何%だからする、しないという話ではない」とおっしゃいました。この答えは、市長は最初から市民の声を聞く必要がないと考えているということです。

私はあえて問います。市長、あなたはどこの市長ですか。あなたは垂水市1万4,000人のトップではないのですか。車座座談会、市報を通じて一方的な説明をただけで、市民の理解を得ていると言い、この条例案に屹立した多くの市民の声を切り捨て、議会では、庁舎建設計画をなし崩し的に進めようとする手法、そのような進め方は道理に反しています。

市長、もう一度言います。わざわざ大変な思いをしてまで、苦勞をしてまで、市民の声を聞いてくれという直接請求を、市民がなぜするのでしょうか。特に、商売をされている方など、自らの商売に影響が出るかもしれない。そんな中で、誰が好きこのんで声を上げるのでしょうか。それだけふるさと垂水のことを思い、今のままではだめだと、ここで何とかしなければならぬという強い思いがあるからではないでしょうか。

私は、この新庁舎建設計画がこじれた一因は議会にもあると思っています。本来であれば、特別委員会を設置し、様々な視点から議論し、検討し、この新庁舎建設計画に関与し、議会として市民の声をくみ上げていくべきだったと思います。

しかし、この新庁舎建設計画がここまでこじれた一番の原因は、尾脇市長、あなたです。市長、あなたは垂水市民1万4,000人のトップです。それにもかかわらず、市民の声を聞かず、切り捨て、また、市民に対する説明にも誠意がなく、ひとりよがり計画を進めてきてしまった。ここに一番の原因があります。

高橋代表は、意見陳述の場で問いました。誰のための新庁舎かと。今のまま市民の声も聞かず、力づくで、なし崩し的に新庁舎を建設して、果たして垂水市民のための庁舎となり得るのでしょうか。新庁舎建設、特に場所が変わる場合の庁舎建設は、法律が定めるように大変重要です。それを抜きにしても、垂水市にとって大切な、大きな問題です。海辺のすぐそばが防災拠点としてふさわしいのか、人口が減少し続けている垂水市において、巨額な費用を投じて豪華な建物を建てるべきなのか。まちの中心を簡単に移していいのかなど、新しい庁舎建設はこれから先の50年を、垂水の未来を決める大事な決定なのです。だからこそ、住民投票が必要だと市民を代表して意見を述べた高橋代表の言葉を借りさせていただき、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（篠原静則） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。池山議員。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 まず、持留議員の賛成討論についてであります。直接請求はわずかな瑕疵が問題となってくるから、妥当なんだというようなことを言われました。そういう見解を述べられましたが、先ほどの森議員に伺いましたところでは、専門家の作成したものではないからと、そういう理由を言われました。今回の住民投票条例は、可決すると全市民を巻き込むことになります。そういう条例案であります。

こういう大事な条例案を提出するに当たっては、余りにずさんだと私は考えます。このことが今回の条例案の内容から全てを物語っていると思います。

次に、森議員がただいま言われました特別議決についても、森議員自身が当選をされた最初の一般質問で、この特別議決については質問をされているんです。そして、答弁を受けて、何

回もやり取りをして、それで納得されたと思っていますけど。そのあと、だから、その特別議決については質問はなかったんじゃないかなと、私は思っております。

今回、私は議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案に対し、反対の立場で討論を行います。

12月16日、総務文教委員会において、市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める会の高橋代表に、参考人として来ていただき、質問をいたしました。総務文教委員会では、高橋代表は洪水浸水想定区域を3メートルと言われましたが、地盤の高さが2.2メートルですから、82センチと言うべきです。それに、新庁舎建設予定地は90センチかさ上げする計画でありますので、千年に一度の洪水でもまだ余裕があります。庁舎の現在地も液状化の不安があるがという質問には、科学的な調査は必要だと答えられました。

中央地区においては、地盤がどこも同じような地盤だと思われまます。その証拠に、以前、中州団地の上の下原田に近い田んぼで浜砂をとっていた時期があります。このことを見ても、旧フェリー駐車場跡地も庁舎の現在地も、同じ地盤調査と改良費がかかると認識するのは当然であります。

規模縮小については、ほぼ同じ大きさだ。変わった形にしなければコストがかからないという、そういう認識を示されました。新しい庁舎が三角形の形状だから、坪単価が高くなるわけでも、四角形の団地型にすれば坪単価は安くなるわけでもありません。今、建設資材は日々高騰しております。ステンレスとアルミニウムに関しては、今年9月と10月のわずか1カ月の間に8%値上がりを行いました。建設が遅れば遅れるだけ建設資材は高騰し、建設単価と建設費用は膨らみます。

交付税措置8億円の財源に対案があるかと。

そういう質問をいたしますと、現消防庁舎を壊して、工期を3期に分けて、時間をかければ、仮庁舎費用8億円は要らない。やれるんだと助言を受けた。仮設費8億円が不要となれば、交付税措置を受けるまでもないと言われました。

消防庁舎は5億円のデジタル化された機器があります。場所を移して、機器も簡単に移せるというものではありません。相当な金額がかかると予想されます。建設箇所を3期に分けると、その都度その都度、地盤調査と地盤改良をしなければなりません。現庁舎を壊しながら建設すると言われますが、少し壊した時点で耐震診断をして、耐震基準に合うように補強工事をしなければなりません。また少し壊すと、同じ作業をしなければなりません。そうしないと、次に進めないようになっているんです。当然工事費は大きく膨らんでまいります。

工事期間中の市民や職員の安全、そして、住民サービスが確保できるのか。納得できる資料があるのかという問いには、安全性は確保できる。しっかりした建設業者にやってもらおうと答えられましたが、根拠も説得力もありません。

私には、このような工法が可能とは到底考えられません。やれると助言する専門家がいても思えません。本当に8億円が要らなくなる工法があると助言した専門家がいたら、その専門家の助言をもとにした資料を提出して、納得のいく説明をされるのが、これまでの3年間にわたる執行部からの議会や市民への説明会、ワークショップ、パブリックコメント、広報紙による16回の掲載、そして、車座座談会などで説明を批判される方が、なさるべき当然の説明責任だと考えます。

12月10日の意見陳述においては、基金の財源がふるさと納税からだとか、市民館の耐震工事費3,000万円が既に議決されたなどと発言をされましたが、この点に質問が及びますと、間違っていたら申しわけないと答えられました。

住民投票には600万から700万円の貴重な市民の一般財源が必要となります。これだけのお金を少子高齢化に回せたらいいという認識はしているとしながらも、ずさんな情報管理のもとに署名集めをされたのではないかと考えますと、署名の数自体にも疑問が湧きます。情報は整理して、確かな情報で署名集めをするべきでありますし、意見陳述もすべきです。

市庁舎建設事業は、市長選挙において大きな争点となりました。建設推進を掲げた尾脇市長が3選を果たされ、民意は建設推進が示されました。したがって、本来この政策を基本として進めるべきものと考えます。

議会は3年以上にわたり、市庁舎建設について、安全性や事業プロセスについて説明を受け、質問をして、チェック機能を果たしてまいりました。ここで計画を白紙とした場合の影響は計り知れないものがございます。

財政面では、平成30年3月議会の設計業務委託費1億1,162万円、平成31年3月議会での地質調査費2,760万円などがあります。平成28年度からの議会への説明も、市民の皆さんへの広報活動も無駄になります。防災拠点の機能、コスト、財源の手当てなど、これ以上の新しい計画は簡単に立てられるとは考えられません。少なくともこれから10年以上、市庁舎建設は困難になるのではないかと、私は予想をいたします。市民の直接請求による住民投票は、あくまで二元代表制である市長、議会による議会制民主主義を補完するものであります。高橋代表の主張は、誤った情報が多過ぎます。間違った情報によるミスリードによって住民投票が行われることは、間違った選択がされる可能性があります。

先の9月議会において、市庁舎の早期着工を求める陳情書を我々は本会議場で採択いたしました。これは、議会が庁舎建設にゴーサインを出したということであります。先ほどの議論でもありましたが、条例自体が専門家が作成した

ものではないから、修正動議を出されました。今回の住民投票条例案が、これらを考えて、いかにずさんなものであるかということです。

今回、住民投票によって議会制民主主義が補完をされなければならない、そういう理由は存在しないと、私は考えます。1月の市長選挙での市長の当選、そして、4月の市議会議員選挙で選ばれた議員による9月議会の早期着工を求める陳情書の採択によって民意は示されました。市庁舎建設という大切な政策案件については、議会が自ら責任を持って判断しなければなりません。

以上の理由で、私は、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案に反対をいたします。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。北方議員。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 私は、住民投票条例制定に対して賛成の立場で討論いたします。

皆様もご存じのように、現この庁舎は建設から60年以上経過し、建て替える時期に来ているとは、多くの市民の方々は認識されていると思っております。

その庁舎問題ですけども、これはスタート時点で、市執行部、議会ともども間違っただけじゃないかと私は思っております。市長は、議会から一般質問等で再三のアンケート調査をという質問もありました。また、民間団体もアンケート調査を実施すべきという要望書も出しましたが、それも色よい返事はいただけませんでした。

議会としても、垂水が始まって以来の大型プロジェクトであります、この市庁舎建設に対して議会が自ら特別委員会をつくって、調査研究して、そして、執行部の案と議会側の調査結果を踏まえて、議論すべきであったけれども、私たちは、この特別委員会設置は、残念ながら見

送られました。

そして、今回、新しい議員3名が、この住民投票条例設置をと議会に投げかけましたけども、残念ながら議会で議論することもできませんでした。

そういう経過を踏まえ、市民団体が立ち上がり、そして、署名運動が始まり、1カ月間の署名期間をわずか1週間足らずで法定の3倍の署名が上がってきたということは、これはまさに市民の怒りであると思っております。

これに対して、市長は、この数字をどのように把握されておられたか。そして、不要という言葉が使われました。誠に残念な言葉です。常日ごろ市民の目線に立って、公平・透明性をうたわれている市長、大変この不要という言葉、市民を侮っているのじゃないでしょうか。

また、その中で、先ほどから森議員、持留議員が投票率のことも言われております。これには、法的拘束もありません。なぜ、そのようなことで投票率を言われるのか。これを実施すれば、市が混乱すると言われております。私は、これを実施してこそ混乱を避けるいいチャンスと思っております。このように、混乱を招いたのは市長自身ではないでしょうか。

それから、先ほども森議員が述べておりましたけど、特別多数議決、これは私は昨年9月にこの問題を取り上げました。残念ながら、これから先にすべきだというふうに、再三私も質問をしております。

ある市では、移転に関して、特別多数議決と、予算と同時に出しました。そして、順序としては、特別多数議決から出し、それが否決された場合は、予算は出さないと。そこの首長は、首をかけてこの問題に取り組んでおります。

我が垂水市長、なぜ、この特別多数議決からされないのか。先ほども森議員が言いましたように、予算は過半数で通ります。特別多数議決は3分の2の議決が要る。高い高いハードルで

す。まず、一番クリアできる予算からして、工事を進め、そして建設し、できあがった時点であそこに事務所を移しますと。誰がそうなるから反対できますか。正々堂々と特別多数議決を出していただき、新庁舎建設を市民とともにつくっていきたいというのが私の気持ちであります。

同僚議員の皆さん、よくよく考えて、今、市民がどのようなことを考えているか。この問題に対して、私たちはその判断を過ってはいけません。住民投票条例実施に対して、皆様方の賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成の立場での討論を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。川越議員。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例制定案について、私は反対の立場で討論を行います。

去る12月10日に、この議場において高橋代表が意見陳述を述べられたことについてであります。

先ほど、堀内議員も述べられましたが、まずは安全面についてであります。代表は、鹿児島県が10月29日に発表した洪水浸水地域では、建設候補地は最大3メートルの浸水想定になっていると述べておられます。建設予定地は最大浸水深は海拔2.2メートル地点で、0.82メートルであり、3.02メートル地点になります。

これに対して、市の建設計画案は90センチのかさ上げをして、地盤高は3.1メートルとなり、想定3.02メートルよりも高くなり、問題はありますが、いかにも3メートルの浸水があると主張されていることは問題であります。

また、液状化についても、法律が求める最大の地下20メートルまで地盤改良をしてもなお、液状化の不安が残る場所であると述べておられ

ます。代表が考えておられる現在の市役所用地は、専門家の意見でも新庁舎建設予定地と同様の地盤であるとのことでもあります。

仮に現在の庁舎に建設するならば、代表はどこまで地盤改良をされるおつもりなのか。周辺の道路まで液状化対策をするとお考えなのでしょうか。そのような市町村はどこにもないと思います。それこそ莫大な予算を伴います。

また、事業費についてであります。代表は次のように述べておられます。「専門家と現在地の建て替え案を仮に考えてみました。消防庁舎までの敷地を使用して、工期を分け分庁化して建てていけば、仮庁舎電算システム移転費用でかかると言われている8億円や、海沿いの候補地購入の1億数千万円は必要ありません。駐車場も十分確保できる」と述べておられます。私は、このことを聞いて、実現性が低く、根拠もない代替案であると思っております。

また、16日に行われました総務文教委員会で、現在地に3工区に分けて行うという考えを示されたことを同僚議員から聞き、唖然としてしまいました。現在の庁舎を壊しながら、3工区に分けて建設するとした場合、皆さんも想像してみてください。まず、消防庁舎を先に解体して建設する案とのことではありますが、その場合、消防庁舎はどこに移転するのでしょうか。また、日々訓練を行っている施設はつくらなくてよいのでしょうか。

また、現庁舎を半分ずつ解体をし、建設するとした場合、地盤改良も当然半分ずつ分けて2回行う必要があります。半分壊された中で働いていた職員はどこに移って業務を行うのでしょうか。そして、残った半分の建物で業務を行う職員は、工事に伴う騒音の中で実際仕事ができるのでしょうか。騒音でストレスもたまり、体調不良になる職員も多く出てくると思います。

さらには、市役所に来られる市民の皆さんの安全も担保できないと思います。

このように、3工区に分けて建設するとなりますと、行政機能が低下し、安全面でも問題があり、市民に多大な迷惑をかけることとなります。

また、完成まで相当な時間と経費が余計に掛かります。無駄を省き建てるべきと主張されていることと、完全に逆行すると考えます。

このように、建設予定地がいかにも浸水危険区域のごとく情報を流し、また、代替案が規模も小さく安くできるなど、情報を出されています。根拠のないことを述べて、世論を誤った方向に誘導している中、住民投票を行うことは決してあってはならないと考えています。

よって、市庁舎建設に関する住民投票条例案に、私は反対であります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

修正動議が提出されております議案第77号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

修正動議が提出されておりますので、議案第77号及びご異議があります議案第88号並びに議案第89号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第88号並びに議案第89号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

それでは、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例案の採決を行います。

まず、本案に対する森武一議員ほか1名から

提出されました修正案について、起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立少数です。

よって、森武一議員ほか1名から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立少数です。

よって、議案第77号市庁舎建設に関する住民投票条例は否決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は午後1時15分から再開いたします。

午後0時9分休憩

午後1時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第88号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第88号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第89号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第2号を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第3号を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第5号をお諮りいたします。

陳情第5号を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

△意見書案第3号・意見書案第4号一括
上程

○議長（篠原静則） 日程第18、意見書案第3号及び日程第19、意見書案第4号を一括議題といたします。

案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第3号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書

意見書案第4号 国民健康保険料（税）引き下

げへの国の対応を求める意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、いずれもこのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、意見書案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

△垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（篠原静則） 日程第20、垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

○川畑三郎議員 動議を提出いたします。

垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

○議長（篠原静則） ただいま川畑三郎議員か

ら、垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されました。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（篠原静則） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決をいたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法は指名推選によられたいとの動議は可決されました。

指名をお願いいたします。

○川畑三郎議員 先の全員協議会で話し合いがなされたとおり、選挙管理委員会委員に、垂水市田神277番地の高野猛氏、垂水市牛根麓2733番地2の今村富義氏、垂水市柘原734番地2、岩元勇男氏、垂水市中俣377番地3の後迫洋氏、以上4名を指名いたします。

次に、垂水市選挙管理委員会委員補充員につきましては、垂水市南松原町23番地の谷口敏徳氏、垂水市牛根麓489番地1の脇栄一郎氏、垂水市海潟595番地1の平野日出生氏、垂水市新城2299番地2の宮迫光男氏、以上4名を指名いたします。

なお、補充員につきましては、補充の順位がございりますが、補充の順位は、ただいま指名したとおりの順位にしたいと思います。

○議長（篠原静則）

お諮りいたします。

ただいま指名されました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員に、高野猛氏、今村富義氏、岩元勇男氏、後迫洋氏の4名が、同補充員に谷口敏徳氏、脇栄一郎氏、平野日出生氏、宮迫光男氏の4名がそれぞれ当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和元年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午後1時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

